平成20年度
特許庁
委託事業

中国商標権冒認出願
対策マニュアル
2009 年改訂増補版

2009 年 3 月
ジェトロ北京センター
知的財産権部

はじめに

中国における知財問題の中でも、中小企業を中心とした日本企業及び地方自治体にとって現在最も関心のある問題の一つが、商標権の冒認出願（抜け駆け登録）問題である。例えば、日本企業の商品ブランドや日本の地名などが、いつの間にか中国において第三者により先に出願・登録されてしまい、いざ中国に進出しビジネスを始めようとすると、第三者に出願・登録された商標が足枷となるケースが多発している。

商標権の冒認出願に関しては、昨年、「中国商標権冒認出願対策マニュアル」を作成し、広く公表した。

2009年改訂増補版では、企業等の有する商品・役務のブランド一般の場合についての記述を見直し、さらに深い検討を加えただけでなく、地名、地理的表示、著名な人物の名前、キャラクターの図柄及び名称、小説・音楽・映画等のタイトルが冒認出願された場合をも検討対象に加えた。また、最近の冒認出願の実例に鑑み、事前・事後にとり得る対策及び手続の流れ、実際に日本企業が第三者から商標を取り戻した実例等を紹介する。

ここで、本書の構成を示しておく。第一章では、中国における冒認出願の現状を簡単に紹介し、冒認出願の原因を分析した上で、冒認出願への対抗手段をとることの必要性について述べている。第二章では、冒認出願される前の時点における事前的手段について、また、第三章では冒認出願された後にそれを取り消すための事後的手段について、その法律上の要件や実務上の留意点等を詳しく検討している。第四章では、最近の日本企業の関わった冒認出願のリーディングケースを紹介しつつ、商標法31条と41条1項の関係という興味深い論点について検討を加えている。第五章では、中国においては、冒認出願に関し、法制度改正等についてどのように議論されているのかを紹介している。第五章までは冒認出願一般に対する検討であるのに対し、第六章では、冒認出願の特殊事例、すなわち、地名、地理的表示、著名な人物の名前、キャラクターの図柄及び名称、小説・音楽・映画等のタイトルの各冒認出願について、それぞれの場合の特色等について検討している。第七章の結語までが本文である。第八章では、参考資料として、手続のフローチャート、冒認出願のリーディングケースの裁定・判決の和訳、関連法令の和訳等を掲載している。

本報告書が、中国での商標権の冒認出願問題に悩まされている日本企業や関係団体の参考になれば幸いである。

なお、本報告書は、森・濱田松本法律事務所（遠藤誠弁護士）に委託して作成したものである。

2009年3月

ジェトロ北京センター

知的財産権部

＜目　次＞

第一章　序論 1
第1節　中国における冒認出願の現状 1
第2節　中国における冒認出願の原因 2
第3節　中国における冒認出願への対抗手段をとる必要性 3

第二章　冒認出願を防止するための事前的手段 4
第1節　総説 4
第2節　具体的対策 5
1 適時の商標出願・登録を行うこと 5
2 著作権登録 6
3 冒認出願の監視 6
4 日本のブランド等のリストの提示 6

第三章　冒認出願に対する事後的手段 7
第1節　総説 7
第2節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段 10
1　他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録を理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法31条） 10
（1）前段の「既存の権利」の解釈 10
（2）後段の「他人の商標使用が先であり、かつ一定の影響力を有する場合」の解釈 11
（3）後段の「不正な手段」及び「悪意」の解釈 14
（4）商標法31条違反を法的根拠として主張し得る場面 16
（5）商標法31条を主張する場合の問題点 16
2　欺瞞的な手段または不正手段による登録を理由とする登録商標取消申立（商標法41条1項） 17
（1）「欺瞞的な手段」 17
（2）「その他の不正な手段」 18
（3）商標法41条1項違反を主張する場合の問題点 19
3　著名商標に基づく異議申立・登録商標取消申立（商標法13条） 20
（1）著名商標を根拠とする商標登録取消申立の概要 20
（2）著名商標の定義 20

（3）著名商標の保護を求める者がなしうる請求 21
（4）著名商標と登録商標との差異 22
（5）認定申請の方法 22
（6）著名商標の認定の考慮要素 23
（7）著名商標の認定の証明資料 23
（8）著名商標に基づく冒認出願商標の取消を主張する場合の問題点 24
4　公序良俗違反を理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法10条1項8号） 25
（1）商標法10条1項8号の概要 25
（2）商標法10条1項8号違反を主張する場合の問題点 25
5　無権限の代理人・代表者による冒認出願であることを理由とする異議申立・登録商標取消申立（15条） 26
（1）商標法15条の概要 26
（2）代理関係、代表関係の判定 26
（3）商標法15条違反を主張する場合の問題点 27
6　3年間不使用を理由とする登録商標取消申立（商標法44条4号） 27
（1）商標法44条4号の概要 27
（2）商標法44条4号違反を主張する場合の問題点 28
7　識別力がないことを理由とする異議申立・登録商標取消申立（11条） 29
（1）商標法11条の概要 29
（2）商標法11 条を主張する場合の問題点 29
8　粗製濫造・品質詐欺・消費者欺罔を理由とする登録商標取消申立（商標法45条） 30
（1）商標法45条の概要 30
（2）商標法45条を主張する場合の問題点 30
9　公衆に知られた外国地名であることを理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法10条2項） 30
（1）商標法10条2項の概要 30
（2）商標法10条2項を主張する場合の問題点 31
10　地理的表示であることを理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法16条） 31
（1）商標法16条の概要 31
（2）商標法16条を主張する場合の問題点 32
11　不正競争防止法違反であることを理由とする不正競争行為差止・損害賠償請求（不正競争防止法5条、9条1項等） 32
第3節　登録商標取消裁定の手続と効果 34
1　取消裁定の申立事由 34

2　裁定の手続 35
3　登録商標取消裁定の効果 36
第4節　実務上の留意点 37
1　代理人の選任 37
2　費用 37
3　事実関係の調査 38
4　証拠収集 38
5　中国のマスコミへの対策 39
6　登録商標の買取要求への対応方法 39

第四章　最近の日本企業の冒認出願紛争事例 41
第1節　「NIfCO」「TIfCO」の事例 41
1　書誌的事項 41
2　事件の概要 41
（1）事実関係 41
（2）第一審判決 42
（3）第二審判決 43
第2節　「無印良品」「MUJI」の事例 44
1　書誌的事項 44
2　事件の概要 44
（1）事実関係 44
（2）第一審判決 45
（3）第二審判決 45
第3節　商標法31条と41条1項の適用関係 47
1　問題意識 47
2　「NIfCO」「TIfCO」の事例 47
3　「無印良品」及び「MUJI」の事例 48
4　各裁定・判決の比較検討 49

第五章　冒認出願に関する中国での法制度改正の議論状況 50
1　商標の先使用者に対するより広範な保護が必要という提案 50
（1）未登録商標の先使用者に対して商標出願優先権を付与するという提案 50
（2）未登録商標の先使用者に対して一定範囲の使用権を付与するという提案 51
2　自然人の商標登録に対する制限を課すという提案 51
3　厳格な商標登録審査制度の確立という提案 51

4　商標と商号の関係を調整し、統一的な商標標章法律制度を確立するという提案.... 52
5　未登録の著名商標の保護については登録著名商標と同一の保護基準とすべき旨の提案.... 52
6　異議申立、再審査手続上の適正化を図るとの提案.... 53
7　冒認出願を含む悪意の行為に対して、懲罰的法律規定を増やすべきという提案.... 54

第六章　冒認出願の特殊事例.... 55
第1節　地名.... 55
1　地名の商標の特徴.... 55
2　外国地名について.... 57
（1）外国地名の特殊性.... 57
（2）「商標審査基準」における外国地名に関する実例.... 58
（3）日本の地名に関する実例.... 59
3　紛争事例.... 61
（1）公知の外国地名であるとされ、登録が認められなかった商標.... 61
（2）公知の外国地名に類似するとされ、登録が認められなかった商標.... 63
（3）外国地名がよく知られているとまでは言えないとされ、登録を認められた商標.... 64
（4）外国地名に別の意味があるとされ、登録が認められた商標.... 64
4　日本の地名を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討.... 66
（1）中国における商標登録出願状況の調査.... 66
（2）日本の地名を冒認出願された場合の影響.... 66
（3）対策の必要性の検討.... 67
5　事前的対策.... 68
（1）日本の地名を第三者より先に商標出願・登録すること.... 68
（2）団体商標、証明商標としての登録.... 69
（3）知的財産権戦略の策定.... 69
6　事後的対策.... 70
第2節　地理的表示.... 72
1　地理的表示の特徴.... 72
2　中国で登録された中国の地理的表示の例.... 72
3　中国で登録された外国の地理的表示の例.... 75
（1）外国の地理的表示で中国において登録済みの団体商標（2007年8月27日現在）75
4　紛争事例.... 79

（1）被申立商標が地理的表示（商標法16条）にあたることを理由に、　登録が認められなかった商標 79
（2）公衆に商品の原産地を誤認させ、悪影響がある（商標法10条1項8号）ことを理由に、登録が認められなかった商標 79
（3）日本の地域団体商標（地域ブランド）に係る商標出願 81
5　日本の地理的表示を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討 83
6　事前的対策 83
（1）団体商標及び証明商標の意義 83
（2）団体商標、証明商標と普通商標との区別 84
（3）地理的表示を団体商標、証明商標とする場合の審査 85
7　事後的対策 86
第3節　著名な人物の名前 87
1　著名な人物の名前に係る商標の特徴 87
2　実例の紹介 87
（1）歴史上の人物の名前 87
（2）存命中の有名人の名前 94
3　日本の著名な人物の名前を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討 96
（1）日本の著名な人物の名前を冒認出願された場合の影響 96
（2）対策の必要性の検討 97
4　事前的対策 98
（1）名前を第三者より先に商標出願・登録すること 98
（2）知的財産権戦略の策定 99
5　事後的対策 99
（1）「歴史上の人物の名前」の冒認出願に対する手段 99
（2）「存命中の有名人の名前」の冒認出願に対する手段 100
第4節　キャラクターの図柄・名称 101
1　キャラクターの図柄・名称の商標の特徴 101
2　実例の紹介 102
（1）キャラクターの図柄・名称に係る冒認出願紛争の実例 102
3　日本のキャラクターの図柄・名称を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討 105
（1）日本のキャラクターの図柄・名称を冒認出願された場合の影響 105
（2）対策の必要性の検討 105
4　事前的対策 106
（1）日本のキャラクターの図柄・名称を第三者より先に商標出願・登録すること 106

（2）日本のキャラクターの図柄を著作権登録しておくこと 107
（3）知的財産権戦略の策定 107
5　事後的対策 108
（1）キャラクターの図柄の冒認出願に対する手段 108
（2）キャラクターの名称の冒認出願に対する手段 109
第5節　小説・音楽・映画等のタイトル 112
1　小説・音楽・映画等のタイトルに係る商標の特徴 112
2　実例の紹介 112
（1）第三者の商標登録が認められた実例 112
（3）紛争になった実例 118
3　日本の小説・音楽・映画等のタイトルを冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討 123
4　事前的対策 123
5　事後的対策 123

第七章　おわりに 125

第八章　参考資料 126
1　手続のフローチャート 126
（1）初期査定公告済みの商標に対する異議申立等の手続 126
（2）登録商標の取消手続 127
2　「NIfCO」「TIfCO」の裁定及び判決（和訳） 128
（1）「NIfCO」 128
ア　商標評審委員会の裁定 128
イ　北京市第一中級人民法院の判決 135
ウ　北京市高級人民法院の判決 144
（2）「TIfCO」 152
ア　商標評審委員会の裁定 152
イ　北京市第一中級人民法院の判決 159
ウ　北京市高級人民法院の判決 167
3　「無印良品」「MUJI」の裁定及び判決（和訳） 178
（1）「無印良品」 178
ア　商標評審委員会の裁定 178
イ　北京市第一中級人民法院の判決 184
ウ　北京市高級人民法院の判決 194

（2）「MUJI」 198
ア　商標評審委員会の裁定 198
イ　北京市第一中級人民法院の判決 205
ウ　北京市高級人民法院の判決 213
4　商標評審規則（和訳） 218
5　商標審理基準（和訳） 232
6　最高人民法院による登録商標、企業名称と既存の権利との抵触に係る民事紛争案件の審理における若干問題に関する規定（和訳） 262
7　ウェブサイト『中国商標網』による検索結果の例 263

第一章　序論

第１節　中国における冒認出願の現状

近時、中国では、外国企業の商品ブランドや、外国の地名等を、第三者が商標として「冒認出願」[1]する事案が増加しており、大きな問題となっている。特に、日本の地名や地域ブランドの冒認出願問題については、2008 年 4 月に、ジェトロ北京センターの調査結果が公表された[2]ことをきっかけとして、日本の世論の関心が一気に高まった[3]。

日本企業との関連で有名になった冒認出願の事案[4]としては、例えば、「クレヨンしんちゃん」の中国語名及びキャラクター、良品計画の「無印良品」及び「MUJI」というブランドが、中国の第三者によって商標登録されていた事例が挙げられる。また、地名としては、「青森」等が、地域ブランドとしては「美濃焼」等が、中国の第三者により商標出願されていた事例が大きく報道された[5]。

中国における商標の冒認出願の事例は、他にも数多くある。中国の商標出願・登録の状況は、中国商標局のウェブサイト『中国商標網』[6]で、（多少の中国語の知識があれば、）誰でも無料で調査することができる。本書で紹介する商標登録出願の状況は全て『中国商標網中国商標網』から取得した。「無印良品」（指定商品：服装等）、「MUJI」（指定商品：服装等）、「クレヨンしんちゃん（図形）」（指定商品：眼鏡等）、「クレヨンしんちゃん（中国語の文字）」（指定商品：眼鏡等）のそれぞれの商標登録の状況をウェブサイト『中国商標網』で検索した結果を、本書の末尾に添付するので、参照されたい（ただし、後で紹介するように、「無印良品」（指定商品:服装等）及び「MUJI」（指定商品:服装等）についての当該商標登録は、既に取り消されたものである）。

筆者が、ウェブサイト『中国商標網』で商標登録・出願の状況を調査してみたところ、上記の他にも、日本のアニメ・キャラクターや歌手等の名前についての冒認出願が多数見受けられた。日本のアニメ・キャラクターや歌手等は中国国内においても有名なものが多く、それだけに冒認出願の対象とされやすい。アニメ・キャラクターや歌手等の名前はいずれも、服装、靴、帽子、アクセサリー、文房具、玩具、自転車、時計、飲料、眼鏡等、何にでも容易に商標として使うことができる。他方、日本のプロダクション等の一部は、外国における商標管理を十分に行ってこなかったという事情がある。今後も、アニメ・キャラクターや歌手等に関する冒認出願は減ることはないと予想される。

1　外国の商標が中国では出願・登録されていないことを奇貨として、第三者が先に当該商標を出願・登録することを、本書では、「冒認出願」と呼ぶ。ほかに、「抜け駆け登録」、「剽窃出願」、「不正商標登録」等と呼ばれることもある。

2　2008 年 4 月 9 日付け「読売新聞」朝刊 1 面（「中国産『松阪牛』『美濃焼』 現地で勝手に商標申請登録」）

3　地名や地域ブランドの冒認出願問題に関して筆者（遠藤誠）が出演したテレビ番組として、2008 年 5 月 12 日朝の「ＮＨＫニュース　おはよう日本」（「商標　中国・台湾で相次ぐトラブル」）、及び同年 5 月 28 日夜の「NHK　BS1　きょうの世界」（「“日本ブランド”を守れ！～急増する外国企業の便乗商法～」）がある。また、当該問題に関する筆者（遠藤誠）へのインタビュー記事が掲載された新聞として、同年 8 月 4 日付け「日本経済新聞」朝刊 16 面（「中国で日本地名の商標、自治体が苦慮　特産品輸出への影響懸念　権利所在巡り混乱続く」）、及び同年 8 月 14 日付け「朝日新聞」朝刊 29 面（「日本の地名、中国で商標に　審査官が知らないと登録も」）がある。

4　2005 年 7 月 1 日付け読売新聞の記事『国家戦略を考える　第 3 部　揺らぐ知力の基盤』、2005 年 11 月 28 日付け日本経済新聞の記事『法務インサイド　中国で奪われる商標』等。

5　2008 年 4 月 9 日付け「読売新聞」朝刊 1 面（「中国産『松阪牛』『美濃焼』 現地で勝手に商標申請登録」）

6　http://sbj.saic.gov.cn/

第２節　中国における冒認出願の原因

中国で冒認出願が広く行われるようになった原因は、どこにあるのだろうか？

第一に、実際のビジネス活動がグローバル化しているのに対して、外国企業等による商標の中国出願が十分かつ適切に行われていないということが挙げられる。例えば、日本では、2006 年 4 月 1 日より、地域ブランドを地域団体商標として登録することが認められるようになり（商標法 7 条の 2）、数多くの登録申請がなされた。しかし、地域ブランドの中国出願があまり行われておらず、出願をしていない中国において第三者に先行出願されるという状況を招いてしまっている。

第二に、現代社会においては、インターネット等を通じて、誰でも外国ブランド等の情報を容易に知り得る。そのため、外国のブランド等を知った者が、中国では当該ブランド等がまだ商標登録・出願されていないことを奇貨として、先に冒認出願してしまうといったことが、非常に起こり易くなっているという事情も挙げられる。

第三に、中国等には、外国のブランド等を自分のビジネスに利用してフリーライドしたり（良いイメージで消費者に広く知られた外国のブランド等の名前の方が売り易い）、登録商標を高値で買い取らせたり（将来中国に進出してきそうなブランドを片っ端から先に商標出願・登録しておく）する目的の者が現実に存在することが挙げられる[7]。

第四に、商標法[8]制度が先願主義を採用していることや、商標出願・登録のコストが比較的安いこと等の制度的背景も原因として指摘できるであろう。

7　なお、国家工商行政管理総局は 2007 年 2 月に「自然人が商標登録の出願手続をする際の注意事項」という通達（http://sbj.saic.gov.cn/pub/show.asp?id=122&bm=flfg）を公布し、その第 5 条で、中国人個人の商標出願の指定商品・役務が、営業許可証に記載された経営範囲の範囲内になければならないことを定めた。これは、登録商標を高値で買い取らせる買取要求への抑制にはなり得るが、自分のビジネスに利用する目的の者には効果は薄いと思われる。

8　中国の商標法、商標法実施条例等の和訳は、日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産権部のウェブサイトに掲載されているので、参照されたい。
http://www.jetro-pkip.org/index.html

第３節　中国における冒認出願への対抗手段をとる必要性

もし、外国のブランド等が中国で商標の冒認出願をされてしまうと、将来、非常に困ったことになる可能性がある。

第一に、先願主義により、同一または類似の指定商品・役務では同一または類似の商標の登録ができなくなるリスク（日本企業等が日本で商標登録しているブランドを、中国では商標登録できない）がある。すなわち、中国の商標法は、日本等多くの国の商標法と同様に、「先願主義」を採用している（29 条、7 章等）。先願主義の下では、既に商標を実際に使用している者であっても、他の第三者が先に当該商標を出願してしまうと、もはや、同一または類似の指定商品では同一または類似の商標の登録ができなくなる。

第二に、登録名義人の許諾を得ずに当該商標を使用すると、商標権侵害となるリスクがある。すなわち、もし登録名義人の許諾を得ずに当該商標を使用すると、商標権侵害を理由に訴えられ、販売等を差し止められたり、自社や取引先等が損害賠償を請求されたりすることになりかねない。さらには、商標登録者から、当該商標を法外な値段で買い取るよう要求してくるおそれもある。

上記のとおり、日本企業等の有するブランドが冒認出願されることによる実際のビジネス上のリスクには、甚大なものがある。他方、外国のブランドがいまだ中国で商標出願・登録されていないことを奇貨として先に当該商標の冒認出願をした者を保護することは、信義誠実の原則に照らし、明らかに不合理である。

ところで、下図に示したように、冒認出願が問題となる対象には様々なものがあり、性質上、一企業・一個人に帰属すると言い易いものと言い難いものがある。それらの性質によって、対抗手段をとる必要性や、対抗手段の種類が異なることに、留意する必要がある。

図表：冒認出願が問題となる対象とその性質

冒認出願が問題となる対象	性質
企業等の商品・役務のブランド、 存命中の有名人の名前、キャラクターの図柄	一企業・一個人に帰属すると言いやすい
キャラクターの名称、 小説・映画・音楽等のタイトル	↕
地理的表示	
歴史上の人物の名前	
地名	一企業・一個人に帰属すると言いにくい

第二章　冒認出願を防止するための事前的手段

第１節　総説

中国商標法が、先願主義を採用している以上、商標の冒認出願の問題が発生することは、今後も不可避である。一旦、日本企業が商標の冒認出願の被害に遭えば、中国ビジネスに与える悪影響は極めて大きい。しかも、冒認出願商標が登録されてしまうと、それを取り消すためには、多くの時間的・金銭的・労力的コストがかかるだけでなく、最終的に日本企業が商標を取り戻すことができるとは限らない。

そこで、事後的対策よりも、事前的対策により冒認出願の出現を防止できれば、それに越したことはないといえる。以下では、日本企業が冒認出願の出現を防止するためにとり得る事前的手段を検討する。

第２節　具体的対策

１適時の商標出願・登録を行うこと

まず、当たり前のことであるが、中国等で商標の出願・登録を適時に行うことである。

日本で事業展開を開始する際に、中国の事業展開を想定しているのであれば、日本での商標出願と合わせて中国での商標出願を行うことが必要である。日本の事業展開の状況を見ながら中国での対応を検討するという選択肢もあるが、日本の情報はすぐに中国に伝わっていくという現在の状況に鑑みると、日本での事業展開と合わせてグローバルなブランド戦略を立て、適時に必要な商標出願を行う体制を整備しておくべきである。

中国等で商標出願をする際には、ブランド名を日本のものと同じにするのか、若干の変更を加えたブランド名とするのか[9]、全く異なるブランド名とするのか等の点について、徹底的に検討しておく必要がある。同じ漢字から構成される言葉であっても、日本語と中国語では意味やイメージが異なることは多い。また、日本では有名な地名や人名等であっても、中国ではほとんど知られておらず、造語とみなされてしまうことも少なくない。このような様々な事情を考慮して、中国でのブランド展開を考えていくことが必要である。

香港・マカオ・台湾において商標出願をする場合、これらの地域だけでなく、中国大陸でも商標出願を行うことが肝要である。なぜなら、香港・マカオ・台湾と中国大陸は、１つの中華文化圏として捉えることができ、香港・マカオ・台湾のいずれかの地域で有名になった日本のブランドやキャラクターは、同じ中華文化圏である中国大陸においても、すぐに有名になる可能性があり、冒認出願を行う第三者が出現する可能性が非常に高いといえるからである。

また、日本企業が事業展開する予定のある指定商品・役務で出願するだけでなく、被服、履物、日用品など、冒認出願をした第三者が比較的容易に製造できる物に関しても、指定商品・役務を広めにして出願しておくことが望ましい。

万が一、先に第三者に日本企業等のブランドを冒認出願されてしまった場合でも、①他の指定商品・役務について出願しておくこと、②当該ブランドに他の言葉を付加したりロゴマーク化したりして出願することが考えられる。

将来的には、企業だけでなく、地方自治体や協同組合等の団体においても、ブランドを含めた知的財産権の戦略及び管理体制を早急に検討していく必要があろう。

9　特に日本でのブランド名が平仮名、片仮名またはアルファベットで構成されている場合、中国での商標出願にあたって、中国人にも覚えやすく、発音し易く、良いイメージの漢字を当てはめてブランド名をつくることも少なくない（例えば、サントリーの「三得利」）。

2 著作権登録

中国での著作権登録は、任意の制度であるが、①冒認出願への対抗措置を講じる上での根拠資料となること、②商標の出願・登録に比べて、手続きに要する時間や費用が少なくてすむこと、といった利点がある。また、中国での著作権登録だけでなく、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下「ベルヌ条約」という）の加盟国における著作権登録であっても、冒認出願への対抗手段となり得る。よって、費用対効果の観点から商標の出願が困難であるような場合であっても、著作権登録を行うことは検討に値するといえよう。

ただし、著作物といえるためには、ある程度の「創作性」が必要であるため、例えば、単なる文字商標の場合は、著作物性が認められにくいという問題がある。

3 冒認出願の監視

外国企業等の有するブランドが中国で冒認出願されていないかを監視することは、冒認出願の権利化を防止するために非常に有益である。

具体的な監視方法としては、各企業が自社社員により若しくは中国の現地代理人に委託して定期的に冒認出願を監視することのほか、業界団体等が一元的に冒認出願を監視して各企業に情報をフィードバックするような体制を構築することも考えられる。

冒認出願を監視する場合、指定商品または役務の範囲は、ビジネスで使用することを想定しているものよりも広い範囲で調査してみるべきである。例えば、婦人服メーカーがそのブランドに関して冒認出願の有無を調査する場合、被服だけでなく、アクセサリー、靴、帽子、ベルト、眼鏡、ハンカチ、化粧品、宝石、香水等のように、当該ブランドがもともと想定している被服よりも広い範囲で商標調査を行うことが肝要である。なぜなら、実際上、上記のような広い範囲で、消費者の誤認・混同を招くおそれがあるからである。

4 日本のブランド等のリストの提示

中国で冒認出願が多い理由の一つとして、中国の商標審査官が日本のブランド、キャラクター、地名等をあまり知らないという事情があると考えられる。業界団体が定期的に日本のブランド、キャラクター、地名等のリストをまとめて中国の商標審査官に提出する等の方法をとることにより、上記のような状況を改善し、冒認出願を減らす効果が期待できる。

第三章　冒認出願に対する事後的手段

第１節　総説

前述のような事前的手段をとった上で、なおも、中国で日本企業等の有するブランド等の冒認出願がなされてしまった場合には、適切な法的対抗措置をとることが肝要である。

中国の商標法は、以下に述べるように、冒認出願に対するいくつかの法的手段を用意している。そのうち、商標法の 31 条及び 41 条 1 項は、適用場面が限定されていないという意味で、一般的手段であるといえる。これに対し、商標法の 13 条、10 条 1 項 8 号、15 条、44 条 4 号、11 条、45 条、10 条 2 項及び 16 条は、適用場面が限定されている個別的手段である。中でも、商標法の 10 条 2 項及び 16 条は、特に地名や地域ブランドの冒認出願のケースに適用され得る規定である。

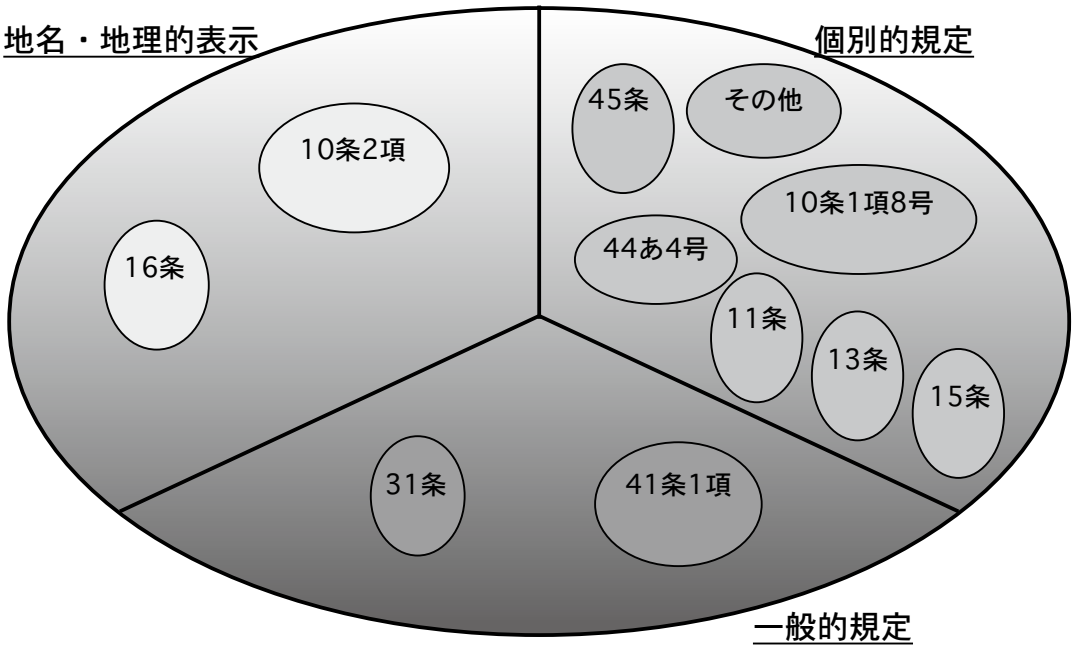

図表：冒認出願に対する事後的な法的対抗手段[10]

法的手段 （商標法の条文）	異議申立 （初期査定公告から3ヶ月以内に申し立てる）	登録商標の取消[11]申立 （登録後に申し立てる）
他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録（31条）	○	○
不正手段による登録（41 条 1 項）	×	○
著名商標（13 条）	○	○
公序良俗違反（10 条 1 項 8 号）	○	○
無権限の代理人・代表者による冒認出願（15 条）	○	○
3 年間不使用（44 条 4 号）	×	○
識別力がない商標（11 条）	○	○
粗製濫造・品質詐欺・消費者欺罔（45 条）	×	○
公衆に知られた外国地名（10 条 2 項）	○	○
地理的表示（16 条）	○	○

上記の他にも、具体的事案によっては、商標法 10 条の上記以外の規定等の適用を主張することも考えられる。

中国における商標の冒認出願に対しては、上述したとおり、理論的にはいくつもの法的手段が用意されているが、実際にどの法的手段を用いるべきか、特に争点となるのはどのような点か、どのような証拠が特に必要とされるか等は、ケース･バイ･ケースであり、一概に論じることはできない。

事後的な法的対抗手段をとる際の実務上の注意事項としては、以下の点が挙げられる。

・異議申立や取消裁定申立の段階から、できるだけ多くの関連証拠を、早めに提出することが必要である。なぜなら、後の訴訟の段階になって証拠を提出することは、原則として認められないからである。

10　初期査定公告の前の商標出願状況でも中国商標局のウェブサイト『中国商標網』に掲載されるので、冒認出願を発見することがあり得るが、初期査定公告の前の時点では法的対抗手段はない。まだ審査官も決まっていないため、情報提供をしてもあまり意味がない。

11　中国語では「撤銷」。

・異議申立と取消裁定申立のいずれの場合においても、誰が申立主体となるか（例：地方自治体、協同組合、商工会議所、民間企業等）、申立のコストを誰がどのように負担または分担するか、申立期限を徒過していないか、別途行う商標出願を誰の名義で行うか等の実務上の問題について、よく検討すべきである。

・理論的には法的対抗手段をとることが可能な場合であっても、実際上も法的対抗手段をとる必要があるか否かについては、勝てる見込み、予想される様々な影響、コスト等について、よく検討する必要がある。選択肢としては、具体的事案によっては、「何もしない」という方法や、「商標登録者から譲り受ける」という方法も、完全に無いとは言い切れない。

以下では、冒認出願に対してとり得る事後的手段のそれぞれについて、要件及び効果、実務上の留意点等について説明していくこととする[12]。

12　なお、日本の商標法では、4 条 1 項 19 号が、「他人の業務に係る商品または役務を表示するものとして日本国内または外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一または類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）をもって使用をするもの」は登録できない旨を規定している。

第２節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段

1　他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録を理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法 31 条）

中国の商標法 31 条は、「商標の登録出願は、他人の既存の権利[13] を侵害してはならない。他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。」と規定している。すでに登録された商標が 31 条の規定に違反している場合は、商標の登録日から 5 年以内に、商標所有者または利害関係者は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる（商標法 41 条 2 項）。

31 条は、係争商標に係る商標局への異議申立においても、また、登録に至った商標に係る商標評審委員会への登録商標取消申立においても、主張が可能である。

（1）前段の「既存の権利」の解釈

2005 年 12 月に公表された「商標審理基準」[14] の「三」にも記載されているとおり、登録出願する商標は、他人が先に出願し、または登録した商標と競合してはならず、また、他人が先に取得したその他の合法的権利と競合してはならない。また、本条に定める既存の権利とは、係争商標の登録出願日前に取得されたその他の権利を指し、商号権、著作権、意匠特許権、氏名権、肖像権等が含まれる。

そこで、本条前段の適用を受けるためには、どのような「既存の権利」が侵害されたのかを主張・立証しなければならない。

しかし、中国における冒認出願が問題となる事案では、冒認出願の出願時において、日本企業はまだ中国ビジネスを展開していない場合が多い。そのような場合においては、当該日本企業は、いまだ中国では「既存の権利」といえるような権利を保持しておらず、商標法 31 条前段の主張をすることは困難であることが多い。

ところで、日本企業が日本で創作した著作物は、日本も中国もベルヌ条約に加盟しているため、中国においても保護を受けることができる。従って、著作権に関しては、日本企業が「既存の権利」として保持していることは十分あり得るのであり、その場合には、商標法 31 条前段の主張の可能性

13　中国語では「現有的在先権利」。

14　中国語では「商標審理標準」。本書の「第八章　参考資料」に、「商標審理基準」の和訳を掲載しているので、参照されたい。2005 年 12 月に公表された「商標審査基準」（中国語では「商標審査標準」）も存在するが、異なるものであるので、留意されたい。「商標審査基準」の和訳は、日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産権部のウェブサイトに掲載されている。http://www.jetro-pkip.org/index.html

がある。ただし、著作物といえるためには、ある程度の創作性が必要であるため、単なる文字商標の場合は、著作物性が認められにくい。これに対し、アニメのキャラクター等であれば、著作物性が認められる可能性が比較的高い。

「著作物」性という点に関しては、北京市高級人民法院が、下記のロゴマークの著作物性を認め、商標法 31 条の「既存の権利」が侵害されたことを理由に、係争商標の取消を認めた 2008 年 5 月 28 日付け判決がある（案件番号：(2008）高民終字第 121 号、出典：北京法院網)。

上記「Z」図形のようなロゴマークにも著作物性が認められたことは、商標法 31 条を主張して冒認出願商標への異議申立または取消裁定申立をしようとする企業にとって、参考となろう。

なお、自然人の場合であれば、氏名権や肖像権等を「既存の権利」として主張することが可能となるケースもあると考えられる[15]。氏名権については､本書の「第六章　冒認出願の特殊事例」の「第 3 節　著名な人物の名前」の項の該当箇所を参照されたい。

(2）後段の「他人の商標使用が先であり、かつ一定の影響力を有する場合」の解釈

商標法 31 条後段の規定は、信義誠実の原則に基づき、既に使用されている一定の影響力を有する商標を保護し、不正な手段による冒認出願行為を制止し、登録の原則を厳格に実施することによって生じかねない不公平な結果を補うものである。

2005 年 12 月に公表された「商標審理基準」の「四 2」によれば、商標法 31 条後段の適用条件は、以下のとおりである。

(1）他人の商標が係争商標の出願日前に既に使用されていて一定の影響力を有していること
(2）係争商標が他人の商標と同一または似通っていること
(3）係争商標を使用する商品 / 役務と他人の商標が使用される商品 / 役務とが同一または類似していること
(4）係争商標出願人が悪意であること

15　商標審理基準「三」の「5　氏名権」､「6　肖像権」の箇所を参照されたい。

また、「商標審理基準」の「四 3」によれば、以下の規定もおかれている。

3.1　既に使用している一定の影響力を有する商標とは、中国で既に使用されており、一定の地域の範囲内の関連する公衆に知られている未登録の商標をいう。
関連する公衆の判定には、「他人の著名商標の複製、模倣または翻訳の審理基準」3.1 の規定を適用する。

3.2　商標に一定の影響力があるかを判定するにあたっては、個々の事案の状況について次に定める各種要素を勘案しなければならない。ただし、当該商標が次のすべての要素を満たすことが前提ではない。
（1）関連する公衆の商標に対する認知度
（2）当該商標の使用の継続期間及び地理的範囲
（3）当該商標のなんらかの宣伝活動の期間、方法、程度及び地理的範囲
（4）当該商標に一定の影響力を生じさせるその他の要素

3.3　上記参考要素は、次に定める証拠資料によって証明することができる。
（1）当該商標を使用する商品 / 役務の契約、領収書、貨物引替証、銀行入金証憑、輸出入証憑等
（2）当該商標を使用する商品 / 役務の販売区域の範囲、販売網の分布及び販売経路、方法に関する資料
（3）当該商標にかかわる放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、ネットワーク、戸外等のメディアの広告、メディアの評論及びその他の宣伝活動資料
（4）当該商標を使用する商品 / 役務について参加した展示会、博覧会に関する資料
（5）当該商標を最初に使用した時期及び使用継続状況に関する資料
（6）当該商標の受賞状況
（7）当該商標に一定の影響力があることを証明することができるその他の資料

3.4　商標の使用状況の証明に用いる証拠資料は、使用した商標標章、商品 / 役務、使用日及び使用者を示すことができるものでなければならない。

3.5　商標が一定の影響力を有しているかどうかは、原則として係争商標出願日を基準として判定する。

上記 3.1 のとおり、「一定の影響力を有する商標」といえるためには、「中国で既に使用されて」いることが必要である。

ちなみに、中国で出版されている商標法の解説書をみると、例えば、「中国商標注冊与保護」[16] は、

16　本書編写組編著、知識産権出版社、2004 年

商標法 31 条後段の「他人が既に使用し」という文言は、中国国内での使用に限られると明言している。実務上も、商標評審委員会等は、商標法 31 条後段の適用が問題となる事案において、「商標登録者の出願時以前において、当該出願に係る指定商品に関して、取消審判申立人たる外国企業の中国国内における使用の事実を証明する証拠」を提出するよう求めてくる場合が多い。

しかし、商標法 31 条後段の適用が問題となる事案における日本企業にとっては、商標登録者の出願時以前においてはまだ中国ビジネスを展開する前であり、上記のような証拠を提出することは不可能または著しく困難であるのが通常である。この点がネックとなって、商標評審委員会での無効審判に苦しんでいる日本企業は少なくない。

現行の商標法 31 条をみれば明らかなとおり、「中国国内において」という文言は存在しないにもかかわらず、実務上はそのような要件が付加されて解釈・運用されている。万一、第三者に冒認出願されて紛争となり、商標法 31 条後段の適用が問題となった場合は、「商標登録者の出願時以前において、当該出願に係る指定商品に関して、取消審判申立人たる外国企業の中国国内における使用の事実を証明する証拠」を社内や取引先からかき集めて提出する必要が生じることとなる。

この点に関し、「使用」及び「一定の影響力」の要件を緩和しようとする最近の判例の傾向が参考となる。例えば、「家家」商標に関する、2004 年 5 月 24 日付商標評審委員会商評字（2004）第 1812 号紛争裁定、2004 年 12 月 27 日付北京市第一中級人民法院（2004）一中行初字第 588 号行政判決、2005 年 5 月 8 日付北京市高級人民法院（2005）高行終字第 71 号行政判決は、商標法 31 条後段の「使用」の「主体」、「時期・方法」及び「一定の影響力」について、ある程度、緩やかに適用している。すなわち、①使用の「主体」については、商標所有者による自己使用には限らないこと、②「時期・方法」については、紛争商標の登録出願より前から、商品の生産を開始し広告宣伝を行っていたのであれば足りること、③「一定の影響力」については、当該商標が広告宣伝の行き渡った範囲内での商品の消費者及び競業者の知るところとなっていれば足りることを示している。

「家家」商標に関する北京市高級人民法院判決

山西老伝統酒業有限公司（以下「老伝統公司」という）は、1999 年 10 月、第 33 類で「家家」商標を登録し、2001 年 2 月、当該商標登録が認められた。

2002 年 8 月、老伝統公司は、山西杏花村汾酒廠股份有限公司（以下「杏花村公司」という）が商標権を侵害しているという理由で訴訟を提起した。その結果、山西省呂梁地区中級人民法院は、老伝統公司の請求を認め、杏花村公司に対し、侵害行為の停止及び損害賠償 836 万元の支払いを命じた。

杏花村公司は、商標評審委員会に対し、老伝統公司の「家家」商標の登録の取消を申し立てた。商標評審委員会は、老伝統公司の悪意による登録を理由に、「家家」商標の登録の取消裁定を下した。

老伝統公司が上記裁定を不服として行政訴訟を提起したが、北京市第一中級人民法院は、以下の理由により、商標評審委員会の裁定を妥当とし、訴えを棄却した。老伝統公司は上訴したが、北京市高級人民法院も、原審判決を妥当とし、上訴を棄却した。

「紛争商標出願日の 3 か月から 4 か月前に、杏花村公司及びその関連企業が、家家酒製品の流通販売のために、外部に対し家家酒製品の包装全般のデザインを委託し、家家酒のみに使用する容器、箱、商標ラベル、偽物防止キャップ等を 4 社にそれぞれ発注したこと（注文本数が家家酒 40 万本分にもなる）、紛争商標出願日の数日前に、その生産した家家酒を山西省衛生防疫站に提出し検査・測定を受けていることを含め、大量の準備作業を行っていたことが十分に証明されている。また、関連の証拠により、紛争商標の出願日前に、家家酒が公共メディアを通じて関連の消費者に知られていたことも証明されている。老伝統公司と杏花村公司との間には過去に酒製品の製造について業務提携関係があり、また、両者は同じ山西省呂梁地区に所在する酒製品製造企業であり、このような前提条件のもとで、老伝統公司が杏花村公司の使用する『家家』商標と文字の構成、字体が基本的に同一の紛争商標の登録を出願したその行為は、主観的に悪意が存在すると確信するに足るものである。従って、老伝統公司が紛争商標を登録出願した行為は信義誠実の原則に違反し、商標法 31 条の規定に違反するものである。」

(3) 後段の「不正な手段」及び「悪意」の解釈

「不正な手段」とは、商標を登録出願するために信義誠実の原則に反する方法を使用することをいう。その本質は、行為者が、他人の商標を剽窃しようとする主観的な悪意を持っていることである。すなわち、「不正な手段」であるといえるためには、「悪意」があると認められることが必要である。そこで、具体的な事案において「悪意」をどのように認定するかが、重要な問題として浮かび上がってくる。

この点に関し、「商標審理基準」の「四 4」によれば、係争商標出願人の「悪意」の有無を判定するにあたっては、次に定める各種要素を勘案することができるとされている。

（1）係争商標出願人と先使用者との間に過去に取引または提携関係があった。
（2）係争商標出願人と先使用者とが同一地域にあり、または双方の商品 / 役務に同一の販売経路及び地域範囲がある。
（3）係争商標出願人と先使用者との間に過去に他の争いが生じたことがあり、先使用者の商標を知っていた。
（4）係争商標出願人と先使用者との間に過去に内部人員の行き来があった。
（5）係争商標出願人に、登録後に、不当利益の獲得を目的とし、先使用者の一定の影響力を有する商標の信望及び影響力を利用して誤認を招く宣伝を行い、先使用者に自らとの取引提携を強要し、先使用者または他人に高額の譲渡金、ライセンス料または権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。
（6）他人の商標に比較的強い独創性がある。
（7）悪意と認定することができるその他の事情

「悪意」は主観的要素であるため、立証が困難となることも予想される。この点については、日本の法制度の下でも同様の問題があり得るところ、日本特許庁の商標審査基準（改訂第 8 版、2006 年 4 月 1 日適用）の商標法 4 条 1 項 19 号に関する箇所において、①一以上の外国において周知な商標または日本国内で全国的に知られている商標と同一または極めて類似するものであること、及び②その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること、の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとされていること、また、不正の目的の認定にあたって勘案すべき資料が例示列挙されていることが参考となろう。筆者の経験では、中国において商標冒認出願を行う者が、①外国における真の商標保有者に対し、多額の金銭の要求を書面で行ってくるケース、②中国の 1 社または 1 個人の名義で、世界中の様々なブランド・商標の出願・登録をしているケース、③その登録している商標のデザインが外国における真の商標保有者のブランドのものとほとんど同一であり、偶然の一致ではあり得ないケース等が多い。これらのケースにおいては、冒認出願の主観的悪意が認定される可能性が比較的高いと思料される。

「家家」商標に関する北京市高級人民法院判決

※事案については前掲箇所参照。

「紛争商標出願日の 3 か月から 4 か月前に、杏花村公司及びその関連企業が、家家酒製品の流通販売のために、外部に対し家家酒製品の包装全般のデザインを委託し、家家酒のみに使用する容器、箱、商標ラベル、偽物防止キャップ等を 4 社にそれぞれ発注したこと（注文本数が家家酒 40 万本分にもなる）、紛争商標出願日の数日前に、その生産した家家酒を山西省衛生防疫站に提出し検査・測定を受けていることを含め、大量の準備作業を行っていたことが十分に証明されている。…（略）…老伝統公司と杏花村公司との間には過去に酒製品の製造について業務提携関係があり、また、両者は同じ山西省呂梁地区に所在する酒製品製造企業であり、このような前提条件のもとで、老伝統公司が杏花村公司の使用する『家家』商標と文字の構成、字体が基本的に同一の紛争商標の登録を出願したその行為は、主観的に悪意が存在すると確信するに足るものである。従って、老伝統公司が紛争商標を登録出願した行為は信義誠実の原則に違反し、商標法 31 条の規定に違反するものである。」

（4）商標法 31 条違反を法的根拠として主張し得る場面

商標法 31 条違反は、冒認出願商標に係る商標局への異議申立においても、また、冒認出願して登録に至った商標に係る商標評審委員会への登録商標取消裁定申立においても、法的根拠として主張できる。

商標法 31 条違反を理由に登録商標の取消を申し立てるためには、商標の登録日から 5 年以内に、商標評審委員会に申し立てなければならない（商標法 41 条 2 項）。しかしながら、実際には、日本企業が有するブランド等を中国で冒認出願されるケースにおいては、当該日本企業が冒認出願の事実に気付かずに 5 年以上経過することはよくあることと思われる。

（5）商標法 31 条を主張する場合の問題点

商標法 31 条違反は、現行制度下で、冒認出願商標の取消を申し立てようとする者がしばしば主張の根拠とするアプローチであるが、前述したように、「商標登録者の出願時以前において、当該出願に係る指定商品に関して、取消審判申立人たる外国企業の中国国内における使用の事実を証明する証拠」を提出が困難である場合が多く、立証が容易でないという問題がある。

また、仮に一部の指定商品・役務について上記立証に成功したとしても、当該指定商品・役務と同一または類似の範囲でのみ冒認出願商標を取り消し得るにすぎない[17]。それ以外の指定商品・役務

17　商標法実施条例 41 条は、「商標局及び商標評議審査委員会が登録商標を取り消した場合において、取消の理由が一部の指定商品のみに及ぶときは、当該一部の指定商品上に使用する商標登録を取り消す」と規定している。

については冒認出願商標を取り消すことができず、結局、冒認出願商標が残ってしまう点にも留意が必要である。

2　欺瞞的な手段または不正手段による登録を理由とする登録商標取消申立（商標法 41 条 1 項）

商標登録出願は、信義誠実の原則を遵守しなければならず、虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて登録を受けてはならず、また、不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行ってはならない。このような趣旨から、商標法 41 条 1 項は、「既に登録された商標が･･･欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得ていた場合は、商標局は、その登録商標を取り消す。その他の単位または個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。」と規定している。

「商標審理基準」の「五 2」によれば、本条項は、①「欺瞞的な手段」（虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて商標登録を受ける行為）や、②「その他の不正な手段」（不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行う行為）により商標登録していた場合等に適用される。

このように、商標法 41 条 1 項は、あくまで「既に登録された商標」の取消裁定を申し立てる際の法的根拠とすることができるのみであり、未登録商標に対する異議申立てをする際の法的根拠とすることはできない（この点で、前述した商標法 31 条とは異なる）。

(1)「欺瞞的な手段」

まず、「欺瞞的な手段」（虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて商標登録を受ける行為）[18] については、「商標審理基準」の「五 2.1」で以下の説明がされている。

> これは、係争商標登録者が商標登録を出願するときに、商標行政主管機関に対して事実を偽り、または真相を隠し、偽造の出願書類またはその他の証明文書を提出して商標登録を受ける行為をいう。これには、次のものが含まれるがこれに限らない。
>
> (1) 出願書類の署名捺印を偽造する行為
>
> (2) 出願人の主体資格証明文書を偽造、改ざんする行為。これには、虚偽の身分証、営業許可証等の主体資格証明文書を使用し、または身分証、営業許可証等の主体資格証明文書上の重要な登記事項等を改ざんする行為が含まれる。
>
> (3) その他の証明文書を偽造する行為

18　なお、商標法 26 条は「商標登録出願のために申請する事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない」と規定している。

上記のように「欺瞞的な手段」にあたるとの主張は、日本企業の有するブランド等の冒認出願事案の多くの場合においては、あまり役に立たないと考えられる。「欺瞞的な手段」にあたるとの主張は、例えば冒認出願をしようとする出願人が、自己の身分証明や住所等について出願書類に虚偽記載をした場合等であれば認められる可能性があるが、そのような事実が存在しなければ認められない。

(2)「その他の不正な手段」

「その他の不正な手段」(不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行う行為)については、「商標審理基準」の「五 2.2」で以下の説明がされている。

これは、商標法第 13 条、第 15 条、第 31 条等の条項に定める場合のほかに、係争商標登録者が他人が先に使用している商標であることを明らかに知り、または知り得べきであったにもかかわらず、その登録を出願したことを証明する十分な証拠がある場合をいう。かかる行為は、他人の合法的権益を侵害し、公平競争の市場秩序を損なうため、係争商標を登録せず、または取り消す。

当事者が遅滞なく権利を行使し、商標に関する法律関係の相対的安定性を保つため、商標の先行使用者が係争商標の登録が本項の場合に該当するとして取消を申し立てるときは、商標法第 41 条第 2 項の期間に関する規定を参照し、その商標紛争裁定申立は、係争商標登録の日から 5 年以内に商標評審委員会に申し立てなければならない。

(1) 係争商標登録者の悪意の有無を判定するにあたっては、次の要素を勘案することができる。

① 係争商標出願人と他人との間に過去に取引または提携関係があった。

② 係争商標出願人と他人とが同一地域にあり、または双方の商品 / 役務に同一の販売経路及び地域範囲がある。

③ 係争商標出願人と他人との間に過去に係争商標に関する他の争いが生じたことがある。

④ 係争商標出願人と他人との間に過去に内部人員の行き来があった。

⑤ 係争商標登録後、係争商標登録者に、不当利益の獲得を目的とし、他人に自らとの取引提携を強要し、他人に高額の譲渡金、ライセンス料または権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。

⑥ 他人の商標に比較的強い独創性がある。

⑦ 悪意と認定することができるその他の事情

(2) 係争商標が他人が先に使用している商標であること

先に使用しているとは、係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していることをいう。

(3) 保護の範囲

先に使用している商標の保護の範囲は、原則として当該商標を使用する商品 / 役務と同一または類似の商品 / 役務に限られる。

上記の「商標審理基準」の内容によれば、冒認出願行為が、「不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行う行為」に該当するものと主張する場合、「係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していたこと」を立証しなければならないことになる。また、商標法 41 条 1 項には主張の期間制限は無いにもかかわらず、上記の「商標審理基準」は、係争商標の登録日から 5 年以内に申し立てなければならないと規定している。

(3) 商標法 41 条 1 項違反を主張する場合の問題点

商標法 41 条 1 項の解釈に関して一般的な説明をする文献は少なくないが、外国有名商標の冒認出願の事案に 41 条 1 項を適用して当該登録商標を取り消すことができるのかという点について明確に論じた文献はなかなか見当たらない。他方、上述した「商標審理基準」は、はっきりと、「係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していたこと」という要件を要求している。もちろん、「商標審理基準」はあくまで商標評審委員会が商標紛争を審理するときに用いられるものであり、人民法院がこれと同様の判断を示すとは限らない。しかし、「商標審理基準」が商標実務に与える影響は非常に大きく、人民法院に対する影響も小さくはなく、今後、日本企業のブランド等が中国で冒認出願された事案において、「係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していたこと」という極めて難しい立証を求められ、その立証ができないために多くの日本企業が標章を中国で第三者に奪われてしまうことが懸念される。

このように、商標法 41 条 1 項は、商標法 31 条と並んで、冒認出願商標の取消しを求めようとする者がしばしば主張の根拠とするアプローチだが、「係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していたこと」の立証がネックとなる場合が多い。

また、仮に一部の指定商品・役務について上記立証に成功したとしても、当該指定商品・役務と同一または類似の範囲でのみ冒認出願商標を取り消し得るにすぎない[19]。それ以外の指定商品・役務については冒認出願商標を取り消すことができず、結局、冒認出願商標が残ってしまう点にも留意が必要である。

さらに、「商標審理基準」が、商標法上には規定されていない期間制限、すなわち、「係争商標の登録日から 5 年以内に申し立てなければならないという制限を規定している点については、十分留意する必要がある。

19 商標法実施条例 41 条は、「商標局及び商標評議審査委員会が登録商標を取り消した場合において、取消の理由が一部の指定商品のみに及ぶときは、当該一部の指定商品上に使用する商標登録を取り消す」と規定している。

3　著名商標に基づく異議申立・登録商標取消申立（商標法 13 条）

（1）著名商標を根拠とする商標登録取消申立の概要

中国商標法においては、原則として、登録商標（商標局の審査を経て登録された商標）のみが、商標専用権の保護を受けることができる（商標法 3 条 1 項、7 章）。ただし、商標法は、この原則を修正し、中国で未登録の商標であっても、それが著名商標（中国では「馳名商標」）であるときは、一定の法的保護を与えることとしている。

まず、中国で未登録の著名商標と同一または類似の商品上に当該著名商標を複製、模倣または翻訳[20]した商標を登録することを認めず、かつ当該商標の使用を禁止している（商標法 13 条 1 項）。また、13 条 2 項は、同一または類似しない商品について出願した商標の場合には、①当該著名商標を中国で登録しており、②公衆に誤認させ、③当該著名商標権者の利益に損害を与えるときには、その登録とその使用を禁止することができると規定している。

そして、商標法 41 条 2 項は、「登録された商標が、この法律の 13 条、15 条、16 条、31 条の規定に違反している場合、商標の登録日から 5 年以内に、商標所有人または利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消を請求することができる。ただし、著名商標の所有者は、悪意による登録をした者に対して、5 年間の期限の制限を受けない。」と規定しており、著名商標を根拠として商標登録取消申立をすることが可能とされている。

以上のことから、冒認出願がなされた場合でも、当該商標が著名商標として保護される場合には、登録商標の取消申立をすることができる。また、予め著名商標と認定されていれば、冒認出願を阻止することも事実上容易となる。このように、冒認出願対策として、著名商標の認定を受けることは有効である。

（2）著名商標の定義

「著名商標の認定及び保護に関する規定」[21]は、「著名商標」につき、「中国において関係する公衆[22]に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標」と定義している。これにより、従来も解釈上存在した「中国において」という限定が明文化された（2 条 1 項）[23]。外国ブランド等の冒認出願が問

20　ここにいう「複製」とは著名商標と完全または基本的に同一であること、「模倣」とは著名商標と特徴的部分または主体部分が同一または基本的に同一であること、「翻訳」とは著名商標と使用言語は異なるが、意味が同一であることをいう。著名商標が中国において登録されているか否かにより、その商標登録面における保護範囲も異なる。中国において登録されていない著名商標の保護範囲は、その商標を使用する商品と同一または類似の商品に限られる。中国において登録されている著名商標の保護範囲は、状況に応じてその商標を使用する商品と同一でないまたは類似しない商品まで拡大される（扈紀華・胡可明・孫暁青主編『新商標法釈解与操作実務（修訂本）』（中国商業出版社、2003 年）239 頁以下）。

21　国家工商行政管理総局制定、2003 年 4 月 17 日公布、2003 年 6 月 1 日施行

22　ここにいう「公衆」には、消費者のみならず、商品の生産者、役務の提供者、及び販売者等も含まれる（2 条 2 項）。

23　一般に、商標法等における「中国」には、香港・マカオ・台湾は含まれないと解釈されている。

題となる事案においては、当該外国ブランド等が中国ではいまだ有名とはなっておらず、「著名商標」には該当しない場合が多い。このため、冒認出願の事案において、著名商標を根拠とする商標登録取消申立は困難である場合が多い。

(3) 著名商標の保護を求める者がなしうる請求

「著名商標の認定及び保護に関する規定」によると、他人が初期査定を受けかつ公告した商標、または他人が既に登録した商標が、商標法 13 条の規定に違反すると認めた者は、その者の有する商標が著名であることを証明する関連資料を提出して、商標局に対して異議を申し立て、または取消裁定を申し立てることができる（4 条）。

また、商標法 13 条の規定に違反すると認め、その著名商標の保護を請求する者は、工商行政管理部門に対して、使用差止を請求することもできる（5 条）。著名商標の保護を請求する者は、その商標が著名であることを証明する関連資料とともに、市レベル以上の工商行政管理部門に対して使用差止についての書面による請求を提出し、 かつ、省レベルの工商行政管理部門にその写しを提出し（5 条）、その案件が商標法 13 条に規定する事由に該当するか否かについての審査を受けなければならない（6 条・7 条）。

著名商標の認定に関する最終的な権限と責任を負うのは、国家工商行政管理総局商標局とされている（8 条）。

なお、パリ条約 6 条の 2 は、「同盟国は、一の商標が、他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一もしくは類似の商品について使用されているものとしてその同盟国において広く認識されているとその権限ある当局が認めるものの複製である場合または当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣もしくは翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもって、または利害関係人の請求により、当該一の商標の登録を拒絶しまたは無効とし、及びその使用を禁止することを約束する。一の商標の要部が、そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合または当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も、同様とする」と規定している。

（4）著名商標と登録商標との差異

著名商標と登録商標との差異は、下表のとおりである。

図表：著名商標と登録商標との差異

項目	著名商標	登録商標
定義	中国において関係する公衆に熟知され、かつ比較的高い名声を有する商標。	商標局の審査を経て登録された商標。
判断主体	国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、人民法院。	国家工商行政管理総局商標局。ただし、紛争になった場合は、商標評審委員会及び人民法院も主体となる。
存続期間	当該案件のみ有効。ただし、著名商標として保護されたことが後の別件でも考慮され得る。	登録日から 10 年（更新可）。

（5）認定申請の方法

著名商標認定申請の方法としては、下表のとおり、4 つの方法がある。

図表：著名商標認定申請の方法

方法	主管機関	対象	根拠規定
行政による著名商標認定①： 商標異議申立において著名商標認定を申請する方法	国家工商行政管理総局商標局	初期査定及び公告を経たが、まだ登録に至っていない商標	「著名商標の認定及び保護に関する規定」4 条 1 項
行政による著名商標認定②： 商標取消請求において著名商標認定を申請する方法	商標評審委員会	既に登録された商標	「著名商標の認定及び保護に関する規定」4 条 2 項
行政による著名商標認定③： 商標管理において著名商標認定を申請する方法（行政当局により模倣品の取締り等を行なう場合等）	国家工商行政管理総局商標局	未登録商標、既登録商標	「著名商標の認定及び保護に関する規定」5 条・6 条、商標法実施条例 45 条
司法による著名商標認定： 人民法院による商標紛争案件の審理において著名商標認定を申請する方法	人民法院	未登録商標、既登録商標	「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」22 条

著名商標の認定申請については、特別の手続があるわけではなく、具体的な案件の審理の中で、原告や異議申立人等が著名商標を有しているか否かが判断され、その結果は、判決文等の理由中で示されることになる。従って、特に著名商標専用の認定申請書や決定書等があるわけではない。行政による著名商標認定は、商標異議申立等の手続の決定書において、また、司法による著名商標認定は、民事訴訟手続の判決書において、「著名商標である」ことが記載されることになる。

国家工商行政管理総局商標局は、認定した著名商標のリストを公表している。しかし、法的効力を有するのは、リストではなく、あくまで商標異議申立等の手続の決定書の方である。

司法による認定の場合、著名商標の認定手続に関し、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院という人民法院のランクによる違いはない。

(6) 著名商標の認定の考慮要素

著名商標の認定の際に考慮すべき要素としては、①関連する公衆の当該商標に対する認知度、②当該商標の継続的な使用期間、③当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲、④当該商標の著名商標としての保護記録、⑤当該商標が著名であることのその他の要素がある（商標法 14 条）。

著名性の認定にあたっては、中国において当該当事者がどの程度、使用・宣伝等してきたか等の事実が考慮される。この意味で、著名性の認定にあたっては、事実関係の立証がポイントとなるといえる。

(7) 著名商標の認定の証明資料

「著名商標の認定及び保護に関する規定」3 条によると、以下に掲げる資料を、商標が著名であることを証明する証拠資料とすることができる。

① 関係する公衆の当該商標に対する認知の程度を証明する関連資料。

② 当該商標の使用継続期間を証明する関連資料。これには、当該商標の使用、登録の経緯及び範囲に関する関連資料が含まれる。

③ 当該商標の宣伝活動の継続期間、程度及び地理範囲を証明するいずれかの関連資料。これには、広告宣伝及び販促活動の方式、地域範囲、宣伝媒体の種類、ならびに広告投入量等の関連資料が含まれる。

④ 当該商標が著名商標として保護を受けた記録を証明する関連資料。これには、当該商標がこれまでに中国またはその他の国及び地区において著名商標として保護を受けたことがあるという関連資料が含まれる。

⑤ 当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料。これには、当該商標を使用する主要な商品の直近 3 年間の生産量、販売量、販売収入、利益及び税金、販売区域等の関連資料が含まれる。

（8）著名商標に基づく冒認出願商標の取消を主張する場合の問題点

上述のとおり、もし、外国有名商標が「著名商標」の概念に該当するのであれば、商標法 13 条に基づき、冒認出願された商標の取消を請求することができる。

しかし、外国有名商標の冒認出願が問題となる事案においては、当該外国有名商標が「中国では」いまだ有名とはなっておらず、「著名商標」には該当しない場合が多い。日本や欧米諸国では相当に有名なブランドであるとしても、中国国内で著名といえるものでなければ、著名商標に基づく法的手段をとることは困難である。日本企業関連のブランドで中国において著名商標として認められた商標としては、下表のものがあるが、著名性のハードルはかなり高いことが分かる。

図表：日本企業関連のブランドで中国において著名商標として認められた商標

（2004年2月25日から2008年3月25日まで）

番号	著名商標	所有者	商品・役務区分
1	東芝 TOSHIBA	株式会社 東芝	第 9 類　テレビ電話設備等
2	SANYO	三洋電機株式会社	第 7、 9、11 類　家電製品
3	诗芬	花王株式会社	第 3 類　シャンプー
4	YKK	YKK 株式会社	第 26 類　ファスナー
5	PIONEER/ 先锋	パイオニア株式会社	第 9 類　音響等
6	KAWASAKI 及び図	川崎重工業株式会社	第 7 類　掘削機（機械）、穿孔機（機械）
7	爱普生 EPSON	セイコーエプソン株式会社	第 9 類　プリンター
8	LEXUS 及び図	トヨタ自動車株式会社	第 12 類　自動車及びその部品
9	Panasonic	パナソニック株式会社 （旧社名：松下電器産業株式会社）	第 9 類　テレビ
10	HONDA	本田技研工業株式会社	第 12 類　自動車、オートバイ
11	丰田	トヨタ自動車株式会社	第 12 類　自動車及びその部品
12	大金 DAIKIN 及び図	ダイキン工業株式会社	第 11 類　空調設備
13	NISSAN 尼桑	日産自動車株式会社	第 12 類　自動車

また、同一または類似でない商品等の場合は、公衆の誤認及び著名商標の登録者の損害のおそれが要件となる（商標法 13 条）点で、著名商標の主張は「万能」ではない。

4　公序良俗違反を理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法 10 条 1 項 8 号）

(1) 商標法 10 条 1 項 8 号の概要

商標法 10 条 1 項は、「次に掲げる標章は、商標として使用してはならない」として、8 つの類型を規定している。そのうち、8 号の「社会主義道徳、風習に害となりまたはその他の悪影響を及ぼすもの」[24] に該当するとして、冒認出願の登録を阻止することが考えられる。

(2) 商標法 10 条 1 項 8 号違反を主張する場合の問題点

「商標審査基準」の「第一部分　十」には、「本条における社会主義の道徳、 風習とは、 わが国の人々の共通の生活及びその行為の準則、規範並びに一定期間において社会一般に認められる良好な風習、習慣をいう。その他好ましくない影響とは、商標の文字、図形、またはその他の構成要素がわが国の政治、経済、文化、宗教、民族等の社会公共の利益及び公共の秩序に対し、消極的かつマイナスの影響をもたらすものをいう。社会主義の道徳、風習を害するもの、またはその他好ましくない影響をもたらすものの判定は、社会的背景、政治的背景、歴史的背景、文化伝統、民族の風俗、宗教政策等の要素を考慮しなければならず、かつ商標の構成及びその商標を指定して使用する商品及び役務を考慮しなければならない。」と記載されている。

本書の「第六章　冒認出願の特殊事例」で紹介するとおり、商標法 10 条 1 項 8 号の「その他の悪影響を及ぼすもの」に該当するとの理由で商標出願の登録が拒絶された例は少なくない（例えば､「扎幌」商標、「SolingenCN」商標）。日本企業の有するブランドやキャラクターの名称等が冒認出願された場合において、商標法 10 条 1 項 8 号違反の主張にどの程度実効性があるかは不明であるが、地名、地理的表示、人名等のような冒認出願の特殊事例のケースでは、この商標法 10 条 1 項 8 号違反の主張は十分検討の価値があると思われる。

また、上記「商標審査基準」は、公序良俗違反となる場合の一類型として、「商標が企業名により構成され、または企業名を含むものであって、その名称には出願人の名義とは実質的な差異があり、公衆に商品または役務の出所への誤認を生じさせやすいもの」を挙げており、これに関して、「①本条にいう企業名は全称、略称、中国語名称、英語名称及び名称の中国語表音等を含む。②商標に含まれる企業名称の行政区画または地域名称、屋号、業界または経営の特徴、組織状態が出願人の名

24　なお、日本の商標法では、4 条 1 項 7 号が、「公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある商標」は登録できない旨を規定している。

義と一致しないものは、出願人の名義と実質的な差異があるものと判定される。」と記載されている[25]。従って、登録商標が他の企業名により構成されている場合、あるいは他の企業名を含む場合に、公序良俗違反を主張できる可能性はあると考えられる。

5　無権限の代理人・代表者による冒認出願であることを理由とする異議申立・登録商標取消申立（15 条）

（1）商標法 15 条の概要

商標法 15 条は、「権利を授けられていない代理人または代表者が自らの名義で被代理人または被代表者の商標を出願し、被代理人または被代表者が異議を申し立てた場合は、それを登録せず、かつその使用を禁止する。」と規定している。本条を根拠とする登録商標取消申立は、係争商標の登録日から 5 年以内に申し立てなければならない（商標法 41 条 2 項）。本条の主旨は、代理人または代表者の悪意による冒認出願を禁じることにある。

2005 年 12 月に公表された「商標審理基準」の「二 2」によれば、商標法 15 条の適用条件は、以下のとおりである。

（1）係争商標登録出願人が商標所有者の代理人または代表者であること。ただし、本基準 5 の第 2 項に定める事由があるときは、当該規定による。
（2）係争商標の指定使用範囲が被代理人、被代表者の商標を使用する商品 / 役務と同一または類似の商品 / 役務であること。
（3）係争商標が被代理人、被代表者の商標と同一または類似していること。
（4）代理人または代表者がその出願行為について被代理人または被代表者から権利を授けられていることを証明できないこと。

（2）代理関係、代表関係の判定

「商標審理基準」の「二 3」は、①商標法 15 条の内容は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」6 条（7）の規定に由来するものであるため、代理関係を定義するときは、同条項が制定された目的、すなわち信義誠実の原則に反する代理人の悪意の抜け駆け登録行為を阻むことを念頭において解釈を行う必要があること、②商標法 15 条における代理人には、「民法通則」、「契約法」に定める代理人のほかに、商取引に基づき被代理人の商標を知り得る販売者が含まれること、③代表者とは、被

25　日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産権部の和訳を参照。
http://www.jetro-pkip.org/falv.htm

代表者に従属する特定の身分を有し、職務行為を遂行することによって被代表者の商標を知り得る個人をいい、法定代表者、董事、監事、総経理・副総経理、組合業務の執行者等の人員が含まれること、④代理関係終了後に代理人が被代理人の商標の登録を出願し、被代理人または利害関係者の利益が損なわれる可能性をもたらしたときは、商標法 15 条を適用し、これを登録せず、または係争商標を取り消す判定を行うことができること等を規定している。

また、「商標審理基準」の「二 5」によれば、代理人または代表者の名義で被代理人または被代表者の商標の登録を出願したわけではないが、登録出願人と代理人または代表者との間に共謀する行為があるときは、商標法 15 条を適用し、登録を認めず、または係争商標を取り消す判定を行うべきであるとされている。

なお、「商標審理基準」の「二 8」によれば、権利を授けられているという事実の存在の立証責任は、代理人または代表者が負う。

(3) 商標法 15 条違反を主張する場合の問題点

商標法 15 条は、権利を授けられていない代理人または代表者による冒認出願事案にのみ適用があり、第三者による冒認出願事案一般に広く適用されるものではない。すなわち、商標法 15 条の適用範囲は決して広いものとはいえないが、権利を授けられていない代理人または代表者による冒認出願事案においては、商標法 15 条の主張を積極的に検討してみるべきであろう。

商標法 15 条の適用が争点となった商標紛争事案（最高人民法院 （2007）行提字第 2 号）における 2007 年 8 月 31 日付け判決の中で、最高人民法院は、商標法 15 条における代理人または代表者には、「取次販売元請人（独占取次販売者）、総代理人（独占代理人）等の特殊な販売代理関係の解釈上の代理人または代表者をも含むべき」と判示した。この判示を前提とすると、「非独占的」な販売代理契約の場合は「商標法」第 15 条に定める代理人に含まれるのか、代理権を一切付与しない形での単なる販売契約の買主の場合は「商標法」第 15 条に定める代理人に含まれるのか、等の点も問題となるが、今後の課題といえよう。

6　3 年間不使用を理由とする登録商標取消申立（商標法 44 条 4 号）

(1) 商標法 44 条 4 号の概要

商標法 44 条 4 号は、登録商標の使用に際し、継続して 3 年間使用[26] を停止した場合は、商標局は、期限を定めて是正を命じ、またはその登録商標を取り消す旨を規定している。従って、商標法 44 条

26　商標法及び商標法実施条例における商標の使用とは、商標を商品、商品包装または容器及び商品取引文書上に用い、または商標を広告宣伝、展覧並びにその他の商業活動において用いることを含む（商標法実施条例 3 条）。

4号は、登録商標の取消裁定を申し立てる場合にのみ法的根拠とすることができ、未登録商標に対する異議申立てをする場合の法的根拠とすることはできない。

商標法44条4号による場合、いかなる者も、商標局に当該登録商標の取消裁定を申し立てることができる。この場合、商標局は、商標登録者に通知しなければならず、その通知を受け取った日から2ヵ月以内に当該商標の取消請求の提出前に使用したことの証拠資料を提供させるか、または使用しなかった正当な理由を説明させる。期間が満了しても使用した証拠資料を提出できず、または証拠資料が無効であり、かつ正当な理由がないときは、商標局はその登録商標を取り消すことになる（商標法実施条例39条2項）。上記の「使用したことの証拠資料」は、商標登録者が登録商標を使用したことの証拠資料及び商標登録者が他人に登録商標の使用を許諾したことの証拠資料を含む（商標法実施条例39条3項）。

（2）商標法44条4号違反を主張する場合の問題点

「商標審理基準」の「六5」は、①継続して3年間登録商標の使用を停止した場合の期間の計算は、申立人が商標局に当該登録商標の取消を申し立てた日から起算し、さかのぼって3年間とすること、②「商標の使用」とは、商標の商業使用をいい、これには、商標を商品、商品包装または容器及び商品取引文書に用い、または商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動に用いることが含まれること、③係争商標に継続して3年間使用を停止した状況がないという事実については、係争商標登録者が挙証責任を負うこと、④商標登録者またはライセンシーが指定使用商品のうちの1種類に登録商標を使用した場合には、当該商品に類似する商品についての登録を維持することができること等が規定されている。

上記②の点に関し、商標法44条4号の「使用」は、商標登録者が自分で使用する場合だけでなく、他人に登録商標の使用をさせた場合でも、「使用」に該当すると考えられる（「商標法実施条例」39条3項を参照）。ただし、商標登録者が他人と商標使用許諾契約を締結しただけでは不十分であり、実際に被許諾者が製造や販売等の商標使用行為を行うことが必要と解釈されていることに留意されたい。

なお、「商標審理基準」の「六5．4」によると、①不可抗力、②政府の政策的規制により使用を停止した場合、③破産、清算により使用を停止した場合、④商標登録者の責に帰すことのできないその他の正当な事由は、登録商標未使用の正当な理由とみなされる。

上記のとおり、商標を使用したことの立証責任は商標登録者が負うが、「商標の使用」の定義は非常に広いものとされている。実務上、冒認出願の事案において商標法44条4号の主張が提出されることが多くあるが、商標登録者から、当該商標を「使用」したことの何らかの証拠が提出され、結局、上記主張は認められないことが多い。

また、仮に一部の指定商品・役務について上記主張に成功したとしても、当該指定商品・役務と

同一または類似の範囲でのみ冒認出願商標を取り消し得るにすぎない[27]。それ以外の指定商品・役務については冒認出願商標を取り消すことができず、結局、冒認出願商標が残ってしまう点にも留意が必要である。

7　識別力がないことを理由とする異議申立・登録商標取消申立（11 条）

(1) 商標法 11 条の概要

商標法 11 条 1 項は、①商品の通用名称、図形、型番にすぎないもの、②単に商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したにすぎないもの、③顕著な特徴を欠くもの、のいずれかに該当する標章は、商標として登録してはならない旨を規定し、同条 2 項は、上記に掲げた標章が、使用により顕著な特徴を有し、識別しやすいものとなったときは、商標として登録することができる旨を規定している。日本の地名、地域ブランドまたはその他のブランド等について、仮に中国で第三者に商標を冒認出願されてしまった場合、商標法 11 条 1 項にいう「その他の特徴を直接に表示したにすぎないもの」または「顕著な特徴を欠くもの」として、当該商標について異議申立・登録商標取消申立を行うことも検討に値する。

「商標審査基準」には、商標法 11 条に関する多くの具体例が掲載されており、参考になる。例えば、「商標審査基準」の「第二部分」の「四、（五）7」によれば、「単に指定商品の生産地点、時間、年度を直接表示するもの」として、たとえば、「AMERICAN NATIVE」（指定商品：たばこ）が挙げられている。

(2) 商標法 11 条を主張する場合の問題点

商標法 11 条は、事案によっては、異議申立・登録商標取消申立を行うにあたっての有効な根拠になり得る規定である。例えば、以下の異議申立事案が参考になる。

被申立人である北京華旗資訊科技発展有限公司は、2000 年 8 月 22 日に第 9 類の「コンピュータ、コンピュータ周辺機器」等を指定商品として、被申立商標である「鉆石瓏」商標の登録を出願した。これに対し、異議申立人である北京英特普羅知識産権代理有限公司は、「鉆石瓏」は英語の「DIAMONDTRON」の中国語の音訳であるが、「DIAMONDTRON」は、日本の三菱電機株式会社がリリースしたコンピュータ・モニター等の商品に応用する平面ブラウン管の名称であることを理由に、「鉆石瓏」商標について異議を申し立てた。これについて、商標局は、次のとおり判断した。「『DIAMONDTRON』は三菱電機株式会社がリリースしたコンピュータ・ディスプレイ商品に応用す

27　商標法実施条例 41 条は、「商標局及び商標評議審査委員会が登録商標を取り消した場合において、取消の理由が一部の指定商品のみに及ぶときは、当該一部の指定商品上に使用する商標登録を取り消す」と規定している。

るブラウン管の名称であり、中国のコンピュータ業界においては『鉆石瓏』ブラウン管と呼んでいる。『鉆石瓏』ブラウン管は……すでに市場においてはブラウン管の主流製品となっている。従って、被申立人がコンピュータ及びコンピュータ周辺機器設備等の商品について登録出願した『鉆石瓏』商標は、顕著な特徴に欠け、商標としての識別作用を備えていない。」以上の理由により、商標局は、商標法 11 条 1 項 3 号の規定に基づき、異議申立人の異議申立理由は成立し、第 1650264 号「鉆石瓏」商標について登録を認めない旨を裁定した（2005 商標異字第 00017 号）。

上記事例では、商標法 11 条 1 項 3 号の「顕著な特徴を欠くもの」に該当するとされたわけであるが、このように、商標法 11 条を主張する際は、特に同条 1 項のいずれの事由に該当するのかをいかに主張・立証するかがポイントとなると思われる。

8　粗製濫造・品質詐欺・消費者欺罔を理由とする登録商標取消申立（商標法 45 条）

（1）商標法 45 条の概要

登録商標を利用して、その商品を粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺瞞した場合は、各級の工商行政管理部門がそれぞれの状況に応じて、期限を定めて是正を命じ、かつ公表[28] を行い、もしくは過料に処し、または商標局がその登録商標を取り消す（商標法 45 条）。上記に従って過料を課する場合の金額は、不法経営額の 20％以下または不法所得利益の 2 倍以下とされている（商標法実施条例 42 条 1 項）。

（2）商標法 45 条を主張する場合の問題点

45 条は、消費者法的観点から規定されている条文であるため、当該商標が付された商品が粗悪品である等の限られた場合に適用可能性があるのみである。よって、そのような場合でなければ、日本企業の有するブランド等の冒認出願事案では、実際上はあまり役に立たないと考えられる。

9　公衆に知られた外国地名であることを理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法 10 条 2 項）

（1）商標法 10 条 2 項の概要

商標法 10 条 2 項は、「県級以上の行政区画の地名または公衆に知られた外国地名は商標としては

28　中国語では「通報」。

ならない。ただし、その地名が別の意味を含みまたは団体商標、証明商標の構成部分である場合はこの限りでない。」と規定している。ここにいう「公衆に知られた」とは、あくまで、「中国の公衆に知られた」という意味であり、日本の公衆にいくら知られていても、関係がない。10 条 2 項は、指定商品との関連性を問わないため、もし、ある日本の地名が、「公衆に知られた外国地名」であるといえれば、係争商標の指定商品が何であるかを問わず、商標登録が認められないため、冒認出願に対する強力な手段となる。「公衆に知られた外国地名」は、出願人が誰であっても、商標登録は認められない（ただし、後述する商標法 16 条に留意されたい）。

すでに報道されているとおり、日本の地名である「青森」が、同条項の「公衆に知られた外国地名」に該当するとの理由で、商標評審委員会により、異議申立が認められた。しかし、日本の全ての都道府県や政令指定都市が中国で「公衆に知られた」といえるわけではない。「公衆に知られた」の立証にあたっては、（日本におけるものではなく、）中国における過去の報道等を大量に提出する必要がある。また、公衆に知られた外国地名や、公衆に知られた外国地名と他の文字により構成された言葉が、全体として別の意味を持ち[29]、指定商品での使用によっても商品生産地に関し公衆に誤認混同を生じさせないものには、10 条 2 項は適用されず、商標としての使用が認められる。

（2）商標法 10 条 2 項を主張する場合の問題点

上述したように、「公衆に知られた」の立証は、（日本におけるものではなく、）中国における過去の報道等を大量に提出する必要があり、ハードルは相当に高いと思っておいた方がよい。

もし商標法 10 条 2 項の主張に成功した場合、冒認出願商標の全ての指定商品・役務について、取消等が可能となると考えられる。この点は、商標法10条2項の主張の持つ大きなメリットといえよう。

10　地理的表示であることを理由とする異議申立・登録商標取消申立（商標法 16 条）

（1）商標法 16 条の概要

商標法 16 条 1 項前段は、「商標に商品の地理的表示が含まれ、当該商品がその表示に示された地域を産地とするものでなく、公衆を誤認させる場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。」と規定する。同条 2 項によると、「地理的表示」とは、「ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素または人文的要素によって決定されていることを表す表示」を意味する。中国における地理的表示の例としては、例えば、「紹興黄酒」が挙げられる。中国において登録済みの外国の地理的表示の例としては、例えば、「IDAHO

29　例えば、「京都」という言葉は、中国語で「古い都」を意味するという面がある。

POTATOES」が挙げられる[30]。このように、地理的表示は「地名プラス商品名」で構成されるものが多いが、地名だけの地理的表示や、商品名だけの地理的表示もある。いずれにしても、「ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素または人文的要素によって決定されていることを表す表示」である点では共通している。

商標法 16 条に違反する場合、その商標出願は認められず、また、登録商標は取り消される。

(2) 商標法 16 条を主張する場合の問題点

前述した商標法 10 条 2 項の「公衆に知られた外国地名」といえない日本の地名や地域ブランドであっても、商標法 16 条の地理的表示に該当するものであれば、商標法 16 条違反を主張して、第三者による冒認出願の取消等の手段をとることができると考えられる。その場合、当該商標が地理的表示の定義、すなわち、「ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素または人文的要素によって決定されていることを表す表示」に該当することを立証できるか否かがポイントとなろう。また、「当該商品がその表示に示された地域を産地とするものでなく、公衆を誤認させる」ことの立証も必要である。

11　不正競争防止法違反であることを理由とする不正競争行為差止・損害賠償請求（不正競争防止法 5 条、9 条 1 項等）

日本企業等の有するブランドを冒認出願している者に対し、不正競争防止法 5 条、9 条 1 項等により、不正競争行為の差止や損害賠償を請求することも考えられる。

不正競争防止法 5 条は、以下のとおり規定している。

「事業者は、次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。

(1) 他人の登録商標を盗用すること。

(2) 知名商品特有の名称、 包装、 装飾を許諾を得ずに使用し、 または知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用し、他人の知名商品と混同させ、顧客にその知名商品と誤認させること。

(3) 他人の企業名称または姓名を無断で使用し、他人の商品と誤認させること。

(4) 商品に認証標章、有名優良標章などの品質標章を偽造しまたは盗用し、原産地を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示をすること。」

また、不正競争防止法 9 条 1 項は、「事業者は広告またはその他の手段を利用し、商品の品質、原材料名、性能、用途、生産者、有効期限、原産地などを誤認させる虚偽の宣伝をしてはならない」

30　日本の地域団体商標（地域ブランド）も、中国における地理的表示として保護を受けることができる場合が少なくないと考えられる。

と規定している。

ただし、上記のような不正競争防止法 5 条、9 条 1 項等は、冒認出願に対する異議申立や取消裁定申立において主張しても、認められる可能性は高くないと思われる。むしろ、異議申立や取消裁定申立以外の場面（例えば、人民法院への提訴）において主張した方が有効であろう。

なお、不正競争防止法 2 条 2 項は「本法において不正競争とは、事業者が本法に違反してその他の事業者の合法的な権益を損害し社会経済秩序を撹乱する行為をいう。」と規定する。当該一般条項も、5 条、9 条 1 項等と併せて主張されることがあるが、2 条 2 項単独で主張しても、具体的根拠が弱すぎ、冒認出願の多くの事案においてはほとんど実効性がない。

第３節　登録商標取消裁定の手続と効果

1　取消裁定の申立事由

冒認出願に対しては、初期査定公告日から３ヶ月以内であれば、商標局に異議申立をすることができる（商標法 30 条）。異議申立の手続についてのフローチャートは、本書の「第八章　参考資料」の「1（1）」を参照されたい。

冒認出願された商標が登録された後は、登録商標取消裁定を申し立てることができる。取消裁定申立の手続についてのフローチャートは、本書の「第八章　参考資料」の「1（2）」を参照されたい。

登録商標の取消[31] 裁定の申立事由は、下表のとおりである。

図表：登録商標取消裁定の申立事由

申立て事由	効果	条文
既に登録された商標が商標法 10 条（商標使用が禁止される標章）、11 条（商標登録が禁止される商標）、12 条（立体的形状としての登録が禁止される場合）の規定に違反している場合	その他の単位または個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。時効はない。	商標法 41 条 1 項
欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得ていた場合		
既に登録された商標が商標法 13 条（著名商標）、15 条（無権代理人等による冒認出願）、16 条（地理的表示）、31 条（不正手段による冒認出願の禁止）の規定に違反している場合	商標の登録日から 5 年以内に、商標所有者または利害関係人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。著名商標の所有者は、悪意による登録をした者に対して、5 年の期間の制限を受けず、時効はない。	商標法 41 条 2 項

31　中国語では「撤銷」。

上記の状況以外に、既に登録された商標に関し紛争が生じた場合（すなわち、先に登録を出願した商標登録者が、他人が後から登録を出願した商標が同一商品または類似商品の登録商標と同一または類似すると認識した場合（商標法実施条例 29 条））	当該商標の審査確認の上で登録された日から 5 年以内に、商標評審委員会に取消裁定を申し立てることができる。	商標法 41 条 3 項

審査確認の上で登録される前に異議の申立があり、かつ裁定を経た商標については、再度同一の事実及び理由で裁定を申し立てることはできない（商標法 42 条）。

2　裁定の手続

商標評審委員会は、裁定申立を受領した後、関係当事者に通知し、かつ期間を定めて当事者に答弁書を提出させなければならない（商標法 41 条 4 項）。

商標評審委員会の職員が、①当事者であるとき、または当事者もしくは代理人の近親者であるとき、②当事者または代理人とその他の関係があり、公正さに影響するおそれがあるとき、または③商標登録の出願またはその他商標に関する事項と利害関係を有するときのいずれかに該当する場合、回避しなければならず、当事者または利害関係人は、その忌避を申し立てることができる（商標法実施条例 9 条）。

商標評審委員会は、申立書を受領した後、審査を経て、受理条件に合致する場合はこれを受理する。受理条件に合致しない場合はこれを受理せず、書面により申立人に通知し、理由を説明する。補正を必要とする場合は、申立人に通知し、通知を受領した日から 30 日以内に補正させる。補正しても規定に合致しない場合は、商標評審委員会はこれを受理せず、書面により申立人に通知し、かつ理由を説明する。期間が満了しても補正していない場合は、申立を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は書面により申立人に通知しなければならない（商標法実施条例 30 条 2 項）。

商標評審委員会は、商標審査の申立を受理した後、受理条件に合致しないことを発見した場合は、これを拒絶し、書面により申立人に通知し、かつ理由を説明する（商標法実施条例 30 条 3 項）。

商標評審委員会は、商標審査申立を受理した後、速やかに申立書の副本を相手側当事者に送付し、申立書の副本を受領した日から 30 日以内に答弁させなければならない。期間が満了しても答弁しない場合でも、商標評審委員会の審査には影響しない（商標法実施条例 31 条）。

当事者は、審査申立を提出し、または答弁した後に関連証拠資料を補充する必要がある場合、申立書または答弁書において表明し、かつ申立書または答弁書を提出した日から 3 ヵ月以内に提出しなければならない。期間が満了しても提出しない場合は、関連証拠資料の補充を放棄したものとみなされる（商標法実施条例 32 条）。

商標評審委員会は、当事者の請求または実際の必要性に基づき、審査申立について公開審査を行うことを決定することができる（商標法実施条例 33 条 1 項）。商標評審委員会は、審査申立について公開審査を行うことを決定した場合、公開審査の 15 日前までに書面により当事者に通知し、公開審査の期日、場所及び審査員を告知しなければならない。当事者は、通知書において指定されている期間内に回答しなければならない（商標法実施条例 33 条 2 項）。申立人が回答せず、公開審査にも参加しない場合、その審査申立は取り下げられたものとみなし、商標評審委員会は書面により申立人に通知しなければならない。被申立人が回答せず、公開審査にも参加しない場合、商標評審委員会は欠席審査を行うことができる（商標法実施条例 33 条 3 項）。

申立人は、商標評審委員会が決定または裁定を出す前に申立の取下げを要求する場合、書面により商標評審委員会に対して理由を説明することにより、取り下げることができる。申立を取り下げた場合、審査手続は終了する（商標法実施条例 34 条）。

申立人は、商標審査申立を取り下げた場合、同一の事実または理由により審査申立を再度提出してはならない。商標評審委員会が商標審査申立に対して既に裁定または決定を出した場合は、いかなる者も同一の事実または理由により審査申立を再度提出してはならない（商標法実施条例 35 条）。

商標評審委員会は、登録商標の維持または取消の裁定をした後、関係当事者に書面で通知しなければならない（商標法 43 条 1 項）。

当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合は、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続きの相手方当事者に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない（商標法 43 条 2 項）。

3　登録商標取消裁定の効果

取り消された登録商標の商標専用権は、始めから存在しなかったものとみなされる。登録商標の取消に関する決定または裁定は、①取消前において人民法院が出し、かつ既に執行していた商標権利侵害案件の判決または裁定、②工商行政管理局が出し、かつ既に執行していた商標権利侵害案件の処理決定、及び③既に履行された商標の譲渡または使用許諾契約に対して、遡及力を有しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない（商標法実施条例 36 条）。

第４節　実務上の留意点

1　代理人の選任

中国では、①商標出願を主な業務とする「商標代理機構」と、②訴訟業務を主な業務とする「律師」（日本でいう弁護士に相当する）とが存在するが、両者は得意分野が異なることから、うまく使い分ける（あるいは、協働させる）必要がある。商標局や商標評審委員会での審理の段階だけであれば、商標代理機構のみに依頼し、律師を選任する必要性は少ないが、その後の訴訟の段階では、訴訟手続の専門家である律師に依頼する必要性が高い。将来の訴訟のことを考えると、商標局や商標評審委員会での審理の段階から、律師に参加してもらうことも検討に値する。中国の商標代理機構や律師を選定する際には、日本（外国）企業のクライアントを多く持つ者に依頼することが、日本（外国）企業にとって役立つノウハウ・情報の集積を利用できるという点（例えば、関連法令の和訳が既に用意されていれば、非常に効率的である）からして、合理的である。

日本企業と商標代理機構や律師との間で、どの言語でコミュニケーションをとるかの問題は極めて重要である。中国人の中でも、日本語能力にはかなり個人差がある。日本語を口頭で話すだけでなく、日本語の文章を書かせてみて、日本語の論理的な文章を書く能力があるか否かを確かめておく等の方策が考えられる。英語でコミュニケーションをとれば足りるとの意見もあろうが、やはり日本語でコミュニケーションをとる場合に比べると、やり取りされる情報の質と量には問題がある（英語は、日本人にとっても中国人にとっても母語ではないため、英語でのコミュニケーションの困難さはやむを得ないことであろう）。

中国の商標代理人や律師は、転職・独立が多い。実際の仕事は商標代理人や律師が１人で行っているのではなく、その下で働いているスタッフが行っていることも多いので、その事務所の執務体制の実態や仕事の進め方・細かさをよく見極める必要がある。

2　費用

商標代理機構や律師の代理費用については、個々の商標代理機構・律師や事務所により異なる。

商標代理機構の費用は、一般に、出願の場合と同様、「何をするか」という仕事の内容により定型的に費用が決まっていることがほとんどである（日本の弁理士の場合も、同様である）。仕事の内容が比較的に定型的であるため、費用はそれほど高くならないのが普通である（ただし、翻訳等の実費は別であるため、大量の文書の翻訳も依頼した場合には、予想外に実費が高くなることもある）。

他方、律師の場合、主に中国国内の案件のみを扱う律師が訴訟等の紛争事件の依頼を引き受ける場合は、係争目的物の価額に応じて代理費用を受け取る方式をとることが多いが、当該価額を算定することが困難な案件（商標の冒認出願の案件もここに含まれる場合が多い）の場合は、依頼者との協議により費用の算定方式を定めることになる。また、国際的な案件や外国企業からの依頼を受

任することが多い律師の場合は、通常、案件内容にかかわりなく、タイムチャージ方式（1 時間当たりの額に、案件処理に実際に要した時間を掛けて算出した額を請求する方式）で費用を算定することが多い。

商標の冒認出願の案件における商標代理機構や律師の代理費用としていくらが適切かは、事案の複雑性、被告の数、被告の対応如何等により様々であり一概に論じることはできない。

3　事実関係の調査

商標の冒認出願の案件においては、例えば、3 年間不使用による登録商標取消を主張する前提として登録商標権者の実際の使用状況を調査したり、外国企業のブランド等を大量に冒認出願しているか否かを調査したりすることが多い。

簡単な調査であれば、自社従業員による調査（例えば、卸売り・小売店への訪問、登録商標権者の商品のカタログ・サンプルの入手等）が可能であるが、登録商標権者に連絡をとって面会等する場合には、むしろ、調査会社に依頼することが多い。

調査会社による調査は、通常、いくつかの段階（例えば、①登録商標権者の工商登記資料の入手、②登録商標権者の実際の製造・販売場所への訪問調査、③登録商標権者及び関係者への電話聞き取り調査、④登録商標権者及び関係者との面会・インタビュー調査等）に分けて行われる。調査会社による調査は、何をどこまで依頼するかにより費用は異なるが、一般的には、数十万円程度であることが多い。調査対象や調査項目が多い場合や、手間隙がかかる調査の場合、かなり多額の費用がかかることもあるので、調査の目的を明確にし、調査事項・調査対象を絞ることが肝要である。

調査会社は、ダミー会社の名刺を使った買付け等の手段により、情報収集を行うこともあるようだ。しかし、登録商標権者側の警戒感が強く、証拠がほとんど入手できない場合もある。また、信頼のおける調査会社への依頼が重要なことにも留意すべきである。

4　証拠収集

証拠の証明力を高めるため、公証人を通じて証拠を収集・保全することは、1 つの有力な方法である。

民事訴訟法 67 条は、「法定手続を経て公証証明された法律行為、法律事実及び文書については、人民法院は事実認定の根拠とする。ただし、公証証明を覆すに足る反証のある場合についてはこの限りではない。」と規定している。すなわち、公証を経た法律行為、法律事実及び文書は、訴訟の際に比較的強い証拠能力を有する。従って、証拠を収集する際には、公証手続を行い、証拠を固定すべきである。これから証拠を作成しようとする場合（例えば、これから物品を購入するとき）には、（中国国内・国外を問わず、）公証を行うことが強く望まれる。しかし、中国国内で過去に作成された資料（例えば、数年前に締結された契約書等）を証拠として訴訟に提出する場合は、必ずしも公証を

経る必要はなく、写しを人民法院に提出するだけでよい（口頭審理の際、原本と写しの同一性を裁判官が確認することになる）。

外国（香港・マカオ・台湾を含む）で作成された証拠は、その国または地域で公証を行い、かつ中国大使館領事部で認証を行わなければならないとされている（「民事訴訟証拠に関する若干規定」[32] 11 条）。ただし、外国で発行された雑誌等が中国の図書館に所蔵されている場合は、当該図書館でとったコピーに図書館の印章を押印してもらえば足りる。日本で過去に作成された資料（例えば、数年前に日本企業の間で締結された契約書等）であれば、宣誓認証の方法により公証人の公証を受け、中国領事の認証を受けることが望ましい。

5　中国のマスコミへの対策

日本企業が中国企業に対し、提訴等をする場合、中国企業及び中国の消費者から反発・批判を受けることがある。

マスコミに不公正な報道をされないための手段・方法として、 以下のものが挙げられる。第 1 は、マスコミに事実を説明し、理解を得る方法である。多くの場合、真相がわかれば客観的かつ公正な報道がなされ、関連報道も次第に少なくなる。第 2 は、PR 会社を活用する方法である。日系あるいは欧米系の PR 会社は、マスコミ対応の能力や経験が豊富であると同時に、中国のマスコミと独自のネットワークも持っているので、その活用も重要な手段である。第 3 は、中国の上層機関のマスコミへの指導、監督を利用する方法である。一般的なやり方としては、日中友好団体や経済団体または中国の業界団体を通じて外商投資企業の主管機関の理解と協力を得ておき、その主管機関からマスコミの主管機関へ報告し、主管機関にマスコミに対する指導、監督を行わせるという形になる。第 4 は、消費者協会の理解と協力を得て、マスコミに公正な報道を行わせる方法である。一般的に、消費者協会は既に発生した消費者問題に注目しているが、マスコミは報道する前に消費者協会の意見を求めることも多いため、消費者協会の見解がマスコミに対して重要な影響を持つ。従って、例えば、冒認出願により消費者に誤認・混同を生じ消費者問題に繋がる可能性があるような場合には、できるだけ早く消費者協会に報告し、理解と協力を得ておくことが必要である。

6　登録商標の買取要求への対応方法

冒認出願を行った者から、例えば、「1 億円払えば、当該登録商標を貴社に売ってもよい。」との文書が送付されてくることがある。

そのような買取要求への対応方法としては、①返信しない、②「現時点で和解の話をするつもり

32　最高人民法院制定、2001 年 12 月 21 日公布、2002 年 4 月 1 日施行

はない」旨の返信をする、③「支払要求には、一切、応じるつもりはない」旨の返信をする、④「〇〇万円なら和解に応じてもよい」旨の返信をする、⑤具体的な金額を明示せず、「和解の交渉に応じる用意がある」旨の返信をする等が考えられる。

もちろん、個別具体的状況に応じて対応方法を検討する必要があるが、一般論として述べると、以下のことがいえる。

まず、上記④及び⑤の方法であるが、日本企業が商標登録者に対し、和解交渉の姿勢を示したからといって、本当に商標登録者が真摯に和解交渉に応じるかは疑問である。つまり、このようなケースにおける商標登録者の多くとは正当なビジネスを行うことが難しい。なぜならば、このようなケースにおける商標登録者の目的は、「少しでも高額で商標を買い取りさせること」にあり、仮に和解交渉をするとしても、スムーズにいくかは疑問である。日本企業がどのような態度をとるにせよ、商標登録者が新たな攻撃（例えば、侵害訴訟提起、税関における輸出差止め等）を仕掛けてくる可能性は否定できない。また、日本企業から商標登録者に対し、和解の余地がある旨の書簡を送ると、商標登録者から新たな書簡が来ることになると予想されるが、その場合、第三者（特に裁判官）の目には、当事者同士がお互いに和解交渉中であるかのように見え、商標登録者の悪意性が見えにくくなり、将来の訴訟において日本企業の不利に作用する可能性がある。この意味で、④及び⑤の方法を採用することは、日本企業にとって有利にならないだけでなく、 不利になるおそれが懸念される。

そこで、①乃至③の方法をとることが日本企業にとって得策であると考えられる。ただ、②や③の方法のように、日本企業が商標登録者に対し返信の書簡を送付すると、今後も商標登録者から新たな書簡が来ることが予想されるが、これは前述と同様、日本企業にとって不利となる可能性を完全には否定できない。

従って、結論としては、①の方法をとることが日本企業にとって最も望ましいと考えられる。

なお、商標登録者からの買取請求を記載した文書は、将来の審理・訴訟手続において、悪意性の立証に用いることができ、日本企業にとってかえって好都合といえる。

ただし、実務上、場合によっては、当該登録商標を買い取るという選択肢があり得ることも、完全には否定できない。

第四章　最近の日本企業の冒認出願紛争事例

本章では、日本企業の有するブランドが冒認出願された最近の紛争事例として、株式会社ニフコの「NIfCO」「TIfCO」の事例、及び株式会社良品計画の「無印良品」「MUJI」の事例を紹介する。いずれも、結論的には日本企業が勝訴し、第三者により冒認出願された商標登録の取消に成功した事例である。

第 1 節　「NIfCO」「TIfCO」の事例

1　書誌的事項

第一審　：北京市第一中級人民法院（2006）一中行初字第 651 号
原告　：深圳市旺利泰実業有限公司（以下「旺利泰公司」という）
被告　：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）
第三者　：株式会社ニフコ
判決日　：2006 年 9 月 20 日

第二審　：北京市高級人民法院（2006）高行終字第 551 号
上訴人　：旺利泰公司
被上訴人　：商標評審委員会
第三者　：株式会社ニフコ
判決日　：2007 年 3 月 6 日

出典　：北京法院網

2　事件の概要

（1）事実関係

株式会社ニフコは 1987 年 1 月 20 日、工業用バックル製品に用いる第 20 類において「NIfCO」商標を登録し、1996 年より、同社が香港において設立した NIFCO （HK） LTD. を通じて、北京、上海、浙江、深圳、南京等の顧客に対し「NIfCO」商標を付したプラスチック製バックル等の販売を開始した。2003 年 8 月 28 日現在において、株式会社ニフコが中国大陸において有する顧客は 90 社に達し、行政区画は、北京、上海、江蘇、浙江、広東、福建、遼寧等の省・市及び深圳、珠海経済特区にまで及んだ。

ところで、旺利泰公司は1998年9月7日、鞄用バックル等に用いる第26類において「NIfCO」商標の登録を取得した。旺利泰公司の当該係争登録商標と株式会社ニフコの商標は、下表のとおり、字体、形態及び構造が同一であった。

株式会社ニフコの商標	旺利泰公司の係争登録商標
NIfCO	NIfCO

2003年9月5日、株式会社ニフコは、商標評審委員会に対し、上記係争登録商標の取消裁定を申し立てた。

その後、2004年12月には、旺利泰公司が株式会社ニフコの顧客に対し警告文を発し、また、2005年8月には、旺利泰公司が株式会社ニフコに対して最後通牒を発したりした。

2006年3月8日、商標評審委員会は、「商標法」第31条を根拠に、旺利泰公司の「NIfCO」商標を取り消す旨の第0528号紛争裁定書を下した。

旺利泰公司は当該裁定を不服とし、北京市第一中級人民法院に対し、裁定取消訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審人民法院は、次のとおり判示した。

係争商標は株式会社ニフコが先に登録の審査確認を受けていた「NIfCO」商標と字体、形態及び構造上完全に同一であり、関連の公衆は両者の違いを区別できず、かつ係争商標が使用を指定しているバックル、鞄用バックル等の商品と株式会社ニフコが「NIfCO」商標を使用しているプラスチック製バックル等の商品との間には一定の関係があるため、容易に混同、誤認が生じてしまう。

旺利泰公司の係争商標の登録出願以前に、株式会社ニフコの「NIfCO」商標製品は既に中国大陸で販売、使用されており、その販売量及びその販売範囲から、株式会社ニフコの「NIfCO」商標が関連の公衆の間で既に一定の影響をもっていたと認定でき、また、販売範囲には係争商標権利者の所在地（深圳）も含まれている。「係争商標と株式会社ニフコの「NIfCO」商標とが字体、形態及び構造上いささかの区別もないのは偶然の一致にすぎない」という旺利泰公司の主張には何ら根拠がなく、旺利泰公司は株式会社ニフコの「NIfCO」商標を付した商品が中国大陸の市場に入った後にその商標形態をもって係争商標の標識として登録出願したものと認定でき、その行為は不正な手段によって他人が既に使用しかつ一定の影響力を有する商標を剽窃、複製して抜け駆け登録する行為に該当する。

このほか、旺利泰公司は、係争商標の登録後、株式会社ニフコの「NIfCO」製品の顧客に警告文を送付し、権利侵害訴訟を提起し、また株式会社ニフコに高額な譲渡料及び賠償金を請求する等し

ていることからも、旺利泰公司の係争商標登録における主観的悪意を証明できる。

よって、以下のとおり判決する。

旺利泰公司の「NIfCO」商標を取り消す旨の商標評審委員会第 0528 号裁定を維持する。

(3) 第二審判決

第二審人民法院は、第一審人民法院の判決を維持し、次のとおり判示した。

旺利泰公司は、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を付した商品が中国大陸市場に入った後、株式会社ニフコの「NIfCO」商標の形態をもって係争商標の標識として登録出願したのであり、かかる行為は不正な手段により他者が既に使用しなおかつ一定の影響力を有する商標を抜け駆け的に登録した行為に該当し、信義誠実の原則に反し、公平な競争という市場秩序を損ない、「商標法」第 31 条にいう「他人が既に使用しており一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録する行為」に該当するものである。

立法法 84 条に定める「法律不遡及」の精神に照らすと、「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」6 条は改正前の商標法 27 条 2 項に定める状況に適用され、商標法 27 条 1 項に定める「商標法第 8 条の規定に違反した場合、または詐欺もしくはその他不正な手段をもって登録を得た場合」には適用されない。「詐欺もしくはその他不正な手段をもって登録を得た場合」については、改正前の商標法実施細則 25 条に規定があり、当該規定は、信義誠実の原則に違反し、複製、模倣、翻訳等の方式によって既に公衆に熟知されている他人の商標を登録する場合をも含むものである。本件において、旺利泰公司が不正な手段をもって株式会社ニフコが既に使用しかつ一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録した行為は、改正前商標法 27 条 1 項に規定する状況に該当し、「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」6 条に規定する状況には該当せず、1 年間の期限の制限を受けないため、商標評審委員会が当該取消申立を受理したこと及び第一審人民法院が審理を行ったことはいずれも法律の規定に違反するものではない。

従って、次のとおり判決する。

上訴棄却、原判決維持。

なお、登録商標「TIfCO」についても「NIfCO」と同様の紛争が生じたが、「TIfCO」商標の事案においては、商標評審委員会は（商標法 31 条ではなく、）商標法 41 条 1 項により係争登録商標を取り消す裁定を下した。そして、当該裁定は、北京市第一中級人民法院及び北京市高級人民法院によって維持された。

第 2 節　「無印良品」「MUJI」の事例

1　書誌的事項

第一審　　：北京市第一中級人民法院（2006）一中行初字第 191 号
原告　　：盛能投資有限公司（以下「盛能公司」という）
被告　　：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）
第三者　　：株式会社良品計画
判決日　　：2006 年 8 月 31 日

第二審　　：北京市高級人民法院（2007）高行終字第 16 号
上訴人　　：盛能公司
被上訴人　：商標評審委員会
第三者　　：株式会社良品計画
判決日　　：2007 年 10 月 19 日

出典　　：北京法院網

2　事件の概要

（1）事実関係

株式会社良品計画は、1984 年及び 1995 年に日本において、衣服等を指定商品として、「無印良品」、「無印良品 MUJI」の商標登録を出願した。また、1991 年には香港において、衣服等を指定商品として、「無印良品 MUJI」及び「MUJI」の商標登録を出願し、1995 年 6 月 30 日に登録されたほか、他のいくつかの国でも同様に商標登録を受けている。

株式会社良品計画は、1991 年 11 月、香港において香港永安百貨と合弁で「無印良品 MUJI」商品の専売店を開設した。

ところで、1994 年 2 月 8 日、盛能公司は、中国商標局に「無印良品」商標の登録を、第 25 類の被服、履物、帽子を指定商品として出願し、1995 年 11 月 28 日、商標局の審査確認を経て登録が認められた。

株式会社良品計画は、商標評審委員会に対し、上記の盛能公司の「無印良品」商標の登録の取消裁定を出すよう申し立てた。

2005 年 11 月 30 日、商標評審委員会は、現行の「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、盛能公司が第 25 類の被服等の商品において登録した第 795636 号「無印良品」商標を取り消すとの裁定を下した。その理由は次のとおりである。「商標法」第 31 条の「既に使用して

おり一定の影響力を有する」という文言は、中国大陸地区における先使用と一般的に理解されているため、株式会社良品計画の証明したその商標の香港地区における先使用及びその影響は「商標法」第 31 条の事由に該当しない。株式会社良品計画は、同社が先に使用し、かつ世界各地において「無印良品 MUJI」商標を広範囲にわたり登録していたことを既に証明しており、香港における登録時期についても盛能公司が中国において登録した時期より 2 年も早い。盛能公司は、株式会社良品計画と非常に類似した方式で商標を使用し、かつ自ら「日本のブランドだ」と宣伝していた。

盛能公司は、その登録商標の取消裁定を不服とし、北京市第一中級人民法院に提訴した。

(2) 第一審判決

第一審人民法院は、次のとおり判示した。

盛能公司が係争商標を中国において出願し、審査確認を受けた時期は、株式会社良品計画が香港において当該係争商標を出願し、審査確認を受けた時期よりも遅い。盛能公司が当該係争商標を使用した時期は、株式会社良品計画が香港において当該係争商標を使用した時期よりも遅い。盛能公司は香港の会社であり、株式会社良品計画と同一地区、同一業種に属し、係争商標が登録した商品区分についても株式会社良品計画と同一であり、同一市場における競争関係が存在する。以上のことから、商標評審委員会が、盛能公司が係争商標を登録した主観的悪意は明らかであり、係争商標を先行して出願登録した行為は商標法 41 条 1 項に定める「その他の不正な手段により登録を得ていた」行為を構成すると認定したことは、事実認定及び法律適用及び手続のいずれにおいても正確である。

よって、次のとおり判決する。

被告商標評審委員会による商評字（2005）第 4078 号の第 795636 号「無印良品」商標紛争に関する裁定を維持する。

(3) 第二審判決

第二審人民法院は、次のとおり判示した。

商標法 31 条に定める「不正な手段によって」とは、主に係争商標の登録者に他人の商標の市場における信望を盗用して不正競争を行おうとした悪意が主観的にあることを指し、悪意による抜け駆け登録の禁止を主眼としており、抜け駆け登録された未登録の商標が中国大陸地区において使用されていたかどうかは、当該条項の必須要件を構成しない。株式会社良品計画は、1991 年に香港において「無印良品 MUJI」商品の専売店を開設した。一方、盛能公司は香港に位置し、抜け駆け登録された商標が先に使用されていた地域と同一の区域にあり、かつ双方はいずれも衣料品の製造及び経営に従事しており、盛能公司が本件係争商標を登録及び使用した際に主観的悪意があったことは明らかである。従って、盛能公司の行為は、株式会社良品計画が先に使用し、かつ一定の影響力を有

する未登録商標を不正な手段によって抜け駆け登録をしたものであり、商標法 31 条に基づき取り消すべきである。

よって、第一審人民法院の法律適用には誤りがあるが、第二審人民法院は、商標法 31 条を適用したうえで、次のとおり判決する。

上訴を棄却し、原判決を維持する。

第3節　商標法31条と41条1項の適用関係

1　問題意識

冒認出願商標の取消が認められた最近のいくつかの裁定・判決をみると、商標法31条と41条1項のいずれを適用すべきかについて、判断が分かれている。

先に紹介した、ニフコの「NIfCO」「TIfCO」、良品計画の「無印良品」「MUJI」という4つの係争商標についての各事例においては、いずれも冒認出願商標の取消しが認められた。しかし、下表のとおり、31条を適用して冒認出願商標の取消しが認められた事例と、41条1項を適用して冒認出願商標の取消しが認められた事例の両方がある。

図表：商標法31条と41条1項のいずれの規定を適用したかに係る一覧表

	NIfCO	TIfCO	無印良品	MUJI
商標評審委員会裁定	登録商標取消（商標法31条）	登録商標取消（商標法41条1項）	登録商標取消（商標法41条1項）	登録商標取消（商標法41条1項）
北京市第一中級人民法院判決	登録商標取消（商標法31条）	登録商標取消（商標法41条1項）	登録商標取消（商標法41条1項）	登録商標取消（商標法41条1項）
北京市高級人民法院判決	登録商標取消（商標法31条）	登録商標取消（商標法41条1項）	登録商標取消（商標法41条1項。ただし、本来は商標法31条を適用すべき）	登録商標取消（商標法41条1項。ただし、本来は商標法31条を適用すべき）

これら4つの事例において、事案の内容は非常に似ているにもかかわらず、なぜ、31条が適用されたり、41条1項が適用されたりするのであろうか。以下、この興味深い論点について検討を加えてみることとする。

2　「NIfCO」「TIfCO」の事例

上述のとおり、「NIfCO」商標の事案においては、商標法31条を根拠に、係争登録商標の取消が認められた。

本判決においては、商標法31条の「既に使用しており一定の影響力を有する」といえるためには、商標局及び商標評審委員会の制定した「商標審理基準」や従来の裁定例の多くと同様、中国大陸（香港・マカオ・台湾を除く）において、係争登録商標の出願日以前において、同様の指定商品で、取消裁定申立人（ライセンス先等でもよい）により、既に使用されかつ一定の影響力を有することを

指すという考え方に従い、裁定及び判決が下された。実際の審理においても、上記の要件を満たすための主張立証が行われた。その意味で、本事案における裁定及び判決はオーソドックスな内容のものであるといえる。

ところで、登録商標「TIfCO」についても「NIfCO」と同様の紛争が生じたが、「TIfCO」商標の事案においては、商標評審委員会は（商標法 31 条ではなく、）商標法 41 条 1 項により係争登録商標を取り消す裁定を下した。そして、当該裁定は、北京市第一中級人民法院及び北京市高級人民法院によって維持された。

何故、ほぼ同じ内容の事案であるにもかかわらず、異なる規定が適用されたのであろうか。それは、「TIfCO」商標の事案においては、「NIfCO」商標の事案に比べて、先使用の証拠がはるかに少なかったからである。そのため、商標評審委員会や人民法院は、商標法 31 条を適用することに躊躇し、旺利泰公司の主観的悪意性を強調して、商標法 41 条 1 項を適用したものと思われる。商標法 41 条 1 項においても、「商標審理基準」によると、先使用の証拠が必要であるが、商標法 31 条ほど厳格ではないようである。

このように、「NIfCO」商標の事案でも「TIfCO」商標の事案でも、商標局及び商標評審委員会の制定した「商標審理基準」や従来の裁定例に基づくオーソドックスな考え方が根底にあったといえよう。

3 「無印良品」及び「MUJI」の事例

商標法 31 条は、「商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。他人が既に使用しており一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。」と規定している。「既に使用しており一定の影響力を有する」といえるためには、中国大陸（香港・マカオ・台湾を除く）において、係争登録商標の出願日以前において、同様の指定商品で、取消裁定申立人（ライセンス先等でもよい）により、既に使用されかつ一定の影響力を有することを指すものと考えられてきた。商標局及び商標評審委員会の制定した「商標審理基準」や従来の裁定例の多くも、そのような考え方を踏襲してきた。

本件事案では、株式会社良品計画は、香港では専売店を開設し、先使用及び一定の影響力が認められるものの、中国大陸ではそのような事情がないため、商標法 31 条の適用は難しかった。このことから、商標評審委員会及び第一審人民法院は、盛能公司の主観的悪意を強調し、商標法 41 条 1 項に定める「その他の不正な手段により登録を得ていた」行為を構成すると認定して、係争登録商標を取り消したものと思われる。

しかし、第二審人民法院は、商標法 31 条に規定する「既に使用しており一定の影響力を有する」といえるためには、他人の商標の市場における信望を盗用して不正競争を行う悪意がありさえすれば十分であり、中国大陸における使用の有無は必須要件ではないとの見解を示した。そして、第二審人民法院は、盛能公司が香港にあり、株式会社良品計画もまた香港において経営活動を行ってい

たこと、株式会社良品計画が登録及び使用の両方において盛能公司よりも先であったこと等から、商標法 31 条の「既に使用しており一定の影響力を有する」の要件を満たし、係争登録商標の取消裁定を下した。係争登録商標の取消という最終的な結論が変わらないにもかかわらず、わざわざ適用規定を商標法 41 条 1 項から 31 条に変更したことは、第二審人民法院の確固とした自信の現れとみることもできる。

なお、登録商標「MUJI」についても「無印良品」と同様の紛争が生じ、商標評審委員会及び北京市第一中級人民法院が商標法 41 条 1 項により登録商標「MUJI」を取り消したのに対し、北京市高級人民法院は、商標法 31 条により登録商標「MUJI」を取り消すべきで、原判決の法律適用には誤りがあるが結論には影響しないとして、上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

4　各裁定・判決の比較検討

「無印良品」「MUJI」に係る第二審人民法院判決は、従前より中国企業の冒認出願問題に悩まされてきた日本企業にとっては朗報であり、今後、上記判決が定着していくことが望まれる。

しかし、①第二審人民法院の上記判決は、商標局及び商標評審委員会の制定した『商標審理基準』とは異なる見解であること、②ニフコの「TIfCO」事案では北京市高級人民法院（ただし、構成裁判官は異なる）が商標法 41 条 1 項により係争登録商標の取消裁定を下したこと等に鑑みると、「無印良品」「MUJI」に係る第二審人民法院判決の判旨が、今後のスタンダードとなっていくと言い切るには、いまだ若干の躊躇を覚える。「商標審理基準」が上記判旨に沿って改訂されるか、次回の商標法改正の際に上記判旨の内容が明文規定に取り込まれることを期待したい。

第五章　冒認出願に関する中国での法制度改正の議論状況

中国国内の有名企業もしばしば商標の冒認出願に悩まされてきており、中国国内企業や中国の学者等の専門家にとっても、商標の冒認出願は解決困難な問題である。

そこで、以下では、中国の学者等の専門家が、商標の冒認出願問題をどのように認識し、どのような解決策を探ろうとしているのかについて、主に法制度改正の議論状況を、7 つの項目に整理して紹介することとする。

1　商標の先使用者に対するより広範な保護が必要という提案

中国の商標法 3 条は、「商標局の審査確認を経て登録された商標は、登録商標とする。‥‥‥商標登録者は商標専用権を有し、本法の保護を受ける」と定めている。また、商標法 4 条は、「自然人、法人またはその他の組織は、その生産、製造、加工、選定または販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合、商標局に商品商標登録を出願しなければならない」と定めている。このような登録の原則があるとはいえ、商標の冒認出願が不可避的に生じる可能性がある[33]。しかし、商標制度の実務は、単純な使用及び登録の取得のいずれにもそれぞれ回避不可能な弊害があり、しかも登録の原則は中国の商標法が長期にわたって確立してきた基本原則であるため、商標法改正の過程でこの原則を完全に排除してしまうのは現実的ではない。よって、商標法改正の過程で、登録の原則をあくまで維持すると同時に、商標法 31 条の「既存の権利」及び「一定の影響力を有する商標」の判断基準を具体化するといった提案をしている学者がいる[34]。

(1) 未登録商標の先使用者に対して商標出願優先権を付与するという提案

ポルトガルの 1995 年工業所有権法 171 条に、「未登録の標章を商標として使用する場合、出願日から 6 か月以内はその使用者が優先登録権を有し、かかる期間内においては、第三者の登録出願に対して対抗することができる」という規定がある。中国でも、具体的な実状を踏まえ、未登録商標の使用者に一定期間の優先的登録期間を与え、使用者が未登録商標を使用している一定の期間内において、同一商標を同一または類似の役務に使用することについて商標局に登録出願した場合、当該使用者は優先権を有するという制度が考えられる[35]。

33　貢振羽「商標冒認登録現象から考える法的検討」、『科学の友　2007 年 1 月号』79 頁
34　鄭向東「商標『冒認登録』の制度的原因及び商標法律制度の整備」、『エコノミスト　2007 年第 3 期』111 頁
35　鄭向東「商標『冒認登録』の制度的原因及び商標法律制度の整備」、『エコノミスト　2007 年第 3 期』112 頁

(2) 未登録商標の先使用者に対して一定範囲の使用権を付与するという提案

第三者が同一または類似の商標の登録を取得した後でも、先使用者が確かに有効な先使用の証拠を提出した場合は、法律により先使用者に従来の範囲内で引き続き使用する権利を与えるという提案をしている学者がいる。ただし、使用時に必要な標章を付して商品の出所を区別できるようにし、関連の公衆の誤認や市場の混乱を避けるようにしなければならない[36]。

2　自然人の商標登録に対する制限を課すという提案

商標法 4 条は、「自然人、法人またはその他の組織は、その生産、製造、加工、選定または販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合、商標局に商品商標登録を出願しなければならない」と定めている。この規定は、自然人に商標の登録出願権を与えるものである。しかし、実務においては、大量の自然人が登録出願した商標が登録を認められても実際に使用されなければ商標資源の浪費を招き、中には商標の冒認出願ばかり行って金儲けをしようとする者もいるため、影響が大きい。そこで、国家工商行政管理総局は 2007 年に「自然人の商標登録出願手続における注意事項」[37] を公布し、その第 5 条で、自然人が商標を登録出願する商品及び役務の範囲は、その営業許可証または関連登記文書において審査確認されている経営範囲またはその自営する農副産品を限度とすることを明確に定めた。

商標法改正の際、自然人の商標登録の出願についてはさらに明確な制限を行うことも考えられるだろう。例えば、商標法 4 条に定める商標登録出願に合致しないものについて商標局は当該出願を受理しないと定めること等を提案している学者がいる[38]。

3　厳格な商標登録審査制度の確立という提案

中国の登録商標審査制度には、制度構築がまだなされていない部分もある。例えば、商標登録出願人の条件が広すぎること等である。営業許可証を受領している企業、事業単位であれば、いずれも商標登録出願ができ、出願人が生産経営に従事しているのかどうかは問われないし、また出願する登録商標がその従事している経営活動と一致しているのかどうかも問われない。商標の登録出願をする商品または役務と出願人の生産経営範囲が一致していないために出願人による登録出願の氾濫をまねき、大部分の登録商標が商品に伴わない「遊休商標」となっている。

上記の原因から、厳格な商標登録審査のメカニズムを確立して、商標登録出願人の資格について

36　鄭向東「商標『冒認登録』の制度的原因及び商標法律制度の整備」、『エコノミスト　2007 年第 3 期』112 頁
37　自然人の商標登録出願手続における注意事項、
http://sbj.saic.gov.cn/pub/show.asp?id=122&bm=flfg
38　馮暁青「商標法第三回改正の若干の問題」、『中華商標　2007 年 4 月号』8 頁

審査し、出願人の出願する登録商標とその経営活動との関係性を厳しく求め、必要な場合には当該商標を既に使用しているという証明を提出させて、出願人が使用しない商標を大規模に登録することにより他人の商標の悪意による冒認出願がもたらされることを防ぐようにすべきとの主張がある[39]。

4　商標と商号の関係を調整し、統一的な商標標章法律制度を確立するという提案

中国の商標と商号（企業名称の核心部分）の保護の実務においては、権利の取得方法や権利の保護の範囲等の面で差異があるために、商標権の保護と商号権が抵触するという事案が多くなっている。これについて、国家工商総局及び最高人民法院は、それぞれ規定を出した。最高人民法院は、2008 年 2 月に「登録商標、企業名称と既存の権利との抵触に係る民事紛争案件の審理における若干問題に関する規定」を公布し、人民法院が登録商標、企業名称と既存の権利との抵触に係る民事紛争案件を審理する場合の案件受理範囲及び法律適用等の問題について明確にした。国家工商行政管理総局は、1999 年 4 月に「商標と企業名称における若干問題の解決に関する意見」を公布しており、その 6 条で、商標と企業名称の混乱について処理する場合は、「公平な競争の維持」及び「合法的権利の既存の権利者の利益の保護」の原則を適用しなければならないと定めていた。その後、国家工商行政管理総局は調整後の「2005 年登録商標専用権保護アクションプラン」の公布に関する通知において、著名商標の権益を侵害し、公衆の誤認をまねく企業名称は、法に基づきこれを断固として是正すること、企業名称を際立って使用し、著名商標に「タダ乗り」するような不正競争行為に従事した場合は、断固としてこれを取り締まることが明確にされた。同時に、積極的に検索を行い、企業名称の審査確認段階で、著名商標の権益を侵害する行為を予防し、阻止する保護メカニズムを構築しなければならないとされた。

しかし、立法体制と制度設計上の理由から、これらの指導的意見や規定があっても日増しに多くなる商標権と商号権の抵触を根本から解決することはできておらず、また増加してきている、商標登録における他人の先行登記した商号の侵害または商号登記時における他人の先行登録している商標権の侵害といった行為を食い止めるのは難しい状況にある。商標権の保護と商号の保護の調整に関する条項を追加すべきだという学者の意見がある[40]。

5　未登録の著名商標の保護については登録著名商標と同一の保護基準とすべき旨の提案

著名商標に対する保護が不徹底であるとの意見がある。中国の現行の「商標法」は、著名商標の保護について、登録商標に限らないとしているが、登録された著名商標と未登録の著名商標は明確

39　貢振羽「商標冒認登録現象から考える法的検討」、『科学の友　2007 年 1 月号』80 頁
40　馮暁青「商標法第三回改正の若干の問題」、『中華商標　2007 年 4 月号』10 頁

に区別されており、かつ両者に対しては異なる保護の方法がとられている。商標法 13 条は、「同一または類似の商品について出願した商標が、中国で登録していない他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したもので、当該著名商標と混同しやすい場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。同一でない商品または類似しない商品について出願した商標が、中国で登録した他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したもので、かつ公衆が誤認し、当該著名商標の登録者の利益に損害を与えるおそれのある場合は、 これを登録せず、 かつその使用を禁止する」と定めている。すなわち、既に中国で登録されている著名商標については分類を超えて保護されるが、未登録の著名商標に対しては同一分野のものに対してのみ保護される。このような差別的対応は、登録と未登録の束縛から抜け切れておらず、著名商標に対する保護を有効に拡大することができない[41]。未登録の著名商標も登録された著名商標も同様に絶対的な顕著性を有しており、固定の消費者がいるため、登録された著名商標に対してのみ分類を超えた保護を行うのでは不十分であり、未登録の著名商標に対しても同様の保護基準をとる必要があるとの意見がみられる[42]。

6　異議申立、再審査手続上の適正化を図るとの提案

① 現行の商標法 30 条及び 32 条は、初期査定した商標について何人も異議を申し立てることができ、出願を拒絶し、公告しない商標について、商標登録出願人がこれを不服とする場合は、通知受領日から 15 日以内に再審査を申し立てることができることを定めている。商標の初期査定を行う商標局が、自らが初期審査し公告した商標の正確性、合法性を審査するため、利害関係者の時間的コストが増え、第三者につけこむすきを与えているとの意見我ある。これについて、全国人民代表大会代表の宗慶後は、商標の異議申立手続及び再審査手続の二つをまとめることを提案し、かつ商標関連手続の審査期限制度を確立して、立法により商標の受理、審査、公告、再審査等の各手続の期限を定め、長すぎる商標審査権利確定の期間を短縮し、行政効率をアップさせることを主張している[43]。

② 商標に対する異議申立人の資格を制限するという提案をしている学者がいる。商標登録前の異議申立の現行制度は残すが、商標法 30 条の「何人も異議を申し立てることができる」を「利害関係者に限り異議を申し立てることができる」に修正し、悪意による異議を減らすようにする[44]。

③ 商標異議申立人の異議申立のコストを引き上げるという提案をしている学者がいる。商標異議申立人のコストが相対的に低いため、双方のコストに見合わない競争をもたらすことにもなっ

41　謝家銀、蔡徳仿「著名商標の法律保護に関する私見」、『広西教育学院学報　2005（4）』
42　鄭向東「商標『冒認登録』の制度的原因及び商標法律制度の整備」、『エコノミスト　2007 年第 3 期』112 頁
43　宗慶後「『商標法』の改正及び整備に関する議案」、
http://npc.people.com.cn/GB/28320/78072/78086/5467593.html
44　姚芃（法制網記者）「商標法第三回改正　大幅改正か、小幅修正か」、
http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co1823117912

ている。双方の競争コストのバランスをとるため、異議申立人に相応の担保を提供することを求めることができるようにし、異議が認められなかった場合、異議申立人は担保金を失うという代価を払うようにする。こうした設計によって異議申立人が手続を開始する際にコストについて検討せざるを得ないようにすることが可能だと考えられる。また、これは商標法実施細則23条の「異議の裁定を経て審査確認の上で登録された商標は、当該商標の異議申立期間が満了した日から異議の裁定が発効するまでは、他人が同一商品または類似商品に当該商標と同一または類似の標章を使用する行為に対して、遡及力を有しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない」との規定にも合致する[45]。また、異議申立の当事者双方が商標の登録出願及び異議申立に慎重になるように、異議申立の当事者双方の商標登録のコストを引き上げる、すなわち異議申立の当事者双方は、異議不成立の裁定結果について、相手方から異議を申し立てられたことにより商標の登録が遅延して被った損失を賠償しなければならないようにしてはどうかという意見がある[46]。

7　冒認出願を含む悪意の行為に対して、懲罰的法律規定を増やすべきという提案

多年にわたり、悪意による登録、異議申立、譲渡等、多種多様の悪意による行為がまかり通っているという意見がある。例えば、他人の独創性のある商標や一定の知名度のある商標を非類似商品に商標として登録して、その他の多くの企業の屋号や商標を自分の商標として集中的に冒認出願したり、他人の商標を別の人に「譲渡」したりするといった行為が見受けられる。多くの商標出願は、他人の悪意による異議申立によって一旦異議申立手続に入ってしまうと、異議を申し立てられた商標は数年間は登録が完了できなくなる。これらの商標の権利確定手続で上記のような行為が行われると、出願量の激増、異議申立量の激増といった一連の問題が生じ、正常な商標権利確定の秩序が著しく損なわれる。そこで、商標権利侵害に対する賠償について、懲罰的規定の追加、賠償額の引き上げ、賠償認定手続の簡素化等を提案する学者がいる[47]。

45　郝思怡「商標異議申立がゆすりの道具になりえようか」、
http://www.mingyong.com/fen/anliDetail.asp?uid=3
46　姚芃（法制網記者）「商標法第三回改正　大幅改正か、小幅修正か」、
http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co1823117912
47　姚芃（法制網記者）「商標法第三回改正　大幅改正か、小幅修正か」、
http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co1823117912

第六章　冒認出願の特殊事例

第１節　地名

1　地名の商標の特徴

本節で扱う「地名」の商標は、地名を商標の全部または一部としているもの（例えば、「青森」）を指す。次節で扱う「地理的表示」は、「ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素または人文的要素によって決定されていることを表す表示」（例えば、「紹興黄酒」）である。「地名」の商標と「地理的表示」は、実際上、重複する（すなわち、1 つの名称が両方の範囲に属する）場合も少なくないが、理論的には、上記のとおり、異なる概念である。

「地名」の商標に関し、商標法 10 条 2 項は、「県級[48] 以上の行政区画の地名または公知の外国地名は商標としてはならない。ただし、その地名が別の意味を含みまたは団体商標、証明商標の構成部分である場合はこの限りではない。すでに登録された、地名を使用する商標は引き続き有効とする。」と規定している[49]。

「商標審査基準」の「第一部分　十一」によれば、商標法 10 条 2 項において定められる「地名が別の意味を含み」とは、地名が単語として確定した意味を持ち、かつその意味が地名としての意味より強く、公衆を誤認させることがないことを指すとされている。例えば、重慶市の「長寿区」の「長寿」は、地名のほかに、長生きをするという意味もある。また、湖南湘西自治州「鳳凰県」の「鳳凰」には、不死鳥の意味もある。

商標法 10 条 2 項の「地名が別の意味を含み」に関して、北京市高級人民法院の以下の判決がある[50]。すなわち、「地名が別の意味を含む」とは、地名は一般的には商標として登録使用できないことをふまえると、地名の主な機能は、製品または役務の地理的出所を表すことにあるのであって、異なる生産者または事業者を区別するという商標の役割を果たすことはできない。もし、地名が商標として一社または一個人によって独占されるとすれば、他人が当該地名を地理的表示として使用することを妨げたり、商標に地理的欺瞞性を与えたりすることになりかねない。従って、「地名が別の意味を含む」とは、当該名称が、明らかに地名とは区別され、明確で、公衆が受け入れやすい意

48　中国語でいう「県」は、「市」より下位の行政単位である。
49　登録商標には、普通商標のほかに、特殊な登録商標として、団体商標（団体等の名義で登録し、その団体等の構成員が、自己の商業活動の使用に供する商標）及び証明商標（ある特定の商品や役務に対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の第三者が使用する商品や役務の原産地、原料、製造方法、品質等を証明する商標）という制度もある（商標法 3 条）。団体商標及び証明商標のいずれも、許諾なく使用した者に対して、商標権侵害の主張が可能である。団体商標及び証明商標は、普通商標と共通のデータベースを構成し、相互に引用される関係にある。
50　丁凱「商標の権利確定制度に関する研究」14 頁

味を含むことにより、商標が有するべき標識性という役割を果たすに足るものであることと解される。北京市高級人民法院は、上記の理論に基づき、「紅河」事件において、「紅河」は、中国の県級以上の行政区画の名称であるほか、ベトナム国境の河川の名称でもあるが、中国語の「紅河」には「赤い河」という、 公衆にも受け入れられやすい、よくある意味も含まれていることから、「紅河」は、地名以外に明確かつ公知の意味があることが証明でき、よって別の意味を含むと判断した。

次に、「地名」の商標の有する特徴について整理すると、以下のとおりである。

① 顕著性が比較的弱い

地名の商標は、主に地名で構成されていることから、顕著性が比較的弱い。一般的に、地名が有名であればあるほど顕著性は弱くなるのに対して、地名があまり有名でなければ顕著性は比較的強くなるといえる。また、地名と指定商品・役務との繋がりが強ければ強いほど顕著性は弱くなるのに対して、地名と指定商品・役務との繋がりがあまり強くなければ顕著性は比較的強くなるといえる。

② 地名が、地名とは関係のない全く別の意味を有する場合がある

地名は、比較的短い言葉であることが多い（地名の多くは、漢字 2 文字程度で構成されている）ため、地名とは関係のない全く別の意味の言葉と同一または類似となる場合が少なくない。

③ 地名を地名として使用することは、誰でも自由に行うことができる

地名を地名として使用することは、その性質上、誰でも自由に行うことができる。当該地名を一定の指定商品・役務において商標登録している者であっても、第三者が上記のように地名を地名として使用することを制限することはできない。

また、「地名」の商標の使用について、中国の判決例や学説等[51] で議論されている内容を整理すると、以下のとおりである。

① 使用の主体

社会公衆が商品または役務の出所について誤認することを避けるため、当該地名の管轄行政区域内の企業・事業単位及び個人の使用に限られると一般に解されている。

② 使用の方法

消費者が商品または役務の真実の情報を知ることができるように、原産地を表示するために地名を商品の包装に用いること、または企業名称の登録において地名を使用することは認められる。公衆が通常理解している、商品の原産地、地理的位置等を表示する方法であれば、正当な地名の使用にあたると判断される。

51　崔艶、胡振華「地名の商標の合理的使用の構成要件――最高人民法院公報判決例に基づく考量」、『中国工商管理研究　2007 年 8 月号』36 頁

③ 使用者の主観

「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」1条は、他人の登録商標と同一または類似する文字を企業の屋号とし、同一商品または類似商品において際立つように使用し、容易に関連の公衆を誤認させる行為は、他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当するとしている。上記の規定によれば、行為者による他人の登録商標（地名が含まれている）の使用が、原産地または地理的出所を表示するためで、使用後も関連の公衆に混乱や誤認を生じさせるおそれがない場合は、法律に定める正当な使用に該当する。逆に、行為者による地名の使用の主な目的が、他人がすでに持っている高い知名度の地名の商標の信用に乗じて関連の公衆に混乱や誤認を生じさせるような場合には、当該使用行為は正当な使用にはあたらず、商標権の侵害を構成する。

④ 関連商品または役務の内容

商品または役務の内容は、往々にしてその地理的位置を示す必要があるか否かの決め手になる。例えば、不動産の販売においては、不動産の地理的位置を示すことは、一般的には当該商品の自然的属性の説明に必要なものと解される。

2　外国地名について

(1) 外国地名の特殊性

前述したとおり、商標法10条2項は、公知の外国地名は商標としてはならないこと、ただし、その地名が別の意味を含みまたは団体商標、証明商標の構成部分である場合はこの限りではないこと等を規定している。

「商標審査基準」の「第一部分　十一」によれば、「公知の外国地名」とは、中国の公衆が知っている、中国以外の他の国及び地域の地名を指す。地名には、正式名称、略称、外国語名称及び通用している中国語の訳名が含まれる。ここでいう「中国の公衆」に、使用する商標が示す商品または役務と関係する消費者や、上記商品を生産しまたは役務を提供する事業者及び販売ルートで関係する販売者等を含むのかどうかについては明確にされていない。

商標法10条2項によれば、中国での公知の外国地名は商標としてはならないわけであるが、逆にいえば、中国で公知でない外国地名は、中国で商標出願・登録できる可能性があることになる。すなわち、ある商標がたまたま外国地名と同一若しくは類似する語であっても、その外国地名が中国ではあまり公衆に知られておらず、「公知の外国地名」といえない場合は、商標法10条2項違反とはならず、中国での商標出願・登録が認められる可能性がある。当然ながら、中国の商標審査官は全ての外国地名に通じているわけではないので、例えば、日本の都道府県名であっても、中国の商標審査官に「地名」とは認識されないまま商標登録に至ることも十分あり得ると考えられる。

団体商標及び証明商標の詳細については、本章の「第2節　地理的表示」の「6　事前的対策」を参照されたい。

(2)「商標審査基準」における外国地名に関する実例

商標局と商標評審委員会が発行した「商標審査基準」[52]には、様々なケースにおける「公知の外国地名」に関する例が記載されており、参考になる。

「商標審査基準」の「第一部分　十一」によると、以下のように、商標が、公知の外国地名により構成されているまたは公知の外国地名を含む場合、公知の外国地名と同様であると判定される。

図表：公知の外国地名と同様であると判定された例

	「柏林」はベルリンの意味、出願番号：1988724、指定商品：ビール
	「加州」はカリフォルニア州の意味、出願番号：1988403、指定商品：ビール、ミネラルウォーター
	「華沙」はワルシャワの意味、出願番号：1943741、指定商品：靴

ただし、商標が公知の外国地名とその他の文字により構成され、全体として別の意味を有し、かつ指定商品での使用が公衆に商品の生産地に関して混同を生じさせることがないものは除かれる。

また、商標の文字が公知の外国地名とは異なるが、字形、称呼が類似し、公衆に当該地名であることを誤認させる可能性があり、商品の生産地に関して混同を生じさせるものは、商標法 10 条 1 項 8 号の「悪影響を及ぼす」に該当する。その例として、後述の「札幌」商標の事例が挙げられる。

さらに、商標に含まれる地名が出願人の所在地と一致せず、公衆を誤認させるおそれのあるものも、商標法 10 条 1 項 8 号の「悪影響を及ぼす」に該当する。出願人が個人である場合、その所在地は身分証またはパスポートに記載された住所による。出願人が法人またはその他の組織である場合、その所在地は営業許可証に記載された住所による。

52 「商標審査基準」の和訳は、日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産権部のウェブサイトに掲載されているので、参照されたい。http://www.jetro-pkip.org/index.html

(3) 日本の地名に関する実例

日本の地名に関しては、都道府県・政令指定都市の名称[53]だけでなく、「富士山」、「秋葉原」等の地名や、「江戸」等の古い地名の冒認出願もある。

①「富士山」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3520625	国际分类号	10	申请日期	2003-04-10

申请人名称(中文)	富士山科技股份有限公司	申请人地址(中文)	香港湾仔骆克道200号东新商业中心13楼
申请人名称(英文)	FUJISAN TECHNOLOGY STOCK COMPANY LIMITED	申请人地址(英文)	13F TUNG SUN COMM CTR 200LOCKHART RD WANCHAT

商标图像	富士山	商品/服务列表	医疗器械和仪器;医用电毯;失禁用垫;奶瓶;避孕套;紧身腹围;矫形鞋(鞋);矫形用物品;束腹紧身胸衣;缝合材料;查看详细信息 ...	类似群	1001 1002 1003 1004 1005 1006 1008 1009

初审公告期号	931	注册公告期号	943
初审公告日期	2004-06-14	注册公告日期	2004-09-14
专用权期限	2004年09月14日 至 2014年09月13日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	转让		

53 日本貿易振興機構（JETRO）北京センター知的財産権部が 2008 年に公表した調査結果によると、中国で商標登録済みか出願中の日本の都道府県・政令指定都市の名称は、27 府県、3 政令指定都市（川崎、名古屋、横浜）あった。

②「秋葉原」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	3120135	国际分类号	11	申请日期	2002-03-21
申请人名称(中文)	蔡江绛	申请人地址(中文)	广东省中山市东风镇东风电子城3区87、90号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	秋葉原 QIUYEYUAN	商品/服务列表	厨房用抽油烟机;个人用电风扇;饮水机;消毒碗柜;空气调节装置;查看详细信息 ...	类似群	1106 1110
初审公告期号	908	注册公告期号	920		
初审公告日期	2003-12-21	注册公告日期	2004-03-21		
专用权期限	2004年03月21日 至 2014年03月20日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称			
指定颜色	否	商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	转让				

③「江戸」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	3482941	国际分类号	29	申请日期	2003-03-12
申请人名称(中文)	张辉	申请人地址(中文)	江苏省南通市湾子头新寓11幢103室		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	江戸	商品/服务列表	紫菜;肉松;冷冻水果;水产罐头;听装(罐装)鱼;海蜇皮;龙虾(非活);牛奶制品;果酱;查看详细信息 ...	类似群	2901 2902 2903 2904 2905 2907
初审公告期号	940	注册公告期号	952		
初审公告日期	2004-08-21	注册公告日期	2004-11-21		
专用权期限	2004年11月21日 至 2014年11月20日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	南通名扬商标事务所有限公司		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	变更 异议 异议复审				

3　紛争事例

「公知の外国地名」であるかどうかが実際の紛争において争われた事例は、少なくない。ここでは、「公知の外国地名であるとされ、登録が認められなかった商標」、「公知の外国地名に類似するとされ、登録が認められなかった商標」、「外国地名がよく知られているとまでは言えないとされ、登録を認められた商標」、「外国地名に別の意味があるとされ、登録が認められた商標」に分けて紹介する。

(1) 公知の外国地名であるとされ、登録が認められなかった商標

①「巴黎世客 chic Bian Paris」に係る商標局裁定（2006 商標異字第 03802 号）

商標	Chic Bian 巴黎世客 Paris
出願日	2001.4.16
出願番号	2000484
出願人	フランス欧中非貿易集団公司
商品または役務の分類	ニット被服、靴、帽子等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	当該商標の漢字「巴黎世客」のうち、「巴黎」（パリ）は公知の外国地名であり、被申立商標そのものに別の意味はない。従って、被申立商標は商標として登録及び使用してはならない。商標法 10 条 2 項に基づき、異議申立人の異議申立理由は成立し、第 2000484 号「巴黎世客 chic Bian Paris」商標は登録を認めない。

②「CHAMPAGNE」に係る商標局裁定（2007 商標異字第 00654 号）

商標	CHAMPAGNE
出願日	2001.7.17
出願番号	1992965
出願人	哈曼国際工業有限公司
商品または役務の分類	拡声器
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	「CHAMPAGNE」（シャンパーニュ）は、フランス北東部のランス（Rheims）とエペルネ（Epernay）付近の地域で、シャンペンで有名であり、公知の外国地名にあたり、商標として登録してはならない。商標法 10 条 2 項に基づき、異議申立人の異議申立理由は成立し、第 1992965 号「CHAMPAGNE」商標は登録を認めない。

③「青森」に係る商標局裁定（2007 商標異字第 07489 号）

商標	青森
出願日	2002.7.22
出願番号	3249247
出願人	広州市鑫典包装設計有限公司
商品または役務の分類	食用ゼリー等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	被申立商標「青森」は、公知の日本地名「青森」と同一である。商標法 10 条 2 項に基づき、異議申立人の異議申立理由は成立し、第 3249247 号「青森」商標は登録を認めない。

(2) 公知の外国地名に類似するとされ、登録が認められなかった商標

商標の文字の構成は公知の外国地名とは異なるが、字形や読み方が近く、公衆が当該地名であると誤認して商品の産地と誤認するような場合は、悪影響があると判定され、商標法 10 条 1 項 8 号の規定が適用され、商標登録は拒絶される。以下に例を挙げる。

①「扎幌」に係る商標局裁定（2006 商標異字第 01236 号）

商標	扎幌
出願日	2001.3.22
出願番号	1789125
出願人	南通富豪酒業有限公司
商品または役務の分類	ビール等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	「札幌」は日本の北海道の道庁所在地で、中国の公衆もよく知っている地名である。ここで産出するビールは、日本で初めて醸造されたビールで、サッポロビールの歴史は日本のビール業界の縮図とも言える。被申立商標「扎幌」の「扎」は、「札」の字と部首は異なるが、字形が近く、「ビール」等の商品に使用すると、消費者に商品の本当の産地について誤認させ、社会に対して好ましくない影響を生じる。商標法 10 条 1 項 8 号により、第 1789125 号「扎幌」商標は登録を認めない。

(3) 外国地名がよく知られているとまでは言えないとされ、登録を認められた商標

①「MAUI AND SONS」に係る商標局裁定（2005 商標異字第 00315 号）

商標	
出願日	1998.12.28
登録番号	169678
出願人	哈羅 . 斯特瑞特有限公司
商品または役務の分類	文具等
専用権の期間	2002.1.14 ～ 2012.1.13
裁定の内容	「MAUI」は「マウイ島」の英語名であり、米国ハワイ諸島に属し、太平洋の中部に位置する。中国の公衆は同島の中国語及び英語の名称について、聞いたことはあるが、よく知っているという程度にまでは達していない。異議申立人の異議申立理由は成立せず、第 1696978 号「MAUI AND SONS 及び図形」商標の登録を認める。

(4) 外国地名に別の意味があるとされ、登録が認められた商標

①「波路梦 BOURBON」に係る商標局裁定（2005 商標異字第 00416 号）

商標	
出願日	2000.9.27
登録番号	1667296
出願人	株式会社ブルボン
商品または役務の分類	キャンディー等
専用権の期間	2001.11.14 ～ 2011.11.13

裁定の内容	「BOURBON」は、1 つの単語だが複数の意味が含まれている。例えば、ブルボン王朝、頑固で保守的な人、極端に保守的な政治家等である（「現代英漢総合大辞典」参照）。この単語は、またバーボン酒も指す（「米国伝統辞典（双解）」参照）。また、商務印書館出版の「外国地名訳名手引」では、「BOURBON」はブルボン（レユニオンの旧称。アフリカ）を指すとされている。商標法 10 条 2 項によれば、公知の外国地名は商標としてはならないが、地名が別の意味を含む場合はこの限りではない。「BOURBON」には、地名以外の別の意味も含まれているため、登録を認める。

②「DARWIN」に係る商標局裁定（2005 商標異字第 01189 号）

商標	DARWIN
出願日	2000.11.06
登録番号	1692369
出願人	広東聖米亜経済発展有限公司
商品または役務の分類	しわ取りクリーム等
状態	異議申立審査中
裁定の内容	「DARWIN」は、オーストラリアの都市の名称だが、人の姓でもある。異議申立人は、被申立商標は、英国の博物学者、進化論の創始者「Darwin」と同一だと主張したが、被申立商標は「しわ取りクリーム」等の商品に使用されており、当該商品は博物学者「Darwin」の研究とは明らかな区別がある。従って、一般消費者が被申立商標と進化論の創始者である「Darwin」に何らかの関連性があると考えることはないはずである。異議申立人の異議申立理由は成立せず、第 1692369 号「DARWIN」商標は登録を認める。

4　日本の地名を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討

(1) 中国における商標登録出願状況の調査

日本の地名を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討を行う前提として、第三者による商標登録出願の状況を正確に知る必要がある。そこで、以下においては、まず、中国における商標登録出願の状況を調査する方法について説明する。

中国で、日本の地名や地域団体商標を第三者が冒認出願または登録をしていないかを知るためには、中国で商標調査を行う必要がある。商標調査の方法としては、①中国商標局の発行する商標公報を閲覧すること、及び②中国商標局のウェブサイト『中国商標網』で検索すること等がある。

上記①及び②のいずれの方法によるとしても、中国語ができず、中国商標実務に習熟していない者が調査することには無理がある。そのような場合には、商標調査を中国の商標代理機構に依頼することが通常である。なお、懇意の商標代理機構がない場合、日本の弁護士または弁理士等を通じて依頼するとよい。

自ら商標調査する際の注意事項としては、以下の点が挙げられる。

・地名や地域団体商標がひらがなまたはカタカナを含む場合、同様の読み方である漢字やローマ字での検索等を試みてみる。

・都道府県名・政令指定都市名以外の地名（例:富士山、秋葉原、江戸）が冒認出願されていないか、調査してみる。

・他の中国語文化圏（香港・マカオ・台湾）や、他の諸外国における商標調査も行ってみる。

・指定商品または役務の範囲は、ビジネスで使用することを想定しているものよりも広い範囲で調査してみる。

(2) 日本の地名を冒認出願された場合の影響

もし日本の地名が中国で第三者により商標登録されてしまうと、日本の地方公共団体や企業等にとって、以下の影響が生じる可能性があると考えられる。

① その地名の商標を用いて日本から中国に輸出しようとしたり、中国で製造・販売等をしようとする場合（商標を「商品の装飾」に用いる場合を含む)、商標権侵害であるとして訴えられる可能性がある。

② その地名の商標により中国の第三者に製品を製造・販売等されると、消費者が日本産あるいは日本との強い関連があるものと誤解するおそれがある。

③ その地名の商標により粗悪品を製造・販売等されると、その地名のイメージ、ひいては日本のイメージが悪化する。

④ その地名の商標を日本の企業等が出願しても、登録が認められなくなる可能性がある。

(3) 対策の必要性の検討

上記①乃至④はいずれも、日本の地方公共団体や企業等にとって重要度の高い要素であると思われる。

ところで、上記①に関し、日本の地名（例えば「青森」）や地域ブランド（例えば「美濃焼」）について、もし中国で第三者に商標を冒認出願されてしまったとしても、放置しておけばよいのではないかとの意見も一部にある。すなわち、商標法実施条例 49 条は、「登録商標に含まれる本商品の通称、図形、型番または商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示する内容、たは含まれる地名について、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権限を有しない。」と規定している。この規定により、仮に日本の地名（例えば「青森」）を中国で第三者に商標を冒認出願されてしまったとしても、日本の業者（例えば、青森県のリンゴ業者）としては、「青森」という地名を商品の産地という特徴を表すために「正当な使用」をしているだけであるから、商標法実施条例 49 条により、登録商標権侵害とはならないという意見である。

しかし、(1) 日本人の目から見ればその言葉が「地名」であると認識されても、中国の審判官や裁判官がその言葉を「地名」と認識してくれる保証はどこにもない。むしろ、よほど有名な地名でない限り[54]、「造語」と認識される可能性が高い。「地名」と認識されなかった場合、商標法実施条例 49 条は適用されず、登録商標権侵害が成立する可能性が高くなる。(2) 中国では、日本のように「商標的使用」[55] という概念が厳格には適用されていない[56]。むしろ、「商標の装飾的使用」[57] であっても、登録商標権侵害が成立するとされた事案[58] がある。また、商標法実施条例 50 条 1 号は、「同一商品または類似商品に、他人の登録商標と同一または類似の標章を商品の名称または装飾に用い、かつ誤認させるとき」は、商標権侵害行為に該当するとしている。よって、日本人の目から見ればその言葉が「地名」であると認識されても、商品に装飾的に使用した場合は、登録商標権侵害が成立する可能性が高いといえる。もちろん、例えば、商品の箱の裏側に、製造業者名等とともに、「原産地：日本国●●県」と明確に記載した場合は登録商標権侵害にはならないが、単なる原産地表示だけでは消費者への訴求力が弱いため、多くの日本の業者は、大きい字で目立つように大々的にその商品が「●●県」産であることを強調して消費者に宣伝したいという強い欲求を持つ。(3) 実際のビジネスでは、法的安定性が極めて重要である。中国で第三者に地名等を冒認出願されてしまっ

54 なお、「青森」については、「公衆に知られた外国地名」（商標法 10 条 2 項）であるとの裁定が下された。

55 日本の多くの判決や学説では、商標権侵害が成立するといえるためには、第三者の使用する商標が単に形式的に商品等に表示されているだけでは足りず、当該商標が、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられていることが必要と考えられている。このように、「商標が、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられていること」を「商標的使用」という。

56 中国の商標法実施条例 3 条は、「商標の使用」の定義を定めているが、単に商標の使用行為態様を形式的に規定しているにすぎず、日本で議論されている「商標的使用」における自他商品識別機能のような実質的観点は考慮されていない。

57 「商標の装飾的使用」とは、商標が商品等に表示されてはいるが、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で用いられておらず、単に商品等の装飾として用いられている場合をいう。例えば、Ｔシャツの胸の部分にブランドの名称や図柄が表示されている場合、「商標の装飾的使用」に該当し、商標権侵害とはならないのではないかという形で議論されることが多い。

58 例えば、オリンパスがその製造・販売したデジタルカメラに「千禧龍 QIANXILONG」を装飾として使用した事案で、登録商標権侵害が成立するとの判決が下された。

たにもかかわらず、中国で当該商標を使用（製造、販売、輸入等）し続けている場合、自社や取引先が、登録商標権侵害訴訟を提起されたり、商標局による摘発を受けたり、税関による輸出入差止措置を受けたりする可能性が常にある。登録商標権侵害となるか否かが微妙な状態でビジネス活動を行うことは、自社にとっても弊害が大きいばかりか、取引先にも多大な迷惑をかける恐れがある。

以上のことから、商標法実施条例 49 条に依存し、同条に過大な期待を抱くことは、非常に危険なことであると考える。

前記①乃至④について、地名と指定商品・役務の結び付きをどこまで重視するか、言い換えると、その地名をどの指定商品・役務の範囲で守りたいと考えるか、ということをよく検討することが重要である。例えば、「松阪」という地名について、牛肉やレストランというような指定商品・役務との関連では上記①乃至④の影響は極めて大きいと考えられるであろうが、その他の指定商品・役務での冒認出願がなされた場合、その全てについて異議申立や取消裁定申立をするのかどうか、第三者より先に日本企業等が商標登録の出願をする場合においても全ての指定商品・役務で出願するのか等の点につき、様々な事情を考慮に入れ、よく検討することが必要である。

5　事前的対策

事前的対策一般については、本書の「第二章　冒認出願を防止するための事前的手段」を参照されたい。

(1) 日本の地名を第三者より先に商標出願・登録すること

当然のことであるが、中国で日本の地名を第三者より先に商標出願・登録することが何よりも重要である。中国ですでに事業展開を開始している場合はもちろん、そうでなくても、将来において中国での事業展開を想定しているのであれば、日本等での商標出願と合わせて中国での商標出願を行うことが必要である。日本の事業展開の状況を見ながら中国での対応を検討するという選択肢もあり得ないわけではないが、日本等外国の情報はインターネット等を通じてすぐに中国に伝わる現在の状況に鑑みると、日本での事業展開と合わせてグローバルなブランド戦略を立て、適時に必要な商標出願を行う体制を整備しておくことが望まれる。

日本の地名を中国で商標出願する場合、「普通商標として出願・登録する方法」と「団体商標または証明商標として出願・登録する方法」が考えられる。

日本の地名で、中国で「公知の外国地名」（商標法 10 条 2 項）といえるものは、原則として普通商標としての登録は認められないが、団体商標または証明商標として登録を受けることは可能である。これに対して、日本の地名であっても、中国で「公知の外国地名」（商標法 10 条 2 項）といえないものは、普通商標として出願・登録することも選択肢の 1 つである。

日本の地名を先に出願するとした場合、その具体的方法が問題となる。上記のいずれの方法によるにせよ、実務上、以下のような点を検討する必要があるであろう。

・出願人を誰にするか

・出願費用の分担をどうするか

・出願対象国・地域をどうするか

・指定商品・役務をどうするか

・地名のみの商標とするか、地名に商品名を組み合わせた商標とするか

・文字商標、図形商標、結合商標のいずれとするか

・普通商標、団体商標、証明商標のいずれとするか

一般的には、できるだけ多くの商標について、また、多くの指定商品･役務について、商標の出願･登録をすることが望ましいといえる。日本企業等が中国で事業展開する予定のある指定商品・役務で出願するだけでなく、被服、履物、文具など、冒認出願をした第三者が比較的容易に製造して当該商標を使用し得る商品・役務をも指定商品・役務として出願しておくことが望まれる。

しかし、指定商品･役務が多くなればなるほど費用が高くなるし、商標管理を行う必要もある（例えば、登録後 3 年間継続して使用していない場合、商標法 44 条 4 号に基づき、取消裁定を申し立てられる可能性がある）ので、出願の必要性等について十分検討することが必要である。

万が一、先に第三者に日本の地名を冒認出願されてしまった場合でも、他の指定商品・役務について出願しておくことが考えられる。

(2) 団体商標、証明商標としての登録

商標法 10 条 2 項は、「県級以上の行政区画の地名または公知の外国地名は商標としてはならない。ただし、その地名が別の意味を含みまたは団体商標、証明商標の構成部分である場合はこの限りではない。すでに登録された、地名を使用する商標は引き続き有効とする。」と定めている。上記の規定によれば、事前的対策として、地名を団体商標、証明商標の構成部分として商標出願することが考えられる。

団体商標及び証明商標の詳細については、本章の「第 2 節　地理的表示」の「6　事前的対策」を参照されたい。

(3) 知的財産権戦略の策定

商標の冒認出願問題を良いきっかけとして、特許や著作権等をも含めて、「地方自治体及び地域団体等の知的財産権戦略の策定」を検討することも一案である。具体的には、専門家による委員会を定期的に開催し、各地方の実状に応じた戦略を考え、実行に移していくことが考えられる。知的財

産権の重要性がますます高まっている現在、「地方自治体及び地域団体等の知的財産権戦略」を検討することは、地方自治体及び地域団体にとって極めて有益と考える。

6　事後的対策

中国で日本の地名や地域団体商標（地域ブランド）の冒認出願・登録を発見した場合における事後的な法的対抗手段としては、主に、以下のものが挙げられる。具体的事例によっては、他の法的対抗手段もあり得ることに留意されたい。

＜A．初期査定公告の前＞

初期査定公告の前のものでも商標局のデータベースには入力されてくるので、商標局のウェブサイト等で冒認出願商標を発見することがあり得るが、法的対抗手段は特に無い。まだ審査官も決まっていないため、情報提供もあまり意味が無い。

＜B．初期査定公告後、3ヶ月以内＞

以下を根拠とする異議申立をすることが考えられる。

① 公衆に知られた外国地名であること（商標法 10 条 2 項）
② 地理的表示であること（商標法 16 条）
③ 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）
④ 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条）
⑤ 識別力がないこと（11 条）

＜C．登録後＞

以下を根拠とする取消裁定を申し立てることが考えられる。商標法 41 条 2 項は、原則として、登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。また、下記④の場合も、「商標審理基準」は、やはり登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。

① 公衆に知られた外国地名であること（商標法 10 条 2 項、41 条 1 項）
② 地理的表示であること（商標法 16 条、41 条 2 項）
③ 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）
④ 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条、41 条 2 項）
⑤ 不正な手段による登録（商標法 41 条 1 項）
⑥ 登録後 3 年間不使用であること（商標法 44 条 4 号）
⑦ 識別力がないこと（11 条）

上記の法的対抗手段の詳細については、本書の「第三章　冒認出願に対する事後的手段」の「第2節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段」の該当箇所を参照されたい。以下、「地名」の商標の冒認出願に関連して若干のコメントを付け加える。

・「公知の外国地名であること」（商標法10条2項）については、日本の全ての都道府県や政令指定都市が中国で「公知」といえるとは限らない。中国で「公知」といえることの立証にあたっては、（日本におけるものだけではなく、）特に中国における過去の報道等を大量に提出する必要がある。「公知の外国地名であること」が認められると、誰であっても、原則として、普通商標としての商標登録ができなくなる。

・商標法10条2項の「公知の外国地名」といえない日本の地名や地域ブランドであっても、商標法16条の地理的表示に該当するものであれば、商標法16条違反を主張して、第三者による冒認出願の取消等の手段をとることができると考えられる。その場合、当該商標が地理的表示の定義、すなわち、「ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素または人文的要素によって決定されていることを表す表示」に該当することを立証できるか否かがポイントとなろう。

・公序良俗に関する商標法10条1項8号の「その他の悪影響を及ぼすもの」に該当するとの理由で商標出願の登録が拒絶された例は少なくない（例えば、「札幌」商標、「SolingenCN」商標）。日本の地名や地域ブランドの冒認出願のケースでは、この8号違反の主張は十分検討の価値があると思われる。

第 2 節　地理的表示

1　地理的表示の特徴

商標法 16 条は、「①商標に商品の地理的表示が含まれ、当該商品がその表示に示された地域を原産とするものでなく、公衆を誤認させる場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。ただし、すでに善意によって登録したものは、引き続き有効とする。②前項にいう『地理的表示』とは、ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望またはその他の特徴が主に同地域の自然的要素または人文的要素によって決定されていることを表す表示を指す。」と定めている。

地理的表示の主な特徴は、次のとおりである。

① 地理的表示は、一般的に、一個人や一企業だけが有するものではなく、産地の区域内で条件に合致するすべての生産者・事業者の共有に属する集団的権利である。

② 地理的表示と現地の自然的要素及び人文的要素には密接な関係がある。

なお、地理的表示については、本章の「第 1 節　地名」の「1　地名の商標の特徴」及び「2　外国地名について」に共通する部分が多いので、該当箇所を参照されたい。

2　中国で登録された中国の地理的表示の例

中国で登録された中国における地理的表示について、いくつかの例を挙げる。

①「紹興黄酒」商標（証明商標）

商标的详细信息

注册号/申请号	1388983	国际分类号	33	申请日期	1999-07-06
申请人名称(中文)	绍兴市黄酒行业协会	申请人地址(中文)	浙江绍兴市胜利西路657号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	绍兴黄酒	商品/服务列表	黄酒;查看详细信息 ...	类似群	3301
初审公告期号	720	注册公告期号	732		
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限	2000年04月21日 至 2010年04月20日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	绍兴市阳光商标事务所有限公司		
指定颜色		商标类型	证明商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

②「プーアル茶」商標（証明商標）

商标的详细信息

注册号/申请号	2016494	国际分类号	30	申请日期	1999-07-16

申请人名称(中文)	云南省普洱茶协会	申请人地址(中文)	云南昆明市滇池路802号
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	茶; 查看详细信息 ...	类似群	3002

初审公告期号	877	注册公告期号	889
初审公告日期	2003-04-28	注册公告日期	2003-07-28
专用权期限	2003年07月28日 至 2013年07月27日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	
指定颜色	否	商标类型	证明商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	变更 许可合同备案 异议		

③「崂山」商標（証明商標）

商标的详细信息

注册号/申请号	5143935	国际分类号	30	申请日期	2006-01-27

申请人名称(中文)	青岛崂山茶协会	申请人地址(中文)	山东省青岛市崂山区政府办公楼内206房间
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	茶; 查看详细信息 ...	类似群	3002

初审公告期号	1048	注册公告期号	1060
初审公告日期	2006-11-21	注册公告日期	2007-02-21
专用权期限	2007年02月21日 至 2017年02月20日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	青岛泛亚商标事务所有限公司
指定颜色		商标类型	证明商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	异议		

④「景徳鎮」商標（証明商標）

商标的详细信息					
注册号/申请号	1299950	国际分类号	21	申请日期	1997-06-19
申请人名称(中文)	景德镇陶瓷协会	申请人地址(中文)	江西景德镇市珠山中路121号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	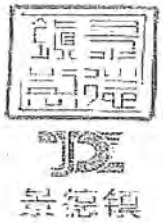	商品/服务列表	日用瓷器;瓷制艺术品;瓷制工艺美术品;瓷器;瓷制茶具;咖啡具;瓷制酒具;瓷器装饰品;查看详细信息 ...	类似群	2103 2104 2105
初审公告期号	685	注册公告期号	697		
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限	2009年07月28日 至 2019年07月27日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称			
指定颜色		商标类型	证明商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	续展				

⑤「トルファン葡萄」商標（証明商標）

商标的详细信息					
注册号/申请号	2016461	国际分类号	31	申请日期	2000-09-29
申请人名称(中文)	吐鲁番地区葡萄产业协会	申请人地址(中文)	吐鲁番市绿洲路物资大楼		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像		商品/服务列表	鲜葡萄;查看详细信息 ...	类似群	3105
初审公告期号	878	注册公告期号	890		
初审公告日期	2003-05-07	注册公告日期	2003-08-07		
专用权期限	2003年08月07日 至 2013年08月06日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称			
指定颜色	否	商标类型	证明商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	补注册证				

3　中国で登録された外国の地理的表示の例

中国では、外国の地理的表示についても団体商標や証明商標として商標出願・登録することが可能であり、現に、下記（1）及び（2）のとおり、外国の団体等による商標登録の例がある。

（1）外国の地理的表示で中国において登録済みの団体商標（2007 年 8 月 27 日現在）

番号	商標	登録番号	出願日	商品	登録者	地域範囲
1	PROSCIUTTO DI PARMA	3267114	2002.8.7	ハム	プロシュート・パルマ社	
2	PARMA	3267115	2002.8.7	ハム	プロシュート・パルマ社	
3	SOLINGEN	3510402	2003.4.2	砥ぎ器、剃刀、髭剃り等	ブッパータール・ゾーリンゲン・レムシャイト地区工商会	ドイツ、ゾーリンゲン工業区、当該工業区はゾーリンゲンを含む。メットマン区のハーン地区
4	PARMA HAM	3861671	2003.12.25	パルマハム	パルマ・イタリア熏火腿康采恩公司	
5	帕尔玛火腿	5739998	2006.11.22	パルマハム	パルマ・イタリア熏火腿康采恩公司	
6	Scotch Whisky	5915031	2007.2.12	ウィスキー	スコットランド・ウィスキー協会	
7	苏格兰威士忌	5915032	2007.2.12	ウィスキー	スコットランド・ウィスキー協会	

（2）外国の地理的表示で中国において登録済みの証明商標（2007 年 8 月 27 日現在）

番号	商標	登録番号	出願日	商品	登録者	地域範囲
1	A PRODUCT OF THE FLORIDA SUNSHINE TREE	1163955	1995.8.18	柑橘類で製造する缶詰、密漬け、ゼリー等	フロリダ州柑橘局	米国フロリダ州
2	A PRODUCT OF THE FLORIDA SUNSHINE TREE	1163956	1995.8.18	柑橘類で製造するジュース	フロリダ州柑橘局	米国フロリダ州
3	A PRODUCT OF THE FLORIDA SUNSHINE TREE	1163957	1995.8.18	柑橘類果物	フロリダ州柑橘局	米国フロリダ州
4	PARMIGIANO REGGIANO	2016432	1998.4.28	チーズ	パルミジャーノ・レッジャーノ・チーズ協会	
5	JAMAICA BLUE MOUNTAIN	3216012	2002.6.19	コーヒー、コーヒー豆	咖啡標識有限公司	ジャマイカ国内
6	JAMAICA BLUE MOUNTAIN COFFEE	3216011	2002.6.19	コーヒー、コーヒー豆	咖啡標識有限公司	ジャマイカ国内
7	GROWN IN IDAHO	3362714	2002.11.8	ジャガイモ缶詰、缶入りジャガイモ	アイダホ・ジャガイモ委員会	米国アイダホ州、西経 111°-117°、北緯 42°-49°

8		3362715	2002.11.8	生鮮ジャガイモ	アイダホ・ジャガイモ委員会	
9		3362716	2002.11.8	ジャガイモ缶詰、缶入りジャガイモ	アイダホ・ジャガイモ委員会	米国アイダホ州、西経 111°-117°、北緯 42°-49°
10		3362717	2002.11.8	生鮮ジャガイモ	アイダホ・ジャガイモ委員会	米国アイダホ州、西経 111°-117°、北緯 42°-49°
11		3391605	2002.12.3	ワイン、スパークリングワイン	アスティ保護協会	イタリア、アスティ（ASTI）県、全区域ブッビオ（BUBBIO）等
12		3422685	2002.12.31	チーズ	グラナパダノチーズ保護協会	イタリア、アレキサンドリア等の地区において生産
13		3422684	2002.12.31	チーズ	グラナパダノチーズ保護協会	イタリア、アレキサンドリア等において生産
14		3422683	2002.12.31	チーズ	グラナパダノチーズ保護協会	イタリア、アレキサンドリア等の地区において生産
15		3852658	2003.12.19	米、米（半精米）	タイ商業省対外貿易庁	タイ
16	STILTON	3955657	2004.3.12	チーズ	スティルトン・チーズ協会	

17	Tequila	4280597	2004.9.21	テキーラ等	テキーラ規制委員会	メキシコ当局が画定したテキーラ生産可能区域を含む5州180市
18	特其拉	4280596	2004.9.21	テキーラ等	テキーラ規制委員会	メキシコ当局が画定したテキーラ生産可能区域を含む5州180市
19	Classic Thai Silk	4345578	2004.11.04	シルク（生地）	タイ総理府常設秘書室	タイ
20	Thai Silk Blend	4345579	2004.11.04	シルク（生地）	タイ総理府常設秘書室	タイ
21	Royal Thai Silk	4345580	2004.11.04	シルク（生地）	タイ総理府常設秘書室	タイ
22	Thai Silk	4345581	2004.11.04	シルク（生地）	タイ総理府常設秘書室	タイ
23	波河奶酪	5445753	2006.6.27	チーズ	グラナパダノチーズ保護協会	

4　紛争事例

地理的表示に関する紛争事例としては、以下のものがある。

(1) 被申立商標が地理的表示（商標法 16 条）にあたることを理由に、登録が認められなかった商標

①「梅納 MINERVOIS（ミネルヴォワ）及び図」に係る商標局裁定（2006 商標異字第 03470 号）

商標	
出願日	2001.9.7
出願番号	1990835
出願人	福州興源食品有限公司
商品または役務の分類	ワイン等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	被申立商標には、フランスワインの地理的表示である「MINERVOIS」が含まれているが、その商品は「MINERVOIS」で表示される地区で生産されるわけではなく、公衆の誤認を招きやすいため、商標法 16 条により、登録を認めない。

(2) 公衆に商品の原産地を誤認させ、悪影響がある（商標法 10 条 1 項 8 号）ことを理由に、登録が認められなかった商標

①「Margaux,luck」商標に係る商標局裁定（2005 商標異字第 02291）

商標	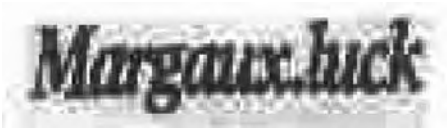
出願日	2000.12.7
出願番号	1711279
出願人	内蒙古吉祥生態科技開発有限公司
商品または役務の分類	果実酒等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶

裁定の内容	マルゴーは、フランスのオー・メドック地区産のワインの原産地の名称である。現地独特の自然的要素と人文的要素の影響を受けて、当該名称を表示しているワインには、特別な品質と生産量が要求される。「Margaux,luck」という単語は、フランスの原産地としての名称のほかに別の特定の意味はない。被申立商標は 2 つの単語から構成されており、そのうち英語の「luck」は「幸運」の意味で、祝福を表す単語にすぎず、顕著性は比較的弱い。従って、当該商標は「Margaux」のほうが主体として顕著な部分であると言える。この文字と上記原産地の名称は完全に同じである。原産地名の特殊性に鑑みると、中国企業として、明らかに「Margaux」と表示するワイン製品を製造する条件は備わっていない。従って、被申立商標が登録されると、関連の消費者に原産地の誤認を与えやすく、かつ社会に対して好ましくない影響を与える。商標法 10 条 1 項 8 号により、登録を認めない。

②「Pilsen」商標に係る商標局裁定（2006 商標異字第 00282 号）

商標	Pilsen
出願日	1998.9.28
出願番号	1662954
出願人	瀋陽金時尚商貿有限公司
商品または役務の分類	ビール等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	「Pilsen」（ピルゼン）は、チェコのピルゼン市産のビールの地理的表示となっており、中国の商標法の保護を受けるべきである。被申立商標「Pilsen」を登録し、ビールに使用すると、公衆の誤認を招きやすく、消費者に、その製品の産地について誤認を生じさせ、好ましくない影響が生じる可能性がある。商標法 10 条 1 項 8 号により、登録を認めない。

③「SolingenCN」商標に係る商標局裁定（2007 商標異字第 02772 号）

商標	SolingenCN
出願日	2001.11.15
出願番号	3018439
出願人	新会市外貿新粤海有限公司
商品または役務の分類	狩猟用刀等
初期査定公告	公告番号：853、日付：2002.10.28
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	被申立商標「SolingenCN」は、「Solingen」と「CN」の 2 つの部分から構成され、第 8 類の「パレットナイフ」等の商品に使用することが指定されている。「Solingen」は、ドイツのノルトライン・ウェストファーレン州の中都市で、食器製造で有名である。「CN」は中国の国名の略称である。被申立商標が登録されると、好ましくない社会的影響が生じる。商標法 10 条 1 項 8 号により、登録を認めない。

(3) 日本の地域団体商標（地域ブランド）に係る商標出願

日本の地域団体商標（地域ブランド）も、中国における地理的表示として保護を受けることができる可能性がある。下表のとおり、「九谷焼」や「美濃焼」が登録されているほか、「南部鉄器」に類似する商標が出願されている。従来は、日本の農産物の名称の冒認出願が多かったが、最近では、工芸品や日本酒の名称の冒認出願も増加している。

①「九谷焼」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	1994886	国际分类号	21	申请日期	2001-09-28
申请人名称(中文)	中华特艺股份有限公司	申请人地址(中文)	台湾省南投市自强三路8号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	九谷焼	商品/服务列表	非贵重金属厨房用具;日用玻璃器皿(包括杯、盘、壶、缸);日用瓷器(包括盆、碗、盘、壶、餐具、缸、坛、罐);日用陶器(包括盆、碗、盘、缸、坛、罐、砂锅、壶、炻器 查看详细信息 ...	类似群	2101 2102 2103 2104 2105 2110 2111 2113
初审公告期号	851	注册公告期号	863		
初审公告日期	2002-10-14	注册公告日期	2003-01-14		
专用权期限	2003年01月14日 至 2013年01月13日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	中国商标专利事务所有限公司		
指定颜色	否	商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

②「美濃焼」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	4123272	国际分类号	21	申请日期	2004-06-16
申请人名称(中文)	广东金达信贸易有限公司	申请人地址(中文)	广东省广州市东华北路50号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	美濃焼 Mino Yaki	商品/服务列表	家庭用陶瓷制品;陶器;瓷器;日用瓷器(包括盆、碗、盘、壶、餐具、缸、坛、罐);日用陶器(包括盆、碗、盘、缸、坛、罐、砂锅、壶、炻器餐具);饮用器皿;酒具;非贵 查看详细信息 ...	类似群	2103 2105
初审公告期号	1054	注册公告期号	1066		
初审公告日期	2007-01-07	注册公告日期	2007-04-07		
专用权期限	2007年04月07日 至 2017年04月06日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	北京中北知识产权代理有限公司		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

③「南部鐵器」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	6256719	国际分类号	21	申请日期	2007-09-03
申请人名称(中文)	邓健松P302464(8)	申请人地址(中文)	香港北角炮台山健康花园22A		
申请人名称(英文)	TANG,KIN CHUNG	申请人地址(英文)	FLAT A 22/F CANON GARDEN 62 KING' S RD NORTH POINT HK		
商标图像	南部鐵器	商品/服务列表	铁锅;铁壶;笼屉;煤气火锅;冰淇淋夹勺;茶叶罐;茶具;茶壶;茶叶浸泡器;滤茶器;查看详细信息 ...	类似群	2101 2105
初审公告期号		注册公告期号			
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限			年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	中山国文商标事务所有限公司		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

5　日本の地理的表示を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討

日本の地理的表示を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討は、本章の「第 1 節　地名」で述べたのとほぼ同様であるので、当該項目の該当箇所を参照されたい。

6　事前的対策

事前的対策は、本章の「第 1 節　地名」で述べたのとほぼ同様であるので、当該項目の該当箇所を参照されたい。

ここでは、特に、団体商標及び証明商標としての登録の制度について説明する。

(1) 団体商標及び証明商標の意義

商標法実施条例 6 条の規定によれば、商標法 16 条に規定する地理的表示は、団体商標または証明商標として登録を出願することができる。

「団体商標」とは、団体、協会またはその他の組織名義で登録し、同組織構成員の商業活動の使用に供し、使用者の当該組織における構成員資格を表示する標章をいう。

「証明商標」とは、特定の商品または役務に対して監督能力を有する組織が管理しており、当該組織以外の単位または個人がその商品または役務について使用し、 当該商品または役務の原産地、原料、製造方法、品質またはその他の特別な品質を証明する標章のことをいう。

団体商標及び証明商標については、「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」（国家工商行政管理総局制定、2003 年 4 月 17 日公布、2003 年 6 月 1 日施行）が詳細を定めている。

（2）団体商標、証明商標と普通商標との区別

団体商標と普通商標との区別を整理すると、以下のとおりである[59]。

図表：団体商標と普通商標の区別

項目	団体商標	一般商標
表示の内容	商品または役務が、ある組織に由来することを表示	商品または役務の出所が、ある生産者または事業者であることを表示
出願人	団体、協会またはその他の組織	自然人、法人またはその他の組織
使用管理規則	提出が必要	提出は不要
使用の主体	団体の構成員のビジネス活動においてのみ当該商標の使用が認められる。当該団体以外の構成員が使用することは認められない	商標登録者及び被許諾者
他人の使用方式	団体の構成員は、必要な手続を履行した上で、使用許諾契約を締結することなく、当該団体商標を使用可能	使用許諾契約を締結
譲渡	一般的には譲渡不可	譲渡可能

証明商標と一般商標との区別を整理すると、以下のとおりである[60]。

図表：証明商標と一般商標の区別

項目	証明商標	一般商標
表示の内容	商品または役務が、ある特定の品質を有することまたは当該製品が特定の地域に由来することを表示	商品または役務の出所が、ある生産者または事業者であることを表示

59　李暁民「地理的表示の法的保護メカニズムの研究」101 頁
60　李暁民「地理的表示の法的保護メカニズムの研究」101 頁

出願人	法に基づき設立され、法人格を有し、かつ商品または役務の特定の品質について検査の監督能力を有する組織	自然人、法人またはその他の組織
使用管理規則	提出が必要	提出は不要
使用の主体	自らが生産し、取り扱う商品または役務に当該商標を使用することはできない	商標登録者及び被許諾者
他人の使用方式	一定の手続を履行した上で「証明商標使用証」の交付を受ける	使用許諾契約を締結
譲渡	譲渡可能。ただし、譲受人は、法に基づいて設立され、法人格及び監視、監督能力を有する組織でなければならない	譲渡可能

(3) 地理的表示を団体商標、証明商標とする場合の審査

① 出願人の主体としての資格の審査

Ⅰ）出願人は、自らが法に基づき設立されているという主体としての資格の証明文書を提出しなければならず（「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」4 条 1 項、5 条）、かつ当該地理的表示の表示する地区を管轄する人民政府または業種主管部門の、当該地理的表示の出願に同意する旨の認可文書の写しも添付しなければならない（「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」6 条 1 項）。

Ⅱ）出願人は、当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を監督する能力を備えていなければならない（「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」4 条 1 項、5 条）。

Ⅲ）地理的表示を団体商標として登録を出願する団体、協会またはその他の組織は、当該地理的表示の表示する地域範囲内の構成員により構成されていなければならない（「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」4 条 2 項）。

Ⅳ）外国人または外国企業が地理的表示を団体商標、証明商標として登録を出願する場合、出願人は、地理的表示が、その名義によりもとの所属国において法律の保護を受けていることの証明を提供しなければならない[61]（「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」6 条 2 項）。

② 使用管理規則の審査

地理的表示としての団体商標または証明商標の使用管理規則について審査を行う場合、団体商標または証明商標の主旨、団体商標または証明商標の使用の手続等だけでなく、団体商標ま

61 日本の地域団体商標として日本で登録を受けている商標は、この規定に基づき、中国での「地理的表示」としての保護を受けられる可能性があると考えられる。

たは証明商標を使用する商品の特定の品質、信望またはその他の特徴及びその生産地域範囲等についても審査を行う（「団体商標及び証明商標の登録及び管理規則」10 条、11 条）。

7　事後的対策

事後的対策は、本章の「第 1 節　地名」の「7　事後的対策」で述べたのとほぼ同様であるので、当該箇所を参照されたい。

第3節　著名な人物の名前

1　著名な人物の名前に係る商標の特徴

一口に「著名な人物」といっても、①古代の歴史上の人物、②近現代の歴史上の人物、及び③現代における存命中の有名人といったように、大きく3つに分かれる。

古代や近現代の歴史上の人物については、通常、商標登録を受けることが可能であるが、一部の指定商品・役務との関係では、商標法10条1項8号の規定（「社会主義道徳、風習に害となり、またはその他の悪影響を及ぼす」標章は、商標として使用してはならない）に違反するとの理由で、商標登録が認められないことがある。

存命中の有名人の場合、その氏名権は、商標法31条の「他人の既存の権利」に該当し、冒認出願は認められない可能性が高い。

2　実例の紹介

(1) 歴史上の人物の名前

古代の偉人、皇帝・王・将軍・宰相、名匠名工といった古代の歴史上の人物の名前が商標出願されることがある。このような古代の歴史上の人物の名前については、歴史が古く、子孫との身分関係があいまいではっきりしないことから、通常、商標登録を受けることができる。例えば、次のような実例がある。

①「魯班」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	1486607	国际分类号	7	申请日期	1999-05-10
申请人名称(中文)	永康市鲁班工具厂	申请人地址(中文)	浙江省永康市市内和让桥头50号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像		商品/服务列表	切割机;磨利机;手电钻(不包括电煤钻);电动扳手;风动手工具;气动打钉枪;查看详细信息 ...	类似群	0742 0743
初审公告期号	750	注册公告期号	762		
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限	2000年12月07日 至 2010年12月06日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	浙江广宇商标事务所有限公司		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	许可合同备案 转让				

なお、「魯班」とは、中国春秋時代に、多くの大工道具を発明したとされる人物である。

②「岳飛」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3205388	国际分类号	28	申请日期	2002-06-11

申请人名称(中文)	叶新华	申请人地址(中文)	浙江省庆元县新建路211号(浙江省龙泉市龙渊镇西街436号)
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像	岳飛	商品/服务列表	游戏机;玩具;棋类游戏;运动球类;锻炼身体器械;体育活动器械;民族体育运动器具(刀、剑);钓具;拳击手套;圣诞树装饰品(灯饰和糖果除外);查看详细信息 ...	类似群	2801 2802 2803 2804 2805 2807 2809 2810 2811

初审公告期号	889	注册公告期号	901
初审公告日期	2003-07-28	注册公告日期	2003-10-28
专用权期限	2003年10月28日 至 2013年10月27日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程			

なお、「岳飛」とは、南宋の武将として、金国の大軍に立ち向かって数々の功績を挙げたが、南宋の宰相秦檜の謀略にはめられ、無実の罪で投獄され、獄中で死亡したという、漢民族の英雄とされる人物である。「岳飛」商標は、ゲーム機等の商品のほか、バス、ミネラルウォーター、ビール等の商品についても商標登録されている。

③「張仲景」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	239202	国际分类号	5	申请日期	1985-03-15

申请人名称(中文)	中国北京同仁堂(集团)有限责任公司	申请人地址(中文)	北京市崇文区东兴隆街52号
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像	張仲景牌	商品/服务列表	中;西成药;查看详细信息 ...	类似群	0501

初审公告期号	125	注册公告期号	131
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	2005年12月15日 至 2015年12月14日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	变更 续展		

なお、「張仲景」とは、後漢の官僚で医師であり、その著書『傷寒雑病論』は、漢方医学の最も重要な文献として知られる。

④「秦始皇」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	719590	国际分类号	33	申请日期	1993-07-15
申请人名称(中文)	青岛第一酿酒厂	申请人地址(中文)	山东胶南市琅琊台路16号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像		商品/服务列表	白酒葡萄酒; 查看详细信息 ...	类似群	3301
初审公告期号	463	注册公告期号	475		
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限	2004年12月14日 至 2014年12月13日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	青岛泛亚商标事务所有限公司		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	变更 撤销三年不使用 冻结 消亡 续展 转让				

ただし、特定の情況においては商標登録が禁止される可能性がある。例えば、次のような実例がある。

⑤「成吉思汗」（チンギス・ハン）商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	1557655	国际分类号	5	申请日期	2000-01-03
申请人名称(中文)	大连成吉思汗企业有限公司	申请人地址(中文)	辽宁大连市沙河口区中山路552号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像		商品/服务列表	人参;卫生巾; 查看详细信息 ...	类似群	0501 0506
初审公告期号	768	注册公告期号	780		
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限	2001年04月21日 至 2011年04月20日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	大连市商标事务所		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	变更				

上表のとおり、 現在、 「成吉思汗」商標は有効であるが、中国商標局のウェブサイト「中国商標網」[62] に掲載された記事によると、以下のとおり、国家工商行政管理総局としては、「成吉思汗」商標は、一部の指定商品・役務との関係では商標法 10 条 1 項 8 号の規定に違反するため、商標登録を認めないとされている。

「国家工商行政管理総局は、『成吉思汗』を商標として登録する問題について慎重に検討した結果、『成吉思汗』を一部の商品及び役務において商標として登録し、及び使用してはならないことを法により決定した。中国の商標法 10 条 1 項 8 号は、『社会主義道徳、風習に害となり、またはその他の悪影響を及ぼす』標章は、商標として使用してはならないと明確に規定している。すなわち、『社会主義道徳、風習に害となり、またはその他の悪影響を及ぼす』視覚的標章は、商標として登録を受けてはならないだけでなく、商標として使用してはならない。商標局の権威筋は、チンギス・ハンは古代モンゴルの首領、軍事理論家及び政治家であり、中国、ひいては世界史上においてもきわめて大きな影響を有する傑出した人物であることを指摘している。『成吉思汗』を動物肥料、ペット用シャンプー、消毒剤、犬用洗浄剤、生理用ナプキン、手錠、バスタブ、トイレットペーパー、ソーセージの皮、 墓石、 便器、死装束、葬儀、スチームバス等の商品及び役務において商標として登録し、及び使用することは、悪影響があり、商標法 10 条 1 項 8 号の規定に違反するものであり、法により制止すべきである。かかる情況が存在する『成吉思汗』商標については、すでに登録出願がなされているものは商標局が法により拒絶し、すでに審査確認を経て登録されているものは商標局が法により取り消す。」

次に、近現代の歴史上の人物の名前については、歴史がそれほど古くなく、子孫との身分関係も比較的緊密である。名誉権は本人（歴史上の人物）に帰属するものであり、その子孫に継承されるとはいえないが、子孫が本人に代わって訴訟等を提起することは考えられる[63]。

本人の名誉権等に対する悪影響のほかにも、英雄的な歴史上の人物の社会的イメージが貶められるという社会的悪影響も考えられる。そのため、商標局が、悪影響が生じるおそれがあるとして、近現代の歴史上の人物の名前について、商標登録を認めない可能性がある[64]。

62 http://sbj.saic.gov.cn:80/pub/show.asp?id=502&bm=sbyw
63 最高人民法院「死者の名誉権は法律の保護を受けるべきであることに関する書簡」（1989 年 4 月 12 日（1988）民他字第 52 号）
64 田明珠「有名人の氏名商標の審査について論ず」、『中国工商管理研究　2003 年 4 月号』58 頁は、近現代の歴史上の人物の氏名が商標として出願された場合、民法上の名誉権とかかわり、商標法 10 条 1 項 8 号の禁止条項に該当するため、商標登録は厳格に制限されると述べている。

⑥「中正」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3040392	国际分类号	20	申请日期	2001-12-17

申请人名称(中文)	安徽省青阳县对外贸易公司	申请人地址(中文)	安徽省青阳县蓉城镇木镇路11号
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	家具;非金属容器(存储和运输用);电缆.电线塑料槽;画框;竹木工艺品;未加工或半加工角.牙.介制品;饮用麦管;栖息箱;家具非金属部件;窗帘轨; 查看详细信息 ...	类似群	2001 2002 2003 2004 2005 2006 2008 2009 2012 2014

初审公告期号		注册公告期号	
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限			年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	安徽省红盾商标事务所有限公司
指定颜色	否	商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	商标已无效。
商标流程			

なお、「中正」は蒋介石の本名である。

⑦「魯迅」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	2023270	国际分类号	33	申请日期	2001-03-23

申请人名称(中文)	周令飞	申请人地址(中文)	台湾台北市紫云街25号
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像	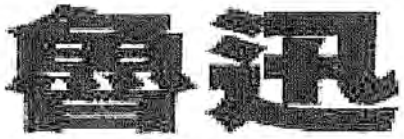	商品/服务列表	烧酒;蒸馏酒精饮料;含酒精液体;清酒;黄酒;米酒;食用酒精;酒(饮料); 查看详细信息 ...	类似群	3301

初审公告期号		注册公告期号	
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限			年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	上海长安商标事务所有限公司
指定颜色	否	商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	商标已无效。
商标流程	驳回复审		

⑧「魯迅美術学院」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	1671625	国际分类号	41	申请日期	2000-06-19

申请人名称(中文)	鲁迅美术学院	申请人地址(中文)	辽宁省沈阳市和平区三好街19号
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像	魯迅美术学院	商品/服务列表	学校（教育）；查看详细信息 ...	类似群	4101

初审公告期号	796	注册公告期号	808
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	2001年11月21日 至 2011年11月20日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	辽宁立达商标事务所有限公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程			

近現代の歴史上の人物の名声の価値は、その属していた時代や本人の人格的魅力等の諸要因によって決まるもので、子孫が受け継ぐという性質のものではなく、公共的資源に属すべきものともいえる。このような点に配慮して、商標局は、魯迅美術学院が出願した、学校（教育）役務において使用する「魯迅美術学院」商標について登録を認めた。

以上に掲げた商標は、中国における歴史上の人物の名前の商標出願・登録の例である。

では、外国の歴史上の人物の名前を商標として登録しようとした場合はどうであろうか。基本的には、中国における歴史上の人物の名前の場合と同様と考えられる。ただし、外国の歴史上の人物の名前は、中国ではあまり有名ではなく、「歴史上の人物の名前」と認識されないことが少なくないと思われる。

一般的に偉大と評価される歴史上の人物の名前の商標登録が認められるか否かについてまとめると、下表のとおりである。

図表：一般的に偉大と評価される歴史上の人物の名前の商標登録が認められるか否か

分類	登録が認められる可能性
生理用ナプキン、便器、酒、タバコ等の商品・役務	登録が認められない可能性が高い。
上記以外の商品・役務	登録が認められる可能性が高い。少なくとも教育等の公共目的のものは、登録が認められる可能性が相当に高い。

これに対して、一般的に悪名高いと評価される人物の名前を商標とする場合には、指定商品・役務の分類にかかわらず、商標局は、その登録を拒絶する可能性が高い。例えば、次のような実例がある。

⑩「慈禧」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3127878	国际分类号	30	申请日期	2002-03-28

申请人名称(中文)	威海迪沙药业有限公司	申请人地址(中文)	山东省威海经济技术开发区齐鲁大道中段
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像	慈禧	商品/服务列表	含牛奶的巧克力饮料;非医用营养液;非医用营养粉;燕麦食品;八宝饭;人食用的去壳谷物;食用淀粉产品;调味酱;食用芳香剂; 查看详细信息 ...	类似群	3001 3005 3006 3007 3008 3012 3016 3018

初审公告期号		注册公告期号	
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限			年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	威海慧诚商标事务所
指定颜色	否	商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	商标已无效。
商标流程			

なお､「慈禧」とは日本では「西太后」として知られている歴史上の人物である。上表のように「牛乳入りチョコレート飲料」等のほか、八宝飯、被服、ぶどう酒、生鮮果物等の指定商品または役務においても商標登録は認められなかった。

⑪「溥儀」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	2023260	国际分类号	9	申请日期	2001-04-03
申请人名称(中文)	中雅有限公司	申请人地址(中文)	香港九龙尖沙咀东部加连威老道98号东海商业中心306室		
申请人名称(英文)	CHINA ELEGANT LIMITED	申请人地址(英文)	ROOM 306,3/F,EAST OCEAN CENTRE,98 GRANVILLE ROAD,TSIMSTHASUI		
商标图像	溥儀 PUYI	商品/服务列表	眼镜;隐形眼镜;太阳镜;眼镜玻璃;夹鼻眼镜;眼镜框;眼镜链;擦眼镜布;眼镜架;眼镜盒;查看详细信息 ...	类似群	0921
初审公告期号		注册公告期号			
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限			年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	北京中理通商标事务所有限公司		
指定颜色	否	商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注	商标已无效。		
商标流程	驳回复审				

上表のように、清朝最後の皇帝である「溥儀」商標について、商標登録が認められなかった実例もある。

以上のように、一般的に悪名高いと評価される歴史上の人物の名前や、清朝最後の皇帝の名前を商標とする場合には、商標法 10 条 1 項 8 号の規定にいう「悪影響を及ぼす」に該当することを理由として、指定商品または役務の分類にかかわらず、商標の登録は認められない可能性が高い。

(2) 存命中の有名人の名前

中国の存命中の有名人の名前としては、 例えば、世界的に有名な中国の女優である「章子怡（チャン・ツィイー)」や､米国の NBA で活躍するプロ・バスケットボール選手である「姚明（ヤオ・ミン)」の名前が商標出願された実例がある。

①「章子怡（チャン・ツィイー）」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	4737096	国际分类号	3	申请日期	2005-06-23
申请人名称(中文)	盛焕华	申请人地址(中文)	江苏省启东市东洲花园15幢506室		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	章子怡	商品/服务列表	香皂;香波;香水;洗发液;护发素;洗涤剂;指甲油;增白霜;去斑霜;胭脂;摩丝;眼影膏;牙膏; 查看详细信息 ...	类似群	0301 0306 0307
初审公告期号		注册公告期号			
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限			年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称			
指定颜色	是	商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注	商标已无效。		
商标流程					

②「姚明（ヤオ・ミン）」商標

商标的详细信息					
注册号/申请号	3949462	国际分类号	5	申请日期	2004-03-09
申请人名称(中文)	肖森文	申请人地址(中文)	广东省紫金县紫城镇东风路135号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	姚明	商品/服务列表	婴儿食品;人用药;医用营养品;婴儿奶粉;月经短内裤;卫生垫;月经垫;卫生巾;失禁吸收衬裤;浸药液的卫生纸; 查看详细信息 ...	类似群	0501 0502 0506
初审公告期号		注册公告期号			
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限			年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	北京鼎力知识产权代理公司		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注	商标已无效。		
商标流程					

過去の実例に鑑み、一般的に、存命中の有名人の名前の商標登録が認められるかについてまとめると、下表のとおりである。

図表：存命中の有名人の名前の商標登録が認められるか

指定商品・役務	登録を受けられるか
生理用ナプキン、コンドーム、便器等	登録を受けられる可能性は低い
著名人が携わる業種と関係のある商品・役務	本人の許諾がなければ、登録を受けられる可能性は低い
著名人が携わる業種と関係のない商品・役務	本人の許諾がなくても、登録を受けられる可能性あり

なお、外国等の指導者の名前と同一または類似するものは、商標法 10 条 1 項 8 号により、商標登録は認められない（商標審査基準の「第一部分　十（二）１」）。

3　日本の著名な人物の名前を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討

(1) 日本の著名な人物の名前を冒認出願された場合の影響

前述したように、日本の著名な人物の名前が第三者により商標出願された場合、その人物が中国でも有名であれば、商標法 31 条の「他人の既存の権利」の一種としての氏名権に抵触するものとして、商標登録は拒絶される可能性が高いが、中国で有名でなければ、その名前は中国の審査官に「著名な人物の名前」と認識されず、商標登録が認められる可能性がある。

日本の著名な人物の名前が中国で第三者により商標登録される場合と一口に言っても、「歴史上の人物の名前」の場合と「存命中の有名人の名前」の場合があり得る。

日本の「歴史上の人物の名前」が中国で第三者により商標登録されてしまうと、日本の企業等にとって、以下の影響が生じる可能性があると考えられる。

① その名前の商標を用いて日本から中国に輸出しようとしたり、中国で製造・販売等をしようとする場合（商標を「商品の装飾」に用いる場合を含む）、商標権侵害であるとして訴えられる可能性がある。

② その名前の商標により中国の第三者に製品を製造・販売等されると、消費者が日本産あるいは日本との強い関連があるものと誤解するおそれがある。

③ その名前の商標により粗悪品を製造・販売等されると、その名前のイメージ、ひいては日本のイメージが悪化する。

④ その名前の商標を日本の企業等が出願しても、登録が認められなくなる可能性がある。

しかし、日本でも、歴史上の人物の名前の商標登録は禁止されていないこと等に鑑みると、一般的に、日本の企業等にとって、上記①乃至④の影響はそれほど大きなものではないのかもしれない。ただし、「歴史上の人物の名前」が日本のある地域の特産品等と密接な繋がりがあるようなケースでは、一定の指定商品・役務との関連では、上記①②④の悪影響が大きくなることがあり得る。

これに対し、日本の「存命中の有名人の名前」が中国で第三者により商標登録されてしまうと、当該人物等にとって、以下の影響が生じる可能性があると考えられる。

① その名前の商標を用いて日本から中国に輸出しようとしたり、中国で製造・販売等をしようとする場合（商標を「商品の装飾」に用いる場合を含む)、商標権侵害であるとして訴えられる可能性がある。

② その名前の商標により中国の第三者に製品を製造・販売等されると、消費者が当該人物あるいは日本との強い関連があるものと誤解するおそれがある。

③ その名前の商標により粗悪品を製造・販売等されると、その名前のイメージ、ひいては日本のイメージが悪化する。

④ その名前の商標を当該人物等が出願しても、登録が認められなくなる可能性がある。

以上の①乃至④は、指定商品・役務の内容によっては、当該人物にとって、特に大きな悪影響が生じる可能性がある。すなわち、便器やコンドーム等のような指定商品・役務で商標登録されること（例えば、「福原愛」商標がコンドーム等の指定商品・役務で商標登録される場合）は、上記③の悪影響が大きくなるでろうし、当該人物が携わる業種と関係のある分類（例えば、「福原愛」商標が卓球ラケットやピンポン球等の指定商品で商標登録される場合）は、上記①②④の悪影響が大きくなるでろう。

(2) 対策の必要性の検討

前述したとおり、日本の「歴史上の人物の名前」が中国で第三者により商標登録されたとしても、一般的に、日本の企業等にとって、前記①乃至④の影響はそれほど大きなものではないのかもしれない。ただし、日本の「歴史上の人物の名前」が日本のある地域の特産品等と密接な繋がりがあるようなケースでは、一定の指定商品･役務との関連では、第三者による商標登録を阻止し、あるいは、自ら商標出願を行う等の対策をとる必要性が高いことがあり得る。また、特に「近現代の歴史上の人物の名前」の場合は、その子孫にとって、中国で第三者により商標登録されることを阻止したいという要望もあり得る。

これに対し、「存命中の有名人の名前」が中国で第三者により商標登録されてしまうことは、指定商品・役務の内容によっては、当該人物にとって、前記①乃至④の影響が大きなものとなる可能性があり、何らかの対策をとる必要性が高いことが多いであろう。

もちろん、「存命中の有名人の名前」が中国で第三者により商標登録されてしまったとしても、本人が自己の名前を名前として使用すること自体は商標権侵害にはならない。しかし、商品・役務の名称やその一部に、自己の名前を使用すると、商標権侵害が成立する可能性（少なくとも、商標権侵害を理由に訴えられる可能性）があると考えられる。

また、上記①乃至④について、名前と指定商品・役務の結び付きをどこまで重視するか、言い換えると、その名前をどの指定商品・役務の範囲で守りたいと考えるか、ということをよく検討する

ことが重要である。例えば、「福原愛」という名前について、コンドーム、卓球ラケットやピンポン球というような指定商品との関連では上記①乃至④の影響は極めて大きいと考えられるであろうが、その他の指定商品・役務での冒認出願がなされた場合、その全てについて異議申立や取消裁定申立をするのかどうか、第三者より先に商標登録の出願をする場合においても全ての指定商品・役務で出願するのか等の点を、諸事情に鑑み、よく検討することが必要である。

また、外国では著名な人物の名前であっても、必ずしも中国で有名とは限らないため、その名前が、「著名な人物の名前」とは認識されない可能性もある。この場合、異議申立や取消裁定申立が認められない可能性があるので、申立前によく検討する必要がある。

4　事前的対策

事前的対策一般については、本書の「第二章　冒認出願を防止するための事前的手段」を参照されたい。

(1) 名前を第三者より先に商標出願・登録すること

「歴史上の人物の名前」が冒認出願された場合であるか、「存命中の有名人の名前」が冒認出願された場合であるかを問わず、中国で当該名前を第三者より先に商標出願・登録することが何よりも重要である。名前を商標として使用して中国ですでに事業展開を開始している場合はもちろん、そうでなくても、将来において中国での事業展開を想定しているのであれば、日本等での商標出願と合わせて中国での商標出願を行うことが必要である。日本の事業展開の状況を見ながら中国での対応を検討するという選択肢もコストとの兼合いであり得ないわけではないが、日本等外国の情報はインターネット等を通じてすぐに中国に伝わる現在の状況に鑑みると、日本での事業展開と合わせてグローバルなブランド戦略を立て、適時に必要な商標出願を行う体制を整備しておくことが望まれる。

一般的には、できるだけ多くの商標について、また、多くの指定商品・役務について、商標の登録出願手続をすることが望ましいといえる。中国で事業展開する予定のある指定商品・役務で出願するだけでなく、被服、履物、日用品など、冒認出願をした第三者が比較的容易に製造して当該商標を使用し得る商品・役務についても、指定商品・役務として出願しておくことが望まれる。

しかし、指定商品･役務が多くなればなるほど費用が高くなるし、商標管理を行う必要もある（例えば、登録後 3 年間継続して使用していない場合、商標法 44 条 4 号に基づき、取消裁定を申し立てられる可能性がある）ので、出願の必要性等について十分検討することが必要である。

万が一､先に第三者に「歴史上の人物の名前」を冒認出願されてしまった場合でも､他の指定商品･役務について出願しておくことが考えられる。

(2) 知的財産権戦略の策定

特に「歴史上の人物の名前」が日本のある地域の特産品等と密接な繋がりがあるようなケースでは、当該名前について、どのようなブランド戦略をとっていくのかをよく検討しておく必要がある。この「知的財産権戦略の策定」については、本章の「第1節　地名」の「6　事前的対策」の（3）で述べたのとほぼ同様であるので、当該箇所を参照されたい。

5　事後的対策

(1)「歴史上の人物の名前」の冒認出願に対する手段

中国で日本の「歴史上の人物の名前」の冒認出願・登録を発見した場合における事後的な法的対抗手段としては、主に、以下のものが挙げられる。具体的事例によっては、他の法的対抗手段もあり得ることに留意されたい。

＜A．初期査定公告の前＞

初期査定公告の前のものでも商標局のデータベースには入力されてくるので、商標局のウェブサイト等で冒認出願商標を発見することがあり得るが、法的対抗手段は特に無い。まだ審査官も決まっていないため、情報提供もあまり意味が無い。

＜B．初期査定公告後、3ヶ月以内＞

以下を根拠とする異議申立をすることが考えられる。

① 公序良俗違反（商標法10条1項8号）

② 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法31条）

③ 識別力がないこと（11条）

＜C．登録後＞

以下を根拠とする取消裁定を申し立てることが考えられる。商標法41条2項は、原則として、登録公告日から5年以内での取消裁定申立を要求している。また、下記③の場合も、「商標審理基準」は、やはり登録公告日から5年以内での取消裁定申立を要求している。

① 公序良俗違反（商標法10条1項8号）

② 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法31条、41条2項）

③ 不正な手段による登録（商標法41条1項）

④ 登録後 3 年間不使用であること（商標法 44 条 4 号）
⑤ 識別力がないこと（11 条）

上記の法的対抗手段の詳細については、本書の「第三章　冒認出願に対する事後的手段」の「第 2 節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段」の該当箇所を参照されたい。

(2)「存命中の有名人の名前」の冒認出願に対する手段

中国で日本の「存命中の有名人の名前」の冒認出願・登録を発見した場合における事後的な法的対抗手段も、上述（1）と基本的に同様であるので、当該箇所を参照されたい。
以下、「存命中の有名人の名前」の商標の冒認出願に関連して若干のコメントを付け加える。

「存命中の有名人の名前」の冒認出願に対する異議申立または取消裁定申立の理由として、商標法 31 条への該当性を主張することがあり得る。すなわち、商標法 31 条は、「商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。」と定めている。ここでいう「既存の権利」には氏名権が含まれる。氏名権に基づく商標法 31 条の主張については、商標審理基準の「三 5」が以下のように規定していることに留意しておく必要がある。

・適用の条件は、①係争商標と他人の氏名とが同一であること、及び②係争商標の登録が他人の氏名権に損害をもたらし、または損害をもたらすおそれがあることである（5.2）。ここにいう「同一」とは、他人の氏名と完全に同一の文字を使用し、または他人の氏名の翻訳であって、社会公衆の認識上、当該氏名権者を指すことをいう（5.3）。
・他人の氏名には、本名、筆名（ペンネーム）、芸名、別名等が含まれる（5.3）。
・係争商標が他人の氏名権を侵害するかを認定するときは、氏名権者の社会公衆の間における認知度を考慮しなければならない（5.4）。
・係争商標の登録出願人は、その主張する氏名権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。許諾を経ないで有名人の氏名を用いて商標登録を出願し、または他人の氏名であることを明らかに知りながら、他人の利益を侵害する目的で商標登録を出願した場合には、他人の氏名権に対する侵害と認定する。係争商標の登録出願日の前に氏名権者が許諾を撤回した場合、氏名権者が使用を許諾した商品 / 役務の範囲を逸脱して商標登録を出願した場合、並びに氏名権者が明確に許諾していない使用商品・役務について商標登録を出願した場合には、許諾を経ていないものとみなす（5.5）。

第４節　キャラクターの図柄・名称

1　キャラクターの図柄・名称の商標の特徴

漫画等のキャラクターの図柄・名称は、冒認出願されやすいものの典型例である。

キャラクターの図柄・名称を商品に付すると、消費者の購買意欲を高める効果が期待できる。キャラクターの制作者は、通常、相当の費用と労力をかけてキャラクターを制作し、それを社会に広めるための宣伝等の投資も行なってきている。また、キャラクターの図柄・名称は、衣服、玩具、ゲーム、文具、アクセサリー等、様々な商品・役務に使用することが可能である。これらのことからすると、キャラクターの制作者や正規の使用権者にとって、キャラクターの図柄・名称は極めて重要なものであるといえる。

これに対し、キャラクターの図柄・名称の商標を冒認出願しようとする者は、キャラクターの人気に便乗（フリーライド）して、不当に経済的利益をあげようとするものである。著作物は著作者の創造的な労働の結晶であり、他人がそのキャラクターの図柄・名称を商標として登録することは、制作者の労働成果の一部を横取りし、成果物たるキャラクターに潜在する商業的な価値を我が物とすることにほかならず、これによって著作権者の財産上の権益が侵害されることを認識すべきである。

また、特にキャラクターの図柄は、著作物として著作権法による保護が受けられる可能性が大きいことが特徴として挙げられる（これに対し、キャラクターの名称は、一般的には、著作物とはいえないことが多い）。そこで、キャラクターの図柄については、著作権と商標権が衝突した場合の処理や、著作権登録の実務上の手続等が問題となる。

これに対し、キャラクターの名称は、著作物として認められることは難しく、他人がキャラクターの名称を利用して商標出願することを禁止することは困難である。

2　実例の紹介

(1) キャラクターの図柄・名称に係る冒認出願紛争の実例

①「POLAR BEAR」及び図に係る商標局裁定（2004 商標異字第 01361 号）

商標	
出願日	2000.6.27
出願番号	1612074
出願人	諸暨市湄池万達機制廠
商品または役務の分類	ゴム浮き輪等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	被申立商標は、「POLAR BEAR」、アニメの小熊の図形及び輪から成り、アニメの小熊が顕著な部分となっている。被申立商標の顕著な部分のアニメの小熊は、丸々とした顔、上を向いた鼻、丸くて直立した耳、小さな目、無邪気でかわいらしい表情等の特徴が異議申立人の創作した「くまのプーさん」のアニメ・キャラクターの特徴と概ね同一であり、表情も似ている。異議申立人は「くまのプーさん」のアニメ・キャラクター商標を先に登録していなかったが、中国はベルヌ条約の加盟国であり、著作権保護の国際的義務を負っている。商標法も、商標の登録出願は他人の既存の権利を侵害してはならないと明確に定めている。被申立人が「くまのプーさん」に近似する商標を商標の顕著な部分として登録出願したことは、異議申立人が先に享有している著作権を侵害するものであり、法により禁止されるべきである。

②「ポムポムプリン」及び図に係る商標局裁定（2007 商標異字第 02417 号）

商標	
出願日	2001.12.27
出願番号	3053772
出願人	明畦貿易有限公司
商品または役務の分類	ビデオテープの発行等
状態	異議申立理由成立、商標登録は拒絶
裁定の内容	異議申立人（日本企業）の提出した 1996 年 6 月 5 日付「いちご新聞」No.341 の写しにより、異議申立人が同年 4 月 6 日に「ポムポムプリン」アニメ図形をデザインしたことが証明されている。異議申立人の「ポムポムプリン」アニメ図形は、丸顔、丸い体、小さな帽子をかぶっている等の特徴を備えている。中国と日本はともにベルヌ条約の加盟国であり、同条約 3 条 1 項 a の規定によれば、異議申立人が「ポムポムプリン」アニメ図形について享有する著作権は中国において保護を受ける。被申立商標に含まれるアニメの子犬の図形と異議申立人が著作権を享有する「ポムポムプリン」アニメ図形とは、形の特徴及び視覚効果の面で極めて類似し、しかも被申立商標に含まれる日本語も異議申立人のアニメ図形の日本語名称と一致している。被申立商標は、異議申立人のアニメ図形の剽窃または模倣にあたり、被申立人が被申立商標を登録出願した行為は、異議申立人の著作権を侵害するものである。

③「三毛」及び図に係る上海市中級人民法院判決（(1996）滬一中民初（知）字 94 号）

商標	
出願日	1996.3.27
出願番号	1070105
出願人	江蘇三毛集団公司
商品または役務の分類	細いひも等
状態	商標登録は取消
判決の内容	「三毛」キャラクターを商標として登録出願して企業キャラクターとして使用することは、原告の著作権を侵害する。被告は、許諾を得ずに原告の「三毛」キャラクター作品を使用した権利侵害行為について責任を負うべきである。

④「TEST 007」に係る商標局裁定（2006 商標異議裁定書）

商標	
出願日	2001.4.17
登録番号	1797454
出願人	北京金榜創業科技有限公司
商品または役務の分類	コンピューター等
専用権の期間	2002.6.28 ～ 2012.6.27
裁定の内容	異議申立人は、中国でも発行・上映された「007」シリーズの映画について著作権を有しているが、その著作権の保護範囲に「007」の名称は含まれない。従って、被申立人は異議申立人の著作権を侵害していない。異議申立人は、第 9 類「コンピュータ」等の商品に、「007」を商標として中国大陸において登録し使用しているという有効な証拠を提出していない。商標法の規定に基づき、被申立商標は初期査定を認められるべきである。

上記のような一連の紛争事例をみると、人民法院の判決であれ、商標局の裁定であれ、キャラクターの図柄については美術的著作物として著作権の保護を受けることが可能であるが、キャラクターの名称については著作物として認められることは難しい。従って、他人がキャラクターの名称を利用して商標出願することを禁止することは困難である。

3　日本のキャラクターの図柄・名称を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討

(1) 日本のキャラクターの図柄・名称を冒認出願された場合の影響

もし日本のキャラクターの図柄・名称が中国で第三者により商標登録されてしまうと、日本の企業等にとって、以下の影響が生じる可能性があると考えられる。

① そのキャラクターの図柄・名称を用いて日本から中国に輸出しようとしたり、中国で製造・販売等をしようとする場合（商標を「商品の装飾」に用いる場合を含む)、商標権侵害であるとして訴えられる可能性がある。

② そのキャラクターの図柄・名称の商標を日本の企業等が出願しても、登録が認められなくなる可能性がある。

(2) 対策の必要性の検討

上記①の点に関し、キャラクターの図柄や名称を商品に使用しても、商品や役務の名称として使用するのでなければ（「商標的使用」でなければ)、商標権侵害にならないのではないか、そうであれば、もしキャラクターの図柄や名称を中国で第三者に冒認出願されてしまったとしても、放置しておけばよいのではないか、との意見もあるかもしれない。

しかし、中国では、「商標的使用」という概念はあまり厳密に適用されていない。本章の「第 1 節　地名」の「4　日本の地名を冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討」の（3）でも述べたとおり、中国では、「商標の装飾的使用」であっても、登録商標権侵害が成立するとされた事案がある[65]。また、商標法実施条例 50 条 1 号は、「同一商品または類似商品に、他人の登録商標と同一または類似の標章を商品の名称または装飾に用い、かつ誤認させるとき」は、商標権侵害行為に該当するとしている。よって、日本の業者としてはそのキャラクターの図柄や名称を商品や役務の名称として使用するつもりがなくても、商品に装飾的に使用した場合は、登録商標権侵害が成立する可能性が高いといえる。さらに、実際のビジネスでは、法的安定性が極めて重要である。中国で第三者にキャラクターの図柄や名称を冒認出願されてしまったにもかかわらず、中国で当該商標を使用（製造、販売、輸入等）し続けている場合、自社や取引先が、登録商標権侵害訴訟を提起されたり、

65　例えば、オリンパスが製造・販売したデジタルカメラに「千禧龍 QIANXILONG」を装飾として使用した事案で、登録商標権侵害が成立するとの判決が下された。

商標局による摘発を受けたり、税関による輸出入差止措置を受けたりする可能性が常にある。登録商標権侵害となるか否かが微妙な状態でビジネス活動を行うことは、自社にとっても弊害が大きいばかりか、取引先にも多大な迷惑をかける恐れがある。

以上のことから、「商標的使用」という概念に依存し、これに過大な期待を抱くことは、非常に危険なことであると考える。

また、特にキャラクターの「図柄」については、美術著作物として著作権法の保護を受けることができるので、第三者により商標登録されたとしても、当該第三者に対し、著作権侵害を主張して商標を使用させないようにすることができるのではないかとの意見もあるかもしれない。

たしかに、上記意見のとおり、著作権侵害を主張して、商標登録者に商標を使用させないようにすることは不可能とまではいえないかもしれないが、しかし、現に商標登録を受けた者の商標使用を禁止することが可能かは不明確である。また、キャラクターの著作者が著作権を有しているとしても、そのキャラクターの図柄や名称を商品・役務の名称として使用する場合、登録商標権の侵害を理由に提訴等される可能性がないとはいえない。もちろん、商標法 31 条に基づき、商標登録を取り消すことができればよいが、商標法 31 条に基づく取消裁定申立は当該商標登録後 5 年以内に申し立てることが必要であり、上記商標登録を放置しておくことは極めて危険である。

以上のように、日本のキャラクターの図柄・名称を冒認出願された場合に、何らかの対策をとる必要性は大きいと考える。

4　事前的対策

事前的対策一般については、本書の「第二章　冒認出願を防止するための事前的手段」を参照されたい。

(1) 日本のキャラクターの図柄・名称を第三者より先に商標出願・登録すること

当然のことであるが、中国で日本のキャラクターの図柄・名称を第三者より先に商標出願・登録することが何よりも重要である。中国ですでに事業展開を開始している場合はもちろん、そうでなくても、将来において中国での事業展開を想定しているのであれば、日本等での商標出願と合わせて中国での商標出願を行うことが必要である。日本の事業展開の状況を見ながら中国での対応を検討するという選択肢もコストとの兼合いであり得ないわけではないが、日本等外国の情報はインターネット等を通じてすぐに中国に伝わる現在の状況に鑑みると、日本での事業展開と合わせてグローバルなブランド戦略を立て、適時に必要な商標出願を行う体制を整備しておくことが望まれる。特に、台湾や香港等の中華文化圏で流行したアニメ・キャラクターは、すぐに中国大陸でも流行する傾向があるので、台湾や香港等で事業展開したり商標出願する場合は、中国大陸でも同様に事業

展開及び商標出願を行うべきである。

一般的には、できるだけ多くの商標について、また、多くの指定商品・役務について、商標の登録出願手続をすることが望ましいといえる。キャラクターの図柄・名称は、実際上、衣服、玩具、ゲーム、文具、アクセサリー等、様々な商品・役務に使用することが可能である。従って、日本企業等が中国で事業展開する予定のある商品・役務で商標出願するだけでなく、その他の商品・役務をも指定して商標出願しておくことが望まれる。しかし、指定商品・役務が多くなればなるほど費用が高くなるし、商標管理を行う必要もある（例えば、登録後 3 年間継続して使用していない場合、商標法 44 条 4 号に基づき、取消裁定を申し立てられる可能性がある）ので、出願の必要性等について十分検討することが必要である。

万が一、先に第三者に日本のキャラクターの図柄・名称を冒認出願されてしまった場合でも、①他の指定商品・役務について出願しておくこと、②同じキャラクターでも他の図柄を作成して出願することや、キャラクターの名称に他の言葉を付加したりロゴマーク化したりして出願することが考えられる。

(2) 日本のキャラクターの図柄を著作権登録しておくこと

前述したとおり、キャラクターの「図柄」については、美術著作物として著作権法の保護を受けることができるので、著作権登録をしておくことには、以下に紹介するとおり、商標冒認出願対策としてのいくつかのメリットが期待できると思われる。

第一に、商標法 31 条に基づき、商標登録の取消を申し立てる際の根拠となる。商標法 31 条を主張する際における、著作権者であること等の立証も容易になる。

第二に、前述したとおり、商標出願は指定商品・役務の範囲を広くしようとすると、出願費用が高くなるし、3 年間不使用を理由に取り消されるリスクもあるが、著作権登録の場合は、そのようなリスクが無い。

第三に、第三者により商標登録されたとしても、当該第三者に対し、著作権侵害を主張して当該商標を使用させないようにすることができる可能性がある（ただし、実際に使用差止の主張が裁判所に認められるかは不明確であることに留意されたい）。

なお、著作権登録は、日本において行ったものであっても、ベルヌ条約に加盟している中国において効力が認められる可能性が高い。

(3) 知的財産権戦略の策定

商標の冒認出願問題を良いきっかけとして、著作権や意匠権等をも含めて、「キャラクターについての知的財産権戦略の策定」を検討することも一案である。具体的には、当該キャラクターの著作者（漫画家等）、出版社、その他商品化権を有する企業等が集まって、委員会を定期的に開催し、当

該キャラクターごとの実状に応じた戦略を考え、実行に移していくことが考えられる。日本のコンテンツが世界から注目を集め、知的財産権の重要性がますます高まっている現在、「キャラクターについての知的財産権戦略」を検討することは、著作者（漫画家等）、出版社、その他商品化権を有する企業等にとって極めて有益と考える。

5　事後的対策

(1) キャラクターの図柄の冒認出願に対する手段

中国で日本のキャラクターの図柄の冒認出願・登録を発見した場合における事後的な法的対抗手段としては、主に、以下のものが挙げられる。具体的事例によっては、他の法的対抗手段もあり得ることに留意されたい。

＜A．初期査定公告の前＞

初期査定公告の前のものでも商標局のデータベースには入力されてくるので、商標局のウェブサイト等で冒認出願商標を発見することがあり得るが、法的対抗手段は特に無い。まだ審査官も決まっていないため、情報提供もあまり意味が無い。

＜B．初期査定公告後、3ヶ月以内＞

以下を根拠とする異議申立をすることが考えられる。

① 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条）

② 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）

③ 著名商標であること（商標法 13 条）

＜C．登録後＞

以下を根拠とする取消裁定を申し立てることが考えられる。商標法 41 条 2 項は、原則として、登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。また、下記②の場合も、「商標審理基準」は、やはり登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。

① 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条、41 条 2 項）

② 不正な手段による登録（商標法 41 条 1 項）

③ 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）

④ 登録後 3 年間不使用であること（商標法 44 条 4 号）

⑤ 著名商標であること（商標法 13 条）

上記の法的対抗手段の詳細については、本書の「第三章　冒認出願に対する事後的手段」の「第2節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段」の該当箇所を参照されたい。以下､｢キャラクターの図柄」の商標の冒認出願に関連して若干のコメントを付け加える。

キャラクターの図柄の冒認出願に対する異議申立または取消裁定申立の理由として、商標法31条への該当性を主張することがあり得る。すなわち、商標法31条は､「商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない｡」と定めている。ここでいう「既存の権利」には著作権が含まれる。著作権に基づく商標法31条の主張については、商標審理基準の「三3」が以下のように規定していることに留意しておく必要がある。

・適用の条件は、①係争商標が他人が先に著作権を有している著作物と同一または実質的に同一であること、②係争商標の登録出願人が他人が著作権を有する著作物に接触したことがあり、または接触した可能性があること、③係争商標の登録出願人が著作権者の許諾を経ていないこと､である（3.2）。ここにいう「先に著作権を有している」とは､係争商標の登録出願日より前に、他人が既に創作して著作物を完成させ、または相続、譲渡等の方式によって著作権を取得している場合をいう。先に著作権を有しているという事実は、著作権登記証書、当該著作物を先に公表したという証拠資料、当該著作物を先に完成させたという証拠資料、著作権を相続、譲渡等の方式で先に取得したという証拠資料等によって証明することができる（3.3）。
・係争商標の登録出願人が係争商標を独自の創作によって完成させたことを証明できる場合には、他人の既存の著作権に対する侵害にあたらない（3.5）。
・係争商標の登録出願人は、その主張する著作権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。係争商標の登録出願人は、係争商標の登録出願人が著作権者と使用許諾契約を締結したこと、または著作権者が当該登録出願人に対して著作物を使用して商標の登録を出願することを許諾する直接かつ明確な意思表示をしたことを証拠を示して証明しなければならない（3.6）。

また、キャラクターの図柄が冒認出願時において既に中国で著名といえるものであった場合は、著名商標に基づく冒認出願への異議申立・取消裁定申立を行うことも考えられる。ただし、キャラクターの図柄が著名であるといっても、単に書籍やTVアニメの登場人物として有名であるだけであり、商品または役務の名称として使用されているのでなければ、著名「商標」には該当しないとされる可能性があると考えられる。なお、悪意の登録については、著名商標の所有者は、5年間の申立期間の制限を受けない。

(2) キャラクターの名称の冒認出願に対する手段

中国で日本のキャラクターの名称の冒認出願・登録を発見した場合における事後的な法的対抗手

段としては、主に、以下のものが挙げられる。具体的事例によっては、他の法的対抗手段もあり得ることに留意されたい。

＜A．初期査定公告の前＞

初期査定公告の前のものでも商標局のデータベースには入力されてくるので、商標局のウェブサイト等で冒認出願商標を発見することがあり得るが、法的対抗手段は特に無い。まだ審査官も決まっていないため、情報提供もあまり意味が無い。

＜B．初期査定公告後、3ヶ月以内＞

以下を根拠とする異議申立をすることが考えられる。

① 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条）

② 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）

③ 著名商標であること（商標法 13 条）

＜C．登録後＞

以下を根拠とする取消裁定を申し立てることが考えられる。商標法 41 条 2 項は、原則として、登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。また、下記②の場合も、「商標審理基準」は、やはり登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。

① 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条、41 条 2 項）

② 不正な手段による登録（商標法 41 条 1 項）

③ 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）

④ 登録後 3 年間不使用であること（商標法 44 条 4 号）

⑤ 著名商標であること（商標法 13 条）

上記の法的対抗手段の詳細については、本書の「第三章　冒認出願に対する事後的手段」の「第 2 節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段」の該当箇所を参照されたい。以下、「キャラクターの名称」の商標の冒認出願に関連して若干のコメントを付け加える。

キャラクターの名称は、通常は短い言葉で構成されているにすぎないため、創作性の要件を満たさず、著作権法で保護される著作物とはいえないとされる可能性が高い。このため、前述した「キャラクターの図柄」の場合とは異なり、商標法 31 条の規定を根拠として冒認出願への異議申立または取消裁定申立をすることは困難である。

もし、キャラクターの名称が冒認出願時において既に中国で著名といえるものであった場合は、著名商標に基づく冒認出願への異議申立・取消裁定申立を行うことも考えられる。ただし、キャラクターの名称が著名であるといっても、単に書籍やTVアニメの登場人物として有名であるだけであり、商品または役務の名称として使用されているのでなければ、著名「商標」には該当しないとされる可能性があると考えられる。なお、悪意の登録については、著名商標の所有者は、5年間の申立期間の制限を受けない。

第５節　小説・音楽・映画等のタイトル

1　小説・音楽・映画等のタイトルに係る商標の特徴

小説・音楽・映画等のタイトルが著作権法の保護を受けるかどうかについて、現時点では定説はない。しかし、小説・音楽・映画等のタイトルが単独で著作権法の保護を受けるかどうかは、当該タイトルに独創性があるかどうかによって異なるという点では基本的に大方の考え方が一致している。 小説・音楽・映画等のタイトルそのものに独創性があれば、それは著作者の知的創造の成果であり、 著作権法によって保護されるのに対して、独創性のないタイトルは著作権法の保護は受けない。特に、中国語のタイトルはいくつかの漢字により構成されるため、司法実務においてタイトルの独創性ありと認定されることは相当困難である。例えば、後で紹介するように、中国語の「五朵金花」は、非常によくみられる単語であり、独創性があるとは認定され難いため、当該タイトルは文学作品全体と一体となってしか著作権法の保護を受けることはできず、当該タイトルそのものに著作権法の保護を求めることは非常に困難である。

2　実例の紹介

(1) 第三者の商標登録が認められた実例

中国では、著名な小説･音楽･映画等のタイトルが、第三者により、様々な指定商品･役務において、商標出願または登録されている。

中国の４大古典でさえも、以下のとおり、商標として登録された例は数多い。

①「西遊記」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3802415	国际分类号	16	申请日期	2003-11-17

申请人名称(中文)	沈富平	申请人地址(中文)	陕西省咸阳市秦都区毛条路温泉小区88号楼西户
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	笔记本;纸巾;擦涂用品;手压钉书机(办公用品);削铅笔机;文具盒(全套);家具除外的办公必需品;书写工具;文具及家用胶带;卫生纸;查看详细信息 ...	类似群	1603 1605 1610 1611 1614 1615

初审公告期号	1004	注册公告期号	1016
初审公告日期	2005-12-21	注册公告日期	2006-03-21
专用权期限	2006年03月21日 至 2016年03月20日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	上海东方专利商标代理有限公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程			

②「三国演義」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3347083	国际分类号	20	申请日期	2002-10-25

申请人名称(中文)	北京市彭天艺品有限公司	申请人地址(中文)	北京市崇文区光明楼12楼1单元3号
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	家具;画框;竹木工艺品;泥塑工艺品;树脂工艺品;木.腊.石膏或塑料艺术品;可充气广告物;家庭爱畜窝;枕头;人体模型;查看详细信息 ...	类似群	2001 2004 2005 2006 2007 2009 2013

初审公告期号	924	注册公告期号	936
初审公告日期	2004-04-21	注册公告日期	2004-07-21
专用权期限	2004年07月21日 至 2014年07月20日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	
指定颜色	否	商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程			

中国の4大古典に限らず、現代における小説のタイトルも、著者以外の者により、多数の商標が出願または登録されている。例えば､武侠小説で有名な中国の小説家「金庸」氏の小説のタイトルも、他人により、多数の商標が登録されている。

③「天龍八部」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3167261	国际分类号	33	申请日期	2002-05-08
申请人名称(中文)	杨显明	申请人地址(中文)	云南昆明五华区兴隆街24号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	天龍八部	商品/服务列表	开胃酒;酒(利口酒);清酒;青稞酒;黄酒;料酒;食用酒精;葡萄酒;酒(饮料);米酒;查看详细信息 ...	类似群	3301
初审公告期号	869	注册公告期号	881		
初审公告日期	2003-02-28	注册公告日期	2003-05-28		
专用权期限	2003年05月28日 至 2013年05月27日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	云南博安商标代理有限公司		
指定颜色	否	商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	转让				

④「鹿鼎記」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	4858307	国际分类号	5	申请日期	2005-08-26
申请人名称(中文)	关彩琴	申请人地址(中文)	内蒙古呼和浩特市第十八中学		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	鹿鼎记	商品/服务列表	消毒纸巾;中药袋;药枕;查看详细信息 ...	类似群	0506
初审公告期号	1151	注册公告期号	1163		
初审公告日期	2009-01-13	注册公告日期	2009-04-14		
专用权期限	2009年04月14日 至 2019年04月13日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称			
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

⑤「神雕侠侶」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3574301	国际分类号	33	申请日期	2003-05-30

申请人名称(中文)	苏云	申请人地址(中文)	甘肃省兰州市城关区萃英门124号302
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像	神雕侠侶	商品/服务列表	果酒(含酒精);烧酒;蒸馏酒精饮料;蒸煮提取物(利口酒、烈酒);葡萄酒;酒精饮料(啤酒除外);酒(饮料);黄酒;含酒精液体;米酒; 查看详细信息 ...	类似群	3301

初审公告期号	947	注册公告期号	959
初审公告日期	2004-10-14	注册公告日期	2005-01-14
专用权期限	2005年01月14日 至 2015年01月13日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程			

⑥「笑傲江湖」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	1663864	国际分类号	42	申请日期	2000-07-05

申请人名称(中文)	祝冬尼	申请人地址(中文)	美国太平洋绝顶道12号拉古纳尼古尔加州92677
申请人名称(英文)	ZHU DONG NI	申请人地址(英文)	12 PACIFIC CREST LAGUNA NIGUEL, CA 92677

商标图像	笑傲江湖	商品/服务列表	餐厅;快餐厅;酒吧;茶馆;提供展览设施;心理专家;法律服务;知识产权许可;新闻记者服务;新闻报道; 查看详细信息 ...	类似群	4201 4202 4203 4207 4223

初审公告期号	794	注册公告期号	806
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	2001年11月07日 至 2011年11月06日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	北京中咨荣安知识产权代理有限责任公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程			

⑦「射雕英雄伝」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3232853	国际分类号	43	申请日期	2002-07-05
申请人名称(中文)	舟山华东桃花岛旅游开发有限公司	申请人地址(中文)	浙江省舟山市普陀区桃花岛宫前		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	射雕英雄传	商品/服务列表	住所(旅馆、供膳寄宿处);咖啡馆;旅游房屋出租;提供野营场地设施;饭店;餐馆;快餐馆;假日野营服务(住宿);汽车旅馆;帐篷出租;查看详细信息 ...	类似群	4301 4302
初审公告期号	898	注册公告期号	910		
初审公告日期	2003-10-07	注册公告日期	2004-01-07		
专用权期限	2004年01月07日 至 2014年01月06日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	宁波天一商标事务有限公司		
指定颜色	否	商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

⑧「白鹿原」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	3608478	国际分类号	35	申请日期	2003-06-26
申请人名称(中文)	陈爱国	申请人地址(中文)	湖南省益阳市赫山区欧江岔镇龙山庙村千年村民组10号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	白鹿原	商品/服务列表	广告;商业管理辅助;推销(替他人);进出口代理;职业介绍所;商业场所搬迁;自动售货机出租;会计;办公机器和设备出租;价格比较服务;查看详细信息 ...	类似群	3501 3502 3503 3504 3505 3506 3507 3508
初审公告期号	956	注册公告期号	968		
初审公告日期	2004-12-21	注册公告日期	2005-03-21		
专用权期限	2005年03月21日 至 2015年03月20日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	湖南省正邦商标事务所		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程	异议				

以上は、中国の文学作品であるが、日本の古典文学作品である「源氏物語」も、以下のとおり、商標登録されている。

⑨「源氏物語」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	4643085	国际分类号	30	申请日期	2005-05-08
申请人名称(中文)	王涛	申请人地址(中文)	上海市徐汇区老沪闵路1055弄29号602室		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	源氏物语	商品/服务列表	咖啡饮料;茶;糖果;蜂蜜;面包;寿司;锅巴;酱油;鱼沙司;食用香料(不包括醚香料和香精油);查看详细信息 ...	类似群	3001 3002 3004 3005 3006 3007 3010 3015 3016 3018
初审公告期号	1096	注册公告期号	1108		
初审公告日期	2007-11-20	注册公告日期	2008-02-21		
专用权期限	2008年02月21日 至 2018年02月20日		年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称			
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注			
商标流程					

(2) 第三者の商標登録が認められなかった実例

小説・音楽・映画等のタイトルについて、第三者の商標登録が認められなかった実例としては、下表「金瓶梅」商標のように、公知の書籍の名称を、「雑誌（定期刊行物)、新聞等」に指定使用すると公衆を誤導しやすいとして第三者の商標登録が認められなかった事案がある。

①「金瓶梅」商標

商标的详细信息

注册号/申请号	4623105	国际分类号	16	申请日期	2005-04-25
申请人名称(中文)	杜务	申请人地址(中文)	吉林省吉林市新安街中兴街190-3-52号		
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)			
商标图像	金瓶梅	商品/服务列表	音乐贺卡;图画;办公用夹;钢笔;绘画材料;纸手帕;杂志(期刊);报纸;期刊;笔记本;查看详细信息 ...	类似群	1603 1605 1606 1607 1611 1614 1617
初审公告期号		注册公告期号			
初审公告日期		注册公告日期			
专用权期限			年		
后期指定日期		国际注册日期			
优先权日期	无	代理人名称	吉林专力达商标事务所		
指定颜色		商标类型	普通商标		
是否共有商标	否	备注	商标已无效。		
商标流程					

（3）紛争になった実例

①「五朵金花」商標に係る雲南省高級人民法院判決（〈2003〉雲高民三終字第 16 号）

商標	
出願日	1982.5.25
登録番号	174313
出願人	紅雲烟草（集団）有限責任公司
商品または役務の分類	たばこ
専用権の期間	2003. 3.30 ～ 2013.3.29
判決の内容	「五朵金花」という名称は、字数も限られており、著作物の独創的な部分を含んでおらず、法的な意味での著作物の要素がなく、著作物の属性も備えていないため、著作権法の保護を受けるものではない。 「五朵金花」の名称を商標として使用することは著作権の侵害であるという主張については、これを認めない。

なお、「五朵金花」とは、中国の少数民族の青年男女の恋愛を描いた、有名な古い映画である。

②「娃哈哈」商標に係る上海市第二中級人民法院判決（〈1998〉沪二中知初字第 5 号）

商標	娃哈哈
出願日	1989.12.12
登録番号	536309
出願人	杭州娃哈哈集団有限公司
商品または役務の分類	アイスクリーム等
専用権の期間	2000. 12.10 ～ 2010.12.09
判決の内容	著作権法 3 条、著作権法実施条例 2 条は、著作権法の保護範囲及びその意味について明確に定めている。これらの規定によれば、作品の名称は著作権法の保護の範囲には入らない。法律に作品の名称の保護についての明文規定がないことから、原告（歌曲「娃哈哈（ワハハ）」の著作権者）の訴訟上の主張には法律上の根拠がなく、本院はこれを認めない。 著作権法は、著作者の創作の成果を保護し、一定の表現形式によって特定の思想内容を表す著作物を保護する。このため、著作権法による保護の対象を確定する場合、まず保護を求める著作物の全部または一部が、著作者の思想の全てであるのか、思想の実質的部分の独特な表現であるのかを確定しなければならない。「娃哈哈」が表す内容は著作者の思想の独特な表現ではなく、また著作者の思想の全てまたは実質的な部分を表していると認定することもできない。従って、原告（歌曲「娃哈哈（ワハハ）」の著作権者）が「娃哈哈」という凝縮された一語をもって著作権を主張するのは、わが国の著作権法の規定とは合致せず、本院がこれを認めるのは困難である。

③「雪狼湖」商標に係る商標局裁定（2006 商標異字第 04000 号）

商標	雪狼湖
出願日	2001.3.7
登録番号	1781805
出願人	江蘇雪中飛制衣有限公司
商品または役務の分類	衣服等
専用権の期間	2002. 6.7 ～ 2012.6.6
裁定の内容	異議申立人は、ミュージカル「雪狼湖」の製作者として、ミュージカル「雪狼湖」の脚本の著作権を有しているが、ミュージカル作品の名称はわが国の「著作権法」の保護の対象ではなく、「著作権法」の保護を受けられない。従って、被申立人が登録出願した「雪狼湖」商標は、異議申立人の既存の著作権を侵害していない。従って、異議申立人の異議申立理由は成立せず、第 1781805 号「雪狼湖」商標の登録を認める。

④「FORREST GUMP」商標に係る商標局裁定（2006 商標異字第 03762 号）

商標	FORREST GUMP
出願日	2001.8.7
登録番号	1939210
出願人	嘉績百貨企業有限公司
商品または役務の分類	衣服等
専用権の期間	2002. 10.28 ～ 2012.10.27

裁定の内容	中国の著作権の保護範囲は、その著作物の内容及び人物造形に限られるところ、異議申立人の著作物の名称「FORREST GUMP」はこれに含まれない。従って、異議申立人が、その著作権が侵害されたとの主張は成立しない。被申立商標の登録出願は商標法の関連規定に合致しており、かつ異議申立人の現有の既存の権利に損害を与えていないことに鑑みれば、被申立商標を使用することにより商品の出所に関して消費者を混同させることはありえない。従って、異議申立人の提起した異議申立理由は成立せず、第 1939210 号「FORREST GUMP」商標の登録を認める。

⑤「バットマン（中国語の文字）」商標に係る商標局裁定（2006 商標異字第 02068 号）

商標	
出願日	2001.3.29
登録番号	1755501
出願人	保定市新市区九泰精細化工廠
商品または役務の分類	殺虫剤等
専用権の期間	2002. 4.28 ～ 2012.4.27
裁定の内容	異議申立人の著作権の保護の範囲は、その著作物の内容及び人物造形に限られるところ、著作物の名称である「蝙蝠侠」（バットマン）の 3 文字はこれに含まれない。従って、異議申立人が主張する、その著作権が侵害されたという理由は成立しない。被申立商標の登録出願が商標法に定める手続に合致していること、かつその指定商品と異議申立人が複数引用している商標指定商品とは明らかに違いがあり、被申立商標の使用が、商品の出所について消費者を混同させることはありえない。よって、被申立人が悪意によりその商標をコピーしたという異議申立人の主張は成立しない。従って、異議申立人の異議申立理由は成立せず、第 1755501 号「蝙蝠侠」商標の登録を認める。

⑥「POPEYE（中国語の文字）」商標に係る商標局裁定（2005 商標異字第 02534 号）

商標	
出願日	2001.3.16
登録番号	1729567
出願人	北京欧徳装飾材料有限責任公司
商品または役務の分類	金属パイプ等
専用権の期間	2002.3.14 ～ 2012.3.13
裁定の内容	異議申立人が創作した「POPEYE」アニメーション造形の中国語訳は「大力水手」で、異議申立人は当該アニメーション造形について著作権を有しているが、作品の名称の「大力水手」は著作権法の保護の範囲には入らない。しかも、「大力水手」という文字の組合せの単語は、文化の分野においてまたは「POPEYE」アニメーション造形と併用する場合において、異議申立人を指すものと考えられ、単独で金属建築材料の商品に使用した場合に、消費者は、一般的には異議申立人と関連づけることはないものと考えられる。従って、異議申立人の異議申立理由は成立せず、第 1729567 号「大力水手」商標の登録を認める。

⑦「SMURF（中国語の文字）」商標に係る商標局裁定（2007 商標異字第 01118 号）

商標	
出願日	2000.6.27
登録番号	1978708
出願人	浙江四星機械実業有限公司
商品または役務の分類	電動自転車等
専用権の期間	2002.12.21 ～ 2012.12.20
裁定の内容	異議申立人は、被申立商標の登録出願が異議申立人の著作権を侵害したと主張する。しかし、著作権の保護は作品そのものに限られ、当該作品の名称は含まれないことから、異議申立人の異議申立理由は成立しない。

3　日本の小説・音楽・映画等のタイトルを冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討

日本の小説・音楽・映画等のタイトルを冒認出願された場合の影響と対策の必要性の検討は、本章の「第 4 節　キャラクターの図柄・名称」の項目でキャラクターの名称について述べたこととほぼ同様であるので、当該項目の該当箇所を参照されたい。

4　事前的対策

事前的対策は、本章の「第 4 節　キャラクターの図柄・名称」の項目でキャラクターの名称について述べたこととほぼ同様であるので、当該項目の該当箇所を参照されたい。

なお、前述の「金瓶梅」商標の例にみられるように、公知の書籍の名称を「雑誌（定期刊行物）、新聞等」に指定使用すると公衆を誤導しやすいとして商標登録が認められない可能性が高いことに注意を要する。

5　事後的対策

中国で日本の小説・音楽・映画等のタイトルの冒認出願・登録を発見した場合における事後的な法的対抗手段としては、主に、以下のものが挙げられる。具体的事例によっては、他の法的対抗手段もあり得ることに留意されたい。

＜A．初期査定公告の前＞

初期査定公告の前のものでも商標局のデータベースには入力されてくるので、商標局のウェブサイト等で冒認出願商標を発見することがあり得るが、法的対抗手段は特に無い。まだ審査官も決まっていないため、情報提供もあまり意味が無い。

＜B．初期査定公告後、3 ヶ月以内＞

以下を根拠とする異議申立をすることが考えられる。

① 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条）

② 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）

③ 著名商標であること（商標法 13 条）

＜C．登録後＞

以下を根拠とする取消裁定を申し立てることが考えられる。商標法 41 条 2 項は、原則として、登

録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。また、下記②の場合も、「商標審理基準」は、やはり登録公告日から 5 年以内での取消裁定申立を要求している。

① 他人の既存の権利を侵害する抜け駆け登録、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標の不正な手段による抜け駆け登録であること（商標法 31 条、41 条 2 項）
② 不正な手段による登録（商標法 41 条 1 項）
③ 公序良俗違反（商標法 10 条 1 項 8 号）
④ 登録後 3 年間不使用であること（商標法 44 条 4 号）
⑤ 著名商標であること（商標法 13 条）

上記の法的対抗手段の詳細については、本書の「第三章　冒認出願に対する事後的手段」の「第 2 節　中国における商標の冒認出願に対しとり得る法的手段」の該当箇所を参照されたい。以下、「小説・音楽・映画等のタイトル」の商標の冒認出願に関連して若干のコメントを付け加える。

小説・音楽・映画等のタイトルは、通常は短い言葉で構成されているにすぎないため、創作性の要件を満たさず、著作権法で保護される著作物とはいえないとされる可能性が高い。このため、前述した「キャラクターの図柄」の場合とは異なり、商標法 31 条の規定を根拠として冒認出願への異議申立または取消裁定申立をすることは困難である。

また、当該商標が、「社会主義道徳、風習に害となりまたはその他の悪影響を及ぼすもの」であること（商標法 10 条 1 項 8 号）を理由に、第三者による冒認出願への異議申立または取消裁定申立をすることが考えられる。商標審査基準の「第一部分　十（八）」によると、以下のものは「社会主義道徳、風習に害となりまたはその他の悪影響を及ぼすもの」（商標法 10 条 1 項 8 号）に該当するものとされる。

① 書籍類を指定商品とする、一般に知られている書籍の名称。
② ゲームマシンまたはゲームソフトの担体などの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られているゲームの名称。
③ 映画、テレビ番組、音声映像の担体である映画フィルム、テレビ放送向けのフィルム、レコード、ディスク（音声・映像）、磁気テープなどの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られている映画、テレビ番組、ラジオ番組、歌、曲の名称。

もし、小説・音楽・映画等のタイトルが冒認出願時において既に中国で著名といえるものであった場合は、著名商標に基づく冒認出願への異議申立・取消裁定申立を行うことも考えられる。ただし、小説・音楽・映画等のタイトルが著名であるといっても、単に小説・音楽・映画等のタイトルとして有名であるだけであり、商品または役務の名称として使用されているのでなければ、著名「商標」には該当しないとされる可能性があると考えられる。なお、悪意の登録については、著名商標の所有者は、5 年間の申立期間の制限を受けない。

第七章　おわりに

以上、本書では、中国における商標の冒認出願の実態を紹介し、とり得る法的手段及び実務上の対応策等について検討してきた。中国における商標の冒認出願事案については、筆者はこれまでに日本企業をクライアントとして多くの案件に関与してきたところであり、実務上のノウハウを蓄えてきている。筆者の経験では、中国で冒認出願を行った者が、法外な価格を提示して登録商標の買取りを日本企業に求めてきたり、日本企業の取引先に警告状を送る等の嫌がらせを行ったり、登録商標の買取りを拒否した日本企業に関する怪文書を流布させたりする等の行為もみられた。日本企業としては、このような悪質な冒認出願人に対し、毅然とした態度で正々堂々と立ち向かうべきである。

中国商標法が商標登録の先願主義を採用している以上、外国の有名なブランド等の冒認出願の問題が発生することは、今後も不可避である。一旦、日本企業が冒認出願の被害に遭えば、中国ビジネスに与える悪影響は極めて大きい。日本企業としては、グローバルな商標戦略の重要性を改めて認識すべきである。

中国における商標の冒認出願問題は、「NIfCO」「TIfCO」及び「無印良品」「MUJI」の事例をリーディング・ケースとしつつ、今後も、同様のトラブルに遭遇する日本企業が増加するものと思われる。日本企業としては、今すぐ、必要な対策を講じるべきである。

第八章　参考資料

1　手続のフローチャート

(1) 初期査定公告済みの商標に対する異議申立等の手続

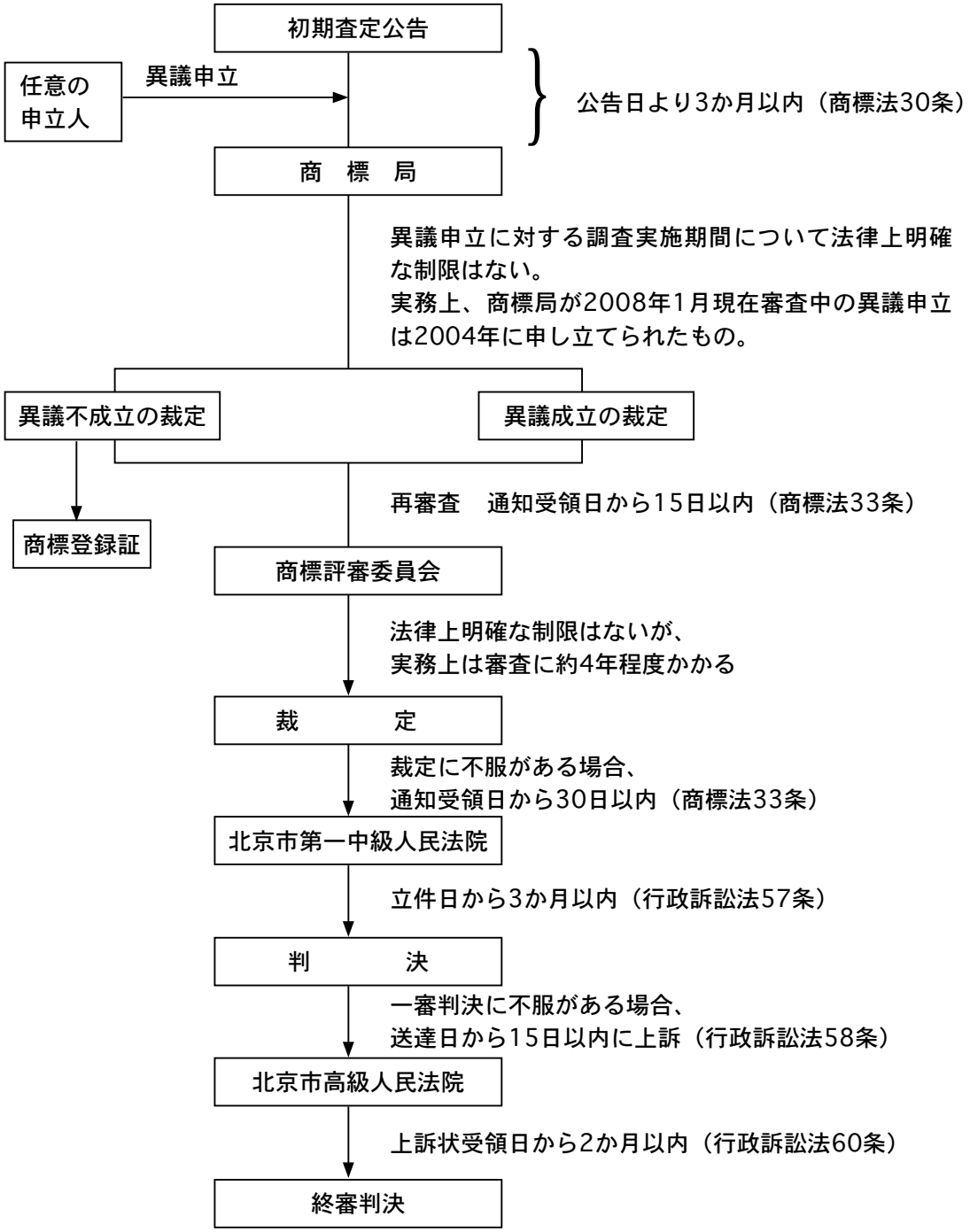

(2) 登録商標の取消手続

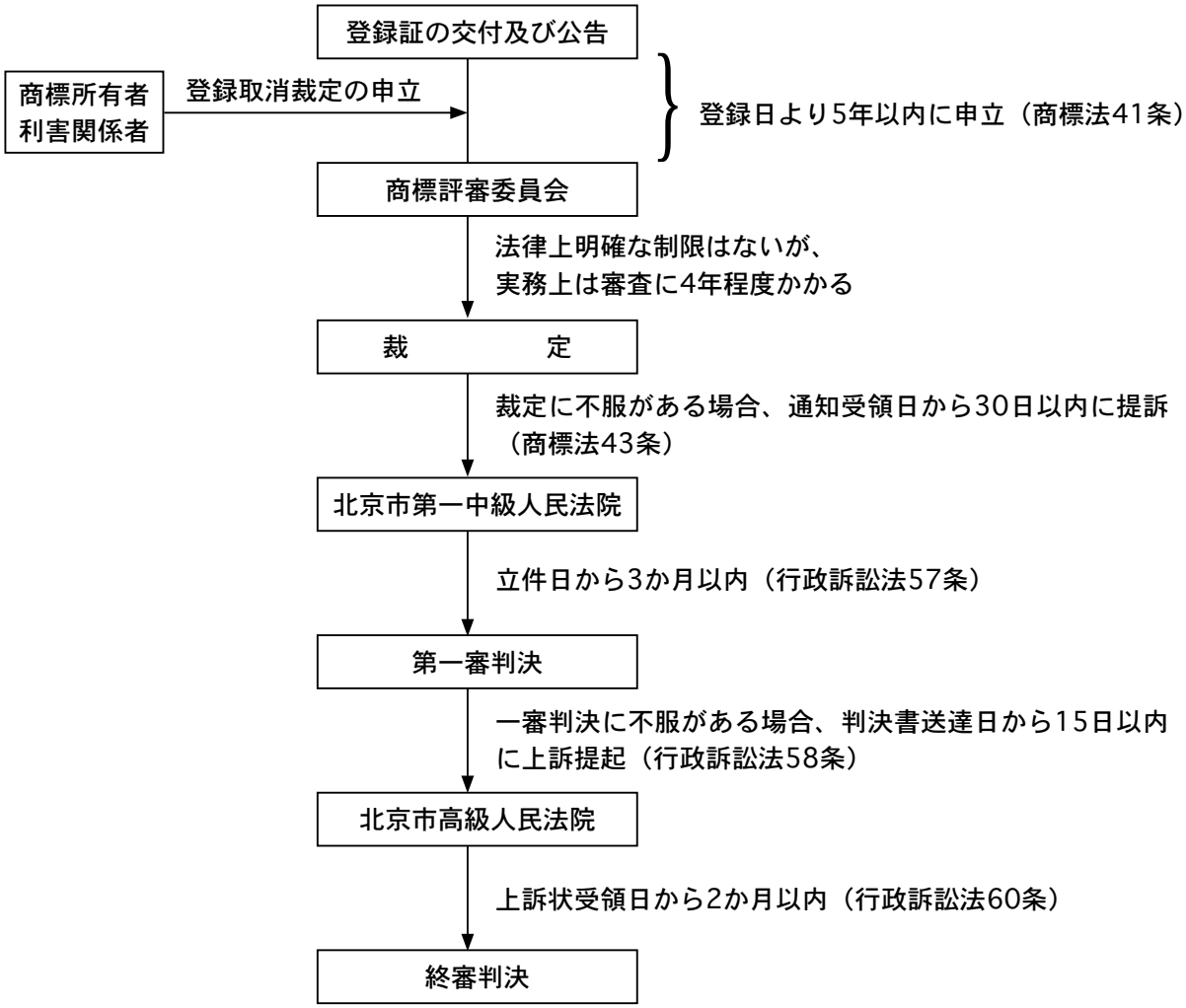
登録証の交付及び公告
商標所有者
利害関係者
登録取消裁定の申立
登録日より5年以内に申立（商標法41条）
商標評審委員会
法律上明確な制限はないが、
実務上は審査に4年程度かかる
裁　　定
裁定に不服がある場合、通知受領日から30日以内に提訴
（商標法43条）
北京市第一中級人民法院
立件日から3か月以内（行政訴訟法57条）
第一審判決
一審判決に不服がある場合、判決書送達日から15日以内
に上訴提起（行政訴訟法58条）
北京市高級人民法院
上訴状受領日から2か月以内（行政訴訟法60条）
終審判決

2 「NIfCO」「TIfCO」の裁定及び判決（和訳）

（1）「NIfCO」

ア　商標評審委員会の裁定

国家工商行政管理総局商標評審委員会

第 1204572 号「NIfCO」商標紛争に関する裁定書

商評字（2006）第 0528 号

申立人　　：日本　株式会社ニフコ
住所　　：日本
委託代理人　　：北京再言商標代理有限公司

被申立人　　：深圳市旺利泰実業有限公司
住所　　：広東省深圳市羅湖区愛国西路布心南路東楽花園群鏘楼 68 棟 6A
委託代理人　　：東莞市隆天連邦知識産権代理有限公司

申立人は、2003 年 9 月 9 日に被申立人が第 26 類バックル等を指定商品として登録した第 1204572 号「NIfCO」商標（以下「紛争商標」という）に対して登録取消の申立を提出した。当委員会は法に従いこれを受理し、かつ申立書の副本を被申立人に送付した。被申立人は当委員会の定める期間内に答弁を行った。当委員会は、「商標評審規則」第 24 条の規定に基づき、合議廷を設置して法に従い審理を行い、現在、審理は既に終了した。

申立人の主要理由は、申立人は「NIfCO」について著作権を享有し、中国において先に使用しており、かつ関連する公衆の間で極めて高い知名度を有しており、被申立人による紛争商標の登録は完全に主観的な悪意によるもので、高額譲渡を目的とするものであるため、これを制止すべきであるというものである。

一　申立人は「NIfCO」商標の独特なデザインに対して著作権を享有する

「NIfCO」は、申立人の旧英語名称 Nihon Industrial Fastener Corp.（日本工業ファスナー株式会社）の頭文字を組合せてデザインしたものであり、独創性を有するアルファベットの組合せである。申立人は、その主要業務、すなわちバックル及びファスナー製品の生産販売を強調するため、わざと商標の中のアルファベット「f」について他の 4 つのアルファベットと異なる装飾字体を選択し、かつ小文字の形で拡大して目立たせるデザインにし、黒地に白抜きの配色で、その他の 4 つのアルファ

ベットと色彩的にも対照的にしている。当該商標は1969年に正式に創作が完成され、申立人はその年に出版した会社の「製品紹介」において初めて公表した。申立人の「NIfCO」商標に対する独特なデザインは、当該作品に著作権法が要求する独創性及び芸術性を備えさせており、かかるデザインは文字著作物及び美術著作物とみなされるべきであり、著作権の保護を受けるべきである。

二　「NIfCO」は申立人の商標及び会社の商号として既に世界各国で数十年にわたり使用され、極めて高い知名度を有しており、かつ日本において著名商標に認定されている

申立人は、バックル製品を専門に生産する国際的な日本企業であり、伝統的な金属バックルに代わってプラスチックバックルを登場させたのは申立人の発明であり、これらのバックル製品は広く自動車、家電、事務用品、家庭用品等多くの分野で応用され、並びに箱、服飾等のバックル製品等に使用されている。1970年、申立人は社名を「NIFCO INC.」に変更し、今日まで使用している。申立人は日本各地に多くの支店及び生産拠点を設立しているほか、アメリカ、スペイン、韓国等の国々並びに台湾、香港及び中国大陸では上海と東莞に傘下会社及び代表機構を設立しており、そのほとんどがが「NIfCO」を会社の商号として使用している。さらに申立人は「NIfCO」を多くの国及び地域において商標として登録及び使用しており、なかでも日本では1976年に「NIfCO」の商標権を取得し、申立人が各国及び各地域で登録した商標にはいずれも独特なデザインの「NIfCO」標識が統一して使用されている。申立人の「NIfCO」標識は、広く申立人の企業名称、製品、製品リスト及び各種の取引文書に使用されている。「NIfCO」商標は既に日本において著名商標として認定され、かつ最近の「日本有名商標集」にも収録されている。

三　被申立人が紛争商標を登録出願する前、申立人の「NIfCO 」商標は既に中国において広く使用され、広告宣伝及び製品の大量販売によって、既に中国の関連する公衆の間で非常に高い知名度を有していた

1987年7月、申立人は香港に全額出資による子会社香港利富高公司（NIFCO（HK）LTD.）を設立した。1993年、申立人は香港利富高公司と許諾契約を締結し、1988年6月28日に香港で登録許可を取得した「NIfCO」商標を当該香港の子会社に授権して使用させた。香港利富高公司は、契約に基づき、1993年より生産を開始し、かつ中国大陸地区に向けて大量に「NIfCO」バックル製品を販売した。申立人のバックル製品は広く受け入れられ、1996年7月から1997年3月までのわずか9か月間で、香港利富高公司の各種バックルの中国大陸における販売数は約50万個にのぼった。「NIfCO」商標も香港NIfCO公司の製品、契約、販売請求書、為替証憑、運送証券等の文書において広く使用され、申立人の製品もまた中国の顧客から「NIfCO」製品と呼ばれ、当該商標は既に申立人及びその製品との間に密接な関係を形成している。

四　被申立人の紛争商標の登録には明らかに悪意がある

被申立人は、「NIfCO」及び申立人のもう1つのブランド「TIfCO」を登録したほか、さらにバッ

クル業界の別の 2 件の著名商標「DURAFLEX」「ITWNEXUS」をも登録し、しかも被申立人は、字体から全体のデザインに至るまで全く同じにそっくりそのまま当該 4 件の商標を剽窃した。被申立人が同業種内の異なる所有者に属する独創性を有する 4 件の著名商標を同時に登録したことが決して偶然の一致ではないことは明らかである。

2004 年 11 月 16 日、被申立人は、申立人に宛てた弁護士レターにおいて 1800 万香港ドル（約 230 万米ドル）の最低譲渡金額を要求し、申立人がこれを拒否したところ、さらに 2004 年 12 月 1 日に最後通牒の形で、高額で紛争商標を譲り受けなければ、さらに高い金額で紛争商標をその他の第三者に譲渡すると申立人を脅迫した。

2005 年 5 月、被申立人はさらに商標の権利侵害を理由として申立人及び耐克（蘇州）体育用品有限公司等の申立人の主要な顧客を深圳市中級人民法院に訴え、申立人の応訴期間中に、被申立人はさらに 2005 年 8 月 16 日及び 8 月 23 日の 2 回にわたり法廷外で積極的に紛争商標の譲渡価格を協議するよう書簡を送り付け、申立人がこれを拒否すると、被申立人は、2005 年 9 月 8 日に、訴えの取下げを申し立てた。このことからも、被申立人の真の意図は、法的手続により紛争を解決することではなく、訴訟を提起することにより申立人に圧力をかけ、高額の譲渡料を請求する目的を果たそうとしたことにあることがわかる。

被申立人は、申立人にその高額譲渡の要求を強引に承諾させるため、2004 年からたて続けに多くの地方工商局に対し申立人の多くの顧客を訴えだし、申立人及びその顧客の正常な商業経営を著しく混乱させ、申立人及びその顧客に重大な損失をもたらした。

以上のことから、紛争商標の登録の取消を請求する。

申立人が当委員会に提出した証拠は、主に次のものである。

1 申立人が 1969 年に出版した「NIfCO」標識を掲載した会社の「製品紹介」及びその中国語訳文
2 申立人の会社紹介、世界各地の会社及び工場の紹介、申立人の製品カタログ
3 申立人の日本等多くの国及び地域における「NIfCO」商標登録証明
4 申立人の商標が収録された「日本有名商標集」及び中国語訳文
5 申立人の中国における「NIfCO」商標登録証明のコピー
6 香港利富高公司の設立登記証明資料
7 申立人の香港における「NIfCO」商標登録証明のコピー
8 申立人が香港利富高公司に使用を許諾した「NIfCO」商標の許諾契約及びその中国語訳文
9 香港利富高公司と大陸地区の購買側との取引のインボイス、為替証憑、運送証券、注文書及び往復書簡等
10 申立人の 2003 年 8 月 28 日時点の中国大陸における顧客リスト
11 被申立人が抜け駆け登録した 4 件の商標の商標公告資料
12 被申立人が何度も申立人に譲渡料を請求した弁護士レター、「最後通牒」等の書状、被申立人が申立人の顧客に発送した警告文

13　被申立人が深圳市中級人民法院に提出した提訴状、深圳市中級人民法院が申立人に送付した訴訟文書及び被申立人の訴え取下げを認めた裁定書

14　深圳市工商行政管理局福田分局が発行した財産差押通知書

15　2003 年 9 月 5 日、申立人が提出した「商標紛争裁定申立書」の書留書簡受取書

被申立人の答弁は、次のとおりである。

一　紛争期間は既に 5 年を超えている。紛争商標の登録期日は 1998 年 9 月 7 日であり、申立人は 2003 年 9 月 9 日に紛争を提出し、既に 5 年が経過した。

二　申立人は「NIfCO」の組合せに対して既存の権利を有さず、著作権を享有しない。「NIfCO」の 5 つのアルファベットの字体は一般的に常用されている印刷字体であり、独創性を有しておらず、申立人は著作権を享有しない。

三　申立人は、1997 年以前、第 26 類商品について「NIfCO」商標を使用していなかった。

申立人がその販売状況について提供した証拠は、いずれの商品に使用されていたかを明確にしておらず、またほとんどの資料がすべて同一企業のものである。例えば、PINE CAMPING PRODUCTS CO., LTD. に関する書簡は 29 頁もあったが、実際に発注した製品はたった 1 種類である。申立人は 98 社の顧客名簿を提出したが、詳細に立証した 7 社は顧客名簿の中には記載されていない。申立人の証拠自体が互いに矛盾しており、顧客名簿の顧客数を水増しして、顧客が多いように見せかけようとする意図がうかがえる。また、申立人は、紛争商標の登録出願以前に中国大陸において引証商標を宣伝したことの証拠を提出していない。

四　申立人が紛争商標を登録したことは正当な商業行為である。

紛争商標の発想の由来は「New In Fashion Co.」すなわち「新潮流服飾公司」の英語の頭文字をとったもので、「Fashion」を目立たせるために、黒地に白抜きでアルファベット「F」を効果的に際立たせたものであり、申立人の会社の英語名称の略と同一なのは全くの偶然である。

前述のとおり、申立人は 1997 年以前に第 26 類商品に「NIfCO」商標を使用したことはなく、従って被申立人が自らデザインした紛争商標を登録し、関連商品に連続して使用することに、いわゆる抜け駆け登録及び不正行為は存在しない。

被申立人は紛争商標を登録した後、積極的に申立人と連絡をとってはいない。むしろ申立人のほうから積極的に被申立人と譲渡要求の協議を求めてきたのだが、被申立人は価格が適正ではないとしてこれを受け入れなかった。

以上、紛争商標の登録を維持するよう請求する。

被申立人は、当委員会に対し、その自らデザインしかつ使用した「NIfCO」製品の包装袋等の証拠を提出した。

以上の双方当事者の陳述、提出された評審請求、提出された証拠資料、書面による証拠に対する質疑の状況及び関連の商標データファイルに基づき、当委員会は審理の結果、以下の事実を明らかにした。

1 紛争期間の問題については、本件の紛争申立が提出されたとき、北京市柳沈律師事務所が申立人の委託代理人となった。当委員会は、2003 年 9 月 9 日に本件申立について書状を受領し処理する際、当該代理人が郵送した本件「登録商標紛争裁定書」の書留書簡の封筒の原本と一緒にファイルに収めた。封筒の消印日は 2003 年 9 月 5 日で、書留番号は「挂 0305」であった。申立人の証拠 18・書留書簡の受領書の消印日と書留番号は、封筒原本といずれも完全に一致する。「商標評審規則」第 56 条の規定によると、申立人の当委員会に対する裁定申立の提出日は、発送の消印日を基準とする、すなわち 2003 年 9 月 5 日を基準日とすべきであり、当委員会の実際の受領日 2003 年 9 月 9 日ではない。従って、本件の申立は紛争商標登録の日から 5 年以内の期間とするという要求に合致している。

2 紛争商標の登録状況については、第 1204572 号「NIfCO」商標は、被申立人が 1997 年 5 月 26 日に登録出願を行い、1998 年 9 月 7 日に登録が認可され、第 26 類バックル、服飾用ボタン等の商品に使用することが決定された。

3 申立人の商標の登録状況については、第 275152 号「NIfCO」商標は申立人が 1986 年 3 月 10 日に登録出願を行い、1987 年 1 月 20 日に登録認可され、バックル、工業用プラスチック製品等の商品に使用することが決定された。これは、当時の国内商品分類第 30 類に該当し、1997 年 1 月 20 日の更新の際に、商品類別を国際商品分類第 20 類とすると決定された。また、申立人の証拠 3、7 等は、申立人の「NIfCO」商標が 1976 年 5 月 24 日に日本において金属に代わってプラスチックバックル等の商品について登録が認可され、1988 年 6 月 28 日に香港でプラスチック製品等の商品に登録が認可されたことを証明している。

4 申立人の「NIfCO」商標の紛争商標の登録出願前における使用状況について、申立人は証拠 6 ～ 10 を提供した。「商標法実施条例」第 39 条の規定によると、このうち証拠 6 ～ 9 から、香港利富高公司の「NIfCO」商標の使用は申立人の使用とみなすべきであると認定することができる。このうち証拠 9 において、申立人は 1996 年 2 月から 1997 年 5 月までの香港利富高公司と深～、南京、上海、北京、浙江等の地区の顧客との販売インボイス、運送証券、注文書等の取引文書の一部の原本について挙証し、これには商品がプラスチックバックル、ファスナー等であることが明示されている。証拠 10 に挙げたのは申立人の中国大陸における顧客名簿であり、香港利富高公司の顧客名簿ではない。よって、被申立人がその答弁理由三においてかかる証拠に対して主張した証拠質問意見はいずれも成立しない。これらの証拠を総合すると、紛争商標の出願登録前、申立人の「NIfCO」商標は既に中国大陸において継続的に使用され、販売区域は比較的広く、販売金額も比較的大きく、関連する公衆が「NIfCO」商標を使用した製品と申立人とを関連付けることができたことを証明している。

5 申立人と被申立人の間の商標譲渡紛争の状況については、被申立人はその理由を支持する証拠

を提供していないが、申立人は証拠 12 ı 14 を提供した。当該証拠は、被申立人が何度も申立人に高額の譲渡料及び賠償金を請求し、かつ申立人の「NIfCO」製品の顧客に警告文を発送し、申立人の商品が市場に流通することを阻止しようと企み、同時に権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式によって申立人及びその顧客の商業経営を正常に行えなくさせたことを証明できる。

当事者の陳述、請求に基づき、当委員会は、本件の争点は以下の点にあると考える。①申立人は「NIfCO」標識に対して既存の著作権を享有するか、②被申立人の紛争商標の出願登録前に、申立人の「NIfCO」商標は既に中国大陸において使用されかつ一定の影響力を有していたか、被申立人の紛争商標の出願は、不正な手段により他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録する状況に該当するか。

問題①について、 申立人がバックル、 ファスナー、プラスチック製品等の商品上に使用した「NIfCO」商標は、その中のアルファベット「f」が N、I、C、O の 4 つのアルファベットと字体、大文字と小文字、色彩及びサイズ比率等の面において異なっており、当該アルファベットの組合せに表現形式において一定の特徴を持たせていると判断する。しかし、当該商標はよく見かける字体のアルファベットを組合せて構成されているだけであり、これを著作権法における美術著作物、すなわち線、色彩またはその他の方式により構成される審美的な平面または立体の造型美術著作物であると認定するまでには至らない。従って、当該標識は著作権法上の保護を受けられるべきだという申立人の主張は、理由が成立しない。

問題②について、まず、申立人の証拠は、紛争商標の登録出願前、申立人の「NIfCO」商標を表示した製品が既に中国大陸において販売使用されていたことを証明でき、その販売金額及び販売範囲から、当該商標が既に関連する公衆の中で一定の影響力を形成していたと認定できる。次に、申立人の「NIfCO」商標を表示した製品の販売範囲は被申立人の所在地を含んでおり、紛争商標が使用を指定したバックル、かばんのバックル等の商品と、申立人が「NIfCO」商標を使用するプラスチックバックル、ファスナー等の商品とは、機能、用途、消費対象等の面において密接な関係がある。紛争商標は申立人の「NIfCO」商標と完全に一致しており、被申立人がその「NIfCO」製品の包装袋を提供し、紛争商標の独創性を証明しようとしたとしても、当該包装袋の「NIfCO」標識の表現形式の特徴は紛争商標と同一ではなく、しかも当該包装袋だけでは包装袋にある当該標識が被申立人により独自に創作されたことを直接証明できず、また包装袋そのものの印刷製造時期も証明できず、袋の当該標識の印刷時期を推定することもできない。従って、当該証拠によって、被申立人のいう紛争商標が申立人の「NIfCO」商標と同一であることは全くの偶然であるという答弁理由を証明することはできない。以上の理由を総合すると、被申立人は同業者として「NIfCO」商標が他人が所有しかつ一定の影響力を有するものであることを知っていたはずであると推定でき、紛争商標は申立人の「NIfCO」商標の剽窃・複製に該当するといえる。紛争商標の登録後、被申立人は、何度も

申立人に高額な譲渡料及び賠償金等を要求し、かつ申立人の「NIfCO」製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により、申立人の商品が市場に流通することを阻止しようと企み、申立人及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を及ぼした。これらの行為も被申立人の商標登録に悪意があったことを証明できる。

被申立人の紛争商標を登録した主観的意図、市場行為及び申立人にもたらした損害の結果を総合して考えると、被申立人は「NIfCO」商標が既に他人により使用されかつ一定の影響力を持っていることを明らかに知っていたか、または知っていたはずでありながら、依然として剽窃、複製の方式により紛争商標を出願登録しており、かかる被申立人の行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、公平競争の市場秩序を損ね、「商標法」第 31 条にいう「不正な手段により他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録する」状況に該当すると認められる。

「中華人民共和国商標法」第 31 条、第 41 条第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、当委員会は次のとおり裁定する。

被申立人の第 26 類バックル等の商品において登録した第 1204572 号「NIfCO」商標を取り消す。

当事者は、本裁定に不服のある場合、当該裁定書を受領した日から 30 日以内に北京市第一中級人民法院に申し立てることができ、かつ「商標評審規則」第 35 条第 1 項の規定に従い、人民法院に対して訴状を提出すると同時に、または訴状提出から遅くとも 15 日以内に当該訴状の副本を当委員会に送付するか、または別途書面により当委員会に通知するものとする。

合議廷構成員：段暁梅

郭京平

喬燁宏

2006 年 3 月 8 日

【国家工商行政管理総局商標評審委員会の印】

写し送付先：国家工商行政管理総局商標局

イ　北京市第一中級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市第一中級人民法院
行政判決書

（2006）一中行初字第 651 号

原告　　：深圳市旺利泰実業有限公司
住所　　：広東省深圳市羅湖区愛国西路布心南路東楽花園群鏘楼 68 棟 6A
法定代表者　　：黄　蓉　総経理
委託代理人　　：符立新　男　漢族　1963 年 9 月 29 日生　東莞市隆天連邦知識産権代理有限公司総経理。現住所：広東省深圳市宝安区龍華鎮富士公司宿舎
委託代理人　　：王玉双　女　漢族　1968 年 10 月 13 日生　隆天国際知識産権代理有限公司経理
現住所　　：甘粛省蘭州市城関区南昌路 328 号

被告　　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　　：北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　　：侯　林　主任
委託代理人　　：段暁梅　中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部
委託代理人　　：徐　琳　中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部

第三者　　：株式会社ニフコ
住所　　：日本国神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 184 番地 1
法定代表者　　：渡辺隆治　社長
委託代理人　　：賈　軍　北京市中諮律師事務所律師
委託代理人　　：陳学民　北京市中諮律師事務所律師

原告深圳市旺利泰実業有限公司（以下「旺利泰公司」という）は、被告である中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）の 2006 年 3 月 8 日付け商評字（2006）第 0528 号「第 1204572 号『NIfCO』商標紛争裁定」（以下「第 0528 号裁定」という）を不服とし、法定期間内に本院に対して訴えを提起した。本院は 2006 年 5 月 17 日に本件を受理した後、法に基づき合議庭を構成し、かつ株式会社ニフコに第三者として訴訟に参加するよう通知し、2006 年 7 月 17 日、公開で審理を行った。原告旺利泰公司の委託代理人符立新、被告商標評審委員会の委託代理人段暁梅、徐琳、第三者株式会社ニフコの委託代理人賈軍、陳学民が公判に参加し、本件は

既に結審した。

第 0528 号裁定は、旺利泰公司が登録した第 1204572 号「NIfCO」商標（以下「紛争商標」という）に対する株式会社ニフコの取消申立について、商標評審委員会が下した裁定である。商標評審委員会は、当該裁定において次のとおり認定した。

1. 株式会社ニフコがバックル、ファスナー、プラスチック製品等の商品上に使用した「NIfCO」商標の中のアルファベット「f」は、N、I、C、O の 4 つのアルファベットと字体、大文字と小文字、色彩及びサイズ比率等の面において異なっており、当該アルファベットの組合せに表現形式において一定の特徴を持たせている。しかし、当該商標はよく見かける字体のアルファベットを組合せて構成されているだけであり、これを著作権法における美術著作物、すなわち線、色彩またはその他の方式により構成される審美的な平面または立体の造型美術著作物であると認定するまでには至らない。従って株式会社ニフコの当該標識は著作権法上の保護を受けるべきだという主張は、理由が成立しない。

2. まず、株式会社ニフコの証拠は、紛争商標の登録出願前、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を表示した製品が既に中国大陸において販売使用されていたことを証明でき、その販売金額及び販売範囲から、当該商標が既に関連する公衆の中で一定の影響力を形成していたと認定できる。次に、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を表示した製品の販売範囲は旺利泰公司の所在地を含んでおり、紛争商標が使用を指定したバックル、かばんのバックル等の商品と、株式会社ニフコが「NIfCO」商標を使用するプラスチックバックル、ファスナー等の商品とは、機能、用途、消費対象等の面において密接な関係がある。紛争商標は株式会社ニフコの「NIfCO」商標と完全に一致しており、旺利泰公司がその「NIFCO」製品の包装袋を提供し、紛争商標の独創性を証明しようとしたとしても、当該包装袋の「NIFCO」標識の表現形式は紛争商標と同一ではなく、しかも当該包装袋だけでは包装袋にある当該標識が旺利泰公司により独自に創作されたことを直接証明できず、また包装袋そのものの印刷製造時期も証明できず、袋の当該標識の印刷時期を推定することもできない。従って、当該証拠によって旺利泰公司のいう、全くの偶然であるという答弁理由を証明することはできない。以上の理由を総合すると、旺利泰公司は同業者として「NIfCO」商標が他人が所有しかつ一定の影響力を有するものであることを知っていたはずであると推定でき、紛争商標は株式会社ニフコの「NIfCO」商標の剽窃・複製を構成するものといえる。紛争商標の登録後、旺利泰公司は何度も株式会社ニフコに高額な譲渡料及び賠償金等の要求を提出し、かつ株式会社ニフコの「NIfCO」製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害訴訟、権利侵害苦情申立等の方式により、株式会社ニフコの商品が市場に流通することを阻止しようと企み、株式会社ニフコ及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を及ぼした。これらの行為も旺利泰公司の商標登録に悪意があったことを証明している。

被告は、旺利泰公司の紛争商標を登録した主観的意図、市場行為及び既にもたらされた損害の結果を総合的に勘案し、旺利泰公司は「NIfCO」商標が既に他人により使用されかつ一定の影響力を持っていることを明らかに知っていたか、または知っていたはずでありながら、依然として剽窃、

複製の方式により紛争商標を出願登録したと認定し、その行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、公平競争の市場秩序を損ねるものであり、「中華人民共和国商標法」（以下「商標法」という）第 31 条にいう「不正な手段により他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録した」状況に該当すると認定した。

以上から、被告商標評審委員会は、「商標法」第 31 条、第 41 条第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、旺利泰公司が第 26 類バックル等の商品において登録した第 1204572 号「NIfCO」商標を取り消す旨の裁定を下した。

原告旺利泰公司は当該裁定を不服とし、訴訟を提起して次のとおり主張した。

1. 原告は、1997 年 5 月 26 日に中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という）に紛争商標の登録を出願し、1998 年 9 月 7 日に登録が審査確認され、第 26 類バックル、服装用ボタン等の商品に使用することが決定された。一方、第三者が 1986 年 3 月 10 日に登録を出願した「NIfCO」商標は、1987 年 1 月 20 日に登録が審査確認され、第 20 類ベルトバックル、バックル、工業用プラスチック等の商品に使用することが決定されたものである。第三者の提出した会社パンフレット及び関連証拠からは、第三者が主に自動車、家電製品等の工業製品のプラスチックバックル、ファスナーの製造に従事する企業であって、その登録及び使用が決定された商品の類別もその製品の使用分野と関連していることがわかる。第三者が大陸で生産した製品は、香港利富高を通じて販売されており、大陸では販売されていない。第三者が提出した証拠は、中国大陸において「NIfCO」商標を使用し、かつ一定の販売量があるということを証明しているにすぎないにもかかわらず、被告は第三者の商標を使用している商品を無視して、第三者の「NIfCO」商標が中国大陸で既に関連の公衆に熟知されていたとの結論を導き出した。第三者が登録しかつ使用を決定された類別を逸脱して商標を使用したのは、登録商標に対する不合理な使用であり、保護されるべきではない。紛争商標は、原告の登録後、一貫して第 26 類の商品に使用されており、その製品については中国大陸に既に一定の消費者群がおり、紛争商標を原告と一体のものとして結び付けている。従って、紛争商標を付したプラスチックバックル製品はいずれも第三者の商標商品の範囲内に含まれるとした被告の認定には、事実的根拠がない。

2. 第三者の「NIfCO」商標について、日本、香港特別行政区及び世界のその他の国々で関連類別の商標登録を行っている状況は、当該商標が中国市場で継続的に使用され、宣伝されているという事実の証明にはならない。

3. 原告は、登録商標を取得した後、一貫して使用を認められた商品上に合理的に当該紛争商標を使用しており、これまで既に 9 年の歴史がある。紛争商標を譲渡して利益を取得しようと考えたことはない。

4. 原告が登録した紛争商標は、第三者の登録した商標と同一ではあるが、使用を認められた商品の類別は異なり、消費者を混同させることはない。従って、原告の登録行為は「商標法」第 31 条に定める事由にはあたらず、被告が同条項を根拠に出した裁定は法律の適用に誤りがあり、取り消さ

れるべきである。

5. 紛争商標は商品の出所を示すという役割を果たすものであり、客観的には不正競争をもたらすという結果は生じ得ず、「商標法」第 41 条に反するものではなく、不正手段により登録するという行為にはあたらない。原告が紛争商標を登録し使用した行為は商標法の基本原則に合致するものであって、被告が「商標法」第 41 条を根拠に出した裁定は法律の適用に誤りがあり、取り消されるべきである。以上より、被告の出した第 0528 号裁定を取り消すよう人民法院に請求する。

被告商標評審委員会は次のとおり述べた。

一. 紛争商標の登録出願前における第三者の「NIfCO」商標の中国大陸での使用状況について

1. はじめに明確にしておきたいのは、被申立裁定書において認定した基本的事実は、「第三者の『NIfCO』商標」の先行使用状況に関するものであって、原告が提訴理由において述べている「引証商標」の先行使用状況ではないということである。両者は、表現形式は同様だが、しかし、前者は第三者のプラスチックバックル、ファスナー等の商品に使用されている「NIfCO」商標を指し、当時、第三者は当該類の商品に中国で商標登録を行っていなかったのに対し、後者は第三者が国際商品分類第 20 類の工業用プラスチック製品、バックル等の商品について当時既に中国で登録の認可を得ていた第 275152 号「NIfCO」商標であるという点に明らかな区別がある。被申立裁定書において第三者が提供した証拠及び被告がこれに基づいて認定した事実が指しているのは、いずれも前者の使用状況であり、被申立裁定書は、後者について、第三者の商標登録状況の一部として説明したもので、その使用状況について述べているわけではない。つまり、被申立裁定書が適用している法律条項は、「商標法」第 31 条後半にある「他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって先駆けて登録してはならない」との条項、すなわち未登録商標の保護条項である。

2. 被申立裁定書第 6 頁及び第 7 頁において、「証拠 9 において、第三者は 1996 年 2 月から 1997 年 5 月までの香港利富高公司と深圳、南京、上海、北京、浙江等の顧客との販売インボイス、貨物輸送伝票、発注書等の取引文書の一部原本について挙証し、これには商品がプラスチックバックル、ファスナー等である旨が明記されている」と明確に述べており、原告が主張するように、「第三者商標の商品を軽視した」のではない。

3. 未登録商標は使用することができ、当事者が異なる種類の商品に使用し、または登録した同一の商標は独立した 2 件の商標とみなすべきであることは、商標の分野においては基本的な常識である。上記第 1 項に述べたように、被申立裁定書において認定した第三者が先行使用しかつ一定の影響力を有する未登録商標と、被告が主張する引証商標は、2 つの商標である。「商標法」は、当事者がある種類の商品についての商標を登録した後、他の種類の商品に表現形式が同様の同一標識を使用してはならないとは定めていない。第三者がその他の種類の商品に登録していない商標を使用することを、登録済みの商標の商品範囲を逸脱する使用であると原告がみなすことには法的な根拠が

なく、本件では基本的な事実的根拠にももとるものである。

4. 原告の、台協利富高（東莞）塑料制品有限公司、東莞利富高塑料制品有限公司に対する調査状況は、被申立裁定とは全く無関係である。まず、被申立裁定書第 6 頁及び第 7 頁で認定した事実は、第三者の証拠 6 から 9 までを総合的に考慮して、香港利富高公司の「NIfCO」商標の使用は第三者の使用とみなすべきであると認定したもので、上記 2 社については言及していない。次に、上記 2 社のうち、前者は 2001 年に、後者は 2002 年に設立されているが、被申立裁定書で認定したのは、紛争商標についての 1997 年 5 月 26 日付の登録出願以前の第三者の「NIfCO」商標の使用状況であって、原告のいう調査は、基本的な時間の先後が混乱している。

二　第三者と原告の間の商標譲渡紛争についての状況

当事者は、自らが提起する法的請求の根拠となる事実または相手方の法的請求に対する反論の根拠となる事実について、証拠を提供し、証明する責任を有する。当事者の事実の主張を証明する証拠がない場合、またはこれが不足する場合は、挙証責任を負う当事者が不利な結果を負う。これは、「商標評審規則」における基本的な証拠原則であるだけでなく、民事訴訟にも共通する証拠原則の基本である。第三者と原告の間の商標譲渡紛争の状況について、被告は、被申立裁定書において、原告及び第三者がそれぞれ提出した証拠によってしか関連事実を認定することはできない。訴えを申し立てられた行政手続において、原告はこれについて何ら証拠を提出せず、同時にまた第三者の証拠に対してこれに反論するに足る反対証拠も提出していない。従って、被告は第三者の証拠 12 から 14 までを採用して関連の事実を認定した。

三　適用する法律の問題について

1.「商標法」第 31 条について。

被申立裁定書第 8 頁において当該条項の適用について詳述しているため、ここでは割愛するが、当該条項の適用基準について、以下のとおり補足して明確にする。

（1）第三者の「NIfCO」商標は、紛争商標の登録出願前に既に使用され、かつ一定の影響力を有しており、しかもこの影響力は原告にも及んでいた。

（2）紛争商標は、第三者の一定の独創性を有する「NIfCO」商標と完全に同一であり、合理的な説明もない。

（3）紛争商標が使用を指定しているバックル、鞄のバックル等の商品と、第三者が「NIfCO」商標を使用しているプラスチックバックル、ファスナー等の商品は、その機能、用途、消費対象等の面において密接に関係している。

（4）原告が悪意を有するとは、第三者に対して高額の譲渡費及び賠償金等を要求することだけでなく、第三者の「NIfCO」製品の顧客に警告文を発送する、権利侵害訴訟を提起する、権利侵害のクレームをつける等の方法によって、第三者の商品が市場に出回りつづけることを意図的に阻止しようとし、第三者及びその顧客の正常なビジネスに著しい影響を与えたことを含む。

このほか、原告がその紛争商標の使用状況について提供したテナント契約の証拠は証明力に欠け、紛争商標が真実かつ有効に実際に商業上使用されていたことを証明するには不十分である。

2.「商標法」第 13 条、第 41 条第 1 項について、被申立裁定書では当該条項のいずれも引用していないので、原告の関連提訴理由については答弁しない。

以上のとおり、被告の第 1204572 号「NIfCO」商標紛争案件の審理における事実認定は明らかであり、適用する法律も正確であり、手続も適法であるため、第 0528 号裁定を維持するよう請求する。

第三者ニフコは次のとおり述べた。

1. 第三者は、各種用途のバックルを製造、販売するグローバル会社であり、その歴史は、1967 年に遡る。答弁人は独特な「NIfCO」商標（そのうち「f」は小文字のアルファベットで記す）を設計し、1969 に最初にこれを使用した。当該商標は、設立当初の会社名である日本工業ファスナー株式会社の英語名称の頭文字（Nippon Industrial Fastener Corporation）に由来する。「NIfCO」の商標は、その使用開始の時期より現在まで世界で継続して 40 年近く使用されており、その信用と評判も極めて高いことから、日本国際知的財産保護協会により「日本著名商標集」に収録されている。

2. 第三者は、1987 年に「NIfCO」商標を登録した。その中には、バックル、ベルトバックルに用いられる第 275152 号「NIfCO」商標を含み、また、1986 年に香港において利富高（香港）有限公司を設立し、同社に「NIfCO」商標の使用権を与え、関連の業務を担当させた。利富高（香港）有限公司の努力により、「NIfCO」商標を付した商品は中国の数多くの地区で使用され、かつ一定の影響力をもつに至った。第三者は、原告が第 1204572 号商標を登録出願した期日よりもずっと早い時期から中国において「NIfCO」商標を使用している。「NIfCO」は普通の英単語ではなく、辞書にも載っておらず、第三者の幅広い使用によって一定の影響をもつようになったものである。業界において、「NIfCO」は、第三者の商標として広く認められているということを除いては、その他如何なる由来も存在しない。原告は、第三者が先行使用する商標を完全に剽窃している。さらに、原告が主張する「NIfCO」商標の由来についての説明は条理に反し、かつ事実的根拠もない。このほかにも、原告は、第三者の「NIfCO」商標の使用が原告の商標権の侵害行為にあたるとして、第三者の顧客に警告文を出し、かつ第三者に対して高額の商標譲渡料を要求した。目的を達せないとわかると、工商行政管理部門への苦情申立、人民法院への訴訟提起等の方法により第三者に嫌がらせを行い、第三者の正常な業務活動を妨害した。

以上のとおり、被告が「商標法」第 31 条に基づいて出した第 1204572 号「NIfCO」商標の取消の裁定は、事実認定は妥当であり、法律の適用にも誤りはない。従って、第三者は、原告の訴訟請求を棄却し、被告の出した第 0528 号裁定を維持する判決を下されるよう請求する。

本院の審理の結果、次の点が明らかになった。

第三者株式会社ニフコは、1987 年 1 月 20 日に、商標局から「NIfCO」商標の登録を取得した。商標登録証は第 275152 号で、使用することが決定された商品類別は第 20 類、使用が決定された商品は、他の類別には該当しない工業用プラスチック製品で、ピン、ボルト、ナット、リベット、ファスナー、締め具、ブラケット、ガスケット、バックル、リング、ストラップ、フックである。有効期間は 2007 年 1 月 19 日まで延長されている。一方、原告は、1998 年 9 月 7 日、商標局から「NIfCO」商標の登録を取得した。商標登録証は第 1204572 号で、使用することが決定された商品類別は第 26 類、使用が決定された商品は、服装用ボタン、服装用ファスナー、バックル、ガーター用留め具、サスペンダー用留め具、ベルトクラスプ、靴用留め具、紳士服用ボタン、鞄用バックルである。上記商標の字体、形態及び構造は寸分の差もなく全く一致している。

第三者株式会社ニフコは、1988 年 6 月 28 日、香港特別行政区政府知的財産権署商標登録処が審査確認した「NIfCO」商標登録証を取得した。商標類別は第 20 類で、その番号は 1988 第 2038 号、使用することが決定された商品は、‥‥‥プラスチック製品である。第三者は、1986 年 11 月 14 日、香港において旧称 SUSUPE LIMITED という会社を設立、登録した。1987 年 7 月 10 日、同社は名称を NIFCO （HK） LIMITED に変更した。2003 年 12 月 24 日、同社の名称として上記英語名称をもとに中国語名の利富高（香港）有限公司を追加した。その後、さらに利富高（香港）有限公司に第三者の製品を製造、販売することを授権した。1996 年 2 月から 1997 年 5 月まで、利富高（香港）有限公司は北京、上海、浙江、深圳、南京等の顧客に対して「NIfCO」商標を付したプラスチックバックル、ファスナー等を大量に販売した。2003 年 8 月 28 日現在において、第三者が中国大陸において有する顧客は 90 社に達し、行政区画には、北京、上海、江蘇、浙江、広東、福建、遼寧等の省・区及び深圳、珠海経済特区が含まれる。

2004 年 12 月 20 日、原告が委託した広東新智商標代理有限公司は、「NIfCO」商標について第三者の顧客に対してそれぞれ警告文を送付した。2005 年 8 月 16 日、原告は第三者に対して最後通牒を出し、同通知のなかの民事訴訟に関する部分に関し、次のとおり述べた。「‥‥‥もし当社が勝訴した場合、こちらは 2000 万香港ドルを下らない経済的損失、訴訟費用、精神的負担等の賠償を求めるでしょう。」同通知の最新の結論部分では、第三者に対して「NIfCO」商標及び「TIFCO」商標の譲渡料 500 万香港ドルを請求すると述べている。原告は、広東省深圳市中級法院に第三者がその登録商標専用権を侵害したとして提訴したが、2005 年 9 月 1 日になると受理法院に対して訴えの取下げを申し立てている。

2003 年 9 月 5 日、第三者は商標評審委員会に対して登録商標紛争裁定申請書を提出した。商標評審委員会は、2006 年 3 月 8 日に第 0528 号裁定書を出した。

商標評審委員会の紛争商標審理期間において、原告は紛争商標の登録前及び登録取得後における当該商標の実際の使用についての有効な証拠を提出しなかった。

上記の事実については、第 0528 号裁定書、紛争商標の商標登録証、第三者「NIfCO」商標の商標登録証、利富高（香港）有限公司と中国大陸の顧客との発注書、パッキングリスト、インボイス、

第三者の顧客名簿、原告が第三者の顧客に送付した警告文及び第三者に対して送付した最後通牒等の証拠並びに当事者の陳述が、事件の証左となる。

本院は、当事者の抗弁主張に基づき、本件の争点は、第 0528 号裁定書が「商標法」第 31 条の規定に従い紛争商標を取り消したという具体的行政行為が法律規定に合致するか否かにあると考える。

「商標法」第 31 条は、商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならず、また他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならないと定めている。本件で明らかになった事実によれば、紛争商標は第三者が先行して登録を審査確認されていた「NIfCO」商標と字体、形態及び構造上寸分の違いもなく、完全に同一で、関連の公衆は両者の違いを区別できず、かつ紛争商標が使用を指定されているバックル、鞄のバックル等の商品と第三者が「NIfCO」商標を使用しているプラスチックバックル、ファスナー等には一定の関係があるため、混同、誤認が生じやすい。同時に、原告が紛争商標を登録出願する前に、第三者の「NIfCO」商標を付した製品は既に中国大陸で販売、使用されており、その販売量及びその販売範囲から、第三者の「NIfCO」商標が関連の公衆の間で既に一定の影響をもっていたと認定でき、販売範囲も紛争商標権利者の所在地を含んでいる。紛争商標と第三者の「NIfCO」商標とが字体、形態及び構造上いささかの区別もないのは偶然の一致にすぎないという原告の理由には何ら根拠がない。紛争商標と第三者の「NIfCO」商標が完全に同一であることから、原告は第三者の「NIfCO」商標を付した商品が中国大陸の市場に入ってから第三者の商標形態をもって紛争商標標識として登録出願したものと認定でき、その行為は、実質的には不正な手段によって他人が既に使用し一定の影響力を有する商標を剽窃、複製して抜け駆け登録する行為であり、当該行為は信義誠実の原則に反し、公平な競争という市場秩序を損ない、「商標法」第 31 条にいう他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録する行為に該当するため、かかる行為は禁止されなければならない。このほか、紛争商標が登録された後、原告は第三者の「NIfCO」製品の顧客に警告文を送付する、権利侵害訴訟を提起する、また第三者に高額な譲渡料及び賠償金を請求する等していることからも、原告の紛争商標登録における主観的悪意を証明できる。原告の訴訟請求には事実と法的根拠がなく、本院はこれを認めない。

以上のとおり、被告の紛争裁定の事実認定は明らかであり、法律の適用も正確であり、手続も適法であるため、本院はこれを維持する。原告の訴訟請求は事実及び法的根拠に欠けるため、本院はこれを認めない。「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条第（1）項の規定に基づき、以下のとおり判決する。

被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会による商評字（2006）第 0528 号「第 1204572 号『NIfCO』商標紛争裁定」を維持する。

本件の事件受理費 1000 元は、原告深圳市旺利泰実業有限公司の負担とする（納付済み）。

本判決に不服がある場合は、原告深圳市旺利泰実業有限公司及び被告中華人民共和国国家工商行

政管理総局商標評審委員会は本判決書送達日から 15 日以内に、第三者株式会社ニフコは本判決書送達日から 30 日以内に、本院に上訴状を提出することができ、かつ相手方当事者の人数分の副本を添えて、中華人民共和国北京市高級人民法院に上訴するものとする。

裁　判　長　　劉海旗

代理裁判官　　周雲川

代理裁判官　　芮松艶

（北京市第一中級人民法院　印）

2006 年 9 月 20 日

本文は原本と相違なし

書　記　官　　高　穎

ウ　北京市高級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市高級人民法院
行政判決書

（2006）高行終字第 551 号

上訴人（一審原告）深圳市旺利泰実業有限公司
住所　：広東省深圳市羅湖区愛国西路布心南路東楽花園群鏘楼 68 棟 6A
法定代表者　：黄　蓉　総経理
委託代理人　：徐家力　北京市隆安律師事務所弁護士
委託代理人　：王　亨　男　漢族　1980 年 2 月 22 日生
北京市隆安律師事務所弁護士アシスタント
住所　：遼寧省興城市温泉街道弁事処温泉居委二組

被上訴人（一審被告）中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　：北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　：侯　林　主任
委託代理人　：段暁梅　当該委員会幹部
委託代理人　：徐　琳　当該委員会幹部

一審第三者　：（日本国）株式会社ニフコ
住所　：日本国横浜市戸塚区舞岡町 184 番地 1
法定代表者　：渡辺隆治　董事長
委託代理人　：賈　軍　北京市中諮律師事務所弁護士
委託代理人　：陳学民　北京市中諮律師事務所弁護士

上訴人深圳市旺利泰実業有限公司（以下「旺利泰公司」という）は、商標行政紛争事件を原因とする中華人民共和国北京市第一中級人民法院（2006）一中行初字第 651 号行政判決を不服として、本院に上訴を提起した。本院は 2006 年 11 月 17 日にこれを受理し、法に基づき合議廷を組織し、2007 年 1 月 30 日に公開法廷にて審理を行った。上訴人旺利泰公司の法定代表者黄蓉及び委託代理人徐家力、王亨、被上訴人国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）の委託代理人徐琳、段暁梅、被上訴人（日本国）株式会社ニフコ（以下「株式会社ニフコ」という）の委託代理人賈軍、陳学民が出廷して訴訟に参加した。本件の審理は既に終了した。

株式会社ニフコは、旺利泰公司が第26類ベルト式バックル等の商品上に登録した第1204572号「NIfCO」商標（以下「紛争商標」という）につき、商標評審委員会に対して登録取消の申立を行い、商標評審委員会は、2006年3月8日、商標法第31条、第41条第2項及び第43条の規定に基づき、第1204572号「NIfCO」商標に関する商評字（2006）第0528号紛争裁定（以下「第0528号裁定」という）（旺利泰公司が第26類ベルト式バックル等の商品上に登録した第1204572号「NIfCO」商標の登録を取り消すという裁定）を下した。旺利泰公司は当該裁定を不服とし、北京市第一中級人民法院に対し訴訟を提起した。

北京市第一中級人民法院の審理の結果、以下のことが明らかになった。株式会社NIfCOは1987年1月20日「NIfCO」商標登録を取得し、使用商品類別は第20類とすることが決定された。旺利泰公司は1998年9月7日に「NIfCO」商標登録を取得し、商標登録証書は第1204572号、使用商品類別は第26類とすることが決定された。 上記の2つ商標の字体、形態及び構造は完全に同一であった。

株式会社ニフコは1986年11月14日、香港においてSUSUPE LIMITEDを登録設立した。1987年7月10日、当該会社の名称をNIfCO（HK）LIMITEDと変更した。株式会社ニフコは、1988年6月28日、香港特別行政区政府知的財産権署商標登録処が審査確認した「NIfCO」商標登録証書を取得し、その商標類別は第20類であった。2003年12月24日、NIfCO（HK）LIMITEDは中国語名称「利富高（香港）有限公司」を追加した。1996年2月から1997年5月まで、利富高（香港）有限公司は北京、上海、浙江、深圳、南京等の顧客に対し「NIfCO」商標を付した大量のプラスチックバックル、ファスナー等を販売している。2003年8月28日までに、株式会社ニフコが中国大陸において有する顧客は90社に達しており、行政区画は北京、上海、江蘇、浙江、広東、福建、遼寧等の省及び深圳、球海経済特区にわたる。

2003年9月5日、株式会社ニフコは商標評審委員会に対し、商標取消紛争申立書を提出した。

2004年12月20日、旺利泰公司は株式会社ニフコの顧客に対し警告文を発送した。2005年8月16日、旺利泰公司は株式会社ニフコに対して最後通牒を出した。

商標評審委員会は2006年3月8日に第0528号裁定を下した。

北京市第一中級人民法院は以下のように認定した。紛争商標と先に登録が審査確認された株式会社ニフコの「NIfCO」商標とは字体、形態及び構造において全く差異がなく、完全に同一であり、関連公衆が両者を区別することは不可能であり、なおかつ紛争商標が使用を指定するベルト式バックル、鞄バックル等の商品と株式会社ニフコが「NIfCO」商標を使用するプラスチックバックル、ファスナー等の商品は一定の関連性があるため、容易に混同と誤認を生じさせる。また、旺利泰公司が紛争商標の登録出願を行うより以前に、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を付した製品は既に中国大陸において販売使用されており、その販売数及びその販売範囲から、株式会社ニフコの「NIfCO」商標は関連公衆の間で一定の影響力を有していたと認定でき、この販売範囲には紛争商標権利人の所在地も含まれている。紛争商標と株式会社ニフコの「NIfCO」商標が字体、形態及び構造上全く違いが見られないのは偶然の一致であるという旺利泰公司の理由は全く根拠のないもので

ある。紛争商標と株式会社ニフコの「NIfCO」商標が完全に同一であるため、旺利泰公司は株式会社ニフコの「NIfCO」商標を付した商品が中国大陸の市場に入ってから株式会社ニフコの商標形態をもって紛争商標標識として登録出願したものであると認定でき、その行為は、実質的には不正な手段によって他人が既に使用し一定の影響力を有する商標を剽窃、複製して抜け駆け登録したものであって、当該行為は信義誠実の原則に反し、公平な競争という市場秩序を損ない、商標法第 31 条にいう他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録する行為に該当するため、かかる行為は禁止されなければならない。このほか、紛争商標が登録された後、旺利泰公司は株式会社ニフコの「NIfCO」製品の顧客に警告文を送付する、権利侵害訴訟を提起する、また株式会社ニフコに高額な譲渡料及び賠償金を請求する等していることからも、旺利泰公司の紛争商標登録における主観的悪意を証明できる。

以上を総合し、北京市第一中級人民法院は「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条第 1 項の規定に基づき、第 0528 号裁定を維持する判決を下した。

旺利泰公司は一審判決を不服とし、本院に上訴を提起し、一審判決及び第 0528 号裁定の取消を請求した。その主要な上訴理由は以下のとおりである。

一　一審判決の事実認定は明確でなく、証拠が不足している。

1　類別を超えた商標使用の問題について。株式会社ニフコの「NIfCO」商標は第 20 類の別の類別に属さない工業用プラスチック製品（ピン、ボルト、ナット、リベット、ファスナー、締め具、ブラケット、ガスケット、ベルトバックルの商品）上に使用されており、旺利泰公司の「NIfCO」登録商標が使用を決定した第 26 類の服装バックル、洋服ボタン、ベルトバックル等の商品とは類似しない。株式会社ニフコが「NIfCO」商標をプラスチックベルトバックル、ファスナー、鞄バックル上に使用することは類別を超えた使用であり、旺利泰公司の「NIfCO」登録商標の専用権に対する権利侵害にあたる。

2　既存の権利の問題について。株式会社ニフコが第 26 類に登録した「NIfCO」商標の審査確認時期は 2004 年 8 月 16 日であり、株式会社ニフコが日本、香港特別行政区及び世界のその他の国で登録した「NIfCO」商標は、著名商標として認定されておらず、著名商標の特別保護を享受しないため、一審判決及び第 0528 号裁定が、この「NIfCO」商標が第 26 類商品上で既存の権利を享受すると認定したのは誤りである。

3　普及範囲の問題について。株式会社ニフコが第 26 類商品上に「NIfCO」商標を登録しかつ使用することは旺利泰公司の既存の権利及び商標専用権に対する権利侵害であり、なおかつ商標法第 31 条の規定に違反し、その「NIfCO」商標標識を付した商品の販売範囲は北京、上海、浙江、深圳、南京等を含むという証拠は、株式会社ニフコが、旺利泰公司が先行登録した「NIfCO」商標を類別及び地区を超えて使用したことを証明しており、旺利泰公司の商標専用権を侵害している。

4　主観的悪意の問題について。旺利泰公司は株式会社ニフコの権利侵害行為について、何度も株式会社ニフコと話し合いを行っており、これは法律の規定にも合致しており、第一審及び第0528号裁定がこれをもって旺利泰公司に主観的悪意があったと認定したのは誤りである。

二　一審判決の法律適用は誤りであり、手続は違法である。

旺利泰公司の「NIfCO」商標の登録の審査確認期日は1998年9月7日であり、1999年9月7日時点で既に満一年が経過しており、他方、株式会社ニフコは2003年9月5日に商標紛争の申立を提出した。本件は「商標評審規則」第59条第2項または「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」第6条の規定を適用すべきであり、改正前の商標法第27条第2項が規定する申立の提出期限を適用して処理すべきである。株式会社ニフコの申立は既に一年間の申立期限が過ぎているため、その申立は却下されるべきである。第0528号裁定が商標法第41条の規定を適用して紛争商標の評議審理申立を受理したのは誤りであり、一審判決が商標法第31条の規定に基づき、旺利泰公司が主観的悪意を有し、かつ不正な行為をもって、他者が既に使用しかつ一定の影響力を有する商標を抜け駆け的に登録したと認定したことは支持証拠が欠けている。一審判決が商標法第31条、行政訴訟法第54条第1号の規定に基づき第0528号裁定を維持するとしたことは法律適用の誤りにあたる。一審判決は期限の問題について積極的に審査することなく第0528号裁定を取り消したことは手続の違法にあたる。

商標評審委員会、株式会社ニフコは一審判決に異議を唱えなかった。

審理の結果、以下のことが明らかになった。株式会社ニフコは、中華人民共和国国家工商行政管理局商標局（以下「商標局」という）の審査確認を経て、1987年1月20日に「NIfCO」登録商標を獲得し、商標登録番号は第275152号であり、商品分類第20類の別の類別に属さない工業用プラスチック製品（ピン、ボルト、ナット、リベット、ファスナー、締め具、ブラケット、ガスケット、バックル、リング、ストラップ、フック）への使用が確定された。当該登録商標は既に期限延長がなされ、有効期限は2007年1月19日である。

旺利泰公司は1997年5月26日に「NIfCO」商標登録出願を行い、商標局は1998年9月7日にこれを審査確認し、商標登録証書番号は第1204572号であり、第26類商品（服装用ボタン、服装用ファスナー、バックル、ガーター用留め具、サスペンダー用留め具、ベルトクラスプ、靴用留め具、紳士服用ボタン、鞄用バックル）への使用が確定された。当該登録商標の字体、形態は株式会社ニフコの「NIfCO」登録商標と完全に一致する。

1986年11月14日、株式会社ニフコは香港においてSUSUPE LIMITEDを登録設立した。1987年7月10日、当該会社の名称をNIfCO（HK）LIMITEDと変更した。1988年6月28日、株式会社ニフコは香港特別行政区政府知的財産権署商標登録処が審査確認した「NIfCO」商標登録証書を獲得し、商標類別は第20類で、番号は1988第2038号であり、使用が決定された商品は・・・・・・プラス

チック製品である。1993 年 11 月 15 日から、株式会社ニフコは NIfCO（HK）LIMITED にその特許権、NIfCO 商標、技術機密等を使用し、香港においてプラスチック製の多機能バックル、部品、ベルトバックル及び開閉パーツ等の製品を製造、販売することを許諾した。1996 年 2 月から 1997 年 5 月まで、NIfCO（HK）LIMITED は北京、上海、浙江、深圳、南京等の顧客に対して「NIfCO」商標の付されたプラスチックベルトバックル、ファスナー等を大量に販売した。2003 年 8 月 28 日までに、株式会社ニフコが中国大陸において有する顧客は 90 社に達し、行政区画は北京、上海、江蘇、浙江、広東、福建、遼寧等の省及び深圳、珠海経済特区にわたっている。2003 年 12 月 24 日、NIfCO（HK）LIMITED は中国語名称「利富高（香港）有限公司」を追加した。

2003 年 9 月 5 日、株式会社ニフコは商標評審委員会に対し、商標取消紛争申立書を提出した。

2004 年 12 月 20 日、旺利泰公司は「NIfCO」商標について株式会社ニフコの顧客に対して警告文を送付した。2005 年 8 月 16 日、旺利泰公司は株式会社ニフコに対し最後通牒を出し、同通知のなかの民事訴訟に関する部分に関し、次のとおり述べた。「‥‥‥もし当社が勝訴した場合、こちらは 2000 万香港ドルを下らない経済的損失、訴訟費用、精神的負担等の賠償を求めるでしょう。」このほか、同通知には、株式会社ニフコに対して「NIfCO」商標及び「TIFCO」商標の譲渡料 500 万香港ドルを請求する旨の記述もあった。

2006 年 3 月 8 日、商標評審委員会は第 0528 号裁定を下した。当該裁定は以下のとおり認定した。

1 株式会社ニフコがバックル、ファスナー、プラスチック製品等の商品上に使用した「NIfCO」商標は、その中のアルファベット「f」が N、I、C、O の 4 つのアルファベットと字体、大文字と小文字、色彩及びサイズ比率等の面において異なっており、当該アルファベットの組合せに表現形式において一定の特徴を持たせている。しかし、当該商標はよく見かける字体のアルファベットを組合せて構成されているだけであり、これを著作権法における美術著作物であると認定するまでには至らない。従って、当該標識は著作権法上の保護を受けられるべきだという株式会社ニフコの主張は、理由が成立しない。

2 まず、株式会社ニフコの証拠は、紛争商標の登録出願前、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を表示した製品が既に中国大陸において販売使用されていたことを証明でき、その販売金額及び販売範囲から、当該商標が既に関連する公衆の中で一定の影響力を形成していたと認定できる。次に、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を表示した製品の販売範囲は旺利泰公司の所在地を含んでおり、紛争商標が使用を指定したバックル、かばんのバックル等の商品と、株式会社ニフコが「NIfCO」商標を使用するプラスチックバックル、ファスナー等の商品とは、機能、用途、消費対象等の面において密接な関係がある。さらに、紛争商標は株式会社ニフコの「NIfCO」商標と完全に同一であり、旺利泰公司がその「NIfCO」製品の包装袋を提供し、紛争商標の独創性を証明しようとしたとしても、当該包装袋の「NIfCO」標識の表現形式の特徴は紛争商標と同一ではなく、しかも当該包装袋だけでは包装袋にある当該標識が旺利泰公司により独自に創作されたことを直接証明できず、また包装袋そのものの印刷製造時期も証明できず、袋の当該標識の印刷時期を推定することもできない。従って、当該証拠によって旺利泰公司のいう

紛争商標が株式会社ニフコの「NIfCO」商標と同一であることは全くの偶然であるという答弁理由を証明することはできない。 以上の理由を総合すると、旺利泰公司は同業者として「NIfCO」商標が他人が所有しかつ一定の影響力を有するものであることを知っていたはずであると推定でき、紛争商標は株式会社ニフコの「NIfCO」商標の剽窃・複製に該当するといえる。紛争商標の登録後、旺利泰公司は、何度も株式会社ニフコに高額の譲渡料及び賠償金等を要求し、かつ株式会社ニフコの「NIfCO」製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により、株式会社ニフコの商品が市場に流通することを阻止しようと企み、株式会社ニフコ及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を及ぼした。これらの行為も旺利泰公司の商標登録に悪意があったことを証明できる。

商標評審委員会は、旺利泰公司の紛争商標を登録した主観的意図、市場行為及び株式会社ニフコにもたらした損害の結果を総合し、旺利泰公司は「NIfCO」商標が既に他人により使用されかつ一定の影響力を持っていることを明らかに知っていたまたは知っていたはずでありながら、依然として剽窃、複製の方式により紛争商標を出願登録したと認定し、かかる旺利泰公司の行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、公平競争の市場秩序を損ね、「商標法」第 31 条にいう「不正な手段により他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録する」状況に該当すると認定した。

以上の事実に基づき、商標評審委員会は、商標法第 31 条、第 41 条第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、旺利泰公司が第 26 類バックル等の商品上に登録した第 1204572 号「NIfCO」商標を取り消す旨の裁定を下した。

上記の事実については、第 0528 号裁定書、紛争商標の商標登録証、株式会社ニフコの「NIfCO」商標の商標登録証、株式会社ニフコが香港において登録設立した NIFCO（HK）LIMITED のファイル、授権契約、NIFCO（HK）LIMITED と中国大陸の顧客との発注書、パッキングリスト、インボイス、旺利泰公司が株式会社ニフコの顧客に送付した警告文及び株式会社ニフコに対して送付した最後通牒等の証拠並びに当事者の陳述が、事件の証左となる。

本院は以下のように認定する。商標法第 31 条は、「商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならず、また、他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。」と規定している。本件の調査で明らかになった事実から、株式会社ニフコは 1987 年 1 月に第 20 類商品上に「NIfCO」商標を登録し、1996 年からプラスチックバックル、ファスナー等の商品上に「NIfCO」商標を使用し始めたことが確認できる。プラスチックバックル、ファスナー等の商品の販売範囲は北京、南京、深圳等の地区にわたり、関連公衆の間で既に一定の影響力が形成されていたといえる。紛争商標と株式会社ニフコが先行使用しかつ一定の影響力を有する「NIfCO」商標は、その字体、形態及び構造が同一であり、関連公衆が両者を区別するのは難しく、かつ紛争商標が使用を指定するベルトバックル、鞄バックル等の商品と株式会社ニフコが「NIfCO」商標を使用するプラスチックバックル、ファスナー等の商品は類似しており、容

易に混乱と誤認を生じさせる。よって、株式会社ニフコの「NIfCO」商標を付した商標が中国大陸市場に入った後、旺利泰公司が株式会社ニフコの「NIfCO」商標の形態をもって紛争商標の標識として登録出願したとし、かかる行為は不正な手段により他者が既に使用しなおかつ一定の影響力を有する商標を抜け駆け的に登録した行為に該当し、誠実信用の原則に反し、公平な競争という市場秩序を損ない、商標法第 31 条にいう「他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆け登録する行為」にあたると認定した一審判決は正確である。このほか、一審判決では、紛争商標の登録後において、旺利泰公司が株式会社ニフコの「NIfCO」製品の顧客に警告文を送付する、権利侵害訴訟を提起する、また第三者に高額な譲渡料及び賠償金を請求する等していることからも、旺利泰公司の紛争商標登録における主観的悪意を証明できると認定している。よって、一審判決の事実認定に誤りがあるとの旺利泰公司の上訴請求には事実及び法的根拠がなく、本院はこれを認めない。

「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」第 6 条は、「当事者は、商標法改正決定の施行時において既に満 1 年が経過している登録商標について紛争が発生した場合、商標評審委員会の裁定を不服として人民法院に訴訟を提起したときは、改正前の商標法第 27 条第 2 項に規定する申立提出期限を適用して処理する。」と規定する。改正前の商標法第 27 条第 1 項は、「商標法第 8 条の規定に違反した場合、または詐欺もしくはその他不正な手段をもって登録を得た場合は、商標局は当該登録商標を取り消し、その他単位または個人は商標評審委員会に対して当該登録商標の取消裁定を請求することができる。」と規定している。第 2 項は、「前項に規定する場合を除き、既に登録された商標につき紛争がある場合は、当該商標の登録の審査確認の日より 1 年以内に、商標評審委員会に対し裁定を申し立てることができる。」と規定している。「中華人民共和国立法法」第 84 条に定める「法律不遡及」の精神に照らし、上記の法律規定及び司法解釈を検討すると、「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」第 6 条は改正前の商標法第 27 条第 2 項に定める状況に適用されるのであり、商標法第 27 条第 1 項に定める「商標法第 8 条の規定に違反した場合、または詐欺もしくはその他不正な手段をもって登録を得た場合」には適用されない。改正前の商標法実施細則第 25 条は、詐欺手段またはその他不正な手段をもって登録を得る状況について定めており、これには信義誠実の原則に違反し、複製、模倣、翻訳等の方式によって既に公衆に熟知されている商標を登録する場合も含まれる。本件において、旺利泰公司が不正な手段をもって株式会社ニフコが既に使用しかつ一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録した行為は、改正前商標法第 27 条第 1 項に規定する状況に該当し、「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」第 6 条に規定する状況には該当せず、1 年間の期限制限を受けないため、商標評審委員会が当該取消申立を受理したこと及び一審法院が審理を行ったことはいずれも法律規定に違反するものではない。よって、旺利泰公司のいう、本件には「商標評審規則」第 59 条第 2 項または「最高人民法院による商標事件審理における管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈」第 6 条の規定、修正前の商標法第 27 条第 2 項に規定する申立提出の期限を適用して処理すべきで、株式会社ニフコの申立は却下されるべきであり、

一審判決の手続及び法律適用はいずれも誤りであるとの上訴理由は成立せず、本院はこれを認めない。

以上のとおり、一審判決の事実認定は明確であり、適用法律は正確であるから、これを維持すべきである。旺利泰公司の上訴理由は成立せず、本院はその上訴請求を認めない。「中華人民共和国行政訴訟法」第 61 条 1 号の規定に基づき、以下のとおり判決を下す。

上訴を棄却し、一審判決を維持する。

一審、二審の事件受理費各 1,000 人民元は、いずれも深圳市旺利泰実業有限公司の負担とする（いずれも既に納付済み）。

本判決をもって終審判決とする。

裁　判　長　張　冰

代理裁判官　李燕蓉

代理裁判官　焦　彦

2007 年 3 月 6 日

（北京市高級人民法院の印）

本文は原本と相違なし

書　記　官　　遅雅娜

(2)「TIfCO」

ア　商標評審委員会の裁定

国家工商行政管理総局商標評審委員会

第 1208577 号「TIfCO」商標紛争に関する裁定書

商評字（2006）第 1359 号

申立人　　：日本　株式会社ニフコ

住所　　：日本

委託代理人　　：北京再言商標代理有限公司

被申立人　　：深圳市旺利泰実業有限公司

住所　　：広東省深圳市羅湖区愛国西路布心南路東楽花園群鏘楼 68 棟 6A

委託代理人　　：東莞市隆天連邦知識産権代理有限公司

申立人は、2003 年 9 月 8 日、被申立人が第 26 類服飾用ボタン等を指定商品として登録した第 1208577 号「TIfCO」商標（以下「紛争商標」という）に対して登録取消の申立を提出した。当委員会は法に従いこれを受理し、かつ申立書の副本を被申立人に送付した。被申立人は当委員会の定める期間内に答弁を行った。当委員会は、「商標評審規則」第 24 条の規定に基づき、合議廷を設置して法に従い審理を行い、現在、審理は既に終了した。

申立人はまた被申立人の第 1204572 号「NIfCO」商標に対しても登録取消の申立を提出した。当委員会は、法に従いこれを受理したうえで、両事件の申立人及び被申立人が同一であり、また主要理由及び証拠が密接に関連していることを勘案し、申立人の請求に応じて、両事件に対して併合審理を行った。

申立人の主要理由は、申立人は「TIfCO」について著作権を享有し、中国において先に使用しており、かつ関連する公衆の間で極めて高い知名度を有しており、被申立人の紛争商標登録は完全に主観的な悪意によるもので、高額譲渡を目的とするものであるため、これを制止すべきであるというものである。

一　申立人は「TIfCO」商標の独特なデザインに対して著作権を享有する

「TIfCO」は、申立人が 1983 年に台湾に投資設立した台湾扣具工業股份有限公司（以下「台扣公司」という）の英語名称 TaiWan Industrial Fastener Corp. の頭文字を組合せてデザインしたものであり、独創性を有するアルファベトの組合せである。申立人は、その主要業務すなわちバックル及びファ

スナー製品の生産販売を強調するため、わざと商標の中のアルファベット「f」について他の4つのアルファベットと異なる装飾字体を選択し、かつ小文字の形で拡大して目立たせるデザインにし、当該作品に著作権法に要求される独創性及び芸術性を持たせた。当該標識は、台扣公司の設立と同時に会社の英語の商号及び商標として正式に確定され、これまで会社が毎年出版している「会社紹介」及び「製品カタログ」には全て掲載され、使用されている。申立人の「TIfCO」標識は文字著作物及び美術著作物とみなされるべきであり、著作権の保護を受けるべきである。

二　「TIfCO」は申立人の関連企業の屋号であり、申立人が商号権を享有する

申立人は、バックル製品を専門に生産する国際的な日本企業であり、その前身である日本工業ファスナー株式会社（Nihon Industrial Fastener Corp.）の英語名称の頭文字をとった「NIfCO」を屋号としている。申立人は、日本各地に多くの支店及び生産拠点を設立しているほか、アメリカ、スペイン、韓国等の国々並びに台湾、香港及び中国大陸では上海と東莞に独資会社及び合弁会社を設立しており、これらの会社のほとんどが「NIfCO」を会社の商号または製品商標として使用している。このうち、台扣公司はさらにその所在地域の英語の頭文字「T」と「IfCO」を組合せた「TIfCO」を企業の屋号として登録し、これにより地域の特色を有しつつ、製品の性質及び出所も表せるようにし、「TIfCO」と「NIfCO」標識を共同で使用している。

三　紛争商標が登録出願される前に、申立人の「TIfCO」商標は既に中国を含む関連地域において使用され、一定の知名度を有していた

1984年4月16日には、申立人の「TIfCO」商標は既に台湾において登録され（登録番号は242524）、かばんのバックル、ファスナー等の商品に使用することが決定されていた。

1983年以降、「TIfCO」標識を表示した製品は、国際的な影響力を有する各種専門または総合業種の展覧会にしばしば出展している。例えば、1989年度「国際靴類皮革展」、1990年度「国際靴製作機及び材料展」、1991年「国際ゴム・プラスチック展」、1992年度「国際スポーツ用品展」、1993年「台北国際ゴム・プラスチック展」、1995年度「コンピュータ展」等がある。「TIfCO」ブランドを普及させるため、申立人はさらに1987年から連続してアジアの人気雑誌に大量の広告及び権利保護声明を掲載した。

1994年10月31日、申立人は「TIfCO」標識が刻印されたリュックサック用バックルを申立人が香港に設立した全額出資子会社である香港利富高公司（NIFCO（HK）LTD.）から日本の貿易会社トーメンを経由して浙江省糧油食品進出口公司嘉興分公司に販売し、リュックサック製品に使用した。その後今日に至るまで、「TIfCO」のバックルは多くの有名なかばんメーカーによってそのリュックサック等の製品に使用されており、関連する公衆の間で非常に高い知名度を有している。

四　被申立人の紛争商標登録には明らかに悪意がある

紛争商標と申立人の「TIfCO」商標とは、アルファベットの選択、配列はもちろん、さらに真ん

中の最も特色のある「f」までもが完全に一致しており、紛争商標が使用指定した服飾用ボタン等の商品と申立人の商標が使用されるバックル等の商品とは、機能用途、原料、消費対象及び販売ルート等いずれの面においても非常に類似しており、両商標は極めて容易に消費者に商品の出所に対して混同を生じさせてしまう。被申立人は、「TIfCO」と申立人のもう 1 つのブランド「NIfCO」を登録したほか、さらにバックル業界の別の 2 件の著名商標「DURAFLEX」「ITWNEXUS」をも登録し、しかも被申立人は、字体から全体のデザインに至るまで全く同じにそっくりそのまま当該 4 件の商標を剽窃した。被申立人が同業種内の異なる所有者に属する独創性を有する 4 件の著名商標を同時に登録したことが決して偶然の一致ではないことは明らかである。

2004 年 11 月 16 日、被申立人は申立人に宛てた弁護士レターにおいて「TIfCO」及び「NIfCO」商標について少なくとも 1800 万香港ドル（約 230 万米ドル）の譲渡料を請求し、申立人がこれを拒否したところ、さらに 2004 年 12 月 1 日に最後通牒の形で、高額で紛争証商標を譲り受けない場合は、紛争商標をさらに高額でその他の第三者に譲渡すると申立人を脅迫した。

2005 年 5 月、被申立人はさらに商標の権利侵害を理由として申立人及び耐克（蘇州）体育用品有限公司等の申立人の主要な顧客を深圳市中級人民法院に訴え、申立人の応訴期間中に、被申立人はさらに 2005 年 8 月 16 日及び 8 月 23 日の 2 回にわたり法廷外で積極的に紛争商標の譲渡価格を協議するよう書簡を送り付け、申立人がこれを拒否すると、被申立人は 2005 年 9 月 8 日、訴えの取下げを申し立てた。このことから、被申立人の真の意図は、法的手続により紛争を解決することにあるのではなく、訴訟を提起することにより申立人に圧力をかけ、高額の譲渡料を請求する目的を果たそうとしたことにあるとわかる。

被申立人は申立人にその高額譲渡の要求を強引に承諾させるため、2004 年からたて続けに多くの地方工商局に対し申立人の多数の顧客を訴えだし、申立人及びその顧客の正常な商業経営を著しく混乱させ、申立人及びその顧客に重大な損失をもたらした。

以上の事実に基づき、紛争商標の登録取消を請求する。

申立人が当委員会に提出した証拠は、主に次のものを含む。

1 台湾工業扣件有限公司の簡単な紹介及びその設立登記証明資料

2 台扣公司の 1988 年 1 月発行の宣伝用パンフレット、「TIfCO」を著作物とすることの記録が記載されている。

3 申立人の台湾での「TIfCO」商標登録証及び商標登録簿

4 「TIfCO」標識の表示された製品が 1989 ı 1995 年にかけて多くの国際的な専門または総合業種の展覧会に出展した際の写真のコピー

5 申立人の「TIfCO」標識に関して掲載した広告の一部及び権利保護声明

6 申立人の「TIfCO」標識の表示されたリュックサック用バックル、1994 年 10 月 31 日、香港利富高公司（NIFCO（HK）LTD.）から日本のトーメンを経由して浙江省糧油食品進出口公司嘉興分公司に販売した際の送り状、インボイス、パッキングリスト、運送証券、ファクシミリ及びこれらの中国語訳、バックル製品の実物及び写真のコピー

7　台扣公司の「TIfCO」製品カタログ

8　被申立人が抜け駆け登録した 4 件の商標の商標公告資料

9　被申立人が何度も申立人に譲渡料を請求した弁護士レター、「最後通牒」等の書状、被申立人が申立人の顧客に発送した警告文

10　被申立人が深圳市中級人民法院に提出した訴状、深圳市中級人民法院が申立人に発行した訴訟文書及び被申立人の訴え取下げを認めた裁定書

11　深圳市工商行政管理局福田分局が発行した財産差押通知書

被申立人の答弁は、次のとおりである。

一　申立人は「TIfCO」の組合せに対して既存の権利を有さず、著作権を享有しない。「TIfCO」の 5 つのアルファベットの字体は一般的に常用されている印刷字体であり、独創性を有しておらず、申立人は著作権を享有しない。

二　被申立人が紛争商標を登録したことは正当な商業行為である。

紛争商標の発想の由来は「Today’s In Fashion Co.」すなわち「今日潮流服飾公司」の英語の頭文字をとったもので、申立人の会社の英語名称の略と同一なのは全くの偶然の一致である。紛争商標の登録出願前において、申立人は中国大陸において「TIfCO」商標を第 26 類商品に使用、登録しまたは宣伝したことはなく、ただ台湾地区において登録しただけである。従って被申立人が自らデザインした紛争商標を登録し、かつ関連商品に連続して使用することに、いわゆる抜け駆け登録及び不正行為は存在しない。

被申立人は紛争商標を登録した後、積極的に申立人と連絡をとってはいない。むしろ申立人のほうから積極的に被申立人と譲渡要求の協議を求めてきたのだが、被申立人は価格が適正ではないとしてこれを受け入れなかった。

以上、紛争商標の登録を維持するよう請求する。

被申立人は、当委員会に対し「TIfCO」製品の包装袋等の証拠を提出した。

以上の双方当事者の陳述、証拠資料及び証拠に対する質疑の意見、関連する商標データファイルに基づき、また「NIfCO」事件との併合審理により、当委員会は、以下の事実を明らかにした。

1　紛争商標第 1208577 号「TIfCO」商標は、被申立人が 1997 年 6 月 5 日に登録出願を行い、1998 年 9 月 21 日に登録され、第 26 類バックル、服飾用ボタン等の商品に使用することが決定された。

2　申立人の証拠 3 は、次のことを証明できる。申立人の「TIfCO」商標は台湾において最初に 1984 年 4 月 16 日に登録認可され、その登録番号は 242524 であり、かばんのバックル、ファスナー等の商品に使用することが決定され、1994 年 3 月 5 日から 1998 年 8 月 23 日まで、台

湾扣具工業股份有限公司が使用することが許可された。

3　申立人の「TIfCO」商標の紛争商標登録出願前における使用状況について、申立人は証拠4～7を提供した。このうち証拠4は、台扣公司が1988ı1995年の間に専門または総合業種の展覧会に何度も出展した際の写真のコピーであるが、出展地は全て台湾地区である。証拠5は申立人が1987年に掲載した一部の雑誌広告及び権利保護の声明を含んでいるが、申立人はこれらの雑誌が大陸で発行されていることの関連証拠を提出していないため、上記証拠によってその「TIfCO」標識の大陸における使用状況を証明することはできず、また大陸の関連する公衆が適切な経路により関連の展覧会または広告の情報を知ることにより当該標識を知っていたことを証明することもできない。証拠6は香港利富高公司が1994年10月31日に「TIfCO」標識の表示された製品を販売したことの関連証拠である。香港利富高公司は申立人が香港に設立した全額出資による子会社であり、販売される製品には、型番L25S、金型番号X045-TW-X-XXX-02のプラスチックバックル20,600セットが含まれている。当該証拠について、被申立人は証拠に対する質疑の意見を提出し、香港利富高公司が販売するのはその本社の製品であるのだから、商標は「NIfCO」であり、「TIfCO」であるはずはないと主張した。調査の結果、上記金型番号の「TW」は台扣公司の「TIfCO」バックルを表しており、当該型番のバックル製品の実物には明らかに金型で刻印された「TIfCO」標識があり、同時に申立人の証拠7の台扣公司の「TIfCO」製品カタログにも当該型番のバックルが掲載されている。上記の状況は、申立人の「TIfCO」商標が台湾で登録され及び使用を許可されている状況と一致する。従って、申立人の証拠3、6、7を総合すると、紛争商標の登録出願前に、申立人の関連企業の「TIfCO」標識を表示した製品が既に中国大陸で販売、使用されていたことを説明できる。

4　申立人、被申立人の間における商標譲渡紛争の状況について、被申立人はその理由を支持する証拠を提供していないが、申立人は証拠9ı11を提供した。当該証拠は、被申立人が何度も「TIfCO」及び「NIfCO」標識について申立人に高額の譲渡料及び賠償金を請求し、かつ申立人の製品の顧客に警告文を発送し、申立人の商品が市場に流通することを阻止しようと企み、同時に権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式によって申立人及びその顧客の商業経営を正常に行えなくさせたことを証明できる。

以上の調査により判明した事実に基づき、当委員会は、本件の争点は以下の点にあると考える。①申立人は「TIfCO」標識に対して既存の著作権を享有するか、②被申立人の紛争商標の出願は、申立人の商号権を侵害するか、③被申立人の紛争商標の出願は「TIfCO」商標が他人の所有するものであることを明らかに知りまたは知り得べきでありながら不正な手段によって登録を取得したものであるか。

問題①について、申立人の「TIfCO」標識のアルファベット「f」を小文字表記で少し字体を大きくし、その他の4つのアルファベットを大文字表記でやや小さくしている当該文字の組合せは、表現形式において一定の特徴を有するが、当該標識はよくある字体のアルファベットを組合せて構成

されているだけであり、これを著作権法における美術著作物、すなわち線、色彩またはその他の方式により構成される審美的な平面または立体の造型美術著作物であると認定するまでには至らない。従って申立人の「TIfCO」標識は著作権を享有するという主張については、これを認めない。

問題②について、 申立人の証拠は「TIfCO」標識が台湾に投資設立した台湾工業扣件有限公司（Taiwan Industrial Fastener Corp.）の英語の頭文字をとったものであることを証明するが、当該アルファベットの省略は台湾工業扣件有限公司の商号権を構成しない。また、申立人と台扣公司はそれぞれ 2 つの異なる独立した主体であり、申立人が台扣公司の商号権を享有するとは認定できない。このほか、申立人の提供した証拠は、「TIfCO」標識が既に中国の関連する公衆の間で使用されていたことにより一定の知名度を有していたと証明するには不十分であり、従って紛争商標がその商号権を損害したという申立人の主張は事実的根拠が欠けている。

問題③について、紛争商標の登録出願前、申立人の関連企業の「TIfCO」標識を表示した製品は既に中国大陸で販売、使用されており、そのプラスチックバックル等の商品は紛争商標が使用を指定したバックル、かばんのバックル等の商品と機能、用途、消費対象等の面において密接な関係がある。紛争商標は申立人の「TIfCO」標識と完全に一致しており、被申立人がその「TIfCO」製品の包装袋を提供し、紛争商標の独創性を証明しようとしたとしても、当該包装袋の「TIfCO」標識の表現形式は紛争商標と同一ではなく、しかも当該包装袋の印刷時期を証明する証拠もない。従って、当該証拠のみによって被申立人のいう紛争商標が申立人の「TIfCO」商標と同一であることは全くの偶然の一致であるという答弁理由を証明することはできない。

また、「NIfCO」事件と併合審理を行ったことにより、被申立人は「TIfCO」商標の出願登録を行うと同時にさらに「NIfCO」商標の登録出願を行っており、また当該商標は申立人の「NIfCO」商標と字体の書式、色彩及び大きさの比率等の表現上の特徴が全く同一であること、そして被申立人が上記 2 つの商標を出願登録する前、申立人の「NIfCO」商標は既に使用され、関連する公衆の間で一定の影響力を持っていたことがわかった。被申立人は 2 つの紛争商標を出願登録した後、「TIfCO」及び「NIfCO」標識について何度も申立人に高額の譲渡料及び賠償金等の要求をし、かつ申立人の製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により、申立人の商品が市場に流通することを阻止しようと企み、申立人及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を及ぼした。以上の被申立人の紛争商標を登録した状況、その市場行為及び申立人にもたらした損害の結果を総合すると、被申立人は同業者として「TIfCO」商標が他人の所有であることを知っていたはずでありながら、依然として不正競争及び違法利益の獲得を目的として、剽窃、複製の方式により紛争商標を出願登録したと推測でき、その悪意の登録行為は信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、「商標法」第 41 条第 1 項にいう「不正な手段により登録を得ていた」状況に該当する。

「中華人民共和国商標法」第 41 条第 1 項及び第 43 条の規定に基づき、当委員会は次のとおり決定する。

被申立人が第 26 類服飾用ボタン等の商品において登録した第 1208577 号「TIfCO」商標を取り消す。

当事者は、本裁定に不服のある場合、当該裁定書を受領した日から 30 日以内に北京市第一中級人民法院に申し立てることができ、かつ「商標評審規則」第 35 条第 1 項の規定に従い、人民法院に対して訴状を提出すると同時に、または訴状提出から遅くとも 15 日以内に当該訴状の副本を当委員会に送付するか、または別途書面により当委員会に通知するものとする。

合議廷構成員：段暁梅

喬燁宏

郭京平

2006 年 5 月 11 日

【国家工商行政管理総局商標評審委員会の印】

写し送付先：国家工商行政管理総局商標局

イ　北京市第一中級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市第一中級人民法院
行政判決書

（2006）一中行初字第 771 号

原告　：深圳市旺利泰実業有限公司、
住所　：中華人民共和国広東省深圳市羅湖区愛国西路布心南路東楽花園群鏘楼 68 棟 6A
法定代表者　：黄　蓉　総経理
委託代理人　：符立新　東莞市隆天連邦知識産権代理有限公司総経理
委託代理人　：雷志剛　北京隆天国際知識産権代理有限公司法律部職員

被告　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　：中華人民共和国北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　：侯　林　主任
委託代理人　：段暁梅　女　中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部
委託代理人　：劉国棟　男　中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部

第三者　：株式会社ニフコ
住所　：日本国神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 184 番地 1
法定代表者　：渡辺隆治　代表取締役
委託代理人　：賈　軍　中諮律師事務所律師
委託代理人　：陳学民　中諮律師事務所律師

原告深圳市旺利泰実業有限公司は、商標紛争行政決定事件を原因とする被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会の商評字 [2006] 第 1359 号「第 1208577 号『TIfCO』商標紛争裁定」（以下「紛争裁定」という）を不服とし、2006 年 6 月 15 日に本院に対して行政訴訟を提起した。本院は受理後、法に基づき合議庭を組成し、2006 年 9 月 14 日及び 26 日に公開開廷にて本件の審理を行った。原告の委託代理人符立新及び雷志剛、被告の委託代理人段暁梅、劉国棟、第三者の委託代理人賈軍、陳学民が公判に参加し、本件は既に結審した。

2006 年 5 月 11 日、被告は第三者が提出した登録取消の申立に対して紛争裁定を下した。その主な内容は以下のとおりである。

第三者は、2003年5月11日に原告が第26類服飾バックル等の商品上に登録した第1208577「TIfCO」商標（以下、「紛争商標」という）に対し、登録取消の申立を提起した。被告は法に基づいて受理した後、合議廷を組成し、法に基づき審理を行い、既に結審した。

第三者は同時に原告の第1204572号「NIfCO」商標に対しても登録取消の申立を提起した。被告は、法に基づいてこれを受理し、両事件の第三者及び原告が共通であり、主な理由及び証拠等が密接な関係にあることに鑑み、第三者の請求に応じて、両事件を合併審理することとした。

第三者が被告に提出した証拠は主に以下のとおりである。

1　台湾工業扣件有限公司（以下「台扣公司」という）の簡単な紹介及びその設立登記証明資料

2　台扣公司の1988年1月発行の宣伝用パンフレット、「TIfCO」を著作物とすることの記録が記載されている。

3　第三者の中華人民共和国台湾省（以下「台湾省」という）における「TIfCO」商標登録証及び商標登録簿

4　「TIfCO」標識の表示された製品が1989～1995年にかけて多くの国際的な専門または総合業種の展覧会に出展した際の写真のコピー

5　第三者の「TIfCO」標識に関して掲載した広告の一部及び権利保護声明

6　第三者の「TIfCO」標識の表示されたリュックサック用バックル、1994年10月31日、中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港」という）利富高公司（NIFCO（HK）LTD.）から日本のトーメンを経由して中華人民共和国浙江省糧油食品進出口公司嘉興分公司に販売した際の送り状、インボイス、パッキングリスト、運送証券、ファクシミリ及びこれらの中国語訳、バックル製品の実物及び写真のコピー

7　台扣公司の「TIfCO」製品カタログ

8　原告が抜け駆け登録した4件の商標の商標公告資料

9　原告が何度も第三者に譲渡料を請求した弁護士レター、「最後通牒」等の書状、原告が第三者の顧客に発送した警告文

10　原告が中華人民共和国広東省深圳市中級人民法院に提出した訴状、中華人民共和国広東省深圳市中級人民法院が第三者に発行した訴訟文書及び原告の訴え取下げを認めた裁定書

11　中華人民共和国広東省深圳市工商行政管理局福田分局が発行した財産差押通知書

原告は被告に対し「TIfCO」製品の包装袋等の証拠を提出した。

登録取消申立の当事者（すなわち原告及び第三者）の陳述、証拠資料及び証拠に対する質疑意見、関連の商標登ファイルに基づき、「NIfCO」事件との合併審理を経て、被告は以下の事実を明らかにした。

1　紛争商標第1208577号「TIfCO」商標は、原告が1997年6月5日に登録出願を行い、1998年9月21日に登録され、第26類バックル、服飾用ボタン等の商品に使用することが決定された。

2　第三者の証拠 3 は、次のことを証明できる。第三者の「TIfCO」商標は台湾において最初に 1984 年 4 月 16 日に登録認可され、その登録番号は 242524 であり、かばんのバックル、ファスナー等の商品に使用することが決定され、1994 年 3 月 5 日から 1998 年 8 月 23 日まで、台扣公司が使用することが許可された。

3　第三者の「TIfCO」商標の紛争商標登録出願前における使用状況について、第三者は証拠 4 ～ 7 を提供した。このうち証拠 4 は、台扣公司が 1988 ı 1995 年の間に専門または総合業種の展覧会に何度も出展した際の写真のコピーであるが、出展地は全て台湾地区である。証拠 5 は第三者が 1987 年に掲載した一部の雑誌広告及び権利保護の声明を含んでいるが、第三者はこれらの雑誌が大陸で発行されていることの関連証拠を提出していないため、上記証拠はその「TIfCO」標識の大陸における使用状況を証明することはできず、また大陸の関連する公衆が適切な経路により関連の展覧会または広告の情報を知ることにより当該標識を知っていたことを証明することもできない。証拠 6 は香港利富高公司が 1994 年 10 月 31 日に「TIfCO」標識の表示された製品を販売したことの関連証拠である。香港利富高公司は第三者が香港に設立した全額出資による子会社であり、販売される製品には、型番 L25S、金型番号 X045-TW-X-XXX-02 のプラスチックバックル 20,600 セットが含まれている。当該証拠について、原告は証拠に対する質疑の意見を提出し、香港利富高公司が販売するのはその本社の製品であるのだから、商標は「NIfCO」であり、「TIfCO」であるはずはないと主張した。調査の結果、上記金型番号の「TW」は台扣公司の「TIfCO」バックルを表しており、当該型番のバックル製品の実物には明らかに金型で刻印された「TIfCO」標識があり、同時に第三者の証拠 7 の台扣公司の「TIfCO」製品カタログにも当該型番のバックルが掲載されている。上記の状況は、第三者の「TIfCO」商標が台湾で登録され及び使用を許可されている状況と一致する。従って、第三者の証拠 3、6、7 を総合すると、紛争商標の登録出願前に、第三者の関連企業が「TIfCO」標識を表示した製品を既に中国大陸で販売、使用していたことを説明できる。

4　第三者、原告の間における商標譲渡紛争の状況について。原告はその理由を支持する証拠を提供していないが、第三者は証拠 9 ı 11 を提供した。当該証拠は、原告が何度も「TIfCO」及び「NIfCO」標識について第三者に高額の譲渡料及び賠償金を請求し、かつ第三者の製品の顧客に警告文を発送し、第三者の商品が市場に流通することを阻止しようと企み、同時に権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式によって第三者及びその顧客の商業経営を正常に行えなくさせたことを証明できる。

以上の調査により判明した事実に基づき、被告は、本件の争点は以下の点にあると考えた。①第三者は「TIfCO」標識に対して既存の著作権を享有するか、②原告の紛争商標の出願は、第三者の商号権を侵害するか、③原告の紛争商標の出願は「TIfCO」商標が他人の所有するものであることを明らかに知りまたは知り得べきでありながら不正な手段によって登録を取得したものであるか。

問題①について、第三者の「TIfCO」標識のアルファベット「f」を小文字表記で少し字体を大き

くし、その他の 4 つのアルファベットを大文字表記でやや小さくしている当該文字の組合せは、表現形式において一定の特徴を有するが、当該標識はよくある字体のアルファベットを組合せて構成されているだけであり、これを著作権法における美術著作物、すなわち線、色彩またはその他の方式により構成される審美的な平面または立体の造型美術著作物であると認定するまでには至らない。従って第三者の「TIfCO」標識は著作権を享有するという主張について、これを認めない。

問題②について、第三者の証拠は「TIfCO」標識が台湾省に投資設立した台扣公司（Taiwan Industrial Fastener Corp.）の英語の頭文字をとったものであることを証明するが、当該アルファベットの省略は台扣公司の商号権を構成しない。また、第三者と台扣公司はそれぞれ 2 つの異なる独立した主体であり、第三者が台扣公司の商号権を享有するとは認定できない。このほか、第三者の提供した証拠は、「TIfCO」標識が既に中国の関連する公衆の間で使用されていたことにより一定の知名度を有していたと証明するには不十分であり、従って紛争商標がその商号権を損害したという第三者の主張は事実的根拠が欠けている。

問題③について、紛争商標の登録出願前、第三者の関連企業の「TIfCO」標識を表示した製品は既に中国大陸で販売、使用されており、そのプラスチックバックル等の商品は紛争商標が使用を指定したバックル、かばんのバックル等の商品と機能、用途、消費対象等の面において密接な関係がある。紛争商標は第三者の「TIfCO」標識と完全に一致しており、原告がその「TIfCO」製品の包装袋を提供し、紛争商標の独創性を証明しようとしたとしても、当該包装袋の「TIfCO」標識の表現形式は紛争商標と同一ではなく、しかも当該包装袋の印刷時期を証明する証拠はない。従って、当該証拠のみによって原告のいう紛争商標が第三者の「TIfCO」商標と同一であることは全くの偶然の一致であるという答弁理由を証明することはできない。

また、「NIfCO」事件と併合審理を行ったことにより、原告は「TIfCO」商標の出願登録を行うと同時にさらに「NIfCO」商標の登録出願を行っており、また当該商標は第三者の「NIfCO」商標と字体の書式、色彩及び大きさの比率等の表現上の特徴が全く同一であること、そして原告が上記 2 つの商標を出願登録する前、第三者の「NIfCO」商標は既に使用され、関連する公衆の間で一定の影響力を持っていたことがわかった。原告は 2 つの紛争商標を出願登録した後、「TIfCO」及び「NIfCO」標識について何度も第三者に高額の譲渡料及び賠償金等の要求をし、かつ第三者の製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により、第三者の商品が市場に流通することを阻止しようと企み、第三者及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を及ぼした。以上の原告の紛争商標を登録した状況、その市場行為及び第三者にもたらした損害の結果を総合すると、原告は同業者として「TIfCO」商標が他人の所有であることを知っていたはずでありながら、依然として不正競争及び違法利益の獲得を目的として、剽窃、複製の方式により紛争商標を出願登録したと推測でき、その悪意の登録行為は信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、「中華人民共和国商標法」（以下「商標法」という）第 41 条第 1 項にいう「不正な手段により登録を得ていた」状況に該当する。

被告は、「商標法」第 41 条第 1 項、第 43 条の規定に基づき、「原告が第 26 類服飾用ボタン等の商品において登録した第 1208577 号「TIfCO」商標を取り消す」旨の裁定を下した。

被告は、告訴された具体的行政行為の合法性を証明するために、本院に対し下記の証拠を提出した。

1　紛争裁定公文書受渡票：被告が紛争裁定書を送達した事実を証明する。

2　紛争商標電子ファイル：紛争商標の基本状況を証明する。

3　第三者が行政手続において被告に提出した申請書及び補充資料

4　第三者が行政手続において被告に提出した主要証拠資料（台扣公司の簡単な紹介及び設立登記証明資料等計 11 件の証拠を含む）

5　原告が行政手続において提出した答弁書

6　原告が行政手続において提出した主要証拠資料（原告がデザインし、使用した「TIfCO」製品の包装袋等 2 件の証拠を含む）

証拠 3 ～ 6 は、被告が当事者の申立及び答弁の事実、理由、請求に対して評審を行ったこと、並びに紛争裁定における事実認定が明確であり、適用した法律が正確であったことを証明している。

原告は以下のとおり主張した。

1　原告が紛争商標を登録出願する以前においては、第三者は「TIfCO」商標製品を中国大陸において広範に使用及び販売してはおらず、当該製品は中国大陸において広範に使用及び販売されていたという紛争裁定の認定には証拠がない。

2　第三者が行政手続において被告に提出した証拠は本件と無関係で、かつ紛争商標は台湾省においてのみ登録されたもので、著名商標とはいえず、また台湾省は「工業所有権の保護に関するパリ条約」のメンバーでもない。被告が「TIfCO」商標と「NIfCO」商標を合併審理したことは妥当でない。

3　原告は合法的に紛争商標を登録しており、かつ一貫して当該商標を使用しており、また合法的ルートにより自己の商標権益を擁護しようとするものであり、不当な手段によって非合法的利益を得るものではない。原告は法院に対し紛争裁定の取消しを求めるものである。

原告は立証期間内において、本院に以下の証拠を提出した。

1　「TIfCO」商標登録証：紛争商標の状況を証明する。

2　原告代理人が調査した第三者の東莞石竜及び長安の 2 工場に関する書証：第三者が東莞に持つ二つ工場は第 26 類商品と関連する製品を生産していないことを証明する。

3　第三者が原告に「TIfCO」商標の譲渡を求めたことを示すファクシミリ文書：第三者が商標譲渡を求めたのであり、原告の悪意に基づくものでないことを証明する。

4　第三者が原告の「TIfCO」商標の譲渡請求を委託した仲介者の証言：第三者が商標の譲渡を請求したが、原告が同意しなかったことを証明する。

5　国内 EMS 明細票：原告が人民法院に訴状を郵送した日を証明する。

被告は以下のとおり弁論した。

1　第三者が行政手続きにおいて提出した証拠 3、6、7 は第三者の「TIfCO」商標が紛争商標登録前に既に中国大陸にて使用されていたことを証明している。

2　原告の東莞利富高の 2 つの工場に対する調査は本件とは無関係である。まず被提訴裁定が認定した事実は上記の 2 つの工場に関するものではなく、上記の 2 つの工場の設立時期はともに、使用時（すなわち 1994 年 10 月 31 日）より後である

3　原告と第三者の間の商標譲渡紛糾状況については、原告は行政手続において終始いかなる証拠証明をも提出せず、また第三者に反論しうる証拠も提出しなかったため、被告は第三者の証拠 9 ı 11 を採用した。

4　本件の法律適用につき、本件の根拠法律は「商標法」第 41 条第 1 項である。第三者の商標は紛争商標が登録される以前に既に使用されているが、紛争商標と第三者の商標は全く同一のものであり、指定商品もまた類似している。原告は何度も第三者に高額の譲渡料及び賠償金を要求しており、さらに第三者の顧客に対し警告状を発信するとともに、権利侵害訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により、第三者及びその顧客の経営を正常に行えなくさせ、これは原告に悪意が存在することを認定するに足り、よって不当な方式で登録したことに該当するといえる。紛争裁定が認定した事実は明確であり、法律の適用は正確で、その手続は適法なものであり、被告は人民法院に対し紛争裁定の維持を請求するものである。

第三者は以下のとおり陳述した。

1　「TIfCO」商標の由来は第三者の英文名称の頭文字であり、1983 年に台湾省で投資設立された台扣公司によって「TIfCO」商標の使用が開始された。

2　第三者は 1983 年に台湾省において「TIfCO」商標を登録出願し、台扣公司に使用を授権し、その後、「TIfCO」商標のある製品は、第三者の系列会社である香港利富高公司を通じて、中国大陸に向けて販売されており、かつ原告が「TIfCO」商標を出願する以前に、既に中国大陸において販売及び使用されていた。

3　原告は悪意をもって「TIfCO」商標を抜け駆け登録し、第三者に対して高額な譲渡料を要求している。第三者は、紛争裁定が認定する事実は明らかであり、法律の適用は正確で、手続きも適法であると認識しており、従って第三者は紛争裁定を維持するよう請求する。第三者は、本院に対し、未だ証拠を提出していない。

被告が提出した証拠について、原告は証拠の関連性、真実性、合法性及び証拠 1、2 の証明力に対しては異議を申し立てなかったが、証拠 3 ～ 6 の証明力に対しては異議を申し立て、被告の訴訟主張を認めることはできないと主張した。第三者は上述の証拠に対しては異議を申し立てなかった。原告の提出した証拠について、被告は証拠 1、5 に対しては異議を申し立てず、証拠 2 及び 4 に対しては行政手続において被告に提出されなかったため、本件とは無関係であるとした。証拠 3 の関連

性、真実性、合法性については異議はないが、原告の訴訟主張を認めることはできないと主張した。第三者は被告が述べた証拠に対する質疑意見に同意した。

法廷での証拠に対する質疑及び合議廷での評議を経て、本院は当事者の提出した証拠に対し以下のとおり認証した。被告が提出した証拠及び原告が提出した証拠 1、3、5 は証拠の関連性、合法性、真実性に合致しており、かつ上記の証拠は紛争商標の状況、第三者の提出した取消申立、原告と第三者が行政手続において提出した証拠、被告による紛争裁定の関連状況及び原告が本院に訴状を郵送した時期を証明しうるものであると、本院は確認した。原告が提出した 2、4 の証拠は本件と関連がなく、本院はこれに対し確認を行わない。

上述の有効な証拠に基づいて、本院が審理した結果、次の点が明らかになった。1998 年 9 月、中華人民共和国国家行政管理総局商標局は、原告が第 26 類服装用ボタン等商品において登録出願した紛争商標を審査確認した。第三者は紛争商標につき、2003 年 9 月に被告に対して登録の取消を申し立て、併せて台扣公司の会社概要及び設立登記証明資料等 11 件の証拠を提出した。原告は第三者の取消申立に対し答弁を行い、併せて被告に対して、原告がデザインし使用していた「TIfCO」製品の包装袋を含む 2 件の証拠を提出した。被告は法に基づいて受理した後、合議廷を組織して審理を行った。第三者が同時に原告の第 1204572 号「NIfCO」商標についても登録の取消を申し立てていたことから、被告は法に基づいてこれを受理したうえ、両事件の第三者と原告が共通であること、主な理由や証拠が密接に関連していることから、被告は第三者の請求に応じて、両事件を合併審理した。被告は審理の後、紛争裁定を行い、紛争商標を取消した。原告は紛争裁定を不服として、本院に行政訴訟を提起した。

本院は、「商標法」第 41 条第 1 項の規定に基づき、被告には登録商標取消申立を受理し、紛争裁定を行なう法定職権があると考える。その他の不正な手段によって登録商標を取得した場合には、当該登録商標は商標局により取り消され、他方、その他の企業、機関または個人は被告に当該登録商標の取消の裁定を請求することができる。

本件において、第三者が被告に提出した証拠は、紛争商標の登録出願前に、その関連企業の「TIfCO」標識を付した製品が既に中国大陸において販売使用されていたこと、そのプラスチックバックル等の商品と紛争商標が指定使用しているバックル、カバン用バックル等の商品はその機能、用途、消費対象等の方面で密接な関連があることを証明している。紛争商標と第三者の「TIfCO」標識は全く同一であり、原告が行政手続において述べた、争議商標と第三者の「TIfCO」商標が同一であることは全くの偶然によるものであるという弁解は、事実的根拠が欠けている。被告が合併審理した「NIfCO」商標事件（本院において別件として処理）と結びつけると、原告は「TIfCO」商標を登録出願すると同時に、「NIfCO」商標をも登録出願したが、当該商標もまた第三者の「NIfCO」商標と同一である。原告は数回にわたって「TIfCO」及び「NIfCO」標識につき第三者に高額の譲渡料及び賠償金等を要求し、併せて第三者の製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により第三者の商品が市場に流通することを阻み、第三者及びその顧客の正

常な商業経営に深刻な影響を与えた。上述の原告の紛争商標登録の状況、その市場行為及び第三者にもたらした損害結果を総合すると、原告が同業者として「TIfCO」商標が他人の所有するものであることを知っていたはずでありながら、依然として不正競争及び非合法な利益の獲得を目的として、剽窃、複製の方式により紛争商標を登録出願したものと推測でき、その悪意の登録行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、その行為は既に「商標法」第 41 条第 1 項にいう不正な手段によって登録を取得したという状況に該当している。

以上のとおり、被告の紛争裁定において認定された主な事実は明確であり、法律の適用は正確で、「NIfCO」商標事件との併合審理も関連法律、法規または規定に違反するものではなく、手続は合法的で、紛争商標取消の裁定も不当なものではなく、本院はこれを認定するものである。原告の訴訟請求は事実と法律根拠が欠けており、本院はこれを認めない。以上を総括して、最高人民法院の「『中華人民共和国行政訴訟法』の執行に関する若干の問題についての解釈」第 56 条第 4 号の規定に照らして、以下のとおり判決する。

原告深圳市旺利泰実業有限公司の請求する、中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会の 2006 年 5 月 11 日付商評字（2006）第 1359 号「第 1208577 号『TIfCO』商標紛争裁定」取消の訴訟請求を棄却する。

本件の事件受理費 1000 元は、原告深圳市旺利泰実業有限公司の負担とする（納付済み）。

本判決に不服がある場合は、原告深圳市旺利泰実業有限公司及び被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会は本判決書送達日から 15 日以内に、第三者株式会社ニフコは本判決書送達日から 30 日以内に、本院に上訴状を提出することができ、かつ相手方当事者の人数分の副本を添えて、中華人民共和国北京市高級人民法院に上訴するものとする。上訴人が人民法院から人民法院の訴訟費用予納通知を受け取った後、7 日以内に訴訟費用を予納せず、延納申請書も提出しない場合には、上訴を自ら取り下げたものとして処理する。

裁　判　長　　張　傑
代理裁判官　　喬　軍
人民陪審員　　高　雪
（北京市第一中級人民法院　印）

2006 年 10 月 18 日

本文は原本と相違なし

書　記　官　　龍　非

ウ　北京市高級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市高級人民法院
行政判決書

（2007）高行終字第 127 号

上訴人（一審原告）　：深圳市旺利泰実業有限公司
住所　：中華人民共和国広東省深圳市羅湖区愛国西路布心南路東楽花園群鏘楼 68 棟 6A
法定代表者　：黄　蓉　総経理
委託代理人　：徐家力　北京市隆安弁護士事務所弁護士
委託代理人　：王　亨　男性　27 歳　北京市隆安弁護士事務所実習弁護士
住所　：遼寧省興城市温泉街道弁事処温泉居委会二組

被上訴人（一審被告）　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　：中華人民共和国北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　：侯　林　主任
委託代理人　：徐　琳　中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部
委託代理人　：段暁梅　中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部

被上訴人（一審第三者）　：株式会社ニフコ
住所　：日本国神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 184 番地 1
法定代表者　：渡辺隆治　董事長
委託代理人　：賈　軍　北京市中咨律師事務所弁護士
委託代理人　：陳学民　北京市中咨律師事務所弁護士

上訴人深圳市旺利泰実業有限公司（以下、旺利泰公司という）は、商標行政裁決事件を原因とする中華人民共和国北京市第一中級人民法院（2006）一中行初字第 771 号行政判決を不服として、本院に上訴を提起した。本院は、法に基づき合議廷を組織し、公開法廷にて本件を審理した。上訴人旺利泰公司の法定代表者黄蓉及び委託代理人徐家力、王亨、被上訴人中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下、「商標評審委員会」という）の委託代理人徐琳、株式会社ニフコの委託代理人賈軍、陳学民が出廷して訴訟に参加した。本件は、本件の審理は既に終了した。

2006 年 5 月 11 日、商標評審委員会は、株式会社ニフコの提出した登録取消の申立について、「中華人民共和国商標法」（以下、「商標法」という）第 41 条第 1 項、第 43 条の規定に基づき、第 1208577 号「TIfCO」商標に関する商評字 [2006] 第 1359 号紛争裁定（以下「第 1359 号商標紛争裁定」という）を下し、旺利泰公司が第 26 類服装バックル等の商品に登録した第 1208577 号「TIfCO」商標（以下、「紛争商標」という）を取り消した。旺利泰公司は、当該裁定を不服として、2006 年 6 月 15 日に中華人民共和国北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起した。

中華人民共和国北京市第一中級人民法院は、次のとおり判決を下した。本件において株式会社ニフコが商標評審委員会に提出した証拠は、紛争商標の登録出願前に、その関連企業の「TIfCO」標識を付した製品が既に中国大陸において販売使用されていたこと、そのプラスチックバックル等の商品と紛争商標が指定使用しているバックル、カバン用バックル等の商品はその機能、用途、消費対象等の方面で密接な関連があることを証明している。紛争商標と株式会社ニフコの「TIfCO」標識は全く同一であり、旺利泰公司が行政手続において述べた、紛争商標と株式会社ニフコの「TIfCO」商標が同一であることは全くの偶然によるものであるという弁解は、事実的根拠が欠けている。商標評審委員会が合併審理した「NIfCO」商標事件と結びつけて検討すると、旺利泰公司は「TIfCO」商標を登録出願すると同時に、「NIfCO」商標をも登録出願したが、当該商標もまた株式会社ニフコの「NIfCO」商標と同一である。旺利泰公司は数回にわたって「TIfCO」及び「NIfCO」標識につき株式会社ニフコに高額の譲渡料及び賠償金等を要求し、併せて株式会社ニフコの製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により株式会社ニフコの商品が市場に流通することを阻み、株式会社ニフコ及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を与えた。上述の旺利泰公司の紛争商標登録の状況、その市場行為及び株式会社ニフコにもたらした損害結果を総合すると、旺利泰公司が同業者として「TIfCO」商標が他人の所有するものであることを知っていたはずでありながら、依然として不正競争及び非合法な利益の獲得を目的として、剽窃、複製の方式により紛争商標を登録出願したものと推測でき、その悪意の登録行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、その行為は既に「商標法」第 41 条第 1 項にいう不正な手段によって登録を取得したという状況に該当している。以上のとおり、商標評審委員会の第 1359 号商標紛争裁定において認定された主な事実は明確であり、法律の適用は正確で、「NIfCO」商標事件との併合審理も関連の法律、法規または規定に違反するものではなく、手続は適法で、紛争商標取消の裁定も不当なものではない。他方、旺利泰公司の訴訟請求は事実と法律根拠が欠けている。よって、最高人民法院の「『中華人民共和国行政訴訟法』の執行に関する若干の問題についての解釈」第 56 条第 4 号の規定に基づき、旺利泰公司の第 1359 号商標紛争裁定の取消の訴訟請求を棄却する判決を下した。

旺利泰公司は、一審法院の判決を不服として本院に上訴を提起した。その主要理由は、次のとおりである。

1　紛争商標の登録前に株式会社ニフコは、中国大陸において「TIfCO」標識付きの製品を販売、

使用していなかった。株式会社ニフコが商標評審委員会に提出した証拠 4、5 は、その「TIfCO」標識の大陸における使用状況を証明できず、大陸の関連公衆が適切なルートにより関連の展覧会または広告情報を通じて当該標識を知ることができたことを証明することもできなかった。証拠 6、7 は、中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港」という）において形成された証拠であり、関連の証明手続がなされておらず、真実性、合法性を有しない。従って、株式会社ニフコは、紛争商標の登録前に中国大陸において「TIfCO」標識を使用するリュック用バックル等の製品を販売していたことを証明できない。

2 旺利泰公司には、株式会社ニフコの登録商標を抜け駆け登録し、その商品が中国市場に入ることを阻止し、不法な利益を獲得する悪意はなく、さらには信義誠実の原則に違反する不正競争行為もない。

3 株式会社ニフコが商標評審委員会に提出した紛争商標の取消申立は、法定の申立期限を徒過している。「商標評審規則」第 59 条第 2 項の規定によると、本件には、改正前の商標法第 27 条第 2 項の 1 年の法定申立期限が適用されるべきである。

4 旺利泰公司は、適法な方法により商標の登録を出願し、かつ登録商標を取得しており、その適法な権利は、法律の保護を受けるべきである。株式会社ニフコの「TIfCO」商標は、中華人民共和国台湾省（以下「台湾省」という）においてのみ登録され、かつ著名商標に該当しない。非登録商標と登録商標が衝突した場合、商標法の先願主義の原則に基づき、旺利泰公司の「TIfCO」商標専用権が保護を受けるべきである。旺利泰公司は、以上の内容に基づき、一審判決及び第 1359 号商標紛争裁定の取消を請求する。

被上訴人商標評審委員会が次とおり答弁した。

1 本件紛争は、株式会社ニフコが「商標法」第 41 条に基づき提起したものであり、行政手続及び一審段階における紛争の争点は、紛争商標が「商標法」第 41 条第 1 項にいう不正な手段により登録を取得したという状況に該当するか否かという点にある。本件は、「商標法」第 41 条第 3 項及び「中華人民共和国商標法実施条例」第 29 条に定める商標の同一及び類似の問題について提起された紛争には該当しない。よって、本件の受理期限は、5 年であり 1 年ではない。

2 株式会社ニフコが提出した証拠 6 は一連の証拠からなり、このうち多くの商業書類が相互の裏付けとなっており、かつその証拠 3 及び 7 と完全な証拠の連鎖を形成しており、株式会社ニフコの関連企業の「TIfCO」標識を付した製品が先に中国大陸において販売されたことを証明することができる。以上の証拠は、原本と照合した結果、誤りはなかった。「商標評審規則」第 42 条、第 43 条の規定によると、強制的な公証もしくは認証または原本の提示を要求していない。旺利泰公司は、行政手続において、国外で形成された証拠の公証及び認証の問題、並びに写しと原本の確認の問題について質疑を提出しなかった。株式会社ニフコが提出した証拠 3、6 及び 7 は、株式会社ニフコの「TIfCO」商標が先に使用された状況を認定することができる。

3　旺利泰公司の紛争商標の登録状況、その市場行為及び株式会社ニフコにもたらした損害結果から、旺利泰公司が同業者として「TIfCO」商標が他人が所有しているものであると知りえながら、不正競争及び不法利益の獲得を目的として、剽窃、複製の方式により紛争商標の登録を出願したと推定でき、かかる行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、不正な手段により登録を取得した状況に該当する。以上のとおり、第 1359 号商標紛争裁定の事実認定は明確であり、法律の適用が正確で、手続が適法であるため、二審法院に対し一審判決及び第 1359 号商標紛争裁定を維持するよう請求する。

被上訴人株式会社ニフコは、次のとおり答弁した。

1　「TIfCO」商標は、株式会社ニフコが台湾省に設立した台湾扣具工業股份有限公司（以下「台扣公司」という）、すなわち Taiwan Industrial Fastener Corporation の頭文字をとったものである。株式会社ニフコが提出した証拠 3、6、7 により、1998 年 9 月 21 日より以前にその附属企業の「TIfCO」商標付き商品が既に中国大陸で販売、使用され、そのプラスチックバックル等の商品が紛争商標の使用が指定されるバックル等の商品と機能、用途及び消費対象等の面において密接に関わっていることが証明されるている。紛争商標と株式会社ニフコが販売かつ使用している「TIfCO」商標は、完全に同一であり、同一なのは全くの偶然であるという旺利泰公司の主張は、事実的根拠が欠けている。旺利泰公司が株式会社ニフコが先に使用しかつ一定の影響を有する「NIfCO」商標を駆け抜け的に登録した事実及び 2004 年から警告文を送付して高額の譲渡料を要求した等の行為に鑑みると、旺利泰公司が商業活動において信義誠実の原則に違反したと認定することができる。

2　株式会社ニフコの取消申立理由は、旺利泰公司が詐欺の手段またはその他の不正な手段により商標登録を取得した点にあり、「商標法」第 41 条第 1 項によるか、または 1993 年「商標法」第 27 条第 1 項によるかにかかわらず、商標法上、期限の制限を受けない。よって、二審法院に対し一審判決を維持し、旺利泰公司の上訴請求を棄却するよう請求する。

審理の結果以下の事実が明らかとなった。紛争商標は、旺利泰公司が登録した第 1208577 号「TIfCO」商標であり、出願日は 1997 年 6 月 5 日、指定使用商品は第 26 類の「服装ボタン、服装ファスナー、バックル、ガーター用留め具、サスペンダー用留め具、ベルトスクラプ、靴用留め具、紳士服用ボタン、カバン用バックル」であり、専用期間は、1998 年 9 月 21 日から 2008 年 9 月 20 日までである。

株式会社ニフコ（NIFCO INC.）は、1983 年に台湾省において台扣公司（Taiwan Industrial Fastener Corp）を投資設立し、かつ 1984 年 4 月 16 日に台湾省において「TIfCO」商標の登録を受けた。登録番号は 242524 で、使用商品はカバン用バックル、ファスナー等とされている。1994 年 3 月 5 日から 1998 年 8 月 23 日まで、株式会社ニフコは、台扣公司に「TIfCO」商標の使用許可を与えた。紛争商標の登録出願前に、株式会社ニフコの関連企業の「TIfCO」標識付きプラスチックバックル製品は、既に中国大陸で販売、使用されていた。

紛争商標と株式会社ニフコの商標は、完全に同一である。

2003 年 9 月 8 日、株式会社ニフコは、紛争商標につき商標評審委員会に対して登録の取消を申し立てた。その理由は次のとおりである。1. 株式会社ニフコは、「TIfCO」商標につき著作権を享有する。2.「TIfCO」は、株式会社ニフコの関連企業の商号である。3. 紛争商標の登録出願前に、株式会社ニフコの「TIfCO」商標は、既にその使用を通じて中国を含む関連地域において一定の知名度を有していた。4. 旺利泰公司の紛争商標登録は、明らかな悪意を有する。株式会社ニフコは、商標評審委員会に対して以下の証拠を提出した。

1 台扣公司の簡単な紹介及びその設立登記証明資料
2 台扣公司の 1988 年 1 月発行の宣伝用パンフレット
3 株式会社ニフコの台湾での「TIfCO」商標登録証及び商標登録簿
4 「TIfCO」標識の表示された製品が 1989 ı 1995 年にかけて多くの国際的な専門または総合業種の展覧会に出展した際の写真のコピー。出展地はいずれも台湾省。
5 株式会社ニフコの「TIfCO」標識に関して掲載した英語雑誌広告及び権利保護声明。これらの雑誌が大陸において発行されたことの関連証拠を添付していない。
6 株式会社ニフコの「TIfCO」標識の表示されたリュックサック用バックル、1994 年 10 月 31 日、香港利富高公司（NIFCO（HK）LTD.）から日本のトーメンを経由して中華人民共和国浙江省糧油食品進出口公司嘉興分公司に販売した際の送り状、インボイス、パッキングリスト、運送証券、ファクシミリ及びこれらの中国語訳、バックル製品の実物及び写真のコピー
7 台扣公司の「TIfCO」製品カタログ
8 旺利泰公司が抜け駆け登録した 4 件の商標の商標公告資料
9 旺利泰公司が何度も株式会社ニフコに譲渡料を請求した弁護士レター、「最後通牒」等の書状、旺利泰公司が株式会社ニフコの顧客に発送した警告文
10 旺利泰公司が中華人民共和国広東省深圳市中級人民法院に提出した訴状、中華人民共和国広東省深圳市中級人民法院が株式会社ニフコに発行した訴訟文書及び旺利泰公司の訴訟え下げを認めた裁定書
11 中華人民共和国広東省深圳市工商行政管理局福田分局が発行した財産差押通知書

株式会社ニフコの取消請求に対して、旺利泰公司は答弁を行い、かつ商標評審委員会に対して旺利泰公司がデザインし、使用した「TIfCO」製品の包装袋等を含む 2 件の証拠を提出した。

商標評審委員会は、法に基づき受理した後、合議廷を組織し、審理を行った。株式会社ニフコは、同時に、旺利泰公司の第 1204572 号「NIfCO」商標に対しても登録取消の申立を提出した。商標評審委員会は、両事件の当事者が共通しており、主要理由及び証拠が密接に関わっていたため、株式会社ニフコの請求に応じて両事件に対し併合審理を行った。商標評審委員会の審理を結果以下の事実が明らかとなった。

1 紛争商標は、旺利泰公司が 1997 年 6 月 5 日に登録出願を行い、1998 年 9 月 21 日に登録され、第 26 類バックル、服飾用ボタン等の商品に使用することが決定された。

2　株式会社ニフコの証拠 3 は、次のことを証明できる。株式会社ニフコの「TIfCO」商標が台湾において最初に 1984 年 4 月 16 日に登録認可され、その登録番号は 242524 であり、かばんのバックル、ファスナー等の商品に使用することが決定され、1994 年 3 月 5 日から 1998 年 8 月 23 日まで、台扣公司が使用することが許可された。

3　株式会社ニフコの「TIfCO」商標の紛争商標登録出願前における使用状況について、株式会社ニフコは証拠 4 ～ 7 を提供した。このうち証拠 4 は、台扣公司の 1988 ı 1995 年の間に専門または総合業種の展覧会に何度も出展した際の写真のコピーであるが、出展地は全て台湾省である。証拠 5 は株式会社ニフコが 1987 年に掲載した一部の雑誌広告及び権利保護の声明を含んでいるが、株式会社ニフコはこれらの雑誌が大陸で発行されていることの関連証拠を提出していないため、上記証拠はその「TIfCO」標識の大陸における使用状況を証明することはできず、また大陸の関連する公衆が適切な経路により関連の展覧会または広告の情報を知ることにより当該標識を知っていたことを証明することもできない。証拠 6 は香港利富高公司が 1994 年 10 月 31 日に「TIfCO」標識の表示された製品を販売したことの関連証拠である。香港利富高公司は株式会社ニフコが香港に設立した全額出資による子会社であり、販売される製品には、型番 L25S、金型番号 X045-TW-X-XXX-02 のプラスチックバックル 20,600 セットが含まれている。当該証拠について、旺利泰公司は証拠に対する質疑の意見を提出し、香港利富高公司が販売するのはその本社の製品であるのだから、商標は「NIfCO」であり、「TIfCO」であるはずはないと主張した。調査の結果、上記金型番号の「TW」は台扣公司の「TIfCO」バックルを表しており、当該型番のバックル製品の実物には明らかに金型で刻印された「TIfCO」標識があり、同時に株式会社ニフコの証拠 7 の台扣公司の「TIfCO」製品カタログにも当該型番のバックルが掲載されている。上記の状況は、株式会社ニフコの「TIfCO」商標が台湾省で登録され及び使用を許可されている状況と一致する。従って、株式会社ニフコの証拠 3、6、7 を総合すると、紛争商標の登録出願前に、株式会社ニフコの関連企業の「TIfCO」標識を表示した製品が既に中国大陸で販売、使用されていたことを説明できる。

4　株式会社ニフコ、旺利泰公司の間における商標譲渡紛争の状況について、旺利泰公司はその理由を支持する証拠を提供していないが、株式会社ニフコは証拠 9 ～ 11 を提供した。当該証拠は、旺利泰公司が何度も「TIfCO」及び「NIfCO」標識について株式会社ニフコに高額の譲渡料及び賠償金を請求し、かつ株式会社ニフコの製品の顧客に警告文を発送し、株式会社ニフコの商品が市場に流通することを阻止しようと企み、同時に権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式によって株式会社ニフコ及びその顧客の商業経営を正常に行えなくさせたことを証明できる。

以上の調査により判明された事実に基づき、商標評審委員会は、本件の争点は以下の点にあると考えた。①株式会社ニフコが「TIfCO」標識に対して既存の著作権を享有するか。②旺利泰公司の紛争商標出願は、株式会社ニフコの商号権を侵害するか。③旺利泰公司の紛争商標出願は、「TIfCO」商標が他人の所有するものであると明確に知りながらまたは知りえたにもかかわらず、不正な手段

により登録を取得した行為に該当するか。

問題①及び②について、商標評審委員会は、審査の結果、株式会社ニフコの主張を認めなかった。

問題③について、商標評審委員会は以下のとおり認定した。紛争商標の登録出願前、株式会社ニフコの関連企業の「TIfCO」標識を表示した製品は既に中国大陸で販売、使用されており、そのプラスチックバックル等の商品は紛争商標が使用を指定したバックル、かばんのバックル等の商品と機能、用途、消費対象等の面において密接な関係がある。紛争商標は株式会社ニフコの「TIfCO」標識と完全に一致しており、旺利泰公司がその「TIfCO」製品の包装袋を提供し、紛争商標の独創性を証明しようとしたとしても、当該包装袋の「TIfCO」標識の表現形式は紛争商標と同一ではなく、しかも当該包装袋の印刷時期を証明する証拠はない。従って、当該証拠のみによって旺利泰公司のいう紛争商標と株式会社ニフコの「TIfCO」商標が同一であることは全くの偶然の一致であるという答弁理由を証明することはできない。

また、「NIfCO」事件と併合審理を行ったことにより、旺利泰公司は「TIfCO」商標の出願登録を行うと同時にさらに「NIfCO」商標の登録出願を行っており、また当該商標は株式会社ニフコの「NIfCO」商標と字体の書式、色彩及び大きさの比率等の表現上の特徴が全く同一であること、そして旺利泰公司が上記 2 つの商標を出願登録する前、株式会社ニフコの「NIfCO」商標が既に使用され、関連する公衆の間で一定の影響力を持っていたことがわかった。旺利泰公司は 2 つの紛争商標を出願登録した後、「TIfCO」及び「NIfCO」標識について何度も株式会社ニフコに高額の譲渡料及び賠償金等を要求し、かつ株式会社ニフコの製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害の訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により、株式会社ニフコの商品が市場に流通することを阻止しようと企み、株式会社ニフコ及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響を及ぼした。以上の旺利泰公司の紛争商標を登録した状況、その市場行為及び株式会社ニフコにもたらした損害の結果を総合すると、旺利泰公司は同業者として「TIfCO」商標が他人の所有であることを知っていたはずでありながら、依然として不正競争及び違法利益の獲得を目的として、剽窃、複製の方式により紛争商標を出願登録したと推測でき、その悪意の登録行為は信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、「商標法」第 41 条第 1 項にいう「不正な手段により登録を得ていた」状況に該当する。

2006 年 5 月 11 日、商標評審委員会は、第 1359 号商標紛争裁定を下し、「商標法」第 41 条第 1 項及び第 43 条の規定に基づき、旺利泰公司が第 26 類服装用バックル等の商品に登録した紛争商標を取り消す旨の裁定を下した。

また、（2006）高行終字第 551 号中華人民共和国北京市高級人民法院行政判決書によって判明した事実によると、株式会社ニフコは、1987 年 1 月 20 日に、中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局の審査確認を経て「NIfCO」商標を登録した。その使用が認められた商品は、第 20 類の別の類別に属さない工業用プラスチックバックル、ベルトバックル等の商品であり、かつ現在まで更新されている。1997 年 5 月以前に、株式会社ニフコは、北京、深圳、南京等各地における「NIfCO」商標のプラスチックバックル、ファスナー等の商品を販売、使用しており、関連公衆の間で既に一定

の影響力を有していた。他方、旺利泰公司は紛争商標「TIfCO」を登録すると同時に、第 26 類の「服装用ボタン、服装ファスナー、バックル、ガーター用留め具、サスペンダー用留め具、ベルトスクラプ、靴用留め具、紳士服用ボタン、カバン用バックル」商品につき第 1204572 号「NIfCO」商標の登録を出願し、出願日は 1997 年 5 月 26 日、審査確認日は、1998 年 7 月 7 日であった。旺利泰公司の「NIfCO」商標もまた株式会社ニフコの商標と完全に同一である。商標評審委員会は、2006 年 3 月 8 日に第 1204572 号「NIfCO」商標に関する商評字［2006］第 0528 号紛争裁定を行い、旺利泰公司が「NIfCO」商標は他人が先に使用しかつ一定の影響力を有するものであると明らかに知りながらまたは知りえたにもかかわらず、 剽窃、複製の方式により紛争商標の登録出願を行ったと認定し、その行為は、信義誠実の商業活動の基本原則に違反し、公平競争の市場秩序を損なうものであるとして、「商標法」第 31 条の規定に基づき、旺利泰公司が第 26 類バックル等の商品に登録した「NIfCO」商標を取り消す旨の裁定を下した。当該裁定は、人民法院の終審判決によっても維持された。

1986 年 11 月 14 日、株式会社ニフコは、香港に SUSUPE LIMITED, を登録設立し、かつ 1987 年 7 月 10 日に NIfCO（HK）LIMITED, と社名変更した。中国語名は、利富高（香港）有限公司である。

一審法院の審理期間において、商標評審委員会はその行為の合法性を証明するために、下記の証拠を提出した。

1　紛争裁定公文書受渡票
2　紛争商標電子ファイル
3　株式会社ニフコが行政手続において商標評審委員会に提出した申請書及び補充資料
4　株式会社ニフコが行政手続において商標評審委員会に提出した証拠 1 ～ 11
5　旺利泰公司が行政手続において提出した答弁書
6　旺利泰公司が行政手続において提出した 2 件の証拠

旺利泰公司は一審法院に対し以下の証拠を提出した。

1　「TIfCO」商標登録証
2　旺利泰公司代理人が調査した株式会社ニフコの東莞石竜及び長安の 2 工場に関する書証
3　株式会社ニフコが旺利泰公司に「TIfCO」商標の譲渡を求めたことを示すファクシミリ文書
4　株式会社ニフコが旺利泰公司の「TIfCO」商標の譲渡請求を委託した仲介者の証言
5　国内 EMS 明細票

株式会社ニフコは、証拠を提出しなかった。

以上の証拠はすべて本件とともに本院に移送された。本院が調査を行った結果、一審において商標評審委員会が提出した証拠及び旺利泰公司が提出した証拠 1、3、5 は、証拠の関連性、合法性、真実性に合致し、かつ上記証拠は、紛争商標の状況、株式会社ニフコによる取消申立、旺利泰公司

及び株式会社ニフコが行政手続において提出した証拠、商標評審委員会の紛争裁定の関連状況及び旺利泰公司が訴状を送付した時期を証明することができるため、上記証拠はすべて採用する。旺利泰公司が提出した証拠 2、4 は、本件に関連性がなく、採用すべきでないとする認証意見も相当であるため、本院は、当該意見を認める。

二審期間において、旺利泰公司は本院に対し上訴状とともにインターネットからダウンロードした浙江省糧油食品輸出入公司嘉興公司の会社紹介、顧客森・濱田松本法律事務所の北京市商業企業専用インボイスの写し、紛争商標を継続使用していることの資料の写し、「TIfCO」、「NIfCO」標識について世界各国において同様の商標が日常的に存在する旨のネット上の資料等の証拠を提出した。また、法廷審理においては、旺利泰公司が紛争商標を既に使用しかつ継続的に使用していることの証明として、2006 年 5 月 15 日に旺利泰公司と深圳市火鳳凰貿易有限公司が締結した契約及び商品インボイスを新しい証拠として提出することのみ主張した。旺利泰公司が本院に対し上訴状とともに提出した証拠は、すべて写しであり、行政手続において正当な理由がなく商標評審委員会に提出しておらず、かつ法廷審理においても主張しなかったため、本院はこれを採用しない。旺利泰公司が法廷審理で提出した証拠は、本件に関連性がないため、本院はこれを採用しない。

「商標法」第 41 条第 1 項であるか、または 1993 年の「商標法」第 27 条第 1 項であるかにかかわらず、詐欺の手段またはその他の不正な手段により商標登録を取得したことを理由に登録商標の取消を要求することについて、両者の規定は一致しており、いずれも期限を限定していない。本件紛争は、株式会社ニフコが「商標法」第 41 条に基づき提出したものであり、行政手続及び一審の過程において、その争点は紛争商標が「商標法」第 41 条第 1 項にいう不正な手段による登録取得に該当するか否かという点にあり、本件は、1993 年の「商標法」第 27 条第 2 項に規定する状況に該当しない。よって、商標評審委員会が株式会社ニフコの提出した取消申立を受理したことは、適法である。本件には改正前「商標法」第 27 条第 2 項に規定する一年の法定期限を適用すべきであるという旺利泰公司の上訴理由は成立せず、本院はこれを認めない。

「商標評審規則」第 43 条は、「当事者が商標評審委員会に提出した証拠が中華人民共和国領域外で形成されまたは香港、マカオ、台湾地区で形成された場合において、相手方当事者が当該証拠の真実性について疑問を持ちかつこれを支持する相応の証拠があるとき、または商標評審委員会が必要があると認めたときは、関連の規定に基づき相応の公証、認証手続を行わなければならない。」と規定している。かかる規定からわかるように、行政手続において、商標評審委員会は当事者の提出した国外または香港、マカオ、台湾地区で形成された証拠について公証、認証手続を行うよう要求しなければならないわけではない。本件において、株式会社ニフコが提出した証拠 6、7 は香港で形成されたものであり、原本と照合した結果いずれも誤りはなかった。証拠 6、7 にある出荷書、インボイス、パッキングリスト、船舶運送領収書、ファクス、バックル製品の実物及び写真の写し、台扣公司の「TIfCO」製品のカタログは相互に裏付けることができる。行政手続において、旺利泰公司は、国外で形成された証拠の公証認証の問題、写しと原本の照合の問題について質疑を提出せず、かつ

相応の証拠も提出せず、証拠 6 についてのみ、香港利富高公司が販売したのはその自社製品であるのだから、商標は「NIfCO」であり「TIfCO」であるはずはないという質疑意見を提出したに過ぎない。旺利泰公司の質疑意見に対して、商標評審委員会は、調査の結果、紛争商標の登録出願前に、株式会社ニフコの関連企業の「TIfCO」標識付き製品は、既に中国大陸において販売使用されていたと判断した。商標評審委員会の上記の事実認定は明確であり、証拠は充分であり、「商標評審規則」の規定に合致している。よって、 紛争商標の登録出願前に、 株式会社ニフコが中国大陸において「TIfCO」標識付き製品を販売使用していなかったという旺利泰公司の上訴理由は成立せず、本院はこれを認めない。

「TIfCO」標識は、株式会社ニフコが先に使用した商標であり、紛争商標の登録出願前にその関連企業の「TIfCO」標識付き製品は既に中国大陸で販売使用されており、そのプラスチックバックル等の商品と紛争商標の使用が決定されたバックル、カバン用バックル等の商品とは、機能、用途、消費対象等の面において密接に関わっている。紛争商標と株式会社ニフコの「TIfCO」標識は、完全に同一であり、旺利泰公司が行政手続において述べた紛争商標が株式会社ニフコの「TIfCO」商標と一致したことは全くの偶然という弁解は、事実的根拠が欠けている。旺利泰公司が「TIfCO」商標の登録を出願したと同時に不正な手段により株式会社ニフコが既に使用しかつ一定の影響力を有する「NIfCO」商標を抜け駆け的に登録した事実、並びに旺利泰公司が何回も「TIfCO」及び「NIfCO」標識につき株式会社ニフコに対して高額の譲渡料及び賠償金等を要求し、かつ株式会社ニフコ製品の顧客に対する警告文の送付、権利侵害訴訟、権利侵害の苦情申立等の方式により株式会社ニフコの商品が市場に流通することを阻止しようとし、株式会社ニフコ及びその顧客の正常な商業経営に深刻な影響をもたらした事実を総合的に判断すれば、旺利泰公司が紛争商標の登録を出願した主観的悪意を充分に証明することができる。よって、旺利泰公司には株式会社ニフコの商標を抜け駆け的に登録し、その商品が中国市場に流通することを阻止し、不法利益を貪る悪意はなく、信義誠実の原則に違反する不正競争もなかったという上訴理由は成立せず、本院はこれを認めない。

商標は、商品または役務の出所を判別するために用いられ、商標登録の出願は、信義誠実の原則を遵守しなければならない。誠実信用の原則に違反して取得した登録商標は法律の保護を受けることはできない。「商標法」第 41 条第 1 項は、「既に登録された商標が欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得ていた場合は、商標局は、その登録商標を取り消す。その他の単位または個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。」と規定している。本件において旺利泰公司は、「TIfCO」商標は他人が所有するものであると明らかに知りながら、不正競争、不法利益の獲得という目的のために誠実信用の原則に違反し、剽窃、複製の方式により紛争商標の登録の出願を行った。商標評審委員会は、その悪意の登録行為は「商標法」第 41 条第 1 項に規定する不正な手段による登録取得に該当すると判断し、かかる判断に基づき出された紛争商標取消裁定における事実認定は明確であり、理由は充分であり、法律の規定にも合致している。よって、紛争商標の商標専用権は法律の保護を受けるべきであるとする旺利泰公司の上訴理由は成立せず、本院はこれを認めない。

以上のとおり、旺利泰公司の上訴要求は成立するものではなく、本院はこれを認めない。一審判決は正確であり、本院はこれを支持する。「中華人民共和国行政訴訟法」第 61 条第 1 号の規定に基づき以下のとおり判決する。

上訴を棄却し一審判決を維持する。

二審案件の受理費用 1000 人民元は、上訴人深圳市旺利泰実業有限公司の負担とする（既に納付済み）。

本判決をもって終審判決とする。

裁　判　長　　任全勝

代理裁判官　　景　滔

代理裁判官　　朱海宏

2007 年 9 月 20 日

本文は原本と相違なし

書　記　員　　王　芳

3 「無印良品」「MUJI」の裁定及び判決（和訳）

(1)「無印良品」

ア　商標評審委員会の裁定

国家工商行政管理総局商標評審委員会

第 795636 号「無印良品」商標に関する紛争裁定書

商評字〔2005〕第 4078 号

申立人　　：株式会社良品計画
住所　　：日本国東京都豊島区東池袋 3-1-1
委託代理人　　：北京金杜知識産権代理有限公司
被申立人　　：盛能投資有限公司
住所　　：香港

申立人は、2000 年 5 月 8 日に、被申立人が第 25 類服装等商品について登録した第 795636 号「無印良品」商標（以下「紛争商標」という）につき登録取消の申立を提出した。当委員会は、法に基づきこれを受理し、かつ当該申立書の副本を被申立人に送付した。申立人は、当初、永新専利商標代理有限公司に本件の代理人を委任していたが、その後、代理人を北京金杜知識産権代理有限公司に変更した。被申立人は当委員会の定める期限内に答弁を行わなかった。当委員会は、「商標評審規定」第 24 条の規定に基づき、合議廷を組織し、法に基づき審議を行い、本件は既に結審した。

申立人の主張は以下のとおりである。

1　申立人の親会社である日本西友グループは「無印良品」及び「MUJI」商標の考案者であり、かつ最初の使用者である。当該商標は 20 世紀 80 年代初頭に考案された。申立人は 1989 年に設立されたこの 2 つのブランド商品を専門的に販売する会社である。1993 年時点において、申立人は日本に 210 店舗の「無印良品 MUJI」の専門店を開設しており、その販売高は 308 億円に達していた。また、申立人はイギリス及び被申立人の所在地である香港にも多くの「無印良品 MUJI」の専門店を開設しており、高い知名度を有している。さらに、申立人は、この広汎な使用と同時に、「無印良品 MUJI」商標を香港、日本、韓国、フランス、イギリス、ドイツ等数十ヶ国において幅広く登録しており、その登録の類別は 25 類を含む数種に及んでいる。

2　申立人の商品は、早くは 1985 年に、香港の現地企業との合作により香港市場において販売され、その商品の簡単、自然、エコロジー等の特徴は市民に広く受け入れられた。1991 年、申立人

が香港現地の有名店である永安百貨と合作により海洋センター「無印良品 MUJI」専門店を開設した際には、現地の消費者の間で大きな話題となり、香港及び日本の多くのメディアによって報じられた。その後 1993 年に至るまで、申立人は香港に 3 店舗の「無印良品 MUJI」専門店を開設しており、1991 年より香港において「無印良品 MUJI」商標を広汎に登録している（これには本件にかかわる第 25 類も含まれている）。よって、申立人の「無印良品 MUJI」商標は、既に、先に使用された一定の影響力を有する商標になっていたといえる。被申立人の紛争商標と申立人の独創的な「無印良品 MUJI」商標とは中国語の部分が完全に一致していおり、また、被申立人は同一の時期に中国大陸において「MUJI」商標を第 25 類上に登録しており（当該商標については、申立人は同時に異議を申し立てており、商標評審委員会に併合審理を請求している。）、かかる 2 つの商標の登録出願行為はいずれも申立人が香港に専門店を開設し、かつ商標を登録してから 3 年後に行われている。このことから、紛争商標は被申立人が「無印良品 MUJI」商標の帰属を明らかに知っていながら剽窃し、かつ悪意によって抜け駆け登録したものであることがわかる。

3 被申立人は、紛争商標及び関連の「MUJI」商標を登録した後、申立人が先に使用した方式と同一の方式及びカラーを採用して宣伝及び使用しており、その販売ウェブサイトにおいて、当該紛争商標は日本のブランドであると宣伝している。このことは、被申立人が申立人の「無印良品 MUJI」商標を明らかに知っていながら中国大陸において抜け駆け登録し、かつその実際の使用において故意に被申立人と申立人の製品を混同させる誤った宣伝を行っていることをより強く証明しており、これにより申立人の製品の良好な信用は侵害を受けている。その悪意の登録及び使用の意図は明白であり、よって、かかる紛争商標は不正な手段によって登録を取得した商標に該当するというべきである。

4 申立人は過去に商標局に「無印良品 MUJI」商標の登録出願を提出したが、この時、商標局から、かかる文字は商品の特徴を直接表示するものであり、使用禁止条項に違反するとの理由で「無印良品」の文字を削除するよう要求された。よって、紛争商標も同様に商標法に違反するため、取り消されるべきである。

以上の事実に基づき、申立人は、2001 年 10 月 27 日改正前の「中華人民共和国商標法」（以下「改正前商標法」という）第 8 条第 1 項第 6 号及び第 27 条並びに現行「中華人民共和国商標法」（以下「現行商標法」という）第 31 条及び第 41 条の規定に基づき、紛争商標の登録の取消を請求するものである。

申立人は、前後して当委員会に対し以下の主要証拠を提出した。

1 申立人の 1993 年会計年度報告の写し：申立人の「無印良品 MUJI」商品の売上高が巨額であることを証明する。

2 申立人の「無印良品 MUJI」商品の紹介：申立人の「無印良品 MUJI」商品の種類が豊富であることを証明する。

3 日本、イギリス、香港、韓国の新聞紙等のメディアの「無印良品 MUJI」商品の紹介記事の写

し：申立人の「無印良品 MUJI」商標の高い知名度を証明する。

4　申立人の「無印良品 MUJI」商標の世界各国における登録状況の一覧表及び一部の登録証の写し

5　商標局が申立人の「無印良品 MUJI」商標出願に対して下した審査意見書の写し：「無印良品」の文字は商標法の使用禁止条項に違反するため、登録すべきでないことを証明する。

6　西友グループの香港での訴状の写し及び香港最高法院の 1989、A2036 号判決の写し：申立人が「無印良品 MUJI」商標の真の所有者であることを証明する。

7　広州越秀流花木記時装店の「個人商工業者の休業に関する基本状況」：被申立人のいう「MUJI」は「木記」に由来するとの説明が信用できないものであることを証明する。

8　広州無印良品発展有限公司の「企業登録基本資料」：被申立人の董事長が申立人の「無印良品」商標を企業名称として抜け駆け登録したことを証明する。

9　被申立人の関連企業が大陸において「無印良品」及び「MUJI」商標を実際に使用していた写真

10　申立人が生産するセーターの写真及び男性用靴下、女性用靴下各 1 足：証拠 9 とともに、被申立人が申立人の「無印良品 MUJI」商標の形式を盗用したことを証明する。

11　広州市白雲区公証所の発行した（2003）穂白内民証字第 0620 号及び第 0621 号公証書及びその添付テープ：被申立人が申立人の商標を剽窃したことを証明する。

12　シンガポールの小売店が申立人に宛てた電子メール：紛争商標及びその使用が既に関連の公衆に混同をもたらしていることを証明する。

13　申立人がその各専門店の店長に出した「無印良品」商品仕入要求の書簡：申立人の製品が多種多様であること及び幅広く宣伝していることを証明する。

14　申立人の 1990 年から 1994 年までの日本における「無印良品 MUJI」商品の販売額及び広告費用の統計表

15　申立人の香港支店の 1990 年から 1994 年までの香港における「無印良品 MUJI」商品の販売額及び広告費の統計表

16　申立人の香港専門店の「無印良品 MUJI」商品リストの 1 頁目の写し及び宣伝パンフレットの概要の写し

17　申立人のウェブサイトからダウンロードした「無印良品 MUJI」の専門店についての紹介

18　2004 年第 1 回フィガロ国際中国語版「無印良品」：申立人の「無印良品 MUJI」が高い知名度を有することを証明する。

19　2004 年第 1 回「Design」雑誌における申立人の会社紹介及び商品紹介：申立人の商品の中国における宣伝活動及び普及活動を証明する。

20　申立人が 2004 年 6 月 28 日付「21 世紀経済報道」に掲載した声明：申立人が消費者に偽物に注意するよう喚起したことを証明する。

21　広州無印良品発展有限公司のウェブページの公証書：被申立人の「無印良品 MUJI」服装の販売拠点を証明する。

22　広州無印良品発展有限公司に関する調査報告書：被申立人の中国における「無印良品 MUJI」

商標の登録及び使用が主観的悪意を有していたことを証明する。

23 「中国特許及び商標」に掲載された事件:商標評審委員会の過去の類似事件では、審議の結果、すべて取消の裁定がなされていることを証明する。

当委員会は、当事者の陳述、提出された評審請求及び証拠資料並びに関連の商標ファイルに基づき、調査により下記の事実を明らかにした。

一　紛争商標は 1994 年 2 月 8 日に被申立人によって商標局に登録出願され、1995 年 11 月 28 日に登録が認められた。使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

二　紛争商標出願日以前における申立人の商標の登録状況

申立人は、1984 年 1 月 21 日に、日本において第 2683504 号「無印良品」商標の登録を出願した。その使用指定商品は、衣服、T シャツ、帽子等である。また 1995 年 12 月 15 日に日本において第 4026074 号「無印良品 MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品は第 25 類衣服等である。

申立人は、1991 年 11 月 28 日に、香港において「無印良品 MUJI」商標を登録した（登録番号 1995B05368）。その使用指定商品は第 25 類の衣類、靴及び帽子である。また、1991 年 11 月 28 日、香港において「MUJI」商標を登録した（登録番号 199501150）。その使用指定商品は衣類、靴、帽子、ブーツ及び靴下である。

申立人は、1992 年 1 月 29 日にフランスにおいて「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定の類別は第 25 類を含む数種である。

申立人は、1991 年 7 月 4 日、1991 年 7 月 30 日にイギリスにおいて第 1469762 号「無印良品 MUJI」商標及び第 1472081 号「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品はいずれも第 25 類商品である。

申立人は 1992 年 10 月 22 日にスペインにおいて第 M1726100 号「MUJI」商標及び第 M1726114 号「無印良品」商標を登録した。その使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

三　紛争商標出願日以前における申立人の商標の使用状況

申立人は、1991 年 11 月に、香港において香港永安百貨との合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立した。この出来事は「快報」、「香港商報」、「成報」、「星島晩報」、「信報」等の香港メディアや「繊研新聞」、「日経流通新聞」等の日本のメディアによって報道された。申立人は、1991 年 7 月に、イギリスロンドンにおいて「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立した。この出来事は、「読売新聞」、「日本経済新聞」、「朝日新聞」等の多くの日本のメディアによって報道された。

四　紛争商標登録後における被申立人の使用状況

被申立人の董事長楊永康は、同時に広州無印良品発展有限公司の株主兼法定代表者である。広州

無印良品発展有限公司の多くの販売サイト上において、多くの販売員が「無印良品 MUJI」は日本のブランドであると発言している。

当委員会は以下のとおり認定する。

申立人の当初の紛争申立の法的根拠は改正前「商標法」第 8 条及び第 27 条であったが、その申立理由の一部が現行「商標法」第 11 条第 1 項、第 13 条、第 31 条に規定する事由に該当するため、「商標評審規則」第 99 条の規定に基づき、かかる一部の理由については現行「商標法」の関連規定を適用して評審を行うものとする。申立人は、自己の商標が著名商標にあたることの認定を請求しておらず、かつ補充提出した理由においても現行「商標法」第 31 条を法的根拠として追加しただけであったため、本件では、紛争商標が現行「商標法」第 13 条の規定に違反するか否かについて審議を行わない。以上を総括すると、本件の争点は以下の 3 点となる。

1 紛争商標は商品の特徴を直接に表示したに過ぎないか、現行「商標法」第 11 条第 1 項の規定に違反するか否か。
2 申立人の「無印良品 MUJI」商標は先に使用されておりかつ一定の影響力を有していたといえるか否か。紛争商標の登録は不正な手段による抜け駆け登録に該当するか否か。
3 紛争商標の登録は改正前「商標法」第 27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項に定める「欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得る」行為に該当するか否か。

争点 1 について、当委員会は、「無印良品」の 4 文字は現代中国語において商品の品質を示す常用単語にはあたらないと考える。当該文字を服装商品等に使用した場合、商品の出所を表示する役割を果たすことができ、商標が備えるべき顕著性を備えているため、紛争商標は現行商標法第 11 条第 1 款の規定に反するものではない。

争点 2 について、当委員会は、現行「商標法」第 31 条にいう「既に使用している一定の影響力を有する」とは一般的に「中国大陸において先に使用されていること」を指すものと理解する。申立人が提出した、その商標が香港において先に使用されていたこと及びその影響力についての証拠は現行「商標法」第 31 条に定める状況に該当しないため、申立人の現行「商標法」第 31 条に基づく紛争申立理由は成立しない。

争点 3 について、申立人は「無印良品 MUJI」を先に使用し、かつ世界各国において広汎に登録したことを証明した。特に被申立人の所在地である香港において紛争商標出願日の 2 年以上も前に「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ登録したことを証明した。さらに、「無印良品 MUJI」商標自体が一定の独創性を有しており、被申立人が実際の使用過程において、紛争商標を、被申立人が同時期に登録した「無印良品」商標と一緒に使用し、商標の実際の使用方式についても申立人の商標と非常に類似した方式を採用しており、販売段階においても販売員が自己のブランドは日本のブランドであると発言しており、これらの数々の事実は、被申立人の紛争商標の登録及び使用における主観的悪意を証明している。よって、被申立人の紛争商標の登録出願行為は改正前「商標法」第

27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段によって登録を得る」行為に該当するといえる。

当委員会は、現行「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、以下のとおり裁定を下す。

被申立人が第 25 類服装等商品上に登録した第 795636 号「無印良品」商標を取り消す。

当事者は、本裁定を不服とする場合は、本裁定書の受領日から 30 日以内に、北京市第一中級人民法院に訴えを提起することができ、改正後の「商標評審委員会」第 35 条第 1 項の規定に基づき、人民法院に訴状を提出すると同時に、または訴状提出の日から遅くとも 15 日以内に、訴状の副本を当委員会に送付するか、または別途書面により当委員会に通知するものとする。

以上

合議廷裁判員：薛寅君

何　敏

林麗娟

（国家工商行政管理総局商標評審委委員会の印あり）

2005 年 11 月 30 日

写し送付先：国家工商行政管理総局商標局

イ　北京市第一中級人民法院の判決

中華人民共和国

北京市第一中級人民法院

行政判決書

（2006）一中行初字第 191 号

原告　　：盛能投資有限公司

住所　　：香港新界葵涌葵芳路 223 号新都会広場オフィスビル 2 棟 30 階 3009 室

法定代表者　　：楊永康　董事長

委託代理人　　：張　雯　北京市君合律師事務所弁護士

委託代理人　　：何　芳　北京市君合律師事務所弁護士

被告　　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会

住所　　：北京市西城区三里河東路 8 号

法定代表者　　：候　林　主任

委託代理人　　：崔迎琪　国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部

委託代理人　　：薛寅君　国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部

第三者　　：株式会社良品計画

住所　　：日本東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 3 号

法定代表者　　：松井忠三　代表取締役

委託代理人　　：李中聖　北京市金杜律師事務所弁護士

委託代理人　　：徐　静　北京市金社律師事務所弁護士

原告盛能投資有限公司（以下「盛能公司」という）は、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）が 2005 年 11 月 30 日に下した第 795636 号「無印良品」商標に関する商評字［2005］第 4078 号紛争裁定書（以下「［2005］第 4078 号裁定」という）を不服として、法定の期間内に本院に行政訴訟を提起した。本院は、2006 年 1 月 18 日に本件を受理し、法に基づき合議廷を組織し、株式会社良品計画に本件の第三者として訴訟に参加するよう通知を出した。2006 年 4 月 18 日、本院は、公開により本件の開廷審理を行った。原告盛能公司の委託代理人張雯、何芳、被告商標評審委員会の委託代理人崔迎琪、薛寅君、及び第三者株式会社良品計画の委託人徐静が訴訟に参加し、本件は既に結審した。

［2005］第 4078 号裁定は、被申立人盛能公司の第 25 類服装等商品に関する第 795636 号「無印良品」登録商標（以下「紛争商標」という）に対する申立人株式会社良品計画の 2000 年 5 月 8 日付登録取消申立について、被告商標評審委員会が 2005 年 11 月 30 日に下した裁定である。被告商標評審委員会は、以下のように認定した。

1 「無印良品」の文字は現代中国語において商品の品質を示す常用単語にはあたらず、当該文字が服装商品等に使用された場合、商標の顕著性を備え、商品の出所を表示する役割を果たすことができるため、紛争商標は現行商標法第 11 条第 1 款の規定に反するものではない。

2 現行「商標法」第 31 条にいう「既に使用している一定の影響力を有する」とは一般的に「中国大陸において先に使用されていること」を指すものと理解する。申立人が提出した、その商標が香港において先に使用されていたこと及びその影響力についての証拠は現行「商標法」第 31 条に定める状況に該当しないため、申立人の現行「商標法」第 31 条に基づく紛争申立理由は成立しない。

3 申立人は「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ世界各国において広汎に登録したことを証明した。申立人は香港において被申立人よりも 2 年以上も前に紛争商標を先に使用し、かつ登録したことを証明した。

4 「無印良品 MUJI」商標自体が一定の独創性を有しており、被申立人は商標の実際の使用方式について申立人の商標と非常に類似した方式を採用しており、販売においても被申立人の販売員が自己のブランドは日本のブランドであると発言している。よって、被告は、上記の事実が被申立人の紛争商標の登録及び使用における主観的悪意を証明していると認定し、被申立人の紛争商標の登録出願行為は改正前「商標法」第 27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段によって登録を得る」行為に該当するものとして、現行「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、被申立人盛能公司が第 25 類服装等商品について登録した第 795636 号「無印良品」商標を取り消す旨の裁定を下した。

原告盛能公司は、被告商標評審委員会が下した［2005］第 4078 号裁定を不服をとして、法定の期間内に本院に行政訴訟を提起し、以下のように主張した。

1 被告は、法に定められた送達及び通知の義務を果たさなかった。被告は、原告に答弁通知を直接に送達せず、原告と代理関係のない中国専利代理（香港）有限公司（以下「港専公司」という）に答弁通知を送達した。被告は 2001 年 5 月 21 日に「商標公告」に紛争商標の答弁送達公告を掲載したが、原告の会社名である「盛能投資有限公司」を「威能投資有限公司（香港）」と誤って記載した。そのため、原告が答弁通知を受け取ることができず、適時に答弁に参加できず、これにより原告の権利は失われた。

2 原告は、答弁通知を受け取っておらず、答弁には参加できなかったため、第三者が評審過程において提出した証拠資料を把握していないが、原告は第三者の提出した紛争商標に関する資料は別の「MUJI」商標に関する証拠資料とはほぼ同様ではないかと推測する。第三者の「MUJI」

商標にかかわる一部の証拠資料は証拠提出期限の経過後に提出されたものであるため、被告はかかる部分の証拠を紛争商標事件の事実認定の根拠とすべきではない。

3 第三者の「無印良品 MUJI」商標は 1991 年 11 月 28 日に香港で登録されたとの被告の事実認定は誤りである。インターネットで調べたところ、第三者の「無印良品 MUJI」商標の香港での登録日は 1995 年 6 月 30 日である。

4 第三者が「MUJI」商標に関して提出した証拠資料は、第三者が香港で紛争商標を先行使用したことの根拠とすべきではない。第三者が提出した証拠により、第三者が紛争商標の出願日以前に既に香港で「無印良品 MUJI」商標を登録し、かつ使用していたことを認定できるとしても、1993 年以前に第三者の商標が香港において高い知名度を有していたことを証明することはできない。

5 原告の中国大陸における紛争商標の登録出願行為には悪意はない。「無印良品」商標は、原告の董事長である楊永康氏が自ら考案したものである。大陸において紛争商標を登録出願し、かつ登録を受けた時点では、第三者が香港で「無印良品 MUJI」商標を登録及び使用していたことを知らなかった。

6 被告が、原告の商標登録後の使用行為をもって原告が紛争商標の登録出願時に悪意をもっていたことの判断根拠としたことは、改正前「商標法」第 27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項の規定に違反する。

7 原告は数年にわたり紛争商標を登録及び使用しているため、紛争商標は法律による保護を受けるべきである。原告は 1994 年 2 月 8 日に中国大陸において紛争商標の登録を出願し、1995 年 11 月に登録を受けて以来、大陸で紛争商標を十数年にわたり使用し続けており、一定の知名度及び高いビジネス価値を有している。原告の登録した紛争商標が取り消されると、原告は莫大な経済的損害を被り、取引の安全が害されることとなる。

以上の理由により、被告が下した［2005］第 4078 号裁定は、法定の手続に違反し、事実認定及び法律適用に誤りがあるため、人民法院に対し、同裁定を取り消し、被告及び第三者に本件に関するすべての訴訟費用を負担させる旨の判決を下すことを請求するものである。

被告商標評審委員会は、以下のとおり抗弁した。

被告は、第 795636 号「無印良品」商標に関する紛争申立を受理した後、遅滞なく原告の商標代理人に答弁通知を発送し、かつ 2001 年 5 月 21 日付 2001 年第 19 号「商標公告」において答弁通知の公示送達を行った。従って、被告は、答弁通知の送達義務を果たしている。商標評審過程において、原告は権利行使を怠り、答弁意見を最後まで提出しなかった。本件訴訟において、原告は、答弁意見を提出しなかったことを理由に、被告が下した裁定の取消を請求しているが、かかる原告の訴えは事実と一致せず、法的根拠に欠ける。以上のとおり、被告が下した［2005］第 4078 号裁定は、事実認定が明らかであり、法律適用も適切であり、評審手続も適法であるため、人民法院に本裁定の維持を請求する。

第三者株式会社良品計画は、以下のとおり陳述した。

1　被告は、答弁通知の送達義務を果たしている。被告は、原告の港専公司に対する授権に基づき、港専公司に答弁通知を送達した。また、被告は、公告方式によって、答弁通知の送達を行っている。

2　第三者は、期間内に証拠を提出しているうえ、新しい評審規則の規定に基づき、提出済みの証拠について公証認証手続を行っている。

3　第三者が香港において紛争商標を使用及び登録したのは、原告が登録出願した時期よりも早いため、第三者が紛争商標について既存の権利を有することには疑いの余地はない。

4　商標評議手続において、第三者の証拠提出時期はすべて 2000 年 5 月 8 日であり、すべてについて公証認証手続を行っている。

5　紛争商標には独創性がある。「無印良品」という四つの漢字は中国語の常用単語ではなく、明らかな日本語の特徴を帯びている。原告は、中国大陸において「無印良品」商標の登録を受けただけでなく、第三者の「MUJI」商標についても登録を受けている。原告は香港の会社であり、中国大陸において第三者と完全に同一する商標につき同一商品において登録を受けていることから、その主観的な悪意は明らかである。

以上の理由により、商標評審委員会が下した［2005］第 4078 号裁定は、事実認定が明白であり、法律適用も適切であるため、人民法院に本裁定を維持を請求する。

本院での審議の結果、以下の事実が明らかとなった。

一　答弁通知の送達に関する事実について

1994 年 1 月 22 日、盛能公司は、港専公司に「無印良品」商標手続の代理を委任した。委任状に記載された授権範囲は、「中国における登録出願、登録更新、譲渡、再審査、異議申立及び取消等」である。

2000 年 8 月 16 日、被告商標評審委員会は、港専公司に対し（2000）商評総字第 956 号通知を送達した。同通知には、「‥‥‥株式会社良品計画は、2000 年 5 月 8 日に、貴社が登録した第 795636 号「無印良品」商標に対して登録商標不正出願に関する裁定の申立を提出し、当委員会は法に基づき当該申立を受理した。ここに、「商標評審事件申立書」（副本）一部を本書状とともに転送する。貴社は、2000 年 9 月 30 日までに書面にて答弁されたい。‥‥‥期限を徒過しても答弁を行わず、または答弁を拒否した場合は、当委員会は法に基づき裁定を下す。」と記載されていた。2000 年 8 月 18 日、港専公司は上記の通知を受け取った。

2001 年 5 月 21 日、被告は、2001 年第 19 号「商標公告」（週刊）の 894 頁目に第 795636 号「無印良品」商標に関する答弁送達公告を掲載した。同公告には、紛争商標、登録番号、事件の種類、答弁人が記載されていた。同公告の答弁人欄の会社名は「威能投資有限公司（香港）」と記載されていた。

2005 年 3 月 11 日、盛能公司は、港専公司に書簡を送付し、第 795636 号「無印良品」商標の取消

の件について状況を尋ねた。

2005 年 3 月 23 日及び同年 9 月 10 日、盛能公司は、被告に書簡を送付し、答弁を行わなかった理由について説明した上で、書面の答弁意見を追加提出することを請求した。

2005 年 11 月 30 日に被告が［2005］第 4078 号裁定を下すまでに、被告は盛能公司から書面の答弁意見を受け取らなかった。

二　第三者による紛争商標の登録及び使用の状況

（一）登録状況

1984 年 1 月 21 日、第三者は、日本において第 2683504 号「無印良品」商標の登録を出願した。その使用指定商品は、衣服、T シャツ、帽子等である。

1995 年 12 月 15 日、第三者は、日本において第 4026074 号「無印良品 MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品は第 25 類衣服等である。

1991 年 7 月 4 日及び 1991 年 7 月 30 日、第三者は、イギリスにおいて第 1469762 号「無印良品 MUJI」商標及び第 1472081 号「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品はいずれも第 25 類商品である。

1991 年 11 月 28 日、第三者は、香港において「無印良品 MUJI」及び「MUJI」商標の登録を出願し、実際の登録日は 1995 年 6 月 30 日であった。登録番号は 1995B05368 及び 199501150 であり、使用指定商品は第 25 類衣服、靴及び帽子等である。登録商標の有効期限は 2012 年 11 月 28 日である。

1992 年 1 月 29 日、第三者は、フランスにおいて「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定の類別は第 25 類を含む。

1992 年 10 月 22 日、第三者は、スペインにおいて第 M1726114 号「無印良品」商標及び第 M1726100 号「MUJI」商標を登録した。その使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

（二）使用状況について

「香港商報」、「快報」、「成報」、「星島晩報」、「信報」等多くの香港メディア及び「織研新聞」、「日経流通新聞」等多くの日本メディアの報道によると、第三者は、1991 年 11 月に、香港において、香港永安百貨店との合弁により、「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立している。

「読売新聞」、「日本経済新聞」及び「朝日新聞」等多くの日本メディアの報道によると、第三者は、1991 年 7 月に、イギリスのロンドンにおいて合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立している。

2000 年 5 月 8 日、第三者は、我が国の「商標法」第 27 条及び「商標法実施細則」第 25 条の規定に基づき、盛能公司の「無印良品」商標の登録は不正なものであるとして、商標評審委員会に当該商標の取消申立を提出した。2005 年 11 月 30 日、商標評審委員会は、現行「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、盛能公司が第 25 類服装等の商品に登録した第 795636 号「無印良品」商標を取り消す旨の裁定を下した。

三　原告による紛争商標の登録及び使用の状況について

（一）登録状況：1994 年 2 月 8 日、原告盛能公司は我が国の商標局に商標「無印良品」の登録を出願した。1995 年 11 月 28 日、商標局の審査を経て登録を受けた。使用指定商品は衣服、靴及び帽子である。

（二）使用状況：本件訴訟において、原告は、中華人民共和国長安公証処が 2006 年 4 月 5 日に発行した（2006）長証内経字第 2393 号公証書を提出した。同公証書には、原告の「無印良品」商標の使用状況を証明するために、中国国際展覧センターが開催した「2006 年中国国際服装服飾博覧会」第 4 号館第 W4316 号展示コーナーにて写真撮影をしたことが記載されている。

四　第三者が商標評審手続において申立人として提出した証拠資料は、以下のとおりである。

1　第三者の 1993 年会計年度報告の写し：第三者の「無印良品 MUJI」商品の売上高が巨額であることを証明する。

2　第三者の「無印良品 MUJI」商品の紹介：第三者の「無印良品 MUJI」商品の種類が豊富であることを証明する。

3　日本、イギリス、香港、韓国の新聞紙等のメディアによる第三者の「無印良品 MUJI」商品の紹介記事の写し：第三者の「無印良品 MUJI」商標の知名度を証明する。

4　第三者の「無印良品 MUJI」商標の世界各国における登録状況の一覧表及び一部の登録証の写し

5　商標局が第三者の「無印良品 MUJI」商標出願に対して下した審査意見書の写し：「無印良品」の文字は商標法の使用禁止条項に違反するため、登録すべきでないことを証明する。

6　西友グループの香港での訴状の写し及び香港最高法院の 1989A2036 号判決：申立人が「無印良品 MUJI」商標の真の所有者であることを証明する。

7　広州越秀流花木記時装店の「個人商工業者の休業に関する基本状況」: 被申立人のいう「MUJI」は「木記」に由来するとの説明が信用できないものであることを証明する。

8　広州無印良品発展有限公司の「企業登録基本資料」: 原告が第三者の「無印良品」商標を企業名称として抜け駆け登録したことを証明する。

9　原告の関連企業が大陸において「無印良品」及び「MUJI」商標を実際に使用していた写真

10　第三者が生産するセーターの写真及び男性用靴下、女性用靴下各 1 足：証拠 9 とともに、原告が第三者の「無印良品 MUJI」商標を盗用したことを証明する。

11　広州市白雲区公証所の発行した（2003）穂白内民証字第 0620 号及び第 0621 号公証書及びその添付テープ：原告が第三者の商標を剽窃したことを証明する。

12　シンガポールの小売店が第三者に宛てた電子メール：紛争商標及びその使用が既に関連の公衆に混同をもたらしていることを証明する。

13　第三者がその各専門店の店長に出した「無印良品」商品仕入要求の書簡：第三者の製品が多種多様であること及び幅広く宣伝していることを証明する。

14　第三者の 1990 年から 1994 年までの日本における「無印良品 MUJI」商品の販売額及び広告費

用の統計表

15　第三者の香港支店の 1990 年から 1994 年までの香港における「無印良品 MUJI」商品の販売額及び広告費の統計表

16　第三者の香港専門店の「無印良品 MUJI」商品リスト及び宣伝パンフレット

17　第三者のウェブサイトからダウンロードした「無印良品 MUJI」の専門店についての紹介

18　2004 年第 1 回フィガロ国際中国語版「無印良品」：第三者の「無印良品 MUJI」が高い知名度を有することを証明する。

19　2004 年第 1 回「Design」雑誌における第三者の会社紹介及び商品紹介：第三者の商品の中国における宣伝活動及び普及活動を証明する。

20　第三者が 2004 年 6 月 28 日付「21 世紀経済報道」に掲載した声明：第三者が消費者に偽物に注意するよう喚起したことを証明する。

21　広州無印良品発展有限公司のウェブページの公証書：原告の「無印良品 MUJI」服装の販売拠点を証明する。

22　広州無印良品発展有限公司に関する調査報告書：原告の中国における「無印良品 MUJI」商標の登録及び使用が主観的悪意を有していたことを証明する。

23　「中国特許及び商標」に掲載された事件: 商標評審委員会の過去の類似事件では、審議の結果、すべて取消の裁定がなされていることを証明する。

上記の事実については、［2005］第 4078 号裁定書、盛能公司の委任状、（2000）商評総字第 956 号通知、2001 年第 19 号「商標公告」、「無印良品」商標に関する登録状況、メディア報道、法廷で確認された被告の評審ファイル、当事者の陳述及び法廷記録が、事件の証左である。

本院は、原告の主張について被告の具体的行政行為を審査するにあたり、本件紛争の争点は主に以下の点にあると考える。①商標評審手続において、被告は原告に対して答弁通知の送達義務を果たしたか否か。②別件の商標紛争事件において提出された証拠に基づき、第三者が提出した証拠が挙証期限を過ぎたものと推定するとの原告の主張は成立するか否か、及びそれは本件における事実認定に影響を与えるか否か。③被告が認定した、第三者の「無印良品」商標の香港における登録時期に誤りがあったか否か。④原告が不正な手段により登録を取得したとの被告の認定は成立するか否か。

一　商標評審手続において、被告は原告に対して答弁通知の送達義務を果たしたか否か。

まず、原告は香港の会社である。被告は、盛能公司の港専公司に対する授権に基づき、郵送方式で港専公司宛に答弁通知を送達し、さらに「商標公告」においても公示送達の方法により答弁通知の送達を行った。答弁公告には、企業名称、紛争商標の名称、紛争商標の登録番号等の内容が記載されていた。原告が提出した証拠には、港専公司が 2000 年 8 月 18 日に当該答弁通知を受領したこと、

原告が答弁の件について港専公司に問い合わせたことが記載されている。これら事実により、被告は原告に対して郵送及び公示の方式により答弁通知を送達し、その送達義務を果たしたと認定することができ、本院はかかる事実を確認する。

次に、被告が公示送達において「盛能投資有限公司」を「威能投資有限公司（香港）」と記載したことは、確かに誤りであり、速やかに訂正されるべきであった。しかし、公示送達の内容をみると、企業名称だけでなく、紛争商標に関するその他の情報も記載されており、そこには『「無印良品」商標、登録番号第 795636 号』と明記され、これらの情報には誤りはない。公示送達の情報における紛争商標についての趣旨ははっきりしており、送達の対象は本件の原告であると確定することができる。被告が「盛能投資有限公司」を「威能投資有限公司（香港）」と記載したことは、誤記であるが、この誤記をもって、被告による答弁通知の送達義務の履行を否定することはできず、また、これをもって原告が権利行使を怠った理由とすることはできない。実際、被告が紛争商標に対して裁定を下す前に、原告は港専公司に書簡を送付し、第三者が紛争商標の登録取消を申し立てたことについて問い合わせている。また、原告は、2005 年 3 月及び同年 9 月に二度にわたり、被告に対して書簡を送付し、答弁を行わなかった理由及び書面の答弁申請を補充提出することを説明している。これらの事実は、被告が紛争商標について裁定を下す以前に、原告が、第三者が商標評審委員会に対して紛争商標の取消を申し立てたことを知っていたことのみならず、原告が商標評審委員会に対して書面の答弁意見の補充提出を申し立てたことをも証明している。しかしながら、被告が裁定を下すまでの 8 か月近くの期間において、原告は、その答弁意見を提出しなかったのである。本件訴訟において、原告は、答弁通知を受け取っていなかったこと、「商標公告」を購読していなかったため「商標公告」の内容を知ることができなかったこと、及び商標公告の内容に誤りがあったことを理由に、被告が送達義務を果たさなかったと強く主張したが、原告のかかる主張は明らかに事実に合致しないため、その訴訟理由は成立せず、本院はこれを認めない。

二　原告は、別件の商標紛争事件において提出された証拠に基づき、第三者の提出した証拠が挙証期限を過ぎたものであると推測したが、かかる推測が成立するか否か、また、本件にかかわる事実認定に影響を与えるものか否かについて

原告は、訴訟において、第三者が紛争商標評審事件について証拠資料を提出したことを知らず、また、答弁も行わなかったが、別件の紛争商標事件における証拠資料から、本件の第三者の証拠提出時期は挙証期限を徒過していると推測すると主張した。原告は、第三者が商標評審委員会に紛争商標の取消申立を提出したことを知った後、合理的な期限内に積極的にその抗弁権を行使しなかったが、本件訴訟においては、別件の紛争事件の資料に基づき、本件の第三者の証拠提出時期が挙証期限を徒過している推測して、被告の認定した案件事実を否定している。原告の当該推測は相応の証拠証左が欠けているため、本院はこれを認めない。

三　被告が認定した、第三者の「無印良品」商標の香港における登録時期に誤りがあったか否かについて

商標の香港における登録時期は、現地の法律に従い判断しなければならない。香港知的財産権署が発行した商標登録証書の掲載によると、第三者は 1991 年 11 月 28 日に香港において「無印良品 MUJI」商標を登録し、実際の登録日は 1995 年 6 月 30 日であり、登録番号は 1995B05368 であり、使用指定商品は、第 25 類の服装、靴及び帽子であり、登録満了日は 2012 年 11 月 28 日である。被告は、第 4078 号裁定において、香港知的財産権署が発行した登録証書の記載に基づき、第三者が 1991 年 11 月 28 日に香港において「無印良品 MUJI」商標を登録したと認定したが、かかる認定は被告の事実認定の誤りには該当しない。原告は、かかる主張について、挙証責任を負わなければならない。

四　原告が不正な手段により登録を取得したとの被告の認定は成立するか否かについて

被告のかかる認定が成立するか否かを判断するには、まず、原告の紛争商標登録行為に不正な手段があったか否かを審査しなければならない。第一に、「無印良品」商標の出願と登録の時期の点からみると、第三者は 1991 年 11 月 28 日に香港において「無印良品 MUJI」商標を登録出願しており、登録が認められた時期は、1995 年 6 月 30 日である。他方、原告は、1994 年 2 月 8 日に我が国の商標局に対して紛争商標を登録出願し、1995 年 11 月 28 日に商標局の審査確認を経て登録された。原告の出願及び登録の時期はいずれも第三者の出願及び登録の時期よりも遅い。第二に、「無印良品」商標の香港における使用状況をみると、第三者は、1991 年 11 月に、香港において永安百貨店との合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を開設した。他方、原告は、紛争商標使用の証拠として、「2006 年中国国際服装服飾博覧会」での宣伝写真を提供しただけである。当該証拠の作成時期は 2006 年であり、第三者が「無印良品 MUJI」商標を使用及び登録出願した時期よりも後である。当該宣伝写真において、原告は、紛争商標を使用しているだけでなく、第三者が国際的に登録している「MUJI」商標をも使用している。第三に、原告は香港の会社であり、第三者が紛争商標を登録及び使用する地域と同一地域に所在し、かつ原告と第三者はともに同一の業界に属し、服装製品の生産及び経営を行っており、また、原告が紛争商標について登録した商品類別は第三者の登録した商品類別と同一である。両者の間には、同一市場における競争関係が存在する。第四に、紛争商標の国際的登録状況の点からみると、第三者は、1984 年に日本において、1991 年にイギリスにおいて、1992 年にスペインにおいてそれぞれ登録を行っている。原告の紛争商標は、第三者の製品が香港に市販されてから 2 年以上が経った後の 1994 年 11 月に国内において登録出願されたものである。第五に、紛争商標の構造をみると、紛争商標は「無印良品」という四つの漢字から成り立っており、中国語で通常見かける単語ではなく、また、中国語の造語習慣にも合致しない。異なる文化と言語の環境のもとで、全く同じデザインが生じる可能性は極めて低い。以上の理由から、原告の紛争商標登録における主観的な悪意は明らかであり、原告は不正な手段により登録を取得したと被告が認定したことについて、不当性はない。原告は、紛争商標は原告の董事長である楊永康氏が考案したもので、紛争商標を登録出願した時点において、第三者が香港において既に登録及び使用していた

ことを知っておらず、主観的悪意は存在しなかったと主張したが、かかる訴訟理由は到底受け入れられるものではなく、本院はこれを認めない。

以上の事実に基づき、原告の紛争商標登録行為は改正前「商標法」第 27 条 1 項及び現行「商標法」第 41 条 1 項にいう「その他の不正な手段により登録を取得する行為」に該当するとした被告商標評審委員会の裁定は、その事実認定が明らかであり、法律の適用が正確であり、審理手続に不当性がないため、本院は、「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条 1 号の規定に基づき、以下のとおり判決を下す。

被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会が下した第 795636 号「無印良品」商標紛争事件に関する商評字［2005］第 4078 号裁定を維持する。

本件の受理費 1000 元は、原告盛能投資有限公司の負担とする（納付済）。

本判決を不服とする場合は、原告盛能投資有限公司及び第三者株式会社良品計画は、本判決の送達日より 30 日以内に、被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会は本判決の送達日より 15 日以内に、本院に上訴状及び副本を提出することができ、かつ上訴事件受理費 1000 元を納付するものとする（口座開設銀行：中国工商銀行北京支店黄楼出張所、口座名義：北京市第一中級人民法院、口座番号：144537-48）。上訴は中華人民共和国北京市高級人民法院において行うものとする。

裁　判　長　　劉　勇
裁　判　官　　蘇　杭
代理裁判官　　董暁敏

2006 年 8 月 31 日
（北京市第一中級人民法院の印あり）

本文は原本と相違なし

書　記　官　　周麗婷

ウ　北京市高級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市高級人民法院
行政判決書

（2007）高行終字第 16 号

上訴人（原審原告）　：盛能投資有限公司
住所　：香港新界葵涌葵芳路 223 号新都会広場オフィスビル 2 棟 30 階 3009 室
法定代表者　：楊永康　董事長
委託代理人

被上訴人（原審被告）　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　：北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　：候　林　主任
委託代理人　：崔迎琪　国家工商行政管理総局商標評審委員会　幹部
委託代理人　：薛寅君　国家工商行政管理総局商標評審委員会　幹部

原審第三者　：株式会社良品計画
住所　：日本東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 3 号
法定代表者　：松井忠三　代表取締役社長
委託代理人　：李中聖　北京市金杜律師事務所　弁護士
委託代理人　：徐　静　北京市金杜律師事務所　弁護士

上訴人盛能投資有限公司（以下「盛能公司」という）は、商標取消行政紛争事件につき、北京市第一中級人民法院の（2006）一中行初字第 191 号行政判決を不服として、本院に上訴を提起した。本院は、2007 年 1 月 4 日に本件を受理した後、法に基づき合議廷を組織し、本件を審議し、本件は既に結審した。

盛能公司は、第 795636 号登録商標「無印良品」の商標権者である。2000 年 5 月 8 日、株式会社良品計画は、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）に対し当該登録商標の取消を申し立てた。商標評審委員会は、2005 年 11 月 30 日に、（2005）第 4078 号裁定を下し、盛能公司の第 795636 号登録商標を取り消すこととした。盛能公司は、これを不服として、北京市第一中級人民法院に訴訟を提起した。

北京市第一中級人民法院は、審議の結果、次の事実を明らかにした。商標評審委員会は、郵送及び公告の方法により盛能公司に答弁通知を送達し、既に送達義務を果たした。盛能公司は、答弁通知を受け取っておらず、「商標公告」を購読していなかったため、商標公告を知ることができなかったこと、また、商標公告の内容に誤りがあったことを理由に、商標評審委員会が送達義務を果たさなかったと一貫して主張してきたが、かかる主張は、事実と明らかに異なるため、これを認めない。盛能公司は、株式会社良品計画が商標評審委員会に紛争商標の取消を申し立てたことを知りながら、合理的な期間内にその抗弁権を積極的に行使せず、本件訴訟において、別件紛争の資料に基づき、本件第三者による証拠の提出は挙証期限を徒過したものであると推定し、かかる推定もって商標評審委員会が認定した事件の事実を否定しようとした。かかる推定は関連の証拠証左が欠けているため、これを認めない。香港知的財産権署が発行した商標登録証書の記載によれば、株式会社良品計画は 1991 年 11 月 28 日に香港において「無印良品 MUJI」商標を登録し、実際の登録日は 1995 年 6 月 30 日であり、登録番号は 1995B05368 である。商標評審委員会が、かかる登録証書に基づき、株式会社良品計画は 1991 年 11 月 28 日に香港において「無印良品 MUJI」商標を登録したと認定したことには、不当性はない。株式会社良品計画は、1991 年 11 月に香港において香港永安百貨との合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立した。他方、盛能公司は、香港の会社であり、株式会社良品計画が「無印良品 MUJI」商標を登録及び使用している地域と同一地域に所在し、同一の業界に属し、いずれも服装製品を生産及び経営する企業であり、両者の間には同一の市場における競争関係が存在する。盛能公司の紛争商標は、株式会社良品計画の製品が香港において販売されてから 2 年以上が経った 1994 年 11 月に国内で登録出願されたものである。盛能公司の紛争商標登録における主観的な悪意は明らかであり、「盛能公司は不正な手段により登録を得た」と商標評審委員会が認定したことには、不当性はない。以上の理由に基づき、原審法院は、「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条第 1 項の規定に従い、商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定を維持する旨の判決を下した。

盛能公司は、これを不服として、北京市高級人民法院に上訴を提起し、一審判決及び商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定の取消を請求した。盛能公司は、上訴において、次のとおり主張した。第一に、商標評審委員会は、「商標法」に規定する送達及び通知の義務を果たさなかった。第二に、盛能公司は、紛争商標を既に長年登録及び使用しているので、法により保護されるべきである。さもなければ、取引の安全が害される。第三に、一審判決及び商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定の認定事実には誤りがあり、証拠も不足しており、法律適用にも誤りがある。

商標評審委員会及び株式会社良品計画は、原審判決を受け入れた。

審議の結果、以下の事実が判明した。1984 年 1 月 21 日、株式会社良品計画は、日本において「無印良品」商標の登録を出願した。使用指定商品は衣類、T シャツ及び帽子等の商品である。1991 年 7 月、株式会社良品計画は、イギリスにおいて「無印良品 MUJI」商標の登録を出願し、使用商品を

第 25 類商品と指定した。これと同時に、株式会社良品計画は、ロンドンにおいて合弁により「無印良品 MUJI」専門店を開設した。1991 年 11 月 28 日、株式会社良品計画は、香港において「無印良品 MUJI」商標を出願し、当該出願は 1995 年 6 月 30 日に登録された。使用指定商品は第 25 類の衣服、靴及び帽子等である。これと同時に、株式会社良品計画は、香港において香港永安百貨との合弁により「無印良品 MUJI」専門店を開設した。1994 年 1 月 22 日、盛能公司は、中国専利代理（香港）有限公司（以下「港専公司」という）に商標出願業務を依頼した。授権範囲は、中国における商標登録出願、更新、譲渡、再審査、異議申立、取消申立等である。1994 年 2 月 8 日、盛能公司は、港専公司を経由して、中国商標局に「無印良品」商標を出願した。当該出願は 1995 年 11 月 28 日に登録された。使用指定商品は第 25 類衣服、靴及び帽子であり、商標登録番号は 795636 号である。2000 年 5 月 8 日、株式会社良品計画は、商標評審委員会に同登録商標の取消を申し立てた。2000 年 8 月 18 日、商標評審委員会は、港専公司に対し、「株式会社良品計画からの盛能公司の第 795636 号「無印良品」商標に対する取消申立事件を既に受理したので、期間内に答弁するように」との通知を発した。2001 年 5 月 21 日、商標評審委員会は、2001 年第 19 号「商標公告」に送達公告を掲載し、盛能公司に答弁するよう通知した。2005 年 3 月 11 日、盛能公司は、港専公司に書簡を送り、第 795636 号商標の取消事件について問い合わせをした。2005 年 3 月 23 日及び同 9 月 10 日、盛能公司は、商標評審委員会に書簡を送り、答弁を行わなかった理由を説明し、また、書面の答弁意見を追加提出することを請求したが、その後答弁意見を提出しなかった。2005 年 11 月 30 日、商標評審委員会は、(2005）第 4078 号裁定を下し、盛能公司の第 795636 号登録商標「無印良品」を取り消した。商標評審委員会は、次のとおり認定した。「無印良品」は商標が備えるべき顕著性を備えており、「商標法」第 11 条第 1 項の規定を満たすものである。「商標法」第 31 条にいう「既に使用している一定の影響力を有する」とは一般的に「中国大陸において先に使用されていること」を指すものと理解する。株式会社良品計画が提出した、その商標が香港において先に使用されていたこと及びその影響力についての証拠は当該条項に定める状況に該当しない。株式会社良品計画は「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ世界各国において広汎に登録したことを証明した。特に、香港においては盛能公司よりも 2 年以上も前に「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ登録しており、盛能公司は、実際の使用過程において、紛争商標を、他人が同時期に登録した「無印良品」商標と一緒に使用していた。上記の事実は、盛能公司の紛争商標の登録及び使用における主観的悪意を証明しており、盛能公司の行為は「商標法」第 41 条第 1 項の規定に違反しており、紛争商標は不正な手段により登録を得たものというべきである。

上記の事実については、第 795636 号登録商標ファイル、商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定書、盛能公司の委任状、2001 年第 19 号「商標公告」、当事者の陳述及び法廷記録が、事件の証左である。

本院は、次のように考える。「商標法」第 31 条は、「商標の登録出願は、不正な手段によって他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録してはならない」と規定している。

不正な手段とは、主に紛争商標の登録者がその主観において他人の商標の市場上の信用を盗用し、不正競争を行おうとする悪意を有することを指す。同条項の目的は、悪意による抜け駆け登録を禁止することにある。抜け駆け登録された未登録の商標が中国大陸地域で使用されたか否かは、同条項の必要適用要件とはされない。本件において、株式会社良品計画は、早くは 1991 年に香港において「無印良品 MUJI」商品の専門店を開設していた。盛能公司は、香港に所在し、抜け駆け登録された商標が先に使用された地域と同一の地域にあり、かつ双方とも服装商品を生産及び経営する企業である。このことから、盛能公司が本件紛争商標を登録及び使用する際に主観的な悪意を有していたことは明らかである。盛能公司は、不正な手段により株式会社良品計画が先に使用し、かつ一定の影響力を有していた未登録商標を抜け駆け登録したというべきであり、盛能公司の第 795636 号「無印良品」商標は取り消されるべきである。商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定及び一審判決が「商標法」第 41 条第 1 項を適用して本件紛争を裁決したことには妥当でない部分もあるが、本件の最終的な処理結果には影響しないため、本院はこれを認める。盛能公司は、商標評審委員会が評審手続において送達と告知の義務を果たさなかったと主張したが、かかる主張は事実と一致せず、成立するものではないため、本院はこれを認めない。以上のとおり、商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定及び一審判決における事実認定は明確であり、法律適用も基本的に正確であり、審理手続も適法であるため、本院はこれを認める。上訴人盛能公司の上訴理由は成立しないため、かかる上訴請求についてはこれを認めない。以上の理由に基づき、本院は、「中華人民共和国行政訴訟法」第 61 条第 1 項の規定に従い、以下のとおり判決する。

上訴を棄却し、原審判決を維持する。

第一審及び第二審の事件受理費用計 2,000 元は、すべて盛能投資有限公司の負担とする（納付済）。

本判決は、終審判決とする。

裁　判　長　　劉継祥

裁　判　官　　莎日娜

代理裁判官　　钟　鳴

2007 年 10 月 19 日

（北京市高級人民法院　印鑑）

本文は原本と相違なし

書　記　官　　劉　悠

(2)「MUJI」

ア　商標評審委員会の裁定

国家工商行政管理総局商標評審委員会

第 799693 号「MUJI」商標に関する紛争裁定書

商評字（2005）第 4079 号

申立人　　：株式会社良品計画
住所　　：日本国東京都豊島区東池袋 3-1-1
委託代理人　　：北京金杜知識産権代理有限公司
被申立人　　：盛能投資有限公司
住所　　：香港
委託代理人　　：中国国際貿易促進委員会専利商標事務所

申立人は、2000 年 5 月 8 日に、被申立人が 25 類服装等商品について登録した第 799693 号「MUJI」商標（以下「紛争商標」という）につき登録取消の申立を提出した。当委員会は、法律に基づきこれを受理し、かつ本申立書の副本を被申立人に送付した。申立人は、当初、永新専利商標代理有限公司に本件の代理人を委任していたが、その後、代理人を北京金杜知識産権代理有限公司に変更した。被申立人は当委員会の定める期限内に答弁を行い、出頭した。当委員会は、「商標評審規定」第 24 条の規定に基づき、合議廷を組織し、法に基づき審議を行い、本件は既に結審した。

申立人の主張は以下のとおりである。

1　申立人の親会社である日本西友グループは「無印良品」及び「MUJI」商標の考案者であり、かつ最初の使用者である。当該商標は 20 世紀 80 年代初頭に考案された。申立人は 1989 年に設立されたこの 2 つのブランド商品を専門的に販売する会社である。1993 年時点において、申立人は日本に 210 店舗の「無印良品 MUJI」の専門店を開設しており、その販売高は 308 億円に達していた。また、申立人はイギリス及び被申立人の所在地である香港にも多くの「無印良品 MUJI」の専門店を開設しており、高い知名度を有している。さらに、申立人は、この広汎な使用と同時に、「無印良品 MUJI」商標を香港、日本、韓国、フランス、イギリス、ドイツ等数十ヶ国において幅広く登録しており、登録の類別は 25 類を含む数種に及んでいる。

2　申立人の商品は、早くは 1985 年に、香港の現地企業との合作により香港市場において販売され、その商品の簡単、自然、エコロジー等の特徴は市民に広く受け入れられた。1991 年、申立人が香港現地の有名店である永安百貨と合作により海洋センター「無印良品 MUJI」専門店を開

設した際には、現地の消費者の間で大きな話題となり、香港及び日本の多くのメディアによって報じられた。その後 1993 年に至るまで、申立人は香港に 3 店舗の「無印良品 MUJI」専門店を開設しており、1991 年より香港において「無印良品 MUJI」商標を広汎に登録している（これには本件にかかわる第 25 類も含まれている）。よって、申立人の「無印良品 MUJI」商標は、既に、先に使用された一定の影響力を有する商標になっていたといえる。被申立人の紛争商標と申立人の独創的な「無印良品 MUJI」商標とは英語の部分が完全に一致していおり、また、被申立人は同一の時期に中国大陸においても「無印良品」の中国語商標を第 25 類上に登録しており（当該商標については、申立人は同時に異議を申し立てており、商標評審委員会に併合審理を請求している。）、かかる 2 つの商標の登録出願行為はいずれも申立人が香港に専門店を開設し、かつ商標を登録してから 3 年後に行われている。このことから、紛争商標は被申立人が「無印良品 MUJI」商標の帰属を明らかに知っていながら剽窃し、かつ悪意によって抜け駆け登録したものであることがわかる。

3 被申立人は、紛争商標及び関連の「無印良品」商標を登録した後、申立人が先に使用した方式と同一の方式及びカラーを採用して宣伝及び使用しており、その販売ウェブサイトにおいて、当該紛争商標は日本のブランドであると宣伝している。このことは、被申立人が申立人の「無印良品 MUJI」商標を明らかに知っていながら中国大陸において抜け駆け登録し、かつその実際の使用において故意に被申立人と申立人の製品を混同させる誤った宣伝を行っていることをより強く証明しており、これにより申立人の製品の良好な信用は侵害を受けている。その悪意の登録及び使用の意図は明白であり、よって、かかる紛争商標は不正な手段によって登録を取得した商標に該当するというべきである。

以上の事実に基づき、申立人は、2001 年 10 月 27 日改正前の「中華人民共和国商標法」（以下「改正前商標法」という）第 27 条並びに現行「中華人民共和国商標法」（以下「現行商標法」という）第 31 条及び第 41 条の規定に基づき、紛争商標の登録の取消を請求するものである。

申立人は、前後して当委員会に対し以下の主要証拠を提出した。

1 申立人の 1993 年会計年度報告の写し：申立人の「無印良品 MUJI」商品の売上高が巨額であることを証明する。

2 申立人の「無印良品 MUJI」商品の紹介：申立人の「無印良品 MUJI」商品の種類が豊富であることを証明する。

3 日本、イギリス、香港、韓国の新聞紙等のメディアの「無印良品 MUJI」商品の紹介記事の写し：申立人の「無印良品 MUJI」商標の高い知名度を証明する。

4 申立人の「無印良品 MUJI」商標の世界各国における登録状況の一覧表及び一部の登録証の写し

5 商標局が申立人の「無印良品 MUJI」商標出願に対して下した審査意見書の写し：「無印良品」の文字は商標法の使用禁止条項に違反するため、登録すべきでないことを証明する。

6　西友グループの香港での訴状の写し及び香港最高法院の 1989、A2036 号判決の写し：申立人が「無印良品 MUJI」商標の真の所有者であることを証明する。

7　広州越秀流花木記時装店の「個人商工業者の休業に関する基本状況」:被申立人のいう「MUJI」は「木記」に由来するとの説明が信用できないものであることを証明する。

8　広州無印良品発展有限公司の「企業登録基本資料」:被申立人の董事長が申立人の「無印良品」商標を企業名称として抜け駆け登録したことを証明する。

9　被申立人の関連企業が大陸において「無印良品」及び「MUJI」商標を実際に使用していた写真

10　申立人が生産するセーターの写真及び男性用靴下、女性用靴下各 1 足：証拠 9 とともに、被申立人が申立人の「無印良品 MUJI」商標の形式を盗用したことを証明する。

11　広州市白雲区公証所の発行した（2003）穂白内民証字第 0620 号及び第 0621 号公証書及びその添付テープ：被申立人が申立人の商標を剽窃したことを証明する。

12　シンガポールの小売店が申立人に宛てた電子メール：紛争商標及びその使用が既に関連の公衆に混同をもたらしていることを証明する。

13　申立人がその各専門店の店長に出した「無印良品」商品仕入要求の書簡：申立人の製品が多種多様であること及び幅広く宣伝していることを証明する。

14　申立人の 1990 年から 1994 年までの日本における「無印良品 MUJI」商品の販売額及び広告費用の統計表

15　申立人の香港支店の 1990 年から 1994 年までの香港における「無印良品 MUJI」商品の販売額及び広告費の統計表

16　申立人の香港専門店の「無印良品 MUJI」商品リストの 1 頁目の写し及び宣伝パンフレットの概要の写し

17　申立人のウェブサイトからダウンロードした「無印良品 MUJI」の専門店についての紹介

18　2004 年第 1 回フィガロ国際中国語版「無印良品」：申立人の「無印良品 MUJI」が高い知名度を有することを証明する。

19　2004 年第 1 回「Design」雑誌における申立人の会社紹介及び商品紹介：申立人の商品の中国における宣伝活動及び普及活動を証明する。

20　申立人が 2004 年 6 月 28 日付「21 世紀経済報道」に掲載した声明：申立人が消費者に偽物に注意するよう喚起したことを証明する。

21　広州無印良品発展有限公司のウェブページの公証書：被申立人の「無印良品 MUJI」服装の販売拠点を証明する。

22　広州無印良品発展有限公司に関する調査報告書：被申立人の中国における「無印良品 MUJI」商標の登録及び使用が主観的悪意を有していたことを証明する。

23　「中国特許及び商標」に掲載された事件: 商標評審委員会の過去の類似事件では、審議の結果、すべて取消の裁定がなされていることを証明する。

被申立人は、次のように答弁した。

1　被申立人は1989年3月に設立された。楊永康は、当該会社の董事長兼総経理はであると同時に、被申立人の関連会社Fullway Enterprise Corporationの董事長兼総経理でもある。当該会社は大陸に広州盛能制衣廠、広州盛能洗染有限公司及び花都市富威制衣廠有限公司の3つの会社を設立し、当該三社の代表者はいずれも楊永康である。被申立人の会社の設立目的は、香港、中国大陸、台湾、韓国等の地域の服飾市場を開拓することであり、10余年の企業努力により、大きな成果を上げている。

2　被申立人が登録した本件紛争商標「MUJI」は中国語の「木記」に由来する。「木」は楊永康の姓である「楊」の偏に由来している。よって紛争商標と申立人の「無印良品 MUJI」とは何ら関係がない。

3　申立人は、香港において「無印良品 MUJI」について既存の権利を有していないため、紛争商標は申立人の商標に対する模倣にはなりえない。

4　申立人の補充証拠資料について、申立人が「中華人民共和国商標法実施条例」（以下「商標法実施条例」という）第32条及び「商標評審規則」第23条の規定に基づき、2002年4月、2003年4月10日、2003年5月22日、2004年10月15日に4回にわたって提出した補充証拠資料はいずれも法定の提出期限を徒過しているため、これを採用すべきでない。

5　期限を徒過していることのほか、申立人が補充提出した証拠資料に関する事実はほとんどが紛争商標の出願日以降に生じたもので、本件とは何ら関係なく、また、中国大陸地域における宣伝や使用及び著名性を証明するものでもない。

6　申立人の証拠収集方法は不正な手段によるものであり、かつ証拠の前後が矛盾しており、事実との間に不一致があるため、これを採用すべきでない。

以上の理由により、被申立人は、紛争商標は改正前「商標法」27条及び「商標法実施細則」第25条の規定に違反しないと思料するため、紛争商標の登録の維持を請求する。

被申立人は、当委員会に対し以下の主要証拠資料を提出した。

1　被申立人の香港における登記証書の写し：被申立人が適法に登録された会社であることを証明する。

2　被申立人及び関連会社の状況証明資料：被申立人の中国における幅広い活動と紛争商標は被申立人が考案したものであることを証明する。

3　広州市越秀流花木記時装店の営業許可証の写し：「MUJI」が「木記」のピンインであることを証明する。

4　申立人から被申立人の弁護人に宛てた書状の写し：申立人が悪意をもって被申立人を脅迫したことを証明する。

5　税関が被申立人の商標権に対する第三者の権利侵害商品を押収したことの証拠：被申立人が自社の知的財産権を重視し、全力で登録商標を保護していることを証明する。

当委員会は、双方当事者の陳述、提出された評審請求及び証拠資料、書面による証拠質疑並びに関連の商標ファイルに基づき、調査により下記の事実を明らかにした。

一　紛争商標は 1994 年 3 月 17 日に被申立人によって商標局に登録出願され、1995 年 12 月 14 日に登録が認められた。使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

二　紛争商標出願日以前における申立人の商標の登録状況

申立人は、1984 年 1 月 21 日に、日本において第 2683504 号「無印良品」商標の登録を出願した。その使用指定商品は、衣服、T シャツ、帽子等である。また 1995 年 12 月 15 日に日本において第 4026074 号「無印良品 MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品は第 25 類衣服等である。

申立人は、1991 年 11 月 28 日に、香港において「無印良品 MUJI」商標を登録した（登録番号 1995B05368）。その使用指定商品は第 25 類の衣類、靴及び帽子である。また、1991 年 11 月 28 日、香港において「MUJI」商標を登録した（登録番号 199501150）。その使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

申立人は、1992 年 1 月 29 日にフランスにおいて「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定の類別は第 25 類を含む数種である。

申立人は、1991 年 7 月 4 日、1991 年 7 月 30 日にイギリスにおいて第 1469762 号「無印良品 MUJI」商標及び第 1472081 号「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品はいずれも第 25 類商品である。

申立人は 1992 年 10 月 22 日にスペインにおいて第 M1726100 号「MUJI」商標及び第 M1726114 号「無印良品」商標を登録した。その使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

三　紛争商標出願日以前における申立人の商標の使用状況

申立人は、1991 年 11 月に、香港において香港永安百貨との合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立した。この出来事は「快報」、「香港商報」、「成報」、「星島晩報」、「信報」等の香港メディアや「繊研新聞」、「日経流通新聞」等の日本のメディアによって報道された。申立人は、1991 年 7 月に、イギリスロンドンにおいて「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立した。この出来事は、「読売新聞」、「日本経済新聞」、「朝日新聞」等の多くの日本のメディアによって報道された。

四　紛争商標登録後における被申立人の使用状況

被申立人の董事長楊永康は、同時に広州無印良品発展有限公司の株主兼法定代表者である。広州無印良品発展有限公司の多くの販売サイトにおいて、多くの販売員が「無印良品 MUJI」は日本のブランドであると発言している。

当委員会は以下のとおり認定する。

被申立人が主張する、申立人の補充証拠資料が提出期限を徒過しているとの問題について、本件は「商標法実施条例」及び現行「商標評審規則」の施行前に受理された事件であり、かつ上記の 2 件の法規は遡及効について明確に規定していないため、当該法規の期限についての要件は本件には適用されず、従って、被申立人のかかる主張は成立しない。

申立人の当初の紛争申立の法的根拠は改正前「商標法」第 27 条であったが、その申立理由の一部が現行「商標法」第 13 条、第 31 条に規定する事由に該当するため、「商標評審規則」第 99 条の規定に基づき、かかる一部の理由については現行「商標法」の関連規定を適用して評審を行うものとする。申立人は、自己の商標が著名商標にあたることの認定を請求しておらず、かつ補充提出した理由においても現行「商標法」第 31 条を法的根拠として追加しただけであったため、本件では、紛争商標が現行「商標法」第 13 条の規定に違反するか否かについて審議を行わない。以上を総括すると、本件の争点は以下の 2 点となる。

1　申立人の「無印良品 MUJI」商標は先に使用されておりかつ一定の影響力を有していたといえるか否か。紛争商標の登録は不正な手段による抜け駆け登録に該当するか否か。

2　紛争商標の登録は改正前「商標法」第 27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項に定める「欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得る」行為に該当するか否か。

争点 1 について、当委員会は、現行「商標法」第 31 条にいう「既に使用している一定の影響力を有する」とは一般的に「中国大陸において先に使用されていること」を指すものと理解する。申立人が提出した、その商標が香港において先に使用されていたこと及びその影響力についての証拠は現行「商標法」第 31 条に定める状況に該当しないため、申立人の現行「商標法」第 31 条に基づく紛争申立理由は成立しない。

争点 2 について、申立人は「無印良品 MUJI」を先に使用し、かつ世界各国において広汎に登録したことを証明した。特に被申立人の所在地である香港において紛争商標出願日の 2 年以上も前に「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ登録していることを証明した。さらに、「無印良品 MUJI」商標自体が一定の独創性を有しており、被申立人は「MUJI」の由来は中国語の「木記」であると答弁したが、被申立人は実際の使用過程において、紛争商標と「木記」を一緒に使用しておらず、他方、紛争商標を、被申立人が同時期に登録した「無印良品」商標と一緒に使用しており、商標の実際の使用方式についても申立人の商標と非常に類似した方式を採用しており、販売段階においても販売員が自己のブランドは日本のブランドであると発言しており、これらの数々の事実は、被申立人の紛争商標の登録及び使用における主観的悪意を証明している。よって、被申立人の紛争商標の登録出願行為は改正前「商標法」第 27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段によって登録を得る」行為に該当するといえる。

当委員会は、現行「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、以下のとおり裁定を下す。

被申立人が第 25 類服装等商品上に登録した第 799693 号「MUJI」商標を取り消す。

当事者は、本裁定を不服とする場合は、本裁定書の受領日から 30 日以内に、北京市第一中級人民法院に訴えを提起することができ、改正後の「商標評審委員会」第 35 条第 1 項の規定に基づき、人民法院に訴状を提出すると同時に、または訴状提出の日から遅くとも 15 日以内に、訴状の副本を当委員会に送付するか、または別途書面により当委員会に通知するものとする。

以上

合議廷裁判員：薛寅君

何　敏

林麗娟

（国家工商行政管理総局商標評審委委員会の印あり）

2005 年 11 月 30 日

写し送付先：国家工商行政管理総局商標局

イ　北京市第一中級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市第一中級人民法院
行政判決書

（2006）一中行初字第 1172 号

原告　：盛能投資有限公司
住所　：香港新界葵涌葵芳路 223 号新都会広場オフィスビル 2 棟 30 階 3009 室
法定代表者　：楊永康　董事長
委託代理人　：王小青　中国国際貿易促進委員会専利商標事務所商標代理人
委託代理人　：徐初萌　中国国際貿易促進委員会専利商標事務所商標代理人

被告　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　：北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　：候　林　主任
委託代理人　：薛寅君　国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部
委託代理人　：臧宝清　国家工商行政管理総局商標評審委員会幹部

第三者　：株式会社良品計画
住所　：日本東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 3 号
法定代表者　：松井忠三　代表取締役社長
委託代理人　：李中聖　北京市金杜律師事務所弁護士
委託代理人　：徐　静　北京市会杜律師事務所弁護士

原告盛能投資有限公司（以下「盛能公司」という）は、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）が 2005 年 11 月 30 日に下した第 799693 号「MUJI」商標に関する商評字［2005］第 4079 号紛争裁定書（以下「「2005］第 4079 号裁定」という）を不服とし、法定の期間内に本院に対し行政訴訟を提起した。本院は、2006 年 9 月 25 日に本件を受理し、法に基づき合議廷を組織し、株式会社良品計画に本件の第三者として訴訟に参加するよう通知を出した。2007 年 3 月 16 日、本院は、公開により本件の開廷審理を行った。原告盛能公司の委託代理人である王小青、徐初萌、被告商標評審委員会の委託代理人薛寅君、臧宝清、及び第三者株式会社良品計画の代理人徐静が訴訟に参加し、本件は既に結審した。

［2005］第 4079 号裁定は、被申立人盛能公司の第 25 類服装等商品に関する第 799693 号「MUJI」登録商標（以下「紛争商標」という）に対する申立人株式会社良品計画の 2000 年 5 月 8 日付登録取消申立について、被告商標評審委員会が 2005 年 11 月 30 日に下した裁定である。被告商標評審委員会は、以下のように認定した。

1 現行「商標法」第 31 条にいう「既に使用している一定の影響力を有する」とは一般的に「中国大陸において先に使用されていること」を指すものと理解する。株式会社良品計画が提出した、その商標が香港において先に使用されていたこと及びその影響力についての証拠は現行「商標法」第 31 条に定める状況に該当しないため、株式会社良品計画の現行「商標法」第 31 条に基づく紛争申立理由は成立しない。

2 株式会社良品計画は「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ世界各国において広汎に登録していることを証明した。特に盛能公司の所在地である香港において紛争商標出願日の 2 年以上も前に「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ登録したことを証明した。さらに、「無印良品 MUJI」商標自体が一定の独創性を有しており、盛能公司は「MUJI」の由来は中国語の「木記」であると答弁したが、盛能公司は実際の使用過程において、紛争商標と「木記」を一緒に使用しておらず、他方、紛争商標を、盛能公司が同時期に登録した「無印良品」商標と一緒に使用しており、商標の実際の使用方式についても株式会社良品計画の商標と非常に類似した方式を採用しており、販売段階においても販売員が自己のブランドは日本のブランドであると発言している。よって、被告は、これらの数々の事実は、盛能公司の紛争商標の登録及び使用における主観的悪意を証明していると判断し、盛能公司の紛争商標の登録出願行為は改正前「商標法」第 27 条第 1 項及び現行「商標法」第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段によって登録を得る」行為に該当するものとして、現行「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、盛能公司が第 25 類服装等商品上に登録した第 799693 号「MUJI」商標を取り消す旨の裁定を下した。

原告盛能公司は、被告商標評審委員会が下した［2005］第 4079 号裁定を不服として、法定の期間内に本院に行政訴訟を提起し、次のように主張した。

1 原告の商標は、原告が自ら考案し、法に基づき登録を受けたものであり、第三者の既存の権利と衝突しない。原告の商標「MUJI」は原告会社の董事長である楊永康氏の名字「楊」の偏である「木」を取って考案されたものであり、その意味は「木記」である。原告は 1994 年に出願してから現在に至るまで、12 年間もの長い期間、商標の維持と使用に力を注ぎ、既に市場において良好な名声を得ている。紛争商標の出願日から 12 年後に登録が取り消されるとすれば、商標法律関係の安定と取引の安全に悪影響がもたらされる。また、第三者は中国において合法的な既存の権利を有しておらず、その商標について原告の出願日以前に中国において先に出願し、かつ先行使用したこともなく、ましてや中国において知名度または一定の影響力を有することはあり得ない。

2　第 4079 号裁定において認定された事実は主な証拠が不足している。第三者は 5 回にもわたって被告に紛争に関する補充理由及び証拠を提出したが、それらは、法定の期限を徒過しているため、被告はかかる証拠を採用すべきではなく、本件の判断の根拠とすべきではない。被告は、採用すべきでない証拠に基づいて第三者の商標が「先に使用されており、かつ世界各国において広く登録されていた」と認定したが、これは事実に合致しない。また、商標出願の地域性の原則に基づき、他国での出願または登録は中国における登録及び使用を意味しない。第三者が香港で行った一部の広告宣伝については、原告はこれを全く知らなかった。原告は、第三者による極めて限定的な経営または宣伝を全く知らず、被告が認定した証拠は、原告が商標出願時に主観的な悪意を有していたということを十分に証明していない。

3　第 4079 号裁定の法律適用は不適当である。被告は、第三者の引用商標が「商標法」第 13 条に定められた著名商標にも該当しなければ、「商標法」第 31 条に定められた先に使用され、一定の影響力のある商標にも該当しないと認定したにもかかわらず、原告の商標が商標法第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段により登録を得ていた」に該当すると認定したが、かかる認定は事実に合致せず、法的根拠も欠けている。

以上のとおり、原告の紛争商標登録出願行為は商標法第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段により登録を得る」行為に該当しない。被告は、原告の商標の出願時における事実を客観的に審査せず、判断根拠とすべきでない資料を採用しており、その事実認定は明確でなく、法律適用も不適当であるため、人民法院に対し、［2005］第 4079 号裁定を取り消し、かつ第 799693 号「MUJI」商標の異議申立について改めて審理を行うよう請求するものである。

被告商標評審委員会は、次のとおり弁論した。

1　原告は、「MUJI」という言葉は楊永康氏の名字の偏である「木」に由来するものであり、その意味は「木記」であると主張するが、かかる原告の主張はこじつけであり、合理性がない。しかも、現実において、原告は「MUJI」を「木記」と一緒に使用しておらず、反対に、「MUJI」を「無印良品」と一緒に使用している。後者の「無印良品」はまさに第三者が日本等多くの国において登録及び使用している商標であり、原告の両商標と第三者の両商標は完全に同一であり、そのような偶然が生じる可能性はゼロに近い。以上の事実から、原告の商標は原告が自ら考案したものではなく、第三者の商標に対する剽窃であることが分かる。次に、法定の手続に基づき登録を受けたからといって、その権利が必ずしも合法的でありかつ有効なものであるとは限らない。そうでなければ、商標紛争手続の存在意義がなくなってしまう。

2　証拠提出期限については、第 4079 号裁定において既に説明されている。原告の商標法第 41 条第 1 項に関する理解には誤りがある。文書偽造等の手段以外の「その他不正な手段」により登録を受けた場合についても、同条に基づき同様に取り消すことができるのである。第 4079 号裁定は、第三者が「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ世界各国で広く登録を受けたこと、原告の所在地である香港において「無印良品 MUJI」商標を先行使用し、かつ登録を受け

たこと、「無印良品 MUJI」商標自体が独創性を有すること、及び原告の紛争商標及び別の登録商標である「無印良品」についての実際の使用態様等の多くの事実を認定した上で、原告の紛争商標の登録出願における主観的な悪意を判断したのであり、法律適用には不当性はない。

以上の理由に基づき、被告が下した［2005］第 4079 号裁定は、事実認定が明らかであり、法律適用も適切であり、手続も適法であるため、人民法院に本裁定の維持を請求する。

第三者株式会社良品計画は、次のとおり陳述した。

1 盛能公司による行政訴訟の提起は、既に法定の期限を徒過しているため、かかる提訴を却下するよう人民法院に請求する。被告は 2005 年 11 月 30 日に本件裁定を下し、盛能公司は 2005 年 12 月 2 日に同裁定を受け取っており、その提訴期限は 2006 年 1 月 1 日までである。しかし、本件の立件時期は 2006 年 9 月であり、法に定める期限を著しく徒過している。例え盛能公司が期限どおりに訴状を提出していたとしても、人民法院が渉外訴訟当事者に与える公証認証手続のための一定の猶予期間を利用し、故意に訴訟を引き延ばした可能性がある。

2 原告による「MUJI」商標の出願及び使用はいずれももう一つの商標である「無印良品」と一緒に行われている。この 2 つの商標はいずれも第三者が先に使用した商標であり、かかる商標は造語による組合せであるため、偶然の一致となる可能性は極めて低い。従って、原告の自ら考案したとの主張は明らかにこじつけである。また、「商標法」第 31 条は第 4079 号裁定における紛争商標取消の理由及び根拠ではないため、第三者は既存の権利を有しないとの原告の主張は本件と関係がない。

3 第三者は期限経過後に証拠を提出したのではない。本件に適用される商標局の 1995 年「商標評審規則」には、立証期限についていかなる制限も設けられていない。被告の裁定において認定された証拠の大部分は、原告が 2000 年 5 月 8 日に提出した証拠であるか、または立証期限の制限を受けない新しい証拠である。従って、立証期限を徒過したという問題は存在しない。

4 第 4079 号裁定の事実認定は明らかであり、法律適用も正確である。盛能公司の紛争商標登録には悪意があり、盛能公司が紛争商標を長年使用していたことは盛能公司が紛争商標を継続使用できる合法的な理由にはならない。第 4079 号裁定が「商標法」第 41 条第 1 項の規定に基づき紛争商標を取り消す旨の裁定を下したことは商標法の趣旨に合致する。従って、人民法院に対し、原告の訴訟請求を棄却し、第 4079 号裁定を維持するよう請求する。

審議の結果、以下の事実が明らかになった。

一　第三者による紛争商標の登録及び使用の状況

（一）登録状況

1995 年 12 月 15 日、第三者は、日本において第 4026074 号「無印良品 MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品は第 25 類衣服等である。

1991 年 7 月 4 日及び 1991 年 7 月 30 日、第三者は、イギリスにおいて第 1469762 号「無印良品 MUJI」商標及び第 1472081 号「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定商品はいずれも第 25 類商品である。

1991 年 11 月 28 日、第三者は、香港において「無印良品 MUJI」及び「MUJI」商標の登録を出願し、実際の登録日は 1995 年 6 月 30 日であった。登録番号は 1995B05368 及び 199501150 であり、使用指定商品は第 25 類衣服、靴及び帽子等である。登録商標の有効期限は 2012 年 11 月 28 日である。

1992 年 1 月 29 日、第三者は、フランスにおいて「MUJI」商標の登録を出願した。その使用指定の類別は第 25 類を含む。

1992 年 10 月 22 日、第三者は、スペインにおいて第 M1726114 号「無印良品」商標及び第 M1726100 号「MUJI」商標を登録した。その使用指定商品は衣類、靴及び帽子である。

（二）使用状況について

「香港商報」、「快報」、「成報」、「星島晩報」、「信報」等多くの香港メディア及び「織研新聞」、「日経流通新聞」等多くの日本メディアの報道によると、第三者は、1991 年 11 月に、香港において、香港永安百貨店との合弁により、「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立している。

「読売新聞」、「日本経済新聞」及び「朝日新聞」等多くの日本メディアの報道によると、第三者は、1991 年 7 月に、イギリスのロンドンにおいて合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立している。

二　原告による紛争商標の登録及び使用状況について

（一）登録状況：1994 年 3 月 17 日、原告盛能公司は我が国の商標局に対し商標「MUJI」の登録を出願した。1995 年 12 月 14 日、商標局の審査を経て登録を受けた。使用指定商品は衣服、靴及び帽子である。

（二）使用状況：本件訴訟において、原告は、中華人民共和国長安公証処が 2006 年 4 月 5 日に発行した（2006）長証内経字第 2393 号公証書を提出した。同公証書には、原告の「MUJI」商標の使用状況を証明するために、中国国際展覧センターが開催した「2006 年中国国際服装服飾博覧会」第 4 号館第 W4316 号展示コーナーにて写真撮影をしたことが記載されている。

三　商標評審手続の状況

2000 年 5 月 8 日、第三者は、我が国の「商標法」第 27 条及び「商標法実施細則」第 25 条の規定に基づき、盛能公司の「MUJI」商標登録行為は不正なものであるとして、商標評審委員会に対し当該商標の取消申立を提出した。

第三者が商標評審手続において申立人として提出した証拠資料は、以下のとおりである。

1　第三者の「無印良品 MUJI」及び「MUJI」商標の香港における登録証書：申立人が早くは 1991 年に香港において上記の商標を登録したことを証明する。

2　1991 年の「快報」、「香港商報」、「成報」、「星島晩報」、「信報」における「無印良品 MUJI」、「MUJI」商品に関する記事の写し：第三者が 1991 年に既に香港において専門店を開設していたことを証明する。

3　「MUJI」商標のフランス、イギリス、スペインにおける登録更新証明及び「無印良品」商標のイギリス、スペインにおける登録更新証明書：第三者の商標の他国における登録状況を証明する。

4　第三者の代表取締役社長による宣誓書及び添付書類：第三者が早くは 1991 年に香港ににおいて無印良品 MUJI の専門店を開設していたことを証明する。

5　第三者の「無印良品」、「MUJI」、「無印良品 MUJI」商標の日本特許庁における登録ファイル：第三者が早くは 1984 年に日本で「無印良品」商標の登録を出願し、第三者が上記の 3 つの商標の真の所有者であることを証明する。

2005 年 11 月 30 日、商標評審委員会は、現行「商標法」第 41 条 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、盛能公司が第 25 類の服装等の商品に登録した第 799693 号「MUJI」商標を取り消す旨の裁定を下した。

上記の事実については、［2005］第 4079 号裁定書、「MUJI」商標の登録状況、メディア報道、法廷で確認された被告の評審ファイル、当事者の陳述及び法廷記録が、事件の証左である。

本院は、原告の主張について被告の具体的行政行為を審査するにあたり、本件紛争の争点は主に以下の 2 点にあると考える。

一　第三者が行政手続において提出した証拠は、挙証期限を徒過しているか否か。それは、本件における事実認定に影響を与えるか否か。

本件において、第三者が紛争商標に対し紛争商標取消申立を提出した時期は 2000 年 5 月 8 日である。他方、証拠資料の提出期限について明確な規定を定める「商標法実施条例」及び「商標評審規則」は、それぞれ 2002 年 8 月 3 日及び 2002 年 9 月 17 日に制定及び改正されたものであり、いずれも上記の取消申立の提出時期よりも後に制定または改正されている。法律不遡及の原則に従い、本件においては「商標法実施条例」及び「商標評審規則」における証拠資料の提出時限に関する規定は適用されない。従って、被告が裁定書において第三者の補充提出した証拠資料を引用し、評価をしたことには不当性はなく、法定の期限を徒過して補充提出された第三者の証拠には証明力がないとの原告の主張については、本院はこれを認めない。

二　原告が不正な手段により登録を取得したとの被告の認定は成立するか否か。

1　第三者の「MUJI」商標の香港における登録と使用の状況をみると、第三者は 1991 年 11 月 28 日に香港において「MUJI」及び「無印良品 MUJI」商標の登録を出願し、1995 年 6 月 30 日に

登録を受けている。そして、1991年11月には、香港において、香港永安百貨との合資により「無印良品MUJI」商品の専門店を開設しており、このことは、現地の多くのメディアに報道されている。

2 原告の紛争商標の登録と使用の状況をみると、原告は1994年3月17日に我が国の商標局に対して紛争商標の登録を出願し、1995年12月14日にその登録が認められている。かかる出願及び登録の時期はいずれも第三者の「MUJI」商標の出願及び登録の時期よりも後であり、第三者が香港において「MUJI」商標を使用した時期よりも後である。使用の状況については、原告は、その証明資料として、「2006年中国国際被服服飾博覧会」の宣伝写真を提出しただけである。かかる証拠の作成時期は2006年であり、第三者が「無印良品MUJI」商標を登録出願及び使用した時期よりも後である。

3 原告及び第三者が所在する地域と業界の関係から考えると、原告は香港の会社であり、中国本土に隣接しており、香港は、第三者が紛争商標を登録出願及び使用した地域の一つである。また、原告と第三者はともに服装製品を製造及び経営する企業であり、原告の紛争商標の登録商品類別と第三者の「MUJI」商標の登録商品類別は同一であり、いずれも第25類である。従って、両者の間には市場競争関係が存在する。

4 「MUJI」商標の国際登録の状況をみると、第三者は、1991年にイギリス、1992年にスペイン及びフランスにおいて登録を行っている。

5 紛争商標の構造をみると、紛争商標「MUJI」には特定の意味はない。また、原告が提出した「2006年中国国際被服服飾博覧会」の宣伝写真をみると、紛争商標「MUJI」は第三者のもう一つの商標である「無印良品」と一緒に大量に使用されている。異なる文化と言語環境のもとで、先願商標とデザインが全く同じになる可能性はとても低い。原告は、「MUJI」商標は楊永康氏の名字である「揚」の偏である「木」から取ったものであり、その意味は「木記」であると主張したが、かかる原告の主張はこじつけであり、受け入れられるものではない。

以上の点を総合的に判断すると、原告は香港の会社として、第三者が香港において既に「MUJI」商標を登録及び使用していたことを明らかに知っていながら、香港に隣接し、かつ貿易取引が頻繁な中国本土において悪意をもって本件の紛争商標を登録したと、本法廷が信じるに相当な理由があり、原告の紛争商標の登録における主観的な悪意は明白であるから、原告が不正な手段により登録を得たと被告が認定したことには不当性はない。

原告の提訴は法定の期限を徒過しているとの第三者の主張について、法廷で確認したところ、人民法院が発行した「訴訟資料提出受領リスト」の記載によると、原告が最初に行政提訴状を提出した時期は、2005年12月30日であり、当該日付は法定の提訴期限内である。第三者は、原告が悪意によって訴訟を遅らせたと主張したが、かかる事実を証明する証拠を提出していないため、かかる主張については、本院はこれを認めない。

以上の事実に基づき、原告の紛争商標の登録出願及び登録行為は改正前「商標法」第27条1項及

び現行「商標法」第 41 条 1 項にいう「その他不正な手段により登録を得る」行為に該当するとした被告商標評審委員会の裁定は、その事実認定が明らかであり、適用法律も正確であり、審理手続にも不当性がないため、「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条第 1 号の規定に基づき、本院は以下のとおり判決する。

被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会が下した第 799693 号「MUJI」商標に関する商評字［2005］第 4079 号紛争裁定を維持する。

本件の事件受理費は 1000 元は、原告盛能投資有限公司の負担とする（納付済）。

本判決を不服とする場合は、原告盛能投資有限公司及び第三者株式会社良品計画は、本判決の送達日より 30 日以内に、被告中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会は本判決の送達日より 15 日以内に、本院に上訴状及び副本を提出することができ、かつ上訴事件受理費 100 元を納付するものとする（口座開設銀行：中国工商銀行北京支店黄楼出張所、口座名義：北京市第一中級人民法院、口座番号:144537-48）。上訴は中華人民共和国北京市高級人民法院において行うものとする。

裁　判　長　　劉　勇
裁　判　官　　蘇　杭
代理裁判官　　董暁敏

2007 年 6 月 28 日
（北京市第一中級人民法院　印鑑）

本文は原本と相違なし

書　記　官　　周麗婷

ウ　北京市高級人民法院の判決

中華人民共和国
北京市高級人民法院
行政判決書

（2007）高行終字第 495 号

上訴人（原審原告）　：盛能投資有限公司
住所　：中華人民共和国香港特別行政区新界葵涌葵芳路 223 号新都会広場オフィスビル 2 棟 30 階 3009 室
法定代表者　：楊永康　董事長
委託代理人　：王小青　中国国際貿易促進委員会特許商標事務所商標代理人
委託代理人　：徐初萌　中国国際貿易促進委員会特許商標事務所商標代理人

被上訴人（原審被告）　：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
住所　：中華人民共和国北京市西城区三里河東路 8 号
法定代表者　：候　林　主任
委託代理人　：崔迎琪　国家工商行政管理総局商標評審委員会　幹部

原審第三者　：株式会社良品計画
住所　：日本国東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 3 号
法定代表者　：松井忠三　代表取締役社長
委託代理人　：李中聖　北京市金杜律師事務所　弁護士
委託代理人　：徐　静　北京市金杜律師事務所　弁護士

上訴人盛能投資有限公司（以下「盛能公司」という）は、商標取消行政紛争事件につき、中華人民共和国北京市第一中級人民法院（以下「北京市第一中級人民法院」という）の（2006）一中行初字第 1172 号行政判決を不服として、本院に上訴を提起した。本院は、2007 年 10 月 29 日に本件を受理した後、法に基づき合議廷を組織し、2007 年 12 月 6 日に公開により本件の開廷審理を行った。上訴人盛能公司の委託代理人である徐初萌、原審第三者株式会社良品計画の委託代理人である李中聖が訴訟に参加した。被上訴人中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）は、書面により本件訴訟に参加しないことを示した。本件は既に結審した。

北京市第一中級人民法院は、審議の結果、次の事実を明らかにした。第 799693 号登録商標「MUJI」

（以下「紛争商標」という）は、盛能公司が 1994 年 3 月 17 日に登録を出願し、1995 年 12 月 14 日に登録が認められた。使用指定商品は衣服、靴及び帽子である。2000 年 5 月 8 日、株式会社良品計画は、我が国の 1993 年改正後の「商標法」第 27 条及びこの関連法律である「商標法実施条例」第 25 条の規定に基づき、商標評審委員会に紛争商標の取消を申し立てた。商標評審委員会は、2005 年 11 月 30 日に、商評字〔2005〕第 4079 号「第 799693 号『MUJI』商標紛争に関する裁定書」（以下、「第 4079 号裁定」という）を下し、紛争商標を取り消すこととした。盛能公司は、これを不服とし、訴訟を提起した。

北京第一中級人民法院は、次のように判断した。株式会社良品計画は、1991 年 11 月 28 日に香港において「MUJI」商標の登録を出願し、同商標は 1995 年 6 月 30 日に実際に登録された。1991 年 11 月、株式会社良品計画は香港において香港永安百貨との合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立し、このことは数多くのメディアに報道された。他方、盛能公司が紛争商標の登録を出願した期日は 1994 年 3 月 17 日であり、その期日は株式会社良品計画が「MUJI」商標を出願し、かつ実際に登録した日よりも遅く、かつ、株式会社良品計画が香港において使用した日よりも後である。盛能公司は香港の会社であり、香港は株式会社良品計画が「無印良品 MUJI」商標を登録及び使用している地域の一つであり、その上、盛能公司は株式会社良品計画と同じく服装製品の製造及び経営を扱う企業であり、紛争商標が登録した商品類別も株式会社良品計画が香港において登録した「MUJI」の商品類別と同一であり、さらに、紛争商標は株式会社良品計画の別の商標である「無印良品」と一緒に大量に使用されている。以上の事実から、盛能公司は、香港企業として、株式会社良品計画が既に香港において「MUJI」を登録及び使用していたことを明らかに知っていながら、中国大陸において悪意により紛争商標を登録したと認めることができる。従って、商標評審委員会が「盛能公司は不正な手段により登録を得た」と認定したことには、不当性はない。

上記の事実に基づき、北京市第一中級人民法院は、「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条第 1 項の規定に従い、商標評審委員会の第 4079 号裁定を維持する旨の判決を下した。

盛能公司は、これを不服として、本院に上訴を提起し、原審判決及び商標評審委員会の第 4079 号裁定の取消と商標評審委員会に対し紛争商標について裁決のやり直しを命じる判決を下すよう請求した。盛能公司の主な理由は、次のとおりである。

1 紛争商標は、盛能公司が独自に考案し完成させたものであり、かつ中国において最初に登録及び使用したものである。株式会社良品計画は、紛争商標の出願日以前に、中国において当該商標を登録及び使用しておらず、かつ当該商標は中国の著名商標または他人が既に使用する一定の影響力を有する商標にも該当しない。よって、商標評審委員会が盛能公司による紛争商標の出願には悪意があると認定したことは、事実と合致せず、証拠も不足している。
2 商標評審過程において、株式会社良品計画は数回にわたり挙証期間を超えて商標評審委員会に

補充理由と証拠を提出しており、商標評審委員会がこれらを採用し、かつ認めたことは、手続の違法である。

商標評審委員会及び株式会社良品計画は、原審判決を受け入れた。

審議の結果、以下の事実が判明した。1991 年 11 月 28 日、株式会社良品計画は、香港において「無印良品 MUJI」及び「MUJI」商標を登録した。「無印良品 MUJI」商標の実際の登録日は 1995 年 6 月 30 日であり、「MUJI」商標の実際の登録日は 1995 年 2 月 15 日である。両商標の使用指定商品はいずれも第 25 類の衣服、靴及び帽子である。

1995 年 12 月 15 日、株式会社良品計画は、日本において「無印良品 MUJI」商標の登録を出願した。使用指定商品は第 25 類の衣服等である。

1991 年 7 月 4 日及び同 7 月 30 日、株式会社良品計画は、イギリスにおいて「無印良品 MUJI」商標及び「MUJI」商標の登録を出願した。両商標の使用指定商品はいずれも第 25 類商品である。

「香港商報」、「快報」、「成報」、「星島晩報」及び「信報」等の多くの香港メディアや「織研新聞」、「日経流通新聞」等の多くの日本メディアの各種の報道によると、株式会社良品計画は、1991 年 11 月に、香港において、香港永安百貨との合弁により「無印良品 MUJI」商品の専門店を設立している。

紛争商標は、盛能公司が 1994 年 3 月 17 日に我が国の商標局に登録を出願し、1995 年 12 月 14 日に登録が認められたものである。使用指定商品は第 25 類の衣服、靴及び帽子である。

2000 年 5 月 8 日、株式会社良品計画は、我が国の 1993 年改正後の「商標法」第 27 条及びその関連法律である「商標法実施条例」第 25 条の規定に基づき、商標評審委員会に紛争商標の取消を申し立てた。

商標評審委員会は、2005 年 11 月 30 日に、第 4079 号裁定を下し、次のとおり認定した。

1 現行「商標法」第 31 条にいう「既に使用している一定の影響力を有する」とは一般的に「中国大陸において先に使用されていること」を指すものと理解する。株式会社良品計画が提出した、その商標が香港において先に使用されていたこと及びその影響力についての証拠は現行「商標法」第 31 条に定める状況に該当しないため、株式会社良品計画の現行「商標法」第 31 条に基づく紛争申立理由は成立しない。

2 株式会社良品計画は「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ世界各国において広汎に登録していることを証明した。特に盛能公司の所在地である香港において紛争商標出願日の 2 年以上も前に「無印良品 MUJI」商標を先に使用し、かつ登録したことを証明した。さらに、「無印良品 MUJI」商標自体が一定の独創性を有しており、盛能公司は「MUJI」の由来は中国語の「木記」であると答弁したが、盛能公司は実際の使用過程において、紛争商標と「木記」を一緒に使用しておらず、他方、紛争商標を、盛能公司が同時期に登録した「無印良品」商標と一緒に使用しており、商標の実際の使用方式についても株式会社良品計画の商標と非常に類似し

た方式を採用しており、販売段階においても販売員が自己のブランドは日本のブランドであると発言している。これらの事実は、盛能公司の紛争商標の登録及び使用における主観的悪意を証明しており、盛能公司の紛争商標の登録出願行為は 1993 年改正の「商標法」第 27 条第 1 項及び 2001 年改正の「商標法」第 41 条第 1 項にいう「その他不正な手段によって登録を得る」行為に該当するものである。以上の事実に基づき、商標評審委員会は、2001 年「商標法」第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定に基づき、紛争商標を取り消す旨の裁定を下した。

別の調査により以下の事実も明らかとなった。盛能公司は、1994 年 2 月 8 日に我が国の商標局に「無印良品」商標の登録を出願し、1995 年 11 月 28 日に同商標の登録が認めらた。使用指定商品は第 25 類の衣服、靴及び帽子であり、商標登録番号は第 795636 号である。株式会社良品計画は、2000 年 5 月 8 日に商標評審委員会に同商標の取消を申し立てた。商標評審委員会は、2005 年 11 月 30 日に、商評字第（2005）第 4078 号「第 795636 号『無印良品』商標紛争に関する裁定」を下し、第 795636 号「無印良品」商標を取り消した。北京市第一中級人民法院の（2006）一中行初字第 191 号行政判決は上記の裁定を維持し、本院の（2007）高行終字第 16 号行政判決も上記の裁定を維持した。

上記の事実については、第 4079 号裁定書、株式会社良品計画の「MUJI」商標に関する登録資料、メディア報道、商標評審委員会の評審記録資料、商標評審委員会の商評字第（2005）号第 4078 号「第 795636 号『無印良品』商標紛争に関する裁定」、北京市第一中級人民法院の（2006）一中行初字第 191 号行政判決書、本院の（2007）高行終字第 16 号行政判決書及び当事者の陳述等の証拠が、事件の証左である。

本院は、次のように考える。株式会社良品計画が紛争商標の取消を申し立てた時期は、2000 年 5 月 8 日である。他方、証拠資料の提出期限について明確な規定を定める「商標法実施条例」及び「商標評審規則」は、それぞれ 2002 年 8 月 3 日及び 2002 年 9 月 17 日に制定及び改正されたものであり、いずれも上記の取消申立の提出時期よりも後に制定または改正されている。我が国の立法法の法律不遡及の原則に従うと、本件においては「商標法実施条例」及び「商標評審規則」における証拠資料の提出時限に関する規定は適用されない。従って、商標評審委員会が裁定書において第三者の補充提出した証拠資料を引用し、評価をしたことには不当性はなく、商標評審委員会が法定の期限を徒過して補充提出された株式会社良品計画の証拠を採用し、かつ認定したとの盛能公司の主張は認められない。

我が国の「商標法」第 31 条は、「商標の登録出願は、不正な手段によって他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を抜け駆け登録してはならない」と規定している。不正な手段とは、主に紛争商標の登録者がその主観において他人の商標の市場上の信用を盗用し、不正競争を行おうとする悪意を有することを指す。同条項の目的は、悪意による抜け駆け登録を禁止することにある。

本件において、 株式会社良品計画は、早くは 1991 年に「MUJI」商標を登録し、同年に香港において「無印良品 MUJI」商品の専門店を開設し、メディアにおいて一定の宣伝活動を行っていた。盛能公司は香港に所在し、抜け駆け登録された商標が先に使用されていた地域と同一の地域にあり、かつ双方とも服装商品を生産及び経営する企業である。これらの事実から、盛能公司が、株式会社良品計画が香港において「MUJI」商標を登録及び使用していた事実を知らなかったということはあり得ず、株式会社良品計画の「MUJI」商標は盛能公司に対し一定の影響を与えており、盛能公司が我が国の商標局に紛争商標を登録及び使用する際に主観的な悪意を有していたことは明らかであるから、紛争商標は取り消されるべきである。「紛争商標は盛能公司が独自に考案したものであり、かつ盛能公司が中国において最初に登録及び使用しているから悪意はない」との盛能公司の上訴における主張は根拠に欠けるため、本院はこれを認めない。商標評審委員会の（2005）第 4078 号裁定及び原審判決が 2001 年改正の「商標法」第 41 条第 1 項を適用して本件紛争を処理したことには妥当でない部分もあるが、本件の最終的な処理結果には影響しない。

以上のとおり、商標評審委員会の第 4079 号裁定及び原審判決における事実認定は明確であり、法律適用も基本的に正確であるため、本院はこれを認める。上訴人盛能公司の上訴理由は成立するものではなく、その訴訟請求については、本院はこれを認めない。以上の理由に基づき、本院は、「中華人民共和国行政訴訟法」第 54 条第 1 項の規定に従い、以下のとおり判決する。

上訴を棄却し、原審判決を維持する。

第一審の事件受理費用 1,000 元は、盛能投資有限公司の負担とする。第二審の受理費用 100 元は、盛能投資有限公司の負担とする（納付済み）。

本判決は、終審判決とする。

裁　判　長　　張　氷

代理裁判官　　程　霞

代理裁判官　　鐘　鳴

2007 年 12 月 20 日

（北京市高級人民法院　印鑑）

本文は原本と相違なし

書　記　官　　遅雅娜

張見秋

4　商標評審規則（和訳）

（旧国家工商行政管理局制定、1995 年 11 月 2 日公布、同日施行。国家工商行政管理総局 2002 年 9 月 17 日第一次改正、同日公布、2002 年 10 月 17 日施行。国家工商行政管理総局 2005 年 9 月 26 日第二次改正、同日公布、2005 年 10 月 26 日施行）

目次

第 1 章　総則（第 1 条～第 11 条）
第 2 章　申立及び受理（第 12 条～第 23 条）
第 3 章　審理（第 24 条～第 39 条）
第 4 章　証拠規則（第 40 条～第 54 条）
第 5 章　期間及び送達（第 55 条～第 58 条）
第 6 章　附則（第 59 条～第 62 条）

第 1 章　総則

第 1 条（制定）

「中華人民共和国商標法」（以下「商標法」という）及び「中華人民共和国商標法実施条例」（以下「実施条例」という）の規定に基づき、本規則を制定する。

第 2 条（処理案件）

商標法及びその実施条例の規定に基づき、国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）は、次の各号に掲げる商標評審案件を処理する。

（1）国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という）の商標登録出願の拒絶決定を不服として、商標法第 32 条の規定に基づき、不服審査を申し立てた案件
（2）商標局の異議裁定を不服として、商標法第 33 条の規定に基づき、不服審査を申し立てた案件
（3）登録済みの商標に対し、商標法第 41 条の規定に基づき、取消裁定を申し立てた案件
（4）商標局の商標法第 41 条第 1 項、第 44 条、第 45 条の規定に基づき出された登録商標の取消または維持の決定を不服として、商標法第 49 条の規定に基づき、不服審査を申し立てた案件

第 3 条（当事者の評審活動への参加）

当事者が商標紛争案件の評審活動に参加する場合は、書面により行わなければならない。

第 4 条（書面審理）

商標評審委員会による商標紛争案件の審理は、書面によって行われる。ただし、実施条例第 33 条の規定に基づき公開評審を決定した場合はこの限りでない。

第 5 条（書面による決定及び裁定の通知）

商標評審委員会が商標法、実施条例及び本規則に基づき出した決定と裁定は、書面の形式により関係当事者に通知し、かつその理由を説明しなければならない。

第 6 条（合議制の原則）

本規則に別段の規定がある場合を除き、商標評審委員会が商標紛争案件を審理する場合は、合議制によるものとし、商標評審員によって合議廷を組織し、審理を行う。

合議廷により案件を審理する場合は、多数決の原則に従う。

第 7 条（忌避の申立）

当事者または利害関係者が実施条例第 9 条の規定に基づき商標評審員の忌避を申し立てる場合には、書面の形式により行い、かつ理由を説明しなければならない。

第 8 条（権利の処分、和解及び調停）

商標評審の期間中、当事者は法に従い自己の商標権及び商標評審に係る権利を処分する権利を有する。社会の公共の利益、第三者の権利に配慮することを前提に、当事者の間で自ら書面の形式によって和解することができ、商標評審委員会も調停を行うことができる。

第 9 条（代表者）

商標を共有する当事者が商標評審活動に参加する場合は、そのうちの 1 人を代表として指名しなければならない。代表者を指名していない場合は、その商標登録出願書または商標登録簿の一番目に記載されている者を代表者とする。代表者による評審参加行為は、その者が代表する当事者に対し効力を生じる。ただし、代表者が評審の申立を変更もしくは放棄し、または相手側当事者の評審の申立を承認する場合は、必ずその代表する当事者の書面による授権を受けなければならない。

第 10 条（外国人または外国企業が評審業務を行う場合）

外国人または外国企業が商標評審業務を行う場合において、中国に経常的な住所または営業所があるときは、国の認める商標代理資格を有する組織にその事務の代理を委託することも、また、直接行うこともできる。中国に経常的な住所または営業所がないときは、国の認める商標代理資格を有する組織にその事務の代理を委託しなければならない。

代理権限に変更が生じ、代理関係が解除され、または代理人を変更する場合は、当事者または代理人は遅滞なく書面により商標評審委員会に通知しなければならない。

第 11 条（資料の閲覧）

当事者及びその代理人は、その案件に関わる資料の閲覧を申請することができる。

第 2 章　申立及び受理

第 12 条（申立の条件）

商標評審を申し立てるには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

（1）申立人が適法な主体資格を有していること

（2）法定期間内に提出すること

（3）商標評審委員会の評審範囲に属すること

（4）法に従い、規定に合致する申立書及び関連証拠資料を提出すること

（5）明確な評審請求、事実根拠及び理由があること

（6）法に従い評審費用を納付していること

第 13 条（申立書）

商標評審を申し立てるには、商標評審委員会に申立書を提出しなければならない。被申立人がいる場合は、被申立人の人数に応じた部数の副本を提出しなければならない。申立人の商標が譲渡、移転され、既に商標局に申請したが、未だ公告の審査確認（原文は「核準」）を受けていない場合は、申立人は相応の証明文書を提出しなければならない。商標局の決定書または裁定書に基づき不服審査を申し立てる場合、さらに商標局の決定書または裁定書を添付しなければならない。

第 14 条（申立書の記載事項）

申立書には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

（1）申立人の名称、住所、連絡住所、担当者及び連絡先電話番号。評審の申立に被申立人がいる場合は、被申立人の名称及び住所を明記しなければならない。商標代理組織に商標評審業務を委託する場合、さらに商標代理組織の名称、連絡住所、担当者及び連絡先電話番号を明記しなければならない。

（2）係争中の商標及びその出願番号または仮審査番号、登録番号及び当該商標を掲載した「商標公告」の刊行番号

（3）明確な評審請求とその根拠となる事実、理由及び法的根拠

第 15 条（申立の不受理）

商標評審の申立が本規則第 12 条第（1）号、第（2）号、第（3）号に定める条件のいずれかを満たさない場合は、商標評審委員会はこれを受理せず、書面により申立人に通知し、かつその理由を説明する。

第 16 条（申立の補正）

商標評審の申立が本規則第 12 条第（4）号、第（5）号、第（6）号に定める条件のいずれかを満たさない場合、または実施条例及び本規則の規定に従い関係証明書類を提出しない場合は、商標評審委員会は申立人に補正通知を送付し、補正通知の受領日より 30 日以内に補正させなければならない。

補正後もなお規定に合致しない場合は、商標評審委員会はこれを受理しないものとし、書面により申立人に通知し、かつその理由を説明する。期間内に補正しない場合は、実施条例第 30 条の規定に従い、申立人が評審の申立を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は書面により申立人に通知しなければならない。

第 17 条（受理通知書）

商標評審の申立が審査を経て受理条件を満たした場合は、商標評審委員会は 30 日以内に申立人に「受理通知書」を発送しなければならない。

第 18 条（申立の拒絶事由）

商標評審委員会の受理した商標評審の申立が次の各号のいずれかに該当する場合は、受理条件に合致しないものとみなし、実施条例第 30 条の規定に従い拒絶しなければならない。

（1）商標法第 42 条の規定に違反し、登録の審査確認前に既に異議の申立がありかつ裁定を経た商標に対して、再び同一の事実及び理由によって裁定を申し立てる場合

（2）実施条例第 35 条の規定に違反し、申立人が商標評審の申立を取り下げた後に、再び同一の事実及び理由によって評審を申し立てる場合。

（3）実施条例第 35 条の規定に違反し、商標評審委員会が既に行った裁定または決定に対して、再び同一の事実及び理由によって評審を申し立てる場合

（4）その他受理条件を満たさない場合

商標評審委員会が商標評審の申立を拒絶する場合は、書面により申立人に通知し、かつその理由を説明しなければならない。

第 19 条（答弁）

評審の申立に被申立人がいる場合は、商標評審委員会は受理後、遅滞なく申立書の副本及び関係証拠資料を被申立人に送達し、当該被申立人に申立書副本の受領日より 30 日以内に商標評審委員会に対し答弁書を提出させ、かつ申立人の人数に応じた部数の副本を提出させなければならない。期間内に提出しない場合、または提出期限を徒過した場合は、答弁を放棄したものとみなす。

第 20 条（証拠資料の補充、証拠資料に対する質疑）

当事者が評審の申立後または答弁後に関連の証拠資料を補充する必要がある場合は、申立書または答弁書においてその旨を表明し、かつ申立書または答弁書の提出日から 3 か月以内に、申立書ま

たは答弁書と同数の証拠資料を一括で提出しなければならない。申立書または答弁書において表明しない場合、または期間を徒過しても提出しない場合は、関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に新たな事実に基づき証拠が生じた場合、またはその他正当な理由がある場合はこの限りでない。

当事者が法定の期間内に提出した証拠資料について、相手側当事者がいる場合は、商標評審委員会は当該証拠資料を相手側当事者に発送し、指定の期間内に証拠に対する質疑を行わせなければならない。

第 21 条（身分証明）

申立人が申立書を提出する場合、または被申立人が答弁書を提出する場合は、同時にその身分を証明できる有効な証書を提出しなければならない。申立人または被申立人の名称はその提出する証書と一致しなければならない。

当事者の名称または住所等に変更が生じた場合は、相応の証明書類を提出しなければならない。

第 22 条（目録リストの作成）

当事者は、 その提出する証拠資料を逐一分類し、番号をつけ、目録リストを作成し、証拠資料の出所、証明する具体的事実について簡潔に説明し、かつ署名押印しなければならない。

商標評審委員会は、当事者から提出された証拠資料を受領した後、目録リストに従い証拠資料を照合し、かつ担当者が受取書に署名してこれを受け取り、その提出日を明記しなければならない。

第 23 条（申立書及び答弁書の補正）

商標評審の申立書及び関係証拠資料は、規定の書式及び要求に基づいて作成し、提出しなければならない。規定の書式及び要求に基づいて作成、提出しない場合は、商標評審委員会は申立人に対し補正通知を送付し、補正通知の受領日から 30 日以内に補正させるものとする。補正後もなお規定に合致しない場合、または期間内に補正しない場合は、本規則第 16 条第 2 項の規定により処理する。

商標評審の答弁書及び関係証拠資料は、規定の書式及び要求に基づいて作成し、提出しなければならない。規定の書式及び要求に基づいて作成、提出しない場合は、商標評審委員会は被申立人に対し補正通知を送付し、補正通知の受領日から 30 日以内に補正させるものとする。補正後もなお規定に合致せず、または期間内に補正しないとしても、商標評審委員会の評審に影響しない。

第 3 章　審理

第 24 条（単独評審）

商標評審委員会が商標評審案件を審理する場合は、合議廷を設置して審理を行わなければならない。合議廷は、商標評審員 3 名以上の奇数で構成する。ただし、次の各号のいずれかに該当する案

件については、商標評審員 1 名が単独で評審を行うことができる。

（1）商標局の行った拒絶決定、異議裁定で引証された商標が評審のとき既に専用権または優先権を失っている場合

（2）取消裁定を申し立てられた商標が既に専用権を失った場合

（3）商標局の行った拒絶決定で引証された商標が申立人の所有に属し、申立人が適時に変更手続を行わなかったため商標局に拒絶され、評審のとき申立人が既に商標局に対し変更手続を申請し完了させている場合

（4）商標局の行った拒絶決定で引証された他人が先に出願または登録した商標が、評審のとき既に申立人に譲渡されることが審査のうえで確認されている場合

（5）単独で評審を行うことができるその他の案件

第 25 条（忌避を申し立られた審査員の審理参加一時停止、決定・裁定後における忌避申立の有効性）

当事者または利害関係者が実施条例第 9 条及び本規則第 7 条の規定に基づき商標評審員に対し忌避を申し立てた場合は、忌避を申し立てられた商標評審員は、商標評審委員会が忌避するか否かを決定するまで、本案件の審理への参加を一時的に停止しなければならない。

商標評審委員会が決定、裁定を出した後に、当事者または利害関係者からの忌避申立を受領した場合は、その決定、裁定の有効性に影響しない。ただし、評審員に忌避すべき事情が確かに存在する場合は、商標評審委員会は法に従い処分を行わなければならない。

第 26 条（忌避申立の処理期間、不服審査の申立・処理期間）

商標評審委員会は、当事者が提出した忌避申立について、申立の受領日より 7 日以内に書面で決定を行い、かつ書面で申立人に通知しなければならない。申立人は、商標評審委員会の行った忌避却下の決定に不服がある場合は、決定を受け取った日から 3 日以内に一度不服審査を申し立てることができる。不服審査期間中、忌避を申し立てられた商標評審員は、本案件の審理への参加を停止しないものとする。商標評審委員会は、不服審査の申立に対して、3 日以内に不服審査決定を出し、かつ書面で不服申立人に通知しなければならない。

第 27 条（商標登録出願拒絶決定に対する不服申立案件の審理）

商標評審委員会が商標局の商標登録出願拒絶決定に対する不服申立案件を審理する場合、商標法第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 16 条第 1 項の規定を適用しなければならないほか、商標局の拒絶決定及び申立人の不服申立の事実、理由、請求及び評審時の事実状況に対して評審を行わなければならない。

商標評審委員会は、本条前項の規定に従い不服審査決定を出す前に、申立人の意見を聴取しなければならない。

第 28 条（異議裁定に対する不服申立案件の審理）

商標評審委員会が商標局の異議裁定に対する不服申立案件を審理する場合、当事者の不服審査の申立並びに答弁の事実、理由及び請求に対して評審を行わなければならない。

第 29 条（登録商標の取消裁定申立案件の審理）

商標評審委員会は、商標法第 41 条に基づく登録商標の取消裁定申立案件を審理する場合、当事者の申立または答弁の事実、理由及び請求に対して評審を行わなければならない。

第 30 条（商標登録の取消または維持の決定に対する不服申立案件の審理）

商標評審委員会が商標局の商標法第 41 条第 1 項に基づく商標登録の取消決定に対する不服申立案件を審理する場合、商標局の決定並びに申立人の不服申立の事実、理由及び請求に対して評審を行わなければならない。

商標評審委員会が商標局の商標法第 44 条、第 45 条の規定に基づく商標登録の取消または維持の決定に対する不服申立案件を審理する場合、商標局が登録商標の取消または維持の決定を行った際に根拠とした事実、理由及び法律適用に対して評審を行わなければならない。ただし、商標法第 44 条第（4）号に基づく不服申立案件の当事者が証拠を補充する必要があり、かつ正当な理由がある場合はこの限りでない。

第 31 条（商標権の譲渡または移転）

商標評審手続において、当事者の商標権が譲渡または移転された場合、譲受人または承継人は遅滞なく書面により譲渡人の地位を譲り受けた旨を表明し、以後の評審手続に参加し、かつ相応の評審結果を負わなければならない。

第 32 条（評審の終了事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、評審を終了する。

（1）申立人が死亡または終了した後、承継人がなく、または承継人が評審権を放棄した場合

（2）申立人が評審の申立を取り下げた場合

（3）当事者が自ら和解し、または商標評審委員会の調停により合意した場合

（4）その他評審を終了しなければならない場合

評審を終了する場合、商標評審委員会は結審し、書面により関係当事者に通知し、かつその理由を説明するものとする。

第 33 条（合議記録）

合議廷により案件を審理する場合、合議記録を作成しなければならず、かつ合議廷のメンバーがこれに署名しなければならない。合議廷のメンバーに異なる意見があった場合は、事実どおりに合

議記録に記載しなければならない。

審理を経て結審した案件については、商標評審委員会が法に基づき決定、裁定を出す。

第 34 条（決定書・裁定書の記載事項）

商標評審委員会が出した決定書、裁決書には、次の各号に掲げる内容を明記しなければならない。

（1）評審の請求、紛争の事実及び理由

（2）決定または裁定により認定された事実、理由及び適用した法律根拠

（3）決定または裁定の結論

（4）当事者が選択できる後続手続及び期限

（5）決定、裁定を出した日付

決定書、裁定書には、合議廷のメンバーが署名し、商標評審委員会の印を押す。

第 35 条（人民法院への訴訟提起）

当事者が、商標評審委員会が出した決定、裁定を不服として、人民法院に訴訟を提起する場合は、人民法院に訴状を提出すると同時に、または遅くとも 15 日以内に商標評審委員会に当該訴状の副本の写しを送付するか、または別途書面により通知しなければならない。

商標評審委員会が、その決定または裁定を発送した日から 60 日以内に、人民法院または案件当事者から当該決定または裁定に対する如何なる訴状提起の通知も受け取らない場合は、関係当事者が人民法院に訴訟を提起しなかったものとみなし、かかる決定または裁定は商標局に転送され、執行される。

第 36 条（公開評審）

商標評審委員会は、当事者の申請または実際の必要に応じて、評審の申立に対して公開評審を行うことができる。

第 37 条（公開評審の申請理由）

当事者が公開評審を申請する場合は、公開評審を必要とする具体的な理由を述べなければならない。

第 38 条（公開評審の申請期間）

申立人が公開評審を申請する場合は、被申立人の答弁書の副本を受領した日から 15 日以内に書面で商標評審委員会に申請しなければならない。被申立人が公開評審を申請する場合は、商標評審委員会に答弁書を提出する際、または関係証拠資料を補充する際に一括申請しなければならない。

第 39 条（公開評審の手続）

公開評審に関する具体的な手続は、商標評審委員会が別途規定する。

第 4 章　証拠規則

第 40 条（証拠）

当事者は、自ら提出した評審の申立の根拠となる事実または相手側の評審の申立に反論する根拠となる事実について、それを証明する証拠を提出する責任を負う。

証拠がない場合、または証拠によって当事者の主張する事実を十分に証明できない場合は、立証責任のある当事者が不利益な結果を負うものとする。

一方当事者が他方当事者の主張する案件事実を明確に認めている場合は、当該他方当事者は証拠を提出する必要はない。

一方当事者が主張する事実について、他方当事者が承認も否定もしない場合は、当該事実を認めたものとみなす。

当事者が代理人に評審への参加を委託した場合、代理人による承認は、当事者による承認とみなす。ただし、特別な授権を得ていない代理人の事実承認が直接に相手側の評審要求を認めることになる場合はこの限りでない。当事者がその場に在席していながら、その代理人がなした承認を否定しない場合は、当事者が承認したものとみなす。

第 41 条（立証不要の事実）

次の各号に掲げる事実については、当事者は立証を要しない。

（1）周知の事実

（2）法律の規定に基づき推定される事実

（3）既に法律に基づき証明されている事実

（4）日常生活の経験法則に基づき推定される事実

（5）法律に基づき立証する必要のないその他の事実

ただし、当事者が事実を覆すに足る反対証拠を有する場合はこの限りでない。

第 42 条（原始文書及び原物の提出）

当事者が商標評審委員会に書証を提出する場合、原本、正本及び副本を含む原始文書を提出しなければならない。原始文書の提出が困難である場合には、相応の写し、写真、抜粋を提出することができる。関係部門で保管されている原始書証の写し、影印本または抄録本を提出する場合は、出所を明記し、当該部門が間違いのないことを確認したうえで押印しなければならない。

当事者が商標評審委員会に物証を提出する場合は、原物を提出しなければならない。原物の提出が困難である場合には、相応の複製物、または当該物証を証明する写真、録画等のその他の証拠を提出することができる。原物が数の比較的多いの種類物である場合は、そのうちの一部を提出する。

一方当事者が他方当事者の提出した書証、物証の複製物または写真等に対し疑義を有し、かつこれを証明する相応の証拠を提出した場合、または商標評審委員会が必要と認めた場合は、疑義を申

し立てられた当事者は関連の証拠の現物または公証を経た複製物を提出または提示しなければならない。

第 43 条（国外で発生した証拠に対する公証認証）

当事者が商標評審委員会に提出した証拠が、中華人民共和国領土外で発生した場合、または香港、マカオ、台湾地区で発生した場合において、相手方当事者がかかる証拠の真実性について疑義を有し、かつこれを証明する相応の証拠を提出したとき、または商標評審委員会が必要と認めたときは、関連の規定に従い相応の公証認証手続を行わなければならない。

第 44 条（外国語の書証等の中国語訳）

当事者が商標評審委員会に外国語の書証または外国語の説明資料を提出する場合、中国語の訳本を添付しなければならない。外国語の証拠を提出した当事者が中国語の訳本を添付しない場合、当該外国語の証拠は提出されなかったものとみなす。

相手側当事者が訳本の具体的な内容について異議を有する場合、異議のある部分の中国語の訳本を提出しなければならない。必要がある場合は、双方当事者の認める単位に委託し、全文または使用される部分もしくは異議のある部分を翻訳させることができる。

双方当事者が翻訳の委託について合意できない場合は、商標評審委員会は専門の翻訳単位を指定し、全文または使用される部分もしくは異議のある部分を翻訳させることができる。翻訳委託に必要な費用は双方当事者がそれぞれ 50 パーセントずつ負担する。翻訳費用の支払を拒否した場合は、相手側の提出した訳本を認めたものとみなす。

第 45 条（証明力）

単一の証拠の証明力の有無及び証明力の強弱は、次の各号に掲げる角度から審査して認定することができる。

（1）証拠が原本または原物であるか否か、写しまたは複製物が原本または原物と一致しているか否か

（2）証拠が本件事実と関連しているか否か

（3）証拠の形式、出所が法律の規定に合致するか否か

（4）証拠の内容が真実であるか否か

（5）証人または証拠を提出した者と当事者との間に利害関係があるか否か

第 46 条（証拠に対する総合的な審査及び判断）

評審員は、案件の全ての証拠について、各証拠と案件事実との関連度、各証拠間の関係等の角度から総合的に審査し、判断しなければならない。

第 47 条（単独で案件事実認定の証拠としてはならないもの）

次の各号に掲げる証拠は、単独では案件事実認定の証拠としてはならない。

（1）未成年者によるその年齢と知能に相応しくない証言

（2）一方当事者と親族関係、従属関係またはその他密接な関係にある証人の当該当事者に有利な証言、または一方当事者と不利益な関係にある証人の当該当事者に不利な証言

（3）公開評審において証言しなければならないにもかかわらず、正当な理由なく公開評審に参加しない証人の証言

（4）改竄されたか否かを判断が困難な視聴資料

（5）原本、原物と照合することができない写しまたは複製物

（6）一方当事者または他人に修正された、相手側当事者が認めていない証拠資料

（7）その他単独では案件事実を認定する証拠とすることができない証拠資料

第 48 条（証明力の確認を必要とするもの）

一方当事者が提出した次の各号に掲げる証拠について、相手側当事者が異議を提出したものの、これに反論できるだけの反対証拠がない場合、商標評審委員会はその証明力を確認しなければならない。

（1）書証原本または照合を経て書証原本との間に相違がないと確認された写し、写真、副本及び抜粋

（2）物証原物または照合を経て物証原物との間に相違がないと確認された複製物、写真及び録画資料等

（3）その他の証拠より裏付けられ、合法的手段で取得した、疑問点のない視聴資料、または照合を経て視聴資料との間に相違のない複製品

第 49 条（証明力の認定）

一方当事者が委託した鑑定部門が出した鑑定結果について、他方当事者にこれに反論できるだけの反対証拠及び理由がない場合、商標評審委員会はその証明力を認定することができる。

第 50 条（証明力の確認）

一方当事者が提出した証拠について、他方当事者がこれを認めた場合、または提出した反対証拠の反論が不十分である場合は、商標評審委員会はその証明力を確認することができる。

一方当事者が提出した証拠について、他方当事者に異議がありかつ反対証拠を提出し、相手側当事者が反論の証拠を認めた場合は、商標評審委員会は反論の証拠の証明力を確認することができる。

第 51 条（同一事実に対する双方当事者の証拠の証明力の比較及び確認）

双方当事者が同一の事実に対し、それぞれ反対の証拠を提出したが、いずれも相手側の証拠を否

定するには十分な根拠がなかった場合、商標評審委員会は案件の状況を踏まえて、一方の提出した証拠の証明力が他方の提出した証拠の証明力よりも明らかに大きいか否かの判断を行い、かつ証明力がより大きい一方の証拠に対し確認を行わなければならない。

証拠の証明力を判断できないために、紛争の事実認定が困難になった場合は、商標評審委員会は立証責任分担の原則により判断しなければならない。

第 52 条（自己に不利な事実及び承認した証拠に対する確認）

評審過程において、当事者が申立書、答弁書、供述及びその委託代理人の代理書の中で認めた自身に不利な事実及び承認した証拠について、商標評審委員会はこれを確認しなければならない。ただし、当事者が翻意し、かつ事実を覆すに足る反対証拠を有する場合はこの限りでない。

第 53 条（当事者が自己の主張に対して関係証拠を提出できない場合）

当事者が自己の主張について本人の供述以外にその他の関係証拠を提出できない場合はかかる主張は認められないものとする。ただし、相手側当事者がその主張を認めた場合はこの限りでない。

第 54 条（同一事実に対して複数証拠がある場合の証明力の認定）

商標評審委員会は、同一の事実に対する複数の証拠の証明力について、次の各号に掲げる原則に基づき認定することができる。

（1）国家機関及びその他の職能部門が職権により作成した公文書は、その他の書証に優先する。

（2）鑑定結果、保管ファイル資料及び公証または登記を経た書証は、その他の書証、視聴資料及び証人の証言に優先する。

（3）原本または原物は写しまたは複製物に優先する。

（4）法定鑑定部門の鑑定結果はその他の鑑定部門の鑑定結果に優先する。

（5）原始証拠は伝聞証拠に優先する。

（6）第三者証人の証言は、当事者と親族関係またはその他密接な関係にある証人による当該当事者に有利な証言に優先する。

（7）公開評審に参加して証言した証人の証言は、公開評審に参加せずに証言した証人の証言に優先する。

（8）種類が異なるが内容の一致している複数の証拠は、単独の証拠に優先する。

第 5 章　期間及び送達

第 55 条（期間）

期間は法定期間及び商標評審委員会の指定する期間を含む。

期間は日、月、年で計算する。期間の開始日は期間内に算入しない。

期間満了の最終日が祝祭日の場合は、祝祭日後の最初の業務日を期間満了日とする。

第 56 条（提出日の基準）

当事者の商標評審委員会に対する書類または資料の提出日は、直接手渡す場合は、手渡した日を基準とし、郵送の場合は、発送の消印日を基準とする。消印日が明らかでない場合、または消印がない場合は、商標評審委員会が実際に受領した日を基準とする。ただし、当事者が実際の消印日について証拠を提出することができる場合はこの限りでない。

第 57 条（送達）

商標評審委員会の各種文書は、郵送、直接手渡しまたはその他の方法で当事者に送達することができる。当事者が商標代理組織に委託した場合、文書が商標代理組織へ送達されたときに当事者に送達されたものとみなす。

商標評審委員会の当事者に対する各種文書の送達日は、郵送の場合は、当事者の受取の消印日を基準とする。消印日が明らかでないもしくは消印日がない場合、または郵便局から戻されない場合は、文書を発送した日から 15 日が経過することにより、当事者に送達されたものとみなされる。直接手渡す場合は、手渡した日を基準とする。文書を郵送または直接手渡しすることができない場合は、公告の方法によって当事者に送達することができ、公告の公布日から 30 日が経過することにより、当該文書が既に送達されたものとみなされる。

第 58 条（中国に経常的な住所または営業所を有しない外国人または外国企業への送達）

当事者が中華人民共和国に経常的な住所または営業所を有しない外国人または外国企業である場合は、商標登録ファイルに記載される商標代理組織が商標評審手続における当該商標の関連法律文書の署名受領義務を負う。商標評審委員会が関連の法律文書を当該商標代理組織に送達したときに、当事者に送達したものとみなす。

商標代理組織が、前項にいう関連法律文書が送達する前に、既に関係外国当事者との商標代理関係を解除した場合は、書面により商標評審委員会に関連の状況を説明し、かつ文書の受領日から 10 日以内に関連の法律文書を商標評審委員会に返却し、商標評審委員会が別途送達しなければならない。

マドリッド国際登録商標で国際局が転送する関連文書にかかわる場合は、相応の送達証拠を提出しなければならない。提出しない場合は、書面により理由を説明しなければならず、国際局の文書発送日から満 15 日が経過することにより送達したものとみなされる。

上記の方法によっても送達することができない場合は、公告により送達する。

第 6 章　附則

第 59 条（改正前・後の商標法の適用基準）

商標法改正決定が施行された 2001 年 12 月 1 日より前に発生し、改正後の商標法第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項第（1）号、第（3）号、第（4）号、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 31 条に定める内容に該当し、商標評審委員会が商標法改正決定の施行後に評審を行う場合は、改正後の商標法の関連規定に基づき評審を行う。その他の場合については、商標評審委員会は改正前の商標法の関連規定に基づき評審を行う。

商標法改正決定の施行時に既に登録満 1 年が経過している商標について紛争が生じ、当事者が商標評審委員会に評審を申し立てる場合は、改正前の商標法第 27 条第 2 項に定める申立提出期限を適用して処理する。商標法改正決定の施行時に登録 1 年未満である商標について紛争が生じ、当事者が商標評審委員会に評審を申し立てる場合は、改正後の商標法第 41 条第 3 項に定める申立提出期限を適用して処理する。

関係単位または個人が商標法改正決定の施行前に、改正前の商標法第 27 条及びその実施細則第 25 条の規定に基づき評審を申し立て、これが改正後の商標法第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 31 条に定める内容に該当する場合は、改正後の商標法第 41 条第 2 項に定める評審申立提出期限に関する規定を適用しない。

第 60 条（文書の書式）

商標評審手続の文書の書式については、国家工商行政管理総局が制定し、かつ公布する。

第 61 条（解釈）

本規則の解釈は、国家工商行政管理総局が行う。

第 62 条（施行日）

本規則は 2005 年 10 月 26 日より施行する。

説明

商標に関する権利確認事案を客観的かつ公正に審理するため、現行の「中華人民共和国商標法」及びその実施条例の規定に基づき、長年の商標に関する権利確認事案の審理業務の経験を総括したうえで、国外の方法を参考にし、「商標審理基準」を制定し、商標局が商標異議、登録商標取消事案を審理し、商標評審委員会が商標紛争事案を審理するときの使用に供する。

商標異議、登録商標取消事案及び商標紛争事案を審理するにあたり、商標として使用できない標章、商標の顕著な特徴、同一または類似している商標、立体的形状の商標、色彩の組合わせの商標、証明商標、集団商標にかかわるものについては、「商標審理基準」の関連規定により、かつ個々の事案に応じて判定を行うことができる。

目次

一　他人の著名商標の複製、模倣または翻訳の審理基準
二　被代理人または被代表者の商標を無断で登録した場合の商標審理基準
三　他人の既存の権利の侵害の審理基準
四　他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録の審理基準
五　欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録された商標の審理基準
六　登録商標取消事案の審理基準
七　類似商品または役務の審理基準
八　使用によって顕著な特徴が備わった標章の審理基準

一　他人の著名商標の複製、模倣または翻訳の審理基準

「商標法」第 13 条

同一または類似の商品について出願した商標が、中国で登録していない他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したもので、当該著名商標と混同しやすい場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。

同一でないまたは類似しない商品について出願した商標が、中国で登録した他人の著名商標を複製、模倣または翻訳したもので、かつ公衆が誤認し、当該著名商標の登録者の利益に損害を与えるおそれのある場合は、これを登録せず、かつその使用を禁止する。

「商標法」第 14 条

著名商標の認定は、以下の要素を考慮しなければならない。

（1）関連する公衆の当該商標に対する認知度。

（2）当該商標の継続的な使用期間。

（3）当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度及び地理的範囲。

（4）当該商標の著名商標としての保護記録。

（5）当該商標が著名であることのその他の要素。

「商標法実施条例」第 5 条

商標法及び本条例の規定に従い、商標登録及び商標審査の過程において紛争が生じた際に、関連当事者がその商標は著名商標を構成すると認めた場合、商標局または商標評審委員会に対して、著名商標の認定、商標法第 13 条の規定に違反する商標登録出願の拒絶、または商標法第 13 条の規定に違反する商標登録の取消を請求することができる。関連当事者は当該請求を行う際に、その商標が著名商標を構成するとの証拠資料を提供しなければならない。

商標局及び商標評審委員会は、当事者の請求に基づき、事実を明らかにした上で、商標法第 14 条の規定に従ってその商標が著名商標を構成するか否かを認定する。

1　はじめに

上記の規定は、著名商標に対する保護を具体化したものである。すなわち、著名商標所有者の利益を保護し、公平な競争と消費者の権利を守ることを出発点として、著名商標の知名度及び信望を利用し、市場の混乱または大衆の誤認を招き、著名商標所有者の利益を侵害するおそれのある商標登録行為を禁じることで、登録の原則を厳格に実施することによって生じる可能性のある不公平な結果を補うものである。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、他人の著名商標の複製、模倣または翻訳が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2　適用の条件

2.1 「商標法」第 13 条第 1 項を適用するときは、次の条件を満たさなければならない。

（1）他人の商標が係争商標の出願日前に既に著名であったが、中国で登録されていないこと

（2）係争商標が他人の著名商標に対する複製、模倣または翻訳にあたること

（3）係争商標を使用する商品 / 役務と他人の著名商標が使用される商品 / 役務とが同一または類似していること

（4）係争商標の登録または使用が混同を招きやすいこと

2.2 「商標法」第 13 条第 2 項を適用するときは、次の要件を満たさなければならない。

（1）他人の商標が係争商標の出願日前に既に著名であったが、中国で登録されていないこと

（2）係争商標が他人の著名商標に対する複製、模倣または翻訳にあたること

（3）係争商標を使用する商品 / 役務と他人の著名商標が使用される商品 / 役務とが同一または類似していること

（4）係争商標の登録または使用が公衆の誤認を招き、当該著名商標登録者の利益に損害を与えるおそれがあること

3　著名商標の判定

3.1 著名商標とは、中国において関連する公衆に広く知られ、比較的高い信望を有する商標をいう。関連する公衆には、次のものが含まれるがこれに限らない。

（1）商標により示される商品の製造者または役務の提供者

（2）商標により示される商品 / 役務の消費者

（3）商標により示される商品 / 役務の販売ルートに関わる販売者及び関係者等

3.2 他人の商標が著名商標にあたるかを認定するときは、個々の事案の状況にあわせ、次の各種の要素を勘案しなければならない。ただし、当該商標が次のすべての要素を満たすことが前提ではない。

（1）関連する公衆の当該商標に対する認知度

（2）当該商標の使用継続期間

（3）当該商標のなんらかの宣伝活動の継続機関、程度及び地理的範囲

（4）当該商標が著名商標として保護を受けた記録

（5）当該商標の登録状況

（6）当該商標が著名であるというその他の要素

3.3 上記の著名商標認定の参考となる要素は、次に定める証拠資料によって証明することができる。

（1）当該商標を使用する商品 / 役務の契約、領収書、貨物引替証、銀行入金証憑、輸出入証憑等

（2）当該商標を使用する商品 / 役務の販売区域の範囲、販売網の分布及び販売経路、方法に関する資料

（3）当該商標にかかわる放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、ネットワーク、戸外等のメディアの広告、メディアの評論及びその他の宣伝活動資料

（4）当該商標を使用する商品 / 役務について参加した展示会、博覧会に関する資料

（5）当該商標を最初に使用した時期及び使用継続状況に関する資料

（6）当該商標の中国、国外及び関係地域における登録の証明書

（7）商標行政主管機関または司法機関が当該商標を著名商標と認定して保護したことに関する文書並びに当該商標が侵害または冒用された状況

（8）定められた資格を有する評価機構が発行する当該商標の無形資産価値評価報告書

（9）公信力を有する権威ある機構、業種協会が公表し、または発行する当該商標を使用した商品 / 役務の販売高、利益及び税金、生産量に関わる統計及び順位、広告量統計等

（10）当該商標の受賞状況

（11）当該商標の知名度を証明することができるその他の資料

上記証拠は、原則として係争商標出願日より前の証拠に限る。

3.4 商標が著名であることを証明するために提供する証拠資料は、中国のものに限らない。ただし、当事者が提出する国外の証拠資料は、当該商標が中国の関連する公衆に知られていることを証明できるものでなければならない。

著名商標の認定は、当該商標が中国において登録されていること、出願されていることまたは当該商標を使用する商品 / 役務が中国において実際に生産され、販売され、もしくは提供されていることを前提としない。当該商標を使用する商品 / 役務の宣伝活動は当該商標の使用にあたり、これに関わる資料を当該商標が著名であるかを判断する証拠とすることができる。

商標の使用継続期間及び状況を証明するのに用いる証拠資料は、使用した商標標章、商品 / 役務、使用日及び使用者を示すことができるものでなければならない。

3.5 事案の審理にあたり、商標行政主管機関または司法機関によって既に認定された著名商標に関わる場合であって、相手方当事者が商標が著名であることについて異議を有しないときは、これを認めることができる。相手方当事者が当該商標が著名であることについて異議を有するときは、「商標法」第 14 条の規定により著名商標に関する資料についてあらためて審査を行ったうえで認定する。

4 他人の著名商標の複製、模倣または翻訳の判定

4.1 複製とは、係争商標が他人の著名商標と同一であることをいう。

4.2 模倣とは、係争商標が他人の著名商標の顕著な部分または顕著な特徴を踏襲することをいう。

著名商標の顕著な部分または顕著な特徴とは、著名商標の主な識別作用を果たす部分または特徴をいい、特定の文字またはその組合せ方法及び字体表現形式、特定の図形構成方法及び表現形式、特定の色彩の組合せ等が含まれる。

4.3　翻訳とは、係争商標が他人の著名商標を別の言語文字で表現し、かつ当該言語文字が他人の著名商標と対応関係にあるうえ、関連する公衆に広く知られ、または習慣的に使用されている場合をいう。

5　混同、誤認の可能性の判定

5.1　混同、誤認とは、商品 / 役務の出所の誤認を招くことをいう。混同、誤認には、次の場合が含まれる。

（1）消費者が商品 / 役務の出所を誤認し、係争商標が表示されている商品 / 役務を著名商標の所有者が製造し、または提供したものであると認識する場合

（2）消費者に、係争商標が表示されている商品の製造者または役務の提供者と著名商標との間に投資関係、ライセンス関係または提携関係等、なんらかの関係があると連想させる場合

5.2　混同、誤認の判定は、実際に混同、誤認が発生したことを要件とせず、混同、誤認の可能性の有無を判定するだけで足りる。

5.3　混同、誤認の可能性の判定にあたっては、次の各種要素を勘案しなければならない。

（1）係争商標と例証とする商標の近似度

（2）例証とする商標の独創性

（3）例証とする商標の知名度

（4）係争商標及び例証とする商標のそれぞれを使用する商品 / 役務の関連度

（5）混同、誤認を招くおそれのあるその他の要素

6　著名商標の保護の範囲の判定

6.1　中国で登録されていない著名商標については、「商標法」第 13 条第 1 項の規定により、保護の範囲は、同一または類似の商品 / 役務に及ぶ。

6.2　中国で既に登録されている著名商標については、「商標法」第 13 条第 1 項の規定により、保護の範囲は、同一でない、または類似しない商品 / 役務に及ぶ。

既に登録されている著名商標の保護の範囲を同一でない、または類似しない商品 / 役務に拡大するときは、混同、誤認の可能性があることが前提となる。個々の事案における保護の具体的範囲は、本基準 5.3 に定める要素を勘案して判定する。

7　利害関係者の判定

「商標法」第 41 条第 2 項の規定により、著名商標の所有者のほか、利害関係者も商標評審委員会に登録商標取消裁定を申し立てることができる。次の主体を利害関係者とする。

（1）著名商標のライセンシー

（2）事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評審申立時点を基準とする。ただし、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

8　悪意の登録の判定

他人の著名商標を複製、模倣または翻訳して登録を出願した場合には、当該商標登録の日から5年以内に、著名商標の所有者または利害関係者は、商標評審員会に当該係争商標の取消を申し立てることができる。ただし、悪意の登録については、著名商標の所有者による係争商標の取消の申し立ては、5年間の期間の制限を受けない。

係争商標出願人の悪意の有無を判定するにあたっては、次の要素を考慮する。

（1）係争商標出願人と著名商標所有者との間に過去に取引または提携関係があった。

（2）係争商標出願人と著名商標所有者とが同一地域にあり、または双方の商品 / 役務に同一の販売経路及び地域範囲がある。

（3）係争商標出願人と著名商標所有者との間に過去に他の争いが生じたことがあり、当該著名商標を知っていた。

（4）係争商標出願人と著名商標所有者との間に過去に内部人員の行き来があった。

（5）係争商標出願人に、登録後、不当利益の獲得を目的とし、著名商標の信望及び影響力を利用して誤認を招く宣伝を行い、著名商標所有者に自らとの取引提携を強要し、著名商標所有者または他人に高額の譲渡金、ライセンス料または権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。

（6）著名商標に比較的強い独創性がある。

（7）悪意と認定することができるその他の事情

二　被代理人または被代表者の商標を無断で登録した場合の商標審理基準

「商標法」第 15 条

権利を授けられていない代理人または代表者が自らの名義で被代理人または被代表者の商標を出願し、被代理人または被代表者が異議を申し立てた場合は、それを登録せず、かつその使用を禁止する。

1　はじめに

代理人または代表者が授権を経ないで被代理人または被代表者の商標を無断で出願する行為は、信義誠実の原則に反し、被代理人、被代表者または利害関係者の合法的権益を侵害するものである。上記規定の主旨は、代理人または代表者の悪意による抜け駆け登録行為を禁じることにある。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、代理人または代表者による被代理人または被代表者の商標の無断登録が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2　適用の条件

代理人または代表者が授権を経ないで被代理人または被代表者の商標を無断で出願する行為を認定するにあたっては、次の条件を満たさなければならない。

（1）係争商標登録出願人が商標所有者の代理人または代表者であること。ただし、本基準 5 の第 2 項に定める事由があるときは、当該規定による。

（2）係争商標の指定使用範囲が被代理人、被代表者の商標を使用する商品 / 役務と同一または類似の商品 / 役務であること。

（3）係争商標が被代理人、被代表者の商標と同一または類似していること。

（4）代理人または代表者がその出願行為について被代理人または被代表者から権利を授けられていることを証明できないこと。

商標紛争事案において、被代理人、被代表者または利害関係者は、係争商標登録の日から 5 年以内に取消を申し立てなければならない。

3　代理関係、代表関係の判定

3.1 「商標法」第 15 条の内容は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」6 条（7）の規定に由来するものである。このため、代理関係を定義するときは、同条項が制定された目的、すなわち信義誠実の原則に反する代理人の悪意の抜け駆け登録行為を阻むことを念頭において解釈を行う必要がある。同条における代理人には、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国契約法」に定める代理人のほかに、商事取引に基づき被代理人の商標を知り得る販売者が含まれる。

代表者とは、被代表者に従属する特定の身分を有し、職務行為を遂行することによって被

代表者の商標を知り得る個人をいい、法定代表者、董事、監事、総経理・副総経理、組合業務の執行者等の人員が含まれる。

3.2　代理関係終了後に代理人が被代理人の商標の登録を出願し、被代理人または利害関係者の利益が損なわれる可能性をもたらしたときは、「商標法」第 15 条を適用し、これを登録せず、または係争商標を取り消す判定を行うことができる。

代表関係終了後の代表者の悪意の抜け駆け登録行為については、前項を参照して処理する。

3.3　被代理人は、次に定める証拠資料によって代理関係の存在を証明することができる。

（1）双方当事者が締結した契約

（2）双方当事者間の取引証憑、調達資料等、契約関係または商事取引の存在を証明することができる証拠資料

（3）代理関係の存在を証明することができるその他の証拠資料

被代表者は、次に定める証拠資料によって代表関係の存在を証明することができる。

（1）企業登録登記資料

（2）企業の給与表、労働契約、任命文書、社会保険、医療保険の資料

（3）一方の当事者が被代表者に従属する特定の位置付けを有し、職務行為を遂行することによって被代表者の商標を知り得ると証明することができるその他の証拠資料

4　被代理人、被代表者の商標

4.1　被代理人の商標には、次のものが含まれる

（1）契約または授権委託書に明記されている被代理人の商標

（2）当事者間に約定がない場合において、代理関係が既に確定しているときは、被代理人が販売を代理させる商品 / 役務に既に先に使用している商標を被代理人の商標とみなす。

（3）当事者間に約定がない場合において、代理人が販売を代理する商品 / 役務に使用する商標は、代理人自身の広告宣伝等の使用行為によって、関連する公衆に当該商標が被代理人の商品 / 役務と他人の商品 / 役務との違いを示すものであると認識させるに足るときに、被代理人の商品 / 役務に関してこれを被代理人の商標とみなす。

4.2　被代表者の商標には、次のものが含まれる。

（1）被代表者が既に先に使用している商標

（2）法により被代表者に帰属するその他の商標

5　係争商標の登録出願を代理人または代表者が自らの名義で出願した場合

代理人または代表者の名義で被代理人または被代表者の商標の登録を出願したわけではないが、登録出願人と代理人または代表者との間に共謀する行為があるときは、「商標法」第 15 条を適用し、登録を認めず、または係争商標を取り消す判定を行うべきである。

6　被代理人、被代表者の商標に対する保護の範囲は、当該商標を使用する商品 / 役務と同一の商品 / 役務だけでなく、類似の商品 / 役務にも及ぶ。

7　代理人または代表者が登録を出願してはならない商標標章は、被代理人または被代表者の商標と同一の標章だけでなく、被代理人または被代表者の商標と似通った標章も含まれる。

8　代理人、代表者が商標登録の授権を経たことについての判定

8.1　被代理人、被代表者が行う授権の内容は、代理人、代表者が登録できる商品 / 役務及び商標標章のほか、授権の意思表示をはっきりと明確にしなければならない。

8.2　代理人または代表者は、次の証拠資料を提出して授権の事実が存在することを証明しなければならない。

（1）被代理人、被代表者が代理人、代表者に対して行った書面による授権の文書。

（2）被代理人、被代表者が代理人、代表者に対してはっきりとした明確な授権の意思表示を行ったと認定できるその他の証拠。

8.3　代理人、代表者が登録出願時に被代理人、被代表者の明確な授権を経ていなかった場合であっても、被代理人、被代表者が当該登録出願行為を追認したときは、代理人、代表者が被代理人、被代表者の授権を経ていたものとみなす。

9　利害関係者の判定

「商標法」第 41 条第 2 項の規定により、被代理人または被代表者のほか、利害関係者も商標評審委員会に登録商標取消裁定を申し立てることができる。次の主体を利害関係者とする。

（1）被代理人または被代表者の商標の合法的な相続人

（2）被代理人または被代表者の商標のライセンシー

（3）事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評審申立時点を基準とする。ただし、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

三　他人の既存の権利の侵害の審理基準

「商標法」第 31 条

商標の登録出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。

1　はじめに

登録を出願する商標は、既存性（中国語は「在先性」）を有するものでなければならない。ここでいう既存性とは、登録を出願する商標が、他人が先に出願し、または登録した商標と競合してはならず、また、他人が先に取得したその他の合法的権利と競合してはならないことをいう。既存の商標権の保護については、「商標法」の他の条項に規定があるため、本条に定める既存の権利とは、係争商標の登録出願日前に取得されたその他の権利を指し、商号権、著作権、意匠特許権、氏名権、肖像権等が含まれる。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、既存の権利の保護が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2　商号権

2.1　他人が先に登録し、使用し、かつ一定の知名度を有する商号と同一または基本的に同一である文字の商標登録を出願し、中国の関連する公衆の混同を招きやすく、既存の商号権者の利益を侵害するおそれがあるときは、他人の既存の商号権に対する侵害と認定し、係争商標を登録せず、または取り消す。

2.2　適用の条件

（1）商号の登記、使用日が係争商標の登録出願日より前であること。

（2）当該商号が中国の関連する公衆の間において一定の知名度を有すること。

（3）係争商標を登録及び使用すると、関連する公衆に混同を生じさせやすく、既存の商号権者の利益が侵害されるおそれがあること。

2.3　既存の商号権の定義

商号権をもって係争商標に対抗するためには、使用日が係争商標の登録出願日より前であることを要する。

商号権を先に有していたという事実は、企業登記資料、当該商号を使用した商品取引文書、広告宣伝資料等によって証明することができる。

2.4　混同のおそれの判定

混同のおそれとは、係争商標を登録及び使用すると、当該商標によって示される商品 / 役務の出所が商号権者であり、またはこれと商号権者との間に特定の関係があると関連する公衆に誤認させる可能性があることをいう。

係争商標と既存の商号権との混同を招きやすく、既存の商号権者の利益を侵害するおそれ

があると認定するにあたっては、次の各種の要素を勘案しなければならない。

(1) 既存の商号の独創性

商号に使用されている文字がよくある語句ではなく、確かな意味のない創作語彙であるときは、独創性があると認定することができる。

(2) 既存の商号の知名度

既存の商号が関連する公衆の間において知名度を有しているかを認定するときは、商号の登記時期、当該商号を使用した経営活動の期間、地域範囲、経営業績、広告宣伝状況等の面から考察する必要がある。

(3) 係争商標の指定使用商品 / 役務と商号権者が提供する商品 / 役務とが原則として同一または類似していること。

2.5 保護の範囲

既存の商号に備わっている独創性、知名度並びに双方の商品 / 役務の関連度に基づき、個々の事案について当該既存の商号の保護の範囲を具体的に確定する。

3 著作権

3.1 他人が著作権を有する著作物をもって著作権者の許諾を経ないで商標登録を出願した場合には、他人の既存の著作権の侵害と認定し、係争商標を登録せず、または取り消す。

3.2 適用の条件

(1) 係争商標が他人が先に著作権を有している著作物と同一または実質的に同一であること。

(2) 係争商標の登録出願人が他人が著作権を有する著作物に接触したことがあり、または接触した可能性があること。

(3) 係争商標の登録出願人が著作権者の許諾を経ていないこと。

3.3 既存の著作権の定義

先に著作権を有しているとは、係争商標の登録出願日より前に、他人が既に創作して著作物を完成させ、または相続、譲渡等の方式によって著作権を取得している場合をいう。

先に著作権を有しているという事実は、次に定める証拠資料によって証明することができる。著作権登記証書、当該著作物を先に公表したという証拠資料、当該著作物を先に完成させたという証拠資料、著作権を相続、譲渡等の方式で先に取得したという証拠資料。

確定判決において確認された当事者が著作権を先に有していたという事実は、十分な反証がないときは、これを認めることができる。

3.4 「著作物」とは、「中華人民共和国著作権法」の保護を受ける対象をいう。

3.5 係争商標の登録出願人が係争商標を独自の創作によって完成させたことを証明できる場合には、他人の既存の著作権に対する侵害にあたらない。

3.6 係争商標の登録出願人は、その主張する著作権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

「中華人民共和国著作権法」及びその「実施条例」の関連規定によると、係争商標の登録出願人は、係争商標の登録出願人が著作権者と使用許諾契約を締結したこと、または著作権者が当該登録出願人に対して著作物を使用して商標の登録を出願することを許諾する直接かつ明確な意思表示をしたことを証拠を示して証明しなければならない。

4　意匠特許権

4.1　授権を経ないで、同一または類似の商品について、他人が特許権を有する意匠を商標として出願したものについては、他人の既存の意匠特許権の侵害と認定し、係争商標の登録を認めず、または取り消す。

4.2　適用の条件

（1）意匠権付与の公告日が係争商標の登録出願日及び使用日より前であること

（2）係争商標が意匠と同一または類似の商品に使用されること

（3）係争商標が意匠と同一または似通っていること。

4.3　他人の既存の意匠特許権の定義

意匠特許権付与の公告日が係争商標の登録出願日及び使用日より前でなければならない。

当事者は、意匠特許権を先に有していたことを主張するときは、意匠特許証書、年金納付証憑等の証拠資料を提出してこれを証明しなければならない。

4.4　係争商標と意匠とが同一または類似商品に使用されていること。商品が同一でなく、または類似しないときは、意匠特許権の侵害と認定することはできない。

4.5　係争商標と意匠とが同一または似通っているかを判断するにあたっては、係争商標と意匠の全体とを比較してもよいし、係争商標の主要部分の顕著な部分と意匠の主要部分とを比較してもよい。

係争商標と意匠とが同一または似通っているかを認定するときは、原則として、商標の同一、類似の審査基準を適用する。意匠特許の文字は、その特別な表現形式のみが保護され、意味は特許権の保護の範囲に含まれない。

4.6　係争商標の登録出願人は、その主張する意匠特許権者の授権を経たという事実について挙証責任を負う。

5　氏名権

5.1　許諾を経ないで、他人の氏名の商標登録を出願し、他人の氏名権に損害をもたらし、または損害をもたらすおそれがあるときは、係争商標を登録せず、または取り消す。

5.2　適用の条件

（1）係争商標と他人の氏名とが同一であること

（2）係争商標の登録が他人の氏名権に損害をもたらし、または損害をもたらすおそれがあること

5.3　他人の氏名には、本名、筆名（ペンネーム）、芸名、別名等が含まれる。

「他人」とは、存命中の自然人をいう。

「同一」とは、他人の氏名と完全に同一の文字を使用し、または他人の氏名の翻訳であって、社会公衆の認識上、当該氏名権者を指すことをいう。

5.4　係争商標が他人の氏名権を侵害するかを認定するときは、氏名権者の社会公衆の間における認知度を考慮しなければならない。

5.5　係争商標の登録出願人は、その主張する氏名権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

許諾を経ないで有名人（原文は「公衆人物」）の氏名を用いて商標登録を出願し、または他人の氏名であることを明らかに知りながら、他人の利益を侵害する目的で商標登録を出願した場合には、他人の氏名権に対する侵害と認定する。

係争商標の登録出願日の前に氏名権者が許諾を撤回した場合、氏名権者が使用を許諾した商品 / 役務の範囲を逸脱して商標登録を出願した場合、並びに氏名権者が明確に許諾していない使用商品 / 役務について商標登録を出願した場合には、許諾を経ていないものとみなす。

5.6　氏名を用いて商標登録を出願し、公序良俗を損ない、またはその他の良くない影響がある場合には、「商標法」第 10 条第 1 項第 8 号の規定により審査を行う。

6　肖像権

6.1　許諾を経ないで、他人の肖像をもって商標登録を出願し、他人の肖像権に損害をもたらし、または損害をもたらすおそれがあるときは、係争商標を登録せず、または取り消す。

6.2　適用の条件

（1）係争商標が他人の肖像と同一または似通っていること

（2）係争商標の登録が他人の肖像権に損害をもたらし、または損害をもたらすおそれがあること

6.3　他人の肖像には、肖像の写真、肖像画等が含まれる。

「他人」とは、存命中の自然人をいう。

「同一」とは、係争商標が他人の肖像と完全に同一であることをいう。

「似通っている」とは、係争商標と他人の肖像とが構図上異なる部分もあるが、他人の主な姿形の特徴を示しており、社会公衆の認識上、当該肖像権者を指すことをいう。

6.4　係争商標の登録出願人は、その主張する肖像権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

許諾を経ないで有名人（原文は「公衆人物」）の肖像氏名を用いて商標登録を出願し、または他人の肖像であることを明らかに知りながら、商標登録を出願した場合には、他人の肖像権に対する侵害と認定する。

係争商標の登録出願日の前に肖像権者が許諾を撤回した場合、肖像権者が使用を許諾した

商品 / 役務の範囲を逸脱して商標登録を出願した場合並びに肖像権者が明確に許諾していない使用商品 / 役務について商標登録を出願した場合には、許諾を経ていないものとみなす。

6.5　他人の肖像を使用して商標登録を出願し、公序良俗を損ない、またはその他の良くない影響がある場合には、「商標法」第 10 条第 1 項第 8 号の規定により審査を行う。

7　既存の権利者または利害関係者が商標評審委員会に係争商標の取消を申し立てるときは、係争商標登録の日から 5 年以内に申し立てなければならない。次の主体を利害関係者とする。

（1）既存の権利のライセンシー

（2）事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評審申立時点を基準とする。ただし、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

四　他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録の審理基準

「商標法」第 31 条

商標の登録出願は…、他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。

1　はじめに

上述の規定は、信義誠実の原則に基づき、既に使用されている一定の影響力を有する商標を保護し、不正な手段による抜け駆け登録行為を制止し、登録の原則を厳格に実施することによって生じる可能性のある不公平な結果を補うものである。

商標異議、異議再審及び紛争事案の審理において、他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録が問題となるときは、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2　適用の条件

（1）他人の商標が係争商標の出願日前に既に使用されていて一定の影響力を有していること

（2）係争商標が他人の商標と同一または似通っていること

（3）係争商標を使用する商品 / 役務と他人の商標が使用される商品 / 役務とが同一または類似していること

（4）係争商標出願人が悪意であること

先に使用していて一定の影響力を有する商標の所有者または利害関係者が「商標法」第 31 条の規定により係争商標の取消を申し立てるときは、係争商標登録の日から 5 年以内に申し立てなければならない。

3　既に使用している一定の影響力を有する商標の判定

3.1　既に使用している一定の影響力を有する商標とは、中国で既に使用されており、一定の地域の範囲内の関連する公衆に知られている未登録の商標をいう。

関連する公衆の判定には、「他人の著名商標の複製、模倣または翻訳の審理基準」3.1 の規定を適用する。

3.2　商標に一定の影響力があるかを判定するにあたっては、個々の事案の状況について次に定める各種要素を勘案しなければならない。ただし、当該商標が次のすべての要素を満たすことが前提ではない。

（1）関連する公衆の商標に対する認知度

（2）当該商標の使用の継続期間及び地理的範囲

（3）当該商標のなんらかの宣伝活動の期間、方法、程度及び地理的範囲

（4）当該商標に一定の影響力を生じさせるその他の要素

3.3　上記参考要素は、次に定める証拠資料によって証明することができる。

（1）当該商標を使用する商品 / 役務の契約、領収書、貨物引替証、銀行入金証憑、輸出入証憑等

（2）当該商標を使用する商品 / 役務の販売区域の範囲、販売網の分布及び販売経路、方法に関する資料

（3）当該商標にかかわる放送、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、ネットワーク、戸外等のメディアの広告、メディアの評論及びその他の宣伝活動資料

（4）当該商標を使用する商品 / 役務について参加した展示会、博覧会に関する資料

（5）当該商標を最初に使用した時期及び使用継続状況に関する資料

（6）当該商標の受賞状況

（7）当該商標に一定の影響力があることを証明することができるその他の資料

3.4　商標の使用状況の証明に用いる証拠資料は、使用した商標標章、商品 / 役務、使用日及び使用者を示すことができるものでなければならない。

3.5　商標が一定の影響力を有しているかどうかは、原則として係争商標出願日を基準として判定する。

4　悪意の判定

係争商標出願人の悪意の有無を判定するにあたっては、次に定める各種要素を勘案することができる。

（1）係争商標出願人と先使用者との間に過去に取引または提携関係があった。

（2）係争商標出願人と先使用者とが同一地域にあり、または双方の商品 / 役務に同一の販売経路及び地域範囲がある。

（3）係争商標出願人と先使用者との間に過去に他の争いが生じたことがあり、先使用者の商標を知っていた。

（4）係争商標出願人と先使用者との間に過去に内部人員の行き来があった。

（5）係争商標出願人に、登録後に、不当利益の獲得を目的とし、先使用者の一定の影響力を有する商標の信望及び影響力を利用して誤認を招く宣伝を行い、先使用者に自らとの取引提携を強要し、先使用者または他人に高額の譲渡金、ライセンス料または権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。

（6）他人の商標に比較的強い独創性がある。

（7）悪意と認定することができるその他の事情

5　利害関係者の判定

「商標法」第 41 条第 2 項の規定により、著名商標所有者のほか、利害関係者も商標評審委員会に登録商標取消裁定を申し立てることができる。次の主体を利害関係者とする。

（1）一定の影響力がある商標のライセンシー

（2）事案と利害関係があることを証明する証拠を有するその他の主体

利害関係者であるかどうかは、評審申立時点を基準とする。ただし、事案の審理のときに既に利害関係が備わっているものについても、利害関係者と認定する。

五　欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録された商標の審理基準

「商標法」第 41 条

既に登録された商標が…、欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得ていた場合は、商標局は、その登録商標を取り消す。その他の単位または個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消裁定を申し立てることができる。

1　はじめに

商標登録出願は、信義誠実の原則を遵守しなければならず、虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて登録を受けてはならず、また、不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行ってはならない。

欺瞞的な手段またはその他の不正な手段によって商標登録を受けたことが問題となる場合には、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2　適用の条件

2.1　虚偽を弄する手段によって商標行政主管機関をあざむいて商標登録を受ける行為

これは、係争商標登録者が商標登録を出願するときに、商標行政主管機関に対して事実を偽り、または真相を隠し、偽造の出願書類またはその他の証明文書を提出して商標登録を受ける行為をいう。これには、次のものが含まれるがこれに限らない。

（1）出願書類の署名捺印を偽造する行為

（2）出願人の主体資格証明文書を偽造、改ざんする行為。これには、虚偽の身分証、営業許可証等の主体資格証明文書を使用し、または身分証、営業許可証等の主体資格証明文書上の重要な登記事項等を改ざんする行為が含まれる。

（3）その他の証明文書を偽造する行為

2.2　不正競争を行い、不当利益を得ることを目的として悪意で登録を行う行為

これは、「商標法」第 13 条、第 15 条、第 31 条等の条項に定める場合のほかに、係争商標登録者が他人が先に使用している商標であることを明らかに知り、または知り得べきであったにもかかわらず、その登録を出願したことを証明する十分な証拠がある場合をいう。かかる行為は、他人の合法的権益を侵害し、公平競争の市場秩序を損なうため、係争商標を登録せず、または取り消す。

当事者が遅滞なく権利を行使し、商標に関する法律関係の相対的安定性を保つため、商標の先行使用者が係争商標の登録が本項の場合に該当するとして取消を申し立てるときは、「商標法」第 41 条第 2 項の期間に関する規定を参照し、その商標紛争裁定申立は、係争商標登録の日から 5 年以内に商標評審委員会に申し立てなければならない。

（1）係争商標登録者の悪意の有無を判定するにあたっては、次の要素を勘案することができる。

① 係争商標出願人と他人との間に過去に取引または提携関係があった。

② 係争商標出願人と他人とが同一地域にあり、または双方の商品 / 役務に同一の販売経路及び地域範囲がある。

③ 係争商標出願人と他人との間に過去に係争商標に関する他の争いが生じたことがある。

④ 係争商標出願人と他人との間に過去に内部人員の行き来があった。

⑤ 係争商標登録後、係争商標登録者に、不当利益の獲得を目的とし、他人に自らとの取引提携を強要し、他人に高額の譲渡金、ライセンス料または権利侵害の賠償金等を要求する行為があった。

⑥ 他人の商標に比較的強い独創性がある。

⑧ 悪意と認定することができるその他の事情

(2) 係争商標が他人が先に使用している商標であること

先に使用しているとは、係争商標登録出願日の前に、他人が既に中国で当該商標を使用していることをいう。

(3) 保護の範囲

先に使用している商標の保護の範囲は、原則として当該商標を使用する商品 / 役務と同一または類似の商品 / 役務に限られる。

六　登録商標取消事案の審理基準

本基準は、「商標の不正登録による取消事案の審理」、「商標の使用及び関連行為による取消事案の審理」、「商品品質問題による取消事案の審理」の 3 つの部分に分かれている。

登録商標の取消が問題となる場合には、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

第一部分　商標の不正登録による取消事案の審理

「商標法」第 41 条第 1 項

既に登録された商標が本法第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定に違反している場合、または欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録を得ていた場合は、商標局は、その登録商標を取り消す。

「商標法」第 49 条第 1 項

商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、…。

1　はじめに

上記条項は、不正登録商標の取消の実体要件と手続要件を定めたものであり、「商標法」の禁止事由にあてはまる登録商標を取り消し、信義誠実の原則に反する不正登録行為を取り締まることを目的としている。

2　商標不正登録に該当するかどうかの判定

2.1　次の場合には、商標不正登録に該当する。

（1）係争商標が「商標法」第 10 条に定める商標として使用できない標章に該当する。

（2）係争商標が「商標法」第 11 条第 1 項に定める商標として登録できない標章に該当する。

（3）係争商標が「商標法」第 12 条に定める商標として登録できない立体的形状に該当する。

（4）係争商標の登録を商標出願人が欺瞞的手段またはその他の不正手段によって受けた。

2.2

（1）係争商標が「商標法」第 10 条に定める商標として使用できない標章に該当するかどうかの判定にあたっては、「商標審査基準」の一「商標とすることができない標章の審査」を適用する。

（2）係争商標が「商標法」第 11 条第 1 項に定める商標として登録できない標章に該当するかどうかの判定にあたっては、「商標審査基準」の二「商標の顕著な特徴の審査」を適用する。

（3）係争商標が「商標法」第 12 条の商標として登録できない立体的形状に該当するかどうかの判定にあたっては、「商標審査基準」の四「立体的商標の審査」を適用する。

（4）係争商標の登録が欺瞞的手段またはその他の不正手段によって受けたものであるかどうかの判定にあたっては、「欺瞞的な手段またはその他の不正な手段により登録された商標の審理基準」を適用する。

第二部分　商標の使用及び関連行為による取消事案の審理

「商標法」第 44 条

登録商標の使用に際し、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、商標局は、期限を定めて是正を命じ、またはその登録商標を取り消す。

（1）無断で登録商標を変更した場合。

（2）無断で登録商標の登録者の名義、所在地またはその他の登録事項を変更した場合。

（3）無断で登録商標を譲渡した場合。

（4）継続して 3 年間使用を停止した場合。

「商標法実施条例」第 39 条

商標法第 44 条第 1 号、第 2 号、第 3 号の行為のいずれかに該当する場合、工商行政管理機関は、商標登録者に期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合は、商標局にその登録商標の取消を求める。

商標法第 44 条第 4 号の行為については、いかなる者も商標局に当該登録商標の取消を請求でき、かつ関係状況を説明することができる。商標局は、商標登録者に通知しなければならず、その通知を受け取った日から 2 か月以内に当該商標の取消請求の提出前に使用したことの証拠資料を提供させるか、または使用しなかった正当な理由を説明させる。期間が満了しても使用した証拠資料を提出できず、または証拠資料が無効であり、かつ正当な理由がないときは、商標局はその登録商標を取り消す。

前項における使用したことの証拠資料は、商標登録者が登録商標を使用したことの証拠資料及び商標登録者が他人に登録商標の使用を許諾したことの証拠資料を含む。

「商標法」第 49 条第 1 項

商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、…。

1　はじめに

商標登録者は、登録商標を規範的かつ継続して使用する法定の義務を負う。「商標法」は、登録商標を無断で変更する行為、登録商標の登録者の名義、所在地またはその他の登録事項を無断で変更する行為、登録商標を無断で譲渡する行為等を禁じている。

2　無断で登録商標を変更した状況の有無の判定

無断で登録商標を変更したとは、商標登録者またはライセンシーが登録商標を実際に使用するときに、当該商標の文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ等を無断で変更し、元の登録商標の主要な部分及び顕著な特徴に変化を生じさせることをいう。変更後の標章を元の登録商標と対比させると、同一性がないと認識されやすい。

上述の行為が存在し、工商行政管理部門が商標登録者に期限を定めて是正するよう命じたにもかかわらず、是正しない場合には、法によりこれを取り消す。

3　無断で登録商標登録者の名義、所在地またはその他の登録事項を変更した状況の有無の判定

3.1　無断で登録商標登録者の名義を変更したとは、商標登録者の名義（氏名または名称）に変更が生じた後、法により商標局に変更申請を提出せず、または実際に登録商標を使用する登録者の名義と「商標登録簿」に記載された登録者の名義とが一致しないことをいう。

3.2　無断で登録商標登録者の所在地を変更したとは、商標登録者の所在地に変更が生じた後、法により商標局に変更申請を提出せず、または商標登録者の実際の住所と「商標登録簿」に記載された登録者の所在地とが一致しないことをいう。

3.3　無断で登録商標のその他の登録事項を変更したとは、商標登録者の名義、所在地以外のその他の登録事項に変更が生じた後、登録者が法により商標局に変更申請を提出しないで、「商標登録簿」上に登記された関連事項と一致しなくなることをいう。

上記の行為のいずれかがあり、工商行政管理部門が商標登録者に期限を定めて是正を命じたにもかかわらず、是正しない場合には、法によりこれを取り消す。

4　無断で登録商標を譲渡した状況の有無の判定

無断で登録商標を譲渡したとは、商標登録者が自ら登録商標専用権を譲受人に譲渡したにもかかわらず、両者が法に従わないで共同で商標局に申請を提出せず、譲渡手続をしない違法行為をいう。

上記の行為があり、工商行政管理部門が商標登録者に期限を定めて是正を命じたにもかかわらず、是正しない場合には、法によりこれを取り消す。

5　継続して 3 年間使用を停止した事実の有無の判定

5.1　継続して 3 年間登録商標の使用を停止したとは、登録商標の有効期間内にその使用を停止し、当該行為が間断なく 3 年以上続いた場合をいう。

5.2　継続して 3 年間登録商標の使用を停止した場合の期間の計算は、申立人が商標局に当該登録商標の取消を申し立てた日から起算し、さかのぼって 3 年間とする。

5.3　商標の使用の判定

5.3.1 商標の使用とは、商標の商業使用をいう。これには、商標を商品、商品包装または容器及び商品取引文書に用い、または商標を広告宣伝、展示及びその他の商業活動に用いることが含まれる。

5.3.2 商標を指定商品に使用する具体的な形態としては、次のものが挙げられる。

（1）直接貼り付け、刻印し、烙印を押し、もしくは編み込む等の方法で商標を商品、商品包装、容器、ラベル等に付け、または商品に付ける製品マーク、製品説明書、パンフレット、価格表等に用いる。

（2）商標を商品の販売と関係のある取引文書に使用する。これには、商品販売契約、領収書、証票、受領書、商品輸出入検査検疫証明書、通関書類等に使用する場合が含まれる。

（3）商標をラジオ、テレビ等のメディアで使用し、または公開発行される出版物の中で発表し、広告板、郵送広告またはその他の広告方法によって商標または商標を使用する商品の広告宣伝を行う。

（4）商標を展示会、博覧会で使用する。これには、展示会、博覧会で提供する当該商標を使用した印刷物及びその他の資料が含まれる。

（5）法律の規定に合致するその他の商標使用形式

5.3.3 商標を指定役務に使用する具体的な形態としては、次のものが挙げられる。

（1）商標を役務場所に直接用いる。これには、役務のパンフレット、役務場所の看板、売り場の飾付、従業員の衣服、ポスター、メニュー、価格表、賞品券、事務用品、便箋及び指定役務に関わるその他の用品に用いる場合が含まれる。

（2）商標を役務と関係のある文書資料に使用する。これには、領収書、送金証憑、役務提供協議書、メンテナンス証明等が含まれる。

（3）商標をラジオ、テレビ等のメディアで使用し、または公開発行される出版物の中で発表し、広告板、郵送広告またはその他の広告方法によって商標または商標を使用する役務の広告宣伝を行う。

（4）商標を展示会、博覧会で使用する。これには、展示会、博覧会で提供する当該商標を使用した印刷物及びその他の資料が含まれる。

（5）法律の規定に合うその他の商標使用形式。

5.3.4 商標登録情報の公表または商標登録者がその登録商標について専用権を有する旨の声明は、商標法上における商標の使用とみなさない。

5.3.5 係争商標に継続して 3 年間使用を停止した状況がないという事実については、係争商標登録者が挙証責任を負う。

係争商標に継続して 3 年間使用を停止した状況がないことを証明する証拠資料は、次の条件を満たさなければならない。

（1）使用した商標標章が示されていること

（2）係争商標を使用指定商品 / 役務に使用したことが示されていること

（3）係争商標の使用者が示されていること。これには、商標登録者自身だけでなく、商標登録者が許諾した他人も含まれる。他人に使用を許諾した場合には、使用許諾関係の存在を証明できること。

（4）係争商標の使用時期が示されていること。なお、使用時期は、取消申立の日からさかのぼって 3 年以内でなければならない。

（5）係争商標が「商標法」の効力の及ぶ地域範囲内で使用されたことを証明できること

（6）係争商標が商業活動上で実際に公けかつ合法的に使用されたことを証明できること

5.3.6 商標登録者またはライセンシーが指定使用商品のうちの 1 種類に登録商標を使用した場合には、当該商品に類似する商品についての登録を維持することができる。

5.4　次の事由は、登録商標未使用の正当な理由とみなす。

（1）不可抗力

（2）政府の政策的規制により使用を停止した場合

（3）破産、清算により使用を停止した場合

（4）商標登録者の責に帰すことのできないその他の正当な事由

第三部分　商品品質問題による取消事案の審理

「商標法」第 45 条

登録商標を利用して、その商品を粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いた場合は、…商標局がその登録商標を取り消す。

「商標法」第 49 条第 1 項

商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服がある場合は、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができ、商標評審委員会は決定を下し、…。

1　はじめに

商標の管理を通じて、製造者、販売者による商品の品質保証を促し、消費者の利益を保護することが、商標法の立法目的の一つである。商標登録者は、その登録商標を使用する商品の品質を保証する義務を負う。

2　登録商標を使用する商品を粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いた状況の有無の判定

粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いた事実があったかどうかは、品質検査報告、行政主管機関の行政決定または司法機関の判決において認定された事実及びその根拠とされた証拠によって証明しなければならない。

七　類似商品または役務の審理基準

1　はじめに

「標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定」の主旨は、標章の登録のための商品及び役務の共通の国際分類体系を確立し、その実施を保証することにある。その後、同協定に基づいて世界知的所有権機関（WIPO）が「標章の登録のための商品及び役務の国際分類」を制定し、現在、世界の大部分の国で採用されている。

「標章の登録のための商品及び役務の国際分類」を採用することは、各国が標章の登録を取り扱うにあたっての商品及び役務の分類の統一に役立ち、国際貿易及び商標業務の国際交流の必要性に見合うものである。各国の商標主管機関にとっては、登録出願の審査時間を節約し、作業量を減らすことができ、科学的な商標登録制度を確立しやすくなる。商標登録出願人にとっては、出願前の準備作業が簡素化され、便利になる。

「類似商品及び役務区分表」は、「標章の登録のための商品及び役務の国際分類」をベースとして、類似商品または役務の分類に関する長年の実務経験を総括して制定、公布したものである。

類似商品または役務の判定が妥当であるかどうかは、当事者の商標専用権の取得及び行使に直接かかわる問題であり、経済取引の安全性及び公平な競争が行われる市場経済秩序の維持にも関係してくる。商標局、商標評審委員会は、事案を審理するときに「類似商品及び役務区分表」を参照すべきである。ただし、商品及び役務項目は絶えず更新され、発展し、市場取引の状況も変化し続け、類似商品及び役務の判定にも変化が生じるほか、個々の事案の特殊性もあるので、事案審理の過程において類似商品または役務の具体的な審査及び判断が必要となる場合もある。

商標出願拒絶、異議、異議再審、紛争、取消、取消再審事案の審理において、商品または役務が類似しているかどうかが問題となる場合には、本基準を原則として個々の事案の判定を行う。

2　類似商品の判定

2.1　類似商品とは、効能、用途、主要原料、生産部門、販売経路、販売場所、対象となる消費者等の面で同一または大差ない商品をいう。

2.2　類似商品の判定にあたっては、次の各種の要素を勘案しなければならない。

（1）商品の効能、用途

2 種類の商品の効能、用途が同一または大差なく、消費者の同様の需要を満たすことができる場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

2 種類の商品が効能、用途面で相互補完性を有し、または一緒に使用してはじめて消費者の需要を満たすことができる場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

（2）商品の原材料、成分

商品の原材料または成分は、商品の効能、用途を決める重要な要素である。一般的には、2 種類の商品の原材料または成分が同一または大差ない場合には、類似商品と判

定される可能性が比較的高い。

ただし、商品のモデルチェンジに伴い、商品の原材料または成分が変わっても、その原材料または成分が代替可能であり、商品の効能及び用途に影響を与えない場合には、類似商品と判定される可能性がある。

(3) 商品の販売経路、販売場所

2 種類の商品の販売経路、販売場所が同一または大差なく、消費者が両方に同時に触れる機会が比較的多く、消費者が両者に関連性があると認識しやすい場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(4) 商品と部品

多くの商品は一つ一つの部品によって組み立てられているが、当該商品と一つ一つの部品または部品同士がすべて当然に類似商品に該当すると認めることはできず、両者の関連度についての消費者の通常の認識をもとに判断する必要がある。

特定の部品の用途が特定の商品の使用効能にあわせたものであって、当該部品がないと当該商品の効能を実現することができず、または当該商品の経済的な使用目的が著しく損なわれる場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(5) 商品の製造者、消費者

2 種類の商品が同一の業種または分野の製造者によって生産、製造、加工されている場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

2 種類の商品が同一の業種に携わる消費者を対象としている場合、またはその消費者に共通の特徴がある場合には、類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(6) 消費の習慣

類似商品の判定にあたっては、これらのほかに、特定の社会・文化的背景の下で形成された中国の消費者の消費習慣を考慮しなければならない。消費者にとって習慣上、2 種類の商品が代替可能である場合には、その 2 種類の商品は類似商品と判定される可能性が比較的高い。

(7) 類似商品の判定に影響を与えるその他の関連要素

3 類似役務の判定

3.1 類似役務とは、目的、内容、方式、対象等の面で同一または大差ない役務をいう。

3.2 類似役務の判定にあたっては、次の各種の要素を勘案しなければならない。

(1) 役務の目的

2 種類の役務の目的が同一または大差なく、代替可能であり、一般の役務利用者の同一または大差ない需要を満たすことができる場合には、類似役務と判定される可能性が比較的高い。

(2) 役務の内容

提供する役務の内容が近いほど、類似役務と判定される可能性が高くなる。

（3）役務方式及び役務場所

役務方式及び役務場所が同じであって、一般の役務利用者が同時に触れる機会が比較的多い場合には、類似役務と判定される可能性が比較的高い。

（4）役務の対象の範囲

役務利用者が同一または大差ない消費者グループに属している場合には、類似役務と判定される可能性が比較的高い。

（5）役務提供者

役務提供者が同一の業種または分野に属している場合には、類似役務と判定される可能性が比較的高い。

（6）類似役務の判定に影響を与えるその他の関連要素

4　商品と役務とが類似しているかどうかの判定

4.1　商品と役務とが類似しているとは、商品と役務との間に特定の関連性があり、関連する公衆に混同されやすいことをいう。

4.2　商品と役務とが類似しているかどうかの判定にあたっては、次の各要素を勘案しなければならない。

商品と役務との間の関連度、用途、使用者、通常の効用、販売経路、販売習慣等の面における一致性。

八　使用によって顕著な特徴が備わった標章の審理基準

「商標法」第 11 条

次の各号に掲げる標章は、商標として登録してはならない。

（1）その商品の通用名称、図形、型番にすぎないもの。

（2）単に商品の品質、主要原料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したにすぎないもの。

（3）顕著な特徴を欠くもの。

前項に掲げる標章は、使用により顕著な特徴を有し、識別しやすいものとなったときは、商標として登録することができる。

1 「商標法」第 11 条第 1 項にいう標章に使用によって顕著な特徴が備わり、市場における特定の意味合いを持つようになり、関連する公衆が当該使用者の提供する商品 / 役務を識別する標章となった場合には、「商標法」第 11 条第 2 項の規定により、これを商標として登録できるものと判定する。

例 1：練り歯磨き	例 2：靴墨
两面针 LIANG MIAN ZHEN	黑又亮

2 「商標法」第 11 条第 2 項の規定により、使用によって顕著な特徴が備わった標章を審査するときは、次の要素を勘案しなければならない。

（1）関係する公衆の当該標章に対する認知度

（2）当該標章が指定商品 / 役務に実際に使用された時期、使用方法及び同業種における使用状況

（3）当該標章が使用されている商品 / 役務の生産、販売、広告宣伝状況及び当該標章が使用されている商品 / 役務そのものの特徴

（4）当該標章に顕著な特徴を与えたその他の要素

3　当該標章に使用によって顕著な特徴が備わったと主張する当事者は、相応する証拠資料を提出してこれを証明しなければならない。当該標章が使用によって顕著な特徴が備わった標章であるかどうかを判断するにあたっては、中国の関連する公衆がこれを指定使用商品 / 役務を示す標章であると認知し、かつこれによって他人の商品 / 役務と区別していることを基準とする。

4　本基準において使用とは、中国における使用をいう。

当該標章の使用状況を証明する証拠資料は、使用されている商標標章、商品 / 役務、使用時期及び当該標章の使用者が示されるものでなければならない。

5　使用によって顕著な特徴が備わった標章の登録を出願する場合には、実際に使用した標章と基本的に一致する標章でなければならず、当該標章の顕著な特徴を変更してはならない。

6　ある標章が使用によって顕著な特徴が備わった標章であるかどうかを判定するときは、審理時点における事実の状態を基準とする。

6　最高人民法院による登録商標、企業名称と既存の権利との抵触に係る民事紛争案件の審理における若干問題に関する規定（和訳）

（最高人民法院審判委員会制定、2008 年 2 月 18 日公布、2008 年 3 月 1 日施行）

登録商標、企業名称と既存の権利との抵触に係る民事紛争案件を正確に審理するため、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国商標法」及び「中華人民共和国不正競争防止法」等の法律の規定に基づき、裁判実務をふまえ、本規定を制定する。

第 1 条

原告が、他人が登録商標に使用した文字、図形等がその著作権、意匠特許権、企業名称権等の既存の権利を侵害したことを理由に訴訟を提起し、民事訴訟法第 108 条の規定に合致する場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

原告が、他人が指定商品上に使用した登録商標が原告の先行登録商標と同一または類似のものであることを理由に訴訟を提起した場合、人民法院は、民事訴訟法第 111 条第 3 項の規定に基づき、関連行政主管機関に解決を申し立てるよう原告に告知しなければならない。ただし、原告が、他人が指定商品の範囲を逸脱していること、または顕著な特徴の変更、分解、組合せ等の方法によって使用した登録商標がその登録商標と同一または類似のものであることを理由に訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

第 2 条

原告が、他人の企業名称がその先行企業名称と同一または類似のもので、関連の公衆にその商品の出所を混乱させるに足り、不正競争防止法第 5 条第 3 項の規定に反することを理由に訴訟を提起した場合、民事訴訟法第 108 条の規定に基づき、人民法院はこれを受理しなければならない。

第 3 条

人民法院は、原告の訴訟請求及び争いとなっている民事法律関係の性質に基づき、「民事案件事件名規定（試行）」により、登録商標または企業名称と既存の権利の抵触に係る民事紛争案件を案件名として確定し、かつ相応の法律を適用しなければならない。

第 4 条

訴えられた企業の名称が登録商標専用権を侵害し、または不正競争を構成する場合、人民法院は、原告の訴訟請求及び案件の具体的状況に基づき、被告が使用の停止、使用の規範化等の民事責任を負うよう確定することができる。

「無印良品」（指定商品：服装等）

商标的详细信息

注册号/申请号	795636	国际分类号	25	申请日期	1994-02-08

申请人名称(中文)	盛能投资有限公司	申请人地址(中文)	香港
申请人名称(英文)	JET BEST INVESTMENT LIMITED	申请人地址(英文)	

商标图像	无印良品	商品/服务列表	服装;帽;鞋;靴;袜; 查看详细信息 ...	类似群	2501 2507 2508 2509

初审公告期号	509	注册公告期号	521
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	1995年11月28日 至 2005年11月27日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	中国专利代理(香港)有限公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	续展		

前一页　后一页

仅供参考，无任何法律效力，请核实后使用

打 印　关 闭

「MUJI」（指定商品：服装等）

商标的详细信息

注册号/申请号	799693	国际分类号	25	申请日期	1994-03-17

申请人名称(中文)	盛能投资有限公司	申请人地址(中文)	香港
申请人名称(英文)	JET BEST INVESTMENT LIMITED	申请人地址(英文)	

商标图像	MUJI	商品/服务列表	服装;鞋;帽; 查看详细信息 ...	类似群	2501 2507 2508

初审公告期号	511	注册公告期号	523
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	1995年12月14日 至 2005年12月13日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	中国专利代理(香港)有限公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	续展		

前一页　后一页

仅供参考，无任何法律效力，请核实后使用

打 印　关 闭

「クレヨンしんちゃん（図形）」（指定商品：眼鏡等）

商标的详细信息

注册号/申请号	1133301	国际分类号	9	申请日期	1996-11-26

申请人名称(中文)	广州市诚益眼镜有限公司	申请人地址(中文)	广州市越秀区人民北路668号蓝宝石大厦901-906室
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	眼镜;眼镜盒;眼镜链;眼镜框;眼镜架;擦眼镜绒布;眼镜玻璃;眼镜（光学）;太阳镜;眼镜鼻托; 查看详细信息 ...	类似群	0921

初审公告期号	606	注册公告期号	618
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	1997年12月07日 至 2007年12月06日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期	无	代理人名称	广州市华南商标事务所有限公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	争议 转让		

前一页 后一页

仅供参考，无任何法律效力，请核实后使用

打 印 关 闭

「クレヨンしんちゃん（中国語の文字）」（指定商品：眼鏡等）

商标的详细信息

注册号/申请号	1133375	国际分类号	9	申请日期	1996-11-26

申请人名称(中文)	广州市诚益眼镜有限公司	申请人地址(中文)	广州市越秀区人民北路668号蓝宝石大厦901-906室
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)	

商标图像		商品/服务列表	眼镜;眼镜盒;眼镜链;眼镜框;眼镜架;擦眼镜绒布;眼镜玻璃;眼镜（光学）;太阳镜;眼镜鼻托; 查看详细信息 ...	类似群	0921

初审公告期号	606	注册公告期号	618
初审公告日期		注册公告日期	
专用权期限	1997年12月07日 至 2007年12月06日		年
后期指定日期		国际注册日期	
优先权日期		代理人名称	广州市华南商标事务所有限公司
指定颜色		商标类型	普通商标
是否共有商标	否	备注	
商标流程	争议 转让		

前一页 后一页

仅供参考，无任何法律效力，请核实后使用

打 印 关 闭

中国商標権冒認出願対策マニュアル

2009 年改訂増補版

[著者]

森・濱田松本法律事務所

弁護士　遠藤　誠

執筆協力：金順海、胡晗、王静、沈博文

［発行］

ジェトロ北京センター知的財産権部

TEL: 010-6528-2781

FAX: 010-6528-2782

2009 年 3 月発行　禁無断転載

本冊子は、ジェトロ北京センター知的財産権部が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。